

實と。成し奉らせ玉ふとして。先浮寶なくしては。佳からしと宣言て。即髪鬘を抜散ちて。樹種と成出させおはしまして。其樹種を分布こらし玉ふ。御事をは。右の三神に委任させ玉へるを以て知らる。と云れたる説いとよろし。従ふへし。○拔鬘髻云々。以下夫々の御身毛等を。抜散ちて。船材と成給ふよしは。もとより神量にて。知へまよしなきを。かく鬘髻。又胸毛尻毛眉毛の。夫々の木となりしより。總て草木を地毛といふにやあらむ。漢籍にも。盤古死毛髮爲草木。また地有草木。人有毛髮。應之。又草木も。何もなきを。不毛と云ふも。みなよしあり。○散之。重胤云。阿賀都は。別て其所を定めて。置を云て。知良須は。行方なく亂らすを云なれば。此に叶はずや。アカフカフと申し事なるか。ワカフは廣く。アカフは狭くして。阿賀と吾との差別有に似たり。と云り。○杉は。和名抄唐韻云。似松生江南。可_三以爲_二船之材_一也。和名須岐。平田翁云。名義進木なり。此木傍らへははひこらす。直に上へ進み上る樹なればなり。萬葉などに。梓_{ハコ}楳_{スミ}また楳_{スミ}梓_{ハコ}など詠るも。進み上れる故に。云へる事と聞えたり。と云り。又按木にも。○胸。和名抄唐韻云。胸臆也。和名。無禰。名義身根か。○檜。爾雅云。栢葉松身曰檜。和名比乃木。又和名非ともあり。字義に檜比とあり。名義。平田翁云。此木の枯たるは更なり。山に樹たるも。大風に吹揉る_ハ時は。よく火を出す故に。火木と云るなるへし。と云り。○尻。和名抄唐韻云。尻和名之利。髻也。俗云井佐良比。坐處也とあり。○楸。倭名抄に。玉篇云々。日本紀私記云末木。今按。又杉一名也。見爾雅注。重胤云。一種の樹名なり。檜を真木と云ひ。又杉にも云事なるか。此は共に美稱なる中に。殊に檜は宮材と成す者なるか故に。打任せたる一名の如くは成れるにて。萬葉に真木柱_{マキハ}太心_ハ者有之_ハ香杉_{カサキ}云々。

長柄宮爾。真木柱_{マキハ}。太_ハ高敷_{タカシキ}而云々。冠字考に。真木は檜を云と注されたるは。實に然る言なり。然れども。此に彼此云_二麻紀_一と注されたる。即麻紀と云言は。其_レ楸_ハ木有て。即名くる所なれば。其_レ楸_ハ木に打任せたる名なり。又和名抄に。亦杉一名也。見爾雅注と有は。字のみに非ずして。杉木をも。マキとは稱へりけむこと。犬甘知言か萬葉多識に注せり。然るを冠字考に。真木柱_{マキハ}真木戸_{マキド}など云は。皆楸なるよし。云れたるは固陋なり。其は宮室などこそは有けれ。民家などに云るは。此_レ楸_ハの事なり。と云れたり。さて此木に二種あり。草_ハ楸_ハと云ひ。羅漢松と云。草_ハ楸_ハの方には。大木あれと。羅漢松の方には大木なし。垣などにする木なり。漢籍爾雅に楸一名_レ粘とあり。説文に粘に作れり其注に。粘似松。可_三以爲_二船及棺材_一。作_レ柱埋_レ之不_レ腐といへり。草_ハ楸_ハは。其葉まことに松に似たり。これ上古の楸なる事明らかし。草_ハ楸_ハとは。葉の茂く細やかなるものなれば云と云り。又高野村吉野楸など云も此例なり。

已_レ而定_二其當_一用_レ乃稱_レ之曰_レ杉及楸樟_一此_レ兩樹者_一可_三以爲_二浮寶_一。檜可_三以爲_二瑞宮_一之材_一。楸可_三以爲_二顯見蒼生_一。奥津棄戸將臥之具_一。夫須_レ噉_レ八_レ十_レ木種_一。皆能_レ播_レ生_一。

已而。重胤云。右に謂ゆる杉楸檜樟の四種。共に此大神の御毛より成出たるは。其苗木ならむを

此苗木の出来るに就て。其御見神等をして。大八洲國悉に。分布らし給はむ御心坐か故に。各其木の出来成立に従ひ。考選め物爲させ玉へるなり。然る時は。此已而は。其木種の出来始りたる時を指て。未上の一書に。凡大八洲國之内。莫不播種而成青山焉。とあるよりは。遙に其以前なりし御事をん灼然かりけると云り。○定其常用は。口訣に。示用材之法也とあり。平田翁云。浮寶を作らむと思はれて。御毛を散ち給ひまかは。思ひの外に。種々の樹とも生立し故。今また其材ともを。用ゆる法を定め玉ふなり。まか見されは。杉檜樟はさる事ながら。檜はこゝによしなきか如く。きこえていかゝなり。と云り。さて用字下。永享本に之字あり。○杉及檜樟此兩樹者。重胤云。此大神の不有浮寶者未是佳也と詔ひ。御毛を散たせ御在坐けるに。此に成れる樹共は。杉と檜と被と檜樟と。凡て四種なり。然るて其を用ふへき法を。定め物せさせ玉へる始に。此杉と檜樟との兩樹を。先抽出させおは坐て。其考選の御事おはまけるは。如何と云に。如此成出たる上にこそは。瑞宮の材と民屋の材との事にも。自然に及はせ玉ふ御事とは成にためれ。其始に韓郷之島是有金銀と詔へる。此御事に御志おはし坐て。右の樹ともを生し立させ玉へるか故に。此浮寶を爲る事をなん。最初に御言舉させ玉へりける。此即其金銀を。此に運輸すに。御心おはし坐て。唯浮寶を爲らせ玉ふにのみ思ほし入て。物爲させ玉ふか故に。敢て宮室民屋の事を。後に爲させ玉へるには非るなり。故其始めて浮寶あらすは佳からしと。詔玉へりし御言の任に。先其浮寶を作る事を。沙汰し玉ひて。外番の貢物を。此に御して。皇御孫尊の萬國を此なからしして。所知看しめ奉らせ玉はむ。御量なる者そかし。容易く思へきにあらず。と云り。平田翁云。杉と樟とは。水に

浮ひて軽く。かつ恒に水に浸りて。朽さる木なり。故船材とは定給ひけん。古く石楠船といふ名の聞えて。今も船は必此兩木を以て。造ること定ぬるは。此大神の御定のよく通れる也けり。と云り。武藏云。船材に杉を用ふし事は。萬葉の歌等にも見え。攝津國風土記に。神功皇后征韓の時。美奴賣神諭して。吾所住之山。有須義乃木。各宜伐採爲吾遣船。則乘此船。而可行幸。當有季節。天皇乃隨神教。遣命遣船。云々と云事あり。神功皇后の時に。用を爲せるも甚奇し。○瑞宮之材。口訣に瑞宮殿也と云り。本にミツノミヤと訓るよろし。又永正本に。ミツノミアツカと云。今に至るまで。伊勢の大御神宮。天皇命の大宮など。決めて異財を用ざるは。此御定による事なり。然れば。凡て神の宮々も。此に慣ひて。此木を以て作るべき事なるに。今は榎木けやきなど。其餘の木をも用ひて。種々の物の形など彫り。赤土青土なども。塗り汚し飾る事と成ぬるは。佛字の造像を。學ひたるに。甚も見苦しきわざなりかし。と云り。○被可以爲云々。重胤云。檜を可_レ以爲_レ瑞宮之材。と有に對ひて。天下蒼生の家宅を作る料に。具へさせ給へるにて。更に棺槨の義に非る事。次に辯ふるか如し。借瑞宮は。檜以て作らせ給ふ御定なるか故に。其檜を稱美て。眞木と云を以て。此被を以て。屋に作る事を人皆知さるなり。萬葉二に。眞木柱太心者。六に眞木柱太高敷而。二十に麻氣波之良ほめてつくれる殿とあるなどは。謂ゆる殿舎の事にして。檜柱を稱美へて。眞木柱とは云るなるか。必然のみにも非りけり。其は播磨風土記に。所々の産物を擧たる中に。生_レ檜杉とも有て。別に生_レ眞木榎杉とある眞木は。此に所謂の被なるは然るものにて。萬葉十一に。奥山の眞木乃板戸を押ひらき云々。又奥山之眞木板戸を音速み云々。十四に於久夜麻能眞木乃伊多度乎。等杉として我開かんに云々。とあるなどは。甚く侘たる状態れば。民屋の板戸にて。更に皇宮に預る事ならされは。此被を以て作れる家の謂なり。後の歌には殊に多くし

て。檼屋と詠る類是なり。散木集に。三倉山椽の屋建て住む民は。年を積とも朽しとそおもふ。と詠るは。和名抄に。玉篇云椽木名作柱埋之能不腐者也。とあるにも合れば。西蕃にても。椽以て柱には作れるなめり。况て我上古の家造はしも。謂ゆる掘立と云状にて。柱を土中に埋め。物爲たりけんから。其埋めて腐ざるを甚く賞て。他の良材よりは。此椽を以て。民屋の柱とは成したりけらし。京浪華を除きては。五畿内又播磨淡路の。邊僻の地には。今より百年餘以前に。建たる民家を見るに。何れも椽と櫻との二樹を以て。作れるなん多在りける。神代の遺訓と云へし。
椽又椽木はしも。國に依て椽と云か。葉は椽に似て。椽とは瓦短しと雖も。椽の一種と見えたり。萬葉一椽木乃彌つきくりに。三卷にみもろの神なひやまに云々。都賀の木のいやつきくりに。六に瀬上のみふねの山に云々。刀我の樹のいやつきくりに。などありて。都賀とも。刀我とも云て。今世俗に云所も然り。椽も椽も共に。其本は椽の別種なるか故に。和名抄字鏡共に。別に都賀をば。擧げざるにこそ。
○奥津棄戸。私記に於久津須太倍と訓り。本にはオキ云々と訓たれ。重胤と。私記の訓の方まされり。奥津は家宅の奥方を云て。謂ゆる内寝。又臥房の事なり。萬葉十三に。奥床仁母者睡有。外床丹父者寝有とある。此奥床に同じ。今も邊鄙にては。其宅の奥方なる臥房の方を。唯に奥と云る是なり。上古には。大凡の家造は簀子のみ多かりしかは。唯棄戸にて。事は足なんを。此は其將臥之具の事を詔はせる故に。其臥房の方を。主として。此に奥津とは置せ玉へるなり。海宮遊行章一書に。乃設三三床。請入。於是天孫於邊床云々。於中床云々。於内床則寬坐於奥床覆衾之上。とある内床即奥津に相同しき事。合考へし。今世土人の妻を奥方と云は。其内室に居るを以て云所なり。棄戸は借字にして簀上の義なり。然る上は簀津

上と云へきを。多と轉し云るは。萬葉に等保都安布美とあるを。和名抄に。遠江止保太阿不三とある類にて。武郡云。歌は毛津物。謂ゆる之に通ふ津を。多と唱る例是なり。借此簀は。和名抄居室具に。簀附。蔣飭切韻云。功程式板敷。簀子須乃古。床上籍。竹名也と有て。床上の板敷ならぬ所にて。竹簀を架して。人の座所と爲る者の事なり。上代の家造には。必しも賤民の住處ならずと雖も。簀子なりしと見えて。大嘗祭儀に。其悠紀主基二院の事を正殿一字。注。構以黒木。葺以青草。其上以黒木。爲三町形。以黒葛一結之。以三檜竿。爲三承座骨。以黒葛一結之。以小町席。爲三承座。壁飾以草。表用伊勢班席。裡用三小町席。敷地以三束草。所謂阿都加草以三播磨簀。加三其上。簀上加席。既而掃部寮以三白端御疊。加三席上。以三坂枕。施三疊上。とある。此播磨簀。又簀上を。一本には。播磨竹簀。又竹簀上とあり。踐祚大嘗祭式にも。上加三竹簀。其室簀上加席。と所見えたり。大抵此大嘗宮の製様はしも。上古の皇居神宮の状を。擬作らるる事なるに。其猶床上には。竹床を編て。架し玉へり。大殿祭詞に。引結幣魯。葛目能緩比。取葺計魯。草乃噪無久。御床都比能佐夜伎。夜女能伊須々伎。伊豆都志伎事無久。と見えたる葛目は。次なる御床に。相應きて。竹簀を結編むなり。其上文に。此乃敷坐大宮。地底津磐根乃極美。下津綱根。波府蟲能禍無久。とある下に。古語番繩之類謂之綱根と注し。其下津綱根と云物。床に非ずして。何をか云む。上古の家造はしも。葛藤を以て結固め。建たる物にし有ければ。其總てに亘るは。然る物から。右の下津綱根。又引結幣魯葛目と云る。此には主と其御簀の事に云

て。即簀子を編成す事に云なり。三代實錄十一。太政官下知云々。禁材木短狭。及定載法。曰。歩板。簀子。椳。長短厚薄。去延曆十五年。初立制法云々。運載之法。何應一同。須椳三十二枚。歩板八枚。簀子十枚。以是爲定云々と見えたるは。竹簀を改めて。板を用ゆる世とは成ぬれども。簀子の古名を用られたる者ならんかし。空穂とし蔭に。屋共こぼち取つれば。唯寢殿一のみ。簀子もなくて云々と有は。即其床の無きを云。又源氏筆木に。門近き廊の簀子たつ物に。尻かけてとはかり月を見る。など見わたるか。床にも云ひ。又竹椳にも云り。新調字に。實椳也。板也。ありて。此に當る言のなき。圓にて。今より百年計以上の家造には。如何なる大家にても。板敷は唯客室に在るのみ。は。脱たるなり。他國の狀も。然るにやあらむ。我漢路して。其餘はみな竹簀子なり。況て尋常の家には。絶て板敷と云ものは。更になかりき。さて直指に須多杯の須多は。乘なり。杯は尸なり。尸を棄と云義なり。とあれど。古より屍を杯と云ふ事をきかず。又其土中に埋むと云も。納め置く意なれば。其屍に對へて。棄と云こと穩ならざる事共なり。將臥之具の將臥を私言に。モチフスと訓み。諸本共にモチフサムと訓て。將字にモチの訓を當るは。下なる具字を。器具の如く思へるからの僻訓なり。此は布佐牟と訓へ志。借釋紀に將臥之具の下に。私記曰。問是何用哉。答作棺也。死人臥仆。故云將臥耳。と見えたるは。當時已く此説に暗かりし也。右等の説を。悉に僻事と爲る所以はしも。此素戔嗚大神。高天原より。逐はれさせ玉ひて。天降坐ける以降は。皇御孫尊の御爲。顯見蒼生の爲のみ。計らせおはし坐て。萬の御所爲。唯此御事のみ。力めさせればし坐て。此にて御身毛を。披散たせ玉ひて。種々の樹種と化生し玉へるも。誰か爲にかは。おはし坐む。此は浮賣

を始め。瑞宮を作り。民屋を蕃息らしめ玉はむ。大御心なる事を。見奉り知る上は。徒に古人の説をのみ。守り難き大義なん此に在ける。然るは右に椳可_三以爲_三瑞宮之材_一也は。皇御孫尊の。大宮造の御事を。定めさせ賜へるなり。右に對へて。椳可_三以爲_三顯見蒼生_一、奥津棄戸將臥之具_一也。とある御言に。顯見蒼生と有は。現在の人民と云事なり。然る時は。其生る事やは輕き。死る事やは重き。天神の天地を造化り玉へるも。地祇の國土を經營らせ玉へるも。生とし活る人の爲にこそは。物爲させおはし坐けれ。然して。生るは人の常也。死るは人の變也。其常を捨て。變を取と云事は。世中の理に於て。絶て有ましき事なり。斯る時は。此奥津棄戸と云は民屋にて。將臥と云なん。其に寢臥す事を云りける。然るは皇宮を始奉り。民庶と雖も家居を定むるは。其所に寢起して。其所業を力行ふ中にも。皇御孫尊はしも。瑞宮の内に御在し坐て。天下を召玉ふ御職也。顯見蒼生と云中には。朝臣あり。民庶ありと雖も。取摠て云時は。朝臣は日毎に。御前に侍らひて。其御趣を承り仕奉るべく。民庶は日々に。農業に出渡らひて。其勤なん。暇非りければ。各其家宅は持なから。唯夜毎に安寝するのみ。貴も賤も。其身の常と爲る事なるか故に。將臥之具と詔玉へる事にて。此は實に大神の深く心を用ひさせ玉へる。大御言にはあるなりけり。但今は。男子の常を以て云ひと云れしは。實に稀見らかなる説なるに就て。なほ考るに。須多杯の須は。簀と云れたるもさることなから。栖また巢の義として。直に家宅のことと見るべくや。天之御巢また天日栖など。いづれも家居の事にて。其家に居るを。棲み棲むなど活かせ云

ふなるへく。また禽獸蟲魚などの巢も同義なるへし。志か見る時は。奥津栖之上の義と見るへし。此はなほよく考へし。○將臥之具は。フサムソナへと訓へき事上に云り。重胤云。將臥は即簀子の上に。寢臥す事を云なり。人には各所業の有れば。常に外に出て其動を成し。家は唯寢臥す料に設たる者なりければ。此に將臥之具ひすること云ると。今も俗には。人家を造るを。寢所を掃ると云る。世に寢臥す爲ならんや。言意は。其宅に住同じき御言の状なり。さて此具は。私記に曾奈都とあり。此は天孫降臨章一書に。爲三汝往來遊海之具。高橋浮橋。及天鳥船。亦將供造。とある具と同じく。其設と爲させ玉へる謂是なり。されは具の言はしも。惣てに係りて。其意なん甚重かりける。右の杉と櫻樟と此兩樹にも。可三以爲三浮寶之具。と云義あるへく。檜にも可三以爲三瑞宮之具。の意あるへからん事。本よりの事なるを。此枝の用を云ふ一所に。具字を置て。右の二所にも。相照し思取へく物爲られたるにて。此處何れも。實に云知らず。妙なる味ある文なる物なり。故此大神韓郷之島に。金銀あるを見行はし御在坐ては。此に運輸す爲に。浮寶を作らせ玉はむ御事を起させ玉ひ。其浮寶の材を。物爲させおはし坐むと。御毛を頼たせおはし坐しかは。杉櫻樟なん。出來れりければ。其に就て。杉と櫻樟とは。船材と定めて。其具に播志玉ひ。彼は天下人民の家宅を造り。牀上に臥せらん爲に。其屋材と定めて。其具に殖並へ玉ひ。次に夫須嘸八十木種云々。とあるも。其八十木種は。顯見蒼生の嘸ふへき具に。殖置せ玉へる也けり。此時皇御孫尊は。未天降りおはし坐さる以前なり。又顯見蒼生も。未國土に暮息さる以前の事なるに。已く斯る物共を具へ設させ御坐けるなん。此大神は。實に經濟の方を始させ玉へりし。祖神とも稱奉るへき

程の御事にて。仰奉るにも。猶餘有る御所業にて。わたらせ玉へりける。と云り。○須嘸。又云。私記に久良布倍支とあり。猶神武紀。根をも。私記に久良比毛乃と訓せたり。字鏡に喫嚙嚙と有て。下に四形同。五結反嚙也。啖也。久良布。又波牟とあり。現下施反小兒歐乳也。乳久良布と見ゆ。今は崇むる方にて。絶て云ぬ事なるを。卑しむる方には。久良布と云事常なりと云り。○八十木種は。口訣に菓樹也。と云り。通理に。菓訓久多毛乃木種物也と云り菓疏にも。可三樹藝。草木之種子也。諸穀諸菜菓桑等。在此中。とあり。平田翁云。此は世人のなへて。實をも葉をも嘸ふへき種々の木種ともを。播生し玉へるとなり。梨栗桑柿の類の菓葉を謂と云る説は。いと狭し。と云り。さて此八十木種は。上に種々の木の事を云る因に。記せるものにて。此時の事には非ず。此の上の一書に。初五十猛神。天降之時。多將樹種而下。とあるを。其上文に素戔嗚神帥三其子五十猛神と有れば。大神の共に携へ持下らせ玉へるなりけり。已に伊弉諾大神の御時に。菓樹ありて。蒲萄桃實見えたれば。本より有來る物に有つらむを。未世には。遍くも非りつらむを。其天上より携へ玉へるも。共に合せて。播殖せ玉へりしからに。此に皆能播生とは。書されたるなりけり。重胤の説○皆能播生。重胤云。皆能は下に三神の御事に。亦能と書されたる對にて。此を主とし。彼は其命を以なり。播生は。私記に高支於保之津と。有に據て訓へし。さて播磨風土記。賀茂郡端鹿里云々。昔神於諸神一班菓子。至此村不足。云々の古事。此は何神とも。其名を傳へずと雖も。正しく此時の故事なるへく。又塵添壺囊抄に。日向國韓櫛生村。昔智瑛武別と云ける人。韓國に渡り

て。此粟を取て歸りて殖たり。云々の古事。風土記にも見えたり。此御璣武別と云は。若くは素戔嗚大神。五十猛神の御伴神にては非るか云り。さる言なり。

于^レ時素戔嗚尊之子^{コト}號曰^ク五十猛命^{イヒムツノミコト}。妹大屋津姫命^{オホヤツヒメノミコト}。次^ニ杵津姫命^{ウヰツヒメノミコト}。凡^{ソレ}此^ノ三神^ノ亦能分^ル布木種^{フキノタネ}。即奉^ル渡^ル於^テ紀伊國^ノ也^{ナリ}。然後素戔嗚尊居^ル熊成^{クマノリ}峯^ノ。而遂^ニ入^ル於^テ根國^ノ者矣^{ナリ}。棄^ル戸^ノ。此云^ク須多杯^{スダハヒ}。椀^ノ。此云^ク磨^ル紀^ノ。

大屋津姫命。此神の御名にて。兄五十猛命を。大屋産神と申すこと知られたり。名義。木種を分播し玉ふ神の坐故に。其國を木國とは名つけ。さて材の用は。舍宅を造るを。主とする故に。大屋とは御名に負玉ひしならむ。式に名草郡伊太祁曾神社に並へて。大屋都比賣神社。名神大月とある是なり。所祭三座にして。本社は此御神を祀り。五十猛命杵津姫命は。左右の社に御坐り。名勝志に。此社平田庄宇田森村の良。一町許にありと云り。紀に嘉祥三年十月從五位下。貞觀元年正月從四位下。本國神名帳に。從一位大屋大神とあり。貞觀以後の増階なり。當社上世五十猛命杵津姫命ととも。今の日前宮の地に鎮坐し。其後山東庄に遷座し。大寶二年に至り。三神を三所に分ち遷す。當社此時北野村の内。今の古宮といふ地に遷り。後更に。今の地に遷座す。當社の神戶を。大屋神戶といふ。

備名抄地名にみゆ。武郷云。新抄格勅符に大

神七戸^{カミナナ}と紀伊國續風土記に見えたり。なほ本書に詳なり御社の北方に御祓納山と云あり。古老傳に。三神木種を持して。此所に天降玉ひ。其後伊太祁曾。都麻都比賣。二所へ分遷玉へり。また此良方に。神波村と云あるは。所謂神奈備にて。凡て神地なりしと見ゆ。と云り。なほよく尋ねし。○杵津姫命。楓本に杵津作る今一活本に依式に右の大屋都比賣神社に並へて。都麻都比賣神社。名神大月とあり。重胤云。杵は屋を造る料の材に。各木取りたるを云なり。萬葉一。藤原宮之役民作歌に。真木佐若檜乃嫗手云々。持越流。真木乃都麻手乎。百不足五十日太爾作。浜須良牟とある。都麻は杵にて。短く木取たるを云ひ。手は其屋材に使用ふ義なり。借此都麻は。衣裔又橋端など云に等しく。物に端緒有を云なり。俗にも物の端を短く物爲るを。都牟流と云て。蒸を爪木と云なども。此類なり。然るは材木の山に樹るは。日々に生延るものなれば。其限なきか如くなるを。今用材と爲す時には。柱なり。桁也。梁也。各其度を量りて。伐か故に。此を杵と云ひ。又杵手と云事なり。此並坐る大屋津姫命の御名に合せ奉りてん。曉り明らかめ奉るへき御事なりける。萬葉七に。爪木折たくとある。爪木も。後世の歌にも。多くよめるものにて。今江戸にて。麻紀と云と云るは。都麻木の略なり。其も山村を短く伐縮めたる謂にて。此の杵に同き事云も更なり。借此三神各共に。木種を分布らし玉へる中にも。五十猛命は殊に擢て。其御事に有功を成し玉ひ。大屋津姫命は。主と屋造の御業を。物爲させ玉ひ。杵津姫命は。其木を伐り。木取て材と成す事を。専とは勤めさせ玉へる。御神になん渡らせ給へりける。借記傳に。杵字は四方木也と字書に見ゆ。と云れたる。實に其意にて用おられたるものから。其杵杵を取て。四方木に成せる。横なるをこそ云れ。右に

も云る如く。爪木などの類は。堅に木取を云れは。此に都麻と云は。其縦横を相兼て。用材の事に云るを。即神名には稱奉れる者也けり。と云り。さて續風土記に。此御社福宜村の東。佐和山の嶺にあり。佐和山一に高山といふ。故に古より高社。又高宮。又高三所大明神。又高御前とも稱す。所祭三坐。本社は此御神を祀り。五十猛命。大屋都比賣命は。左右に御坐り。當社も上世は。伊太祁曾神大屋津比賣神とも坐しを。大寶二年に至りて。分祀して。此山に遷り玉ふ事。大屋津姫命の下に云るか如し。位階も又同じきを。其後加階し玉へるにや。本國神名帳に。從四位上都麻都比賣大神とあり。と云り。和名抄郷名に。都麻神戸とあり。萬葉九に。城國にやますかよはむ妻杜とある妻杜は。此御社の御事なりと云り。平田書云。南紀名勝志に。都麻都比賣神社は。山東吉禮村の中に見え。又妻御前社は。山東庄平尾村の中に在り。土人相傳へて。此神は伊太祁曾神の妻なるに依て。神事を伊太祁曾の社人勤むむなしといへり。考證には。在吉禮村と云りあり。專へし。○亦能分布木種。上の第四一書の。莫不播殖而成青山焉とあるは。専ら御父大神を本として。此三神に及へる事。亦字にて明らかなり。○奉渡於紀伊國。重胤云。奉渡はワタシ奉リタマヒキと訓へし。即御父大神の。伴をひ渡志玉へる御事を。此方より崇まへ申す言なればなり。借此は。第四一書に。是時素戔嗚尊。帥其子五十猛神。云々乘之東渡とある。其御時の事を。此にかく別に記載せられたるなり。式に佐渡國羽茂郡度津神社は。此五十猛命にておはします。武部云。度津神社。神名考信友云古一本書入に。五十猛神也。と注せり。度津と申すは。即此奉渡於紀伊國とある事に因れるにて。即和多志大神。又和多須神などの例。是なり。其は神名帳注に。伊與國越智郡大山積神社の御事を。俗稱三島大明神。伊與風土記に。大山積神。一名和多志大神。云々

此神自百濟國。度來坐而。津國御島坐。と見えたる。又武隱岐國知夫郡。由良比女神社。元名和多須神。とあるなりさて此に。五十猛命を。度津神と申すも。韓地より紀國に。渡し奉れる由なるへからん事。右等の例を以。曉るべきものなりかし。と云り。さて此三神の御事は。上に次々云る如くなるか。合せては紀伊大神とも申奉れり。持統紀。此紀伊大神を。日前國懸大神なり。と云説もあれども。其は非なり。地神本紀に。此三神を竝坐紀伊國。即紀伊國造齋祠神是也。と所見たる。此紀伊國造は。本より神代以降。右の日前國懸兩大神に供奉りて。其地に土著る事はしも。彼東征の御時よりの事なり。即國造本紀。紀伊國造。檀原朝御世。神皇產靈尊五世孫。天道根命定賜國造とある是なり。然るに此の三神はしも。此國を木國と云始より。此に御坐て。即木國と云も。此三神亦能分布木種とある。此御事に因れるなれば。即紀伊大神と申奉るなん。此三神に渡らせ玉へりける。斯て天道根命はしも。右の日前國懸大神の御神實を供奉りて。此地に住玉ひ初ては。此國の大神に。仕奉らるへき理になん有ける。然れば地神本紀に。紀伊國造齋祠神是也。其部内にて。主々止事なく御坐か故に。供奉る由にて。日前國懸兩大神を放ちて。此にのみ仕奉ると云には非るなり。備文武天皇御世に。分遷されて。後には。本より其三所共に。祭祀の御事に。仕奉る事云も更なり。と云り。○然後素戔嗚尊云々。重胤云。此然後と云事を。右の御事共を。訖させおはし坐けるよりつづけて。直に其後と見ては。大に心得誤る事少からずなん有ける。然るは上件はしも。素戔嗚大神の。謂ゆる初度に天降り御坐々ける間の御事にして。彼簸川よりは。實に以前の御事をりきかし。然て此大神はしも。初度に天降り坐し時の宮都は。五十猛神以下三神を帥ひ。紀伊國に御坐けるを。次度の天降以來。出雲國清宮に。奇稻田媛と共に。おは

しまして。御兒大己貴神を。合生玉へる後には。其御兒神の生立を試みさせ玉はむ爲に。其清宮をしも。譲り聞えさせ玉ひて。御自は。猶紀國に御坐たる状なりけり。其證は。記八十神段に。大穴牟遲神其兄弟八十神の爲に。甚く窘められさせ給へる時に。御祖命の御心として。速遺於木國之大屋毘古神之御許。とある御祖命は。奇稻田姬命に御坐し。大屋毘古神は。即五十猛命の御事にして。上の一書に。即紀伊國所坐大神是也。と見え。此に凡此三神云々。奉渡於紀伊國也とある是なり。と云れたるはさることにて。此前にあまたの年紀をこめて見るへし。○熊成峰。本にワニナリノタケと訓れども非なり。秘閣本にクマナリと訓るに従ふ。記傳には。クマナスと訓て。熊成峰は即熊野なるへし。那須を切むれば。奴なり。此をワニナリと訓て。鰐淵山の事と爲るは非なり。と云れたり。さて熊成峰は。此大神の御坐所を申し。而入於根國者矣。の而字は。而後の義なりければ。其熊成峰より。直に根國に御坐ませる由に非る事と。先明らかむへし。次に云。さて記傳の説によりて。熊成を熊野なりと定めていはく。熊野は風土記に。意字郡熊野山。那家正南一十八里。所謂熊野大神之社坐。と見えたる。即所謂熊野大社是也。式熊野坐神社大とあり。若て此は伊弉諾大神の。登天報命の御時に當りて。幽宮を淡路之洲に構りて。寂然に長く隱玉ひ。大己貴神の八十限に隱玉ふと爲ては。天日隅宮に。御靈を鎮めさせ御坐けると。皆一列の御事なるにて。此にも素戔鳴大神の。彼根國に就り御在坐しては。此神宮を。物爲させ給て。永く此に御靈を留めて。鎮り定り玉へるになん。おはし坐けると云

れたる。然る言なるへし。さて此社の素戔鳴尊に坐ます事は。國造か神賀詞に。出雲國乃。青垣山内爾。下津石根爾。宮柱太敷立氏。高天原爾。千木高知坐須。伊射那伎乃日眞名子。加夫呂伎熊野大神。櫛御氣野命。風土記にも。伊弉奈枳乃麻奈子坐。熊野加武呂乃命。とあるにて明らかなり。記傳云。伊弉那は多かる中にも。天照大神。月讀命。須佐之男命は。ことに御愛子に坐こと。上に見えたり。日は日子日女の日に同し。加夫呂伎とは。大名持命の御祖なる故に。出雲國にては。殊に如此申せるなり。櫛御氣野命と申す御名は。他神の如く。思ふ人あるへけれど。さきに非す。此は須佐之男命の。熊野宮に鎮坐御靈を。殊に稱申せる御名なるへし。其例は。同神實國に。大穴持命の事を。彼大物主神玉命と名乎稱天とあり。此名も他には見えぬを思ふへし。式に數字郡に久志美氣魂神社と云も。別にあるは。熊野神を又別に別れるなるへし。御位階は。史に仁壽元年九月。特權出雲國熊野杵築兩大神。並加從二位。とあるより。貞觀九年四月。出雲國從二位勳七等熊野神。從二位勳八等杵築神並授正二位。と云きて次々見えたり。なほ兩神の御事。記さて山蔭云。此一書のはしめに。素戔鳴尊在出雲國一曰。とあるへき事なり。然らざれば。奉渡於紀伊國。といふも。何の國よりも知られず。此熊成峰も。何國とも知られざるなり。いかく。と云れたり。されと出雲國にての事とも定めかたし。また熊成峰は。紀伊國の如くも通えて。甚まきはしき書さま也。故今は秘閣本の訓に従ひて。暫く後の考を俟もの也。○遂入於根國。重胤云。正書に遂就根國一矣。と見えたる是なり。其には就字を書れて。唯に幸行る趣なるを。此には殊更に入字を用ぬられたるに。深く心を著へき所なり。四神出生章に。追伊弉册尊。入於黃泉。とあるに等しく。地下根底なる謂ゆる黃泉に。物爲させ御在ましける御事を。明されたるものなりけり。借此入御おはし坐たるに。其入所必有へき事なり。此に居熊成峰。遂入云々と見えたるは。熊成峰は。大神の入座むと

爲る以前に。おはしまし宮處にて。其入座しは。他處よりなるを。此居字を自又從字の意に見るか
ち。種々に怪き説は出来るめれども。居熊成峰を放ちて。遂入を續け見る時は。其偶難なん甚灼
く。明らかなる事也ける。と云れたり。○故此云三磨紀。この注。永享本葉戸注の上にある。

第六一書

一書曰。大國主神。亦名大物主神。亦號國作大己貴命。亦曰葦原醜
男。亦曰八千矛神。亦曰大國玉神。亦曰顯國玉神。其子凡有一百
八十一神。

大國主神。重胤云。此御名其負坐る所由はしも。委曲に已に注し奉れるを。此には其義を説明らめ奉る
へきなり。倍記には。此一書と同じく。大國主神と申奉る。此御名を本と爲て。記し奉られしは。大に
所以ある御事也けり。其文に。故此大國主神之兄弟八十神坐。然皆國者。避於大國主神。云々と見
えたる。皆國者とある皆は。八十神に係りて。盡字の義なり。國は其八十神の主領居る國々を云
なり。此時未其國々の國主神を。摠ね所知看す。御威勢の及はせおはし坐さりし間なりければ。大國
主神と申奉る御名も。御坐まささるる故に。其間には。尋常の御名の。大穴牟遲神と申す方を以て。書
別たれたり。さて其末に始作國也とは。大國主神の。御任に當らせ玉へる神業をなん。事始め物せさ

せ御坐す。との謂也ける。其より後に打任せて。表立たる御名を。大國主神と申奉る事也。故須勢理見實
命の御歌に
八千矛の神の命や。吾大國主と號はせ玉へり。名義は。大は總る意なりければ。國主と引つゝけて心得へし。然して各國に各自
に國主神有て。其一國を主領けるを。其を總ねてしらしめす意を以て。大國主神と稱奉りて。其即天
下國土の主宰にて。渡らせ玉ふ義なり。倍其各國に。國主神有と云ふ證は。其は天孫降臨章に。國主
事勝國勝長狹と所見たる。是即其境域を定めて。主領居る國主神有る事を。知へき明文也。されは
其各國の國主神は。國造縣主などの如く。大國主神はしも。天皇尊の如き御有狀なりけむ事。此を以
て想像り奉り知へき者なりかし。と云れしは。委き考なり。○亦名。山陰云。次々の御名を。亦名とも
亦號とも。亦曰とも。文をかへて書玉へるは。何のよしにか。と云り。今知かたし。○大物主神。出雲神
賀詞に。大穴持命の御言に。己命和魂乎。八咫鏡爾取託天。倭大物主櫛瓊玉命。登名乎稱天。大御和乃神
奈備爾坐。とあるは。其和魂を。大三輪に御自鎮奉り置し御坐て。其御名を倭大物主櫛瓊玉命と號けさ
せ玉へり。その義也。然はあれども。唯大物主神と申すのみは。此大神の國作の初より。和魂と別れ
させ御坐ける。其分身の御名にて。本より御坐し也けり。然る時は。其八咫鏡に。御魂を取託させ御坐
して。皇御孫命の近守神と。奉らせ玉へる御時に當りて。其櫛瓊玉命と申す御名の。添玉へるにや坐
けん。さて紀傳に。此の大物と申す御名は。美和に鎮坐の御魂の御名にして。大穴牟遲命の一名には
あらず。倭大物主とあるにても知へし。故記に。此神の亦名ともを。擧たる處に。此御名は出さず。

大方古書皆此御名は。美和にのみ申せるをや。と云れたるは。さる言なから。又偏にさのみも云かたき事あり。さるは倭大國魂神と申御名は。此神の荒魂の御名にして。和魂に。大物主神の御名あると同じく。是も此神の一名にあらざるか如し。故記には。此御名をば。亦御名には擧す。然るに大倭神社注進狀に。謹考舊記曰。大倭神社。在大和國山邊郡大倭邑。蓋出雲杵築大社之別宮也。とあるを見れば。かけはなれたる御名には非ず。大國主神の一名とせんに。異論をかるへし。借大國魂神を。此神の別名と申さむからには。大物主神も。同じく別御名なるべきなり。しか見もて行く時は。此紀に二名を亦名に出し。古語拾遺にも。一名大物主神。一名大國魂神。と記されたるをのみ。古傳なく。さる説記すへくも非ず。なほ姓氏錄。大神朝臣又賀茂朝臣の條に。大物主神と云へきを。大國主神と云る處も。數あるはみな。此由に縁れるものと見えたり。まかはあれども。和魂荒魂の御名を。亦名と云る例。他に未だ見あたらねは。記傳の説はた謂なきに非ず。もとより。神の御上の事なれば。かゝる事に至ては。人智を以て。頗に定めかたき事あり。舊く記せる傳に従ひて。有ぬへき事なり。今出雲杵築社主神とも。大物主神とも申すを見れば。古くより據ありて。しか傳たるものなるへし。されど此らは。たしかなる體には。たてかたかるへし。さて此御名義は。記傳云。物主とは。八十萬神の首として。皇孫命を護奉るを以て。神之大人と云むか如し。凡て物と云稱は。萬に泛くわたる中に。人を指て云こと多し。たへは。此人彼人を。此者彼者とも。いふ類なり。此も然なり。其は神は神代の人なる故に。彼八十萬神を指て。物とは云なり。と云れたるか如し。○國作大己貴命。下に見えたる如く。此國を作坐る大神に坐

す故に。かく稱へ申せるなり。出雲風土記には國作坐大神と。數所に見えたり。○葦原醜男。此に神とも命ともなきは。脱たるなめり。地神本紀には。命と作り。記には神と記され。播磨風土記には命と作り。名義。記傳云。醜は多くは惡み言て云言なれども。此御名は。醜は勇イサヤダ猛きを美て云り。さて其も人の畏み懼るゝ方より云れは。かの醜女なと云もてゆけは。同意に歸めり。後世の言に。勇猛な人を。鬼神の如しと云におなし。宇志波伎坐れは也。此國を葦原中國といふは。天上より呼名なれば。此神もいと。天神等の呼はしめ玉へる名なるへし。と云り。○八千戈神。記に依るに。此大神。八十神を追撥ひて。國作始め玉ひし時より。此八千戈神の御名を以て語傳へたり。彼沼河比賣命と。御贈答の御歌。又其嫡后須勢理毘賣命の御歌にも。八千戈の神の命や。吾大國主。云々と詠せ玉へるも。其程の御事なりければ。しか謠はせ玉へりし者にそありける。借大倭神社注進狀。相殿神條に。傳聞。八千矛神者。大己貴命。以廣矛爲杖。令撥平豐葦原中國之邪鬼。是時大己貴命。號曰八千戈神。とあり。又其注進狀に。神代卷曰。大己貴命。以平國時所杖之廣矛。獻皇孫曰。吾以此矛。卒有治功。皇孫若用此矛。治國者。必當平安。云々。此矛亦上古在天皇大殿之内。其藏齋爲八千戈神之神體。とある。吾以此矛。有治功。と申玉へるは。此廣矛を取持して。國土經營の御功御坐す由なり。さて八千としも添云ことは。此一の廣矛を以て。八千の敵に當り玉ふ義の御名か。又は何となき美稱に添たるか。紀傳に。此御名義を。此は武威の。八千と多くの矛を持つる如き。の意に。稱し御稱なるへしと。云れたるは。足らざるに似たり。○大國玉神。名義玉は借字にて。拾遺に大國魂神。記に大年神の御子にも。大國御魂神と申坐せり。と書たる如く。魂の義なり。さて記傳にも云れし如く。國魂神と云は。各々其國

處々に。經營の功德ありし神を。如此申して。祀れる故に。國々に大國魂神社。國玉神社と云多し。然るに此神は倭大國魂神とも申して。大八洲の御魂神と申す義なり。其は大倭神社注進狀に。護考三舊記。曰。倭大國魂神者。大己貴神之荒魂。與和魂二體。力一心。經經營天下之地。建得大造之績。在大倭豐秋津國。守三國家。因號曰倭大國魂神。亦曰。以八尺瓊為神體。奉齋焉。また萬葉五に。天地能大御神等。倭大國靈とあるにて明なり。借右に大己貴神之荒魂。與和魂二體。力一心。とあるか如く。大國主神を。主神として。左右の手足の如く。成らせ御坐て。其御功用を輔弼け奉給ひて。共々に其大造の績をなん。得建させ御座しけらし。同帳別社。狹井神社條に。傳聞。狹井神者。大己貴命之神荒魂大國魂神。即當社別社也。と云事もあるを以て。其然る所以を知るべき也。然れば。各其主神と。魂神との差別は。君王と輔弼との如く。又長官と次官との狀に似たり。是下には以百姓至今。咸蒙恩類。とあるは更にて。萬葉五に。吾主之美多麻賜比豆。とあると。總て美多麻と云は。外より來りて。其主を祐くる義なるか故に。和名抄神靈類に。靈日本紀云美太萬。一云美加介。とありて。美加介は。神武天皇御言に隨。影壓。とある影にて。他より其身を幽贊る謂是なり。さて式に。大和國山邊郡大和坐大國魂神社三坐。並名神大月。是なり。三坐は。大倭神社注進狀に。倭大國魂神者。大己貴神之荒魂云々。亦曰大地主神。以八尺瓊為神體。奉齋云々。相殿神二坐。八千戈神神體廣也。御神體。八握瓊也。とあり。和名抄には。大和於保夜未止。此縣城下郡に入。李隆紀にも。城下郡大和神山と有り。二郡の界近き所なれば。かくもあるなり。嘉祥三年十月從二位。貞觀元年正月從一位を授奉れる事。史に見ゆ。又宇多天皇寬平九年十二月。大和大國魂神に。正一位を授奉れること。大

倭神社注進狀に新國史を引て云り。此御社今新泉村と云に在て。大和大明神と申す。なほ此神の大和國に鎮坐す事。委くは神天皇六年紀に出。其所に委く云り。○顯國玉神。此御名の起りも。記に父大神の詔に。為大國主神。亦為三宇都志國玉神。とある是なり。記傳云。大國主とは。右の如く天下を宇志波久意。此は國經營る功業を成して。天下に其恩類を蒙らしむる神と云意なり。と云り。さて此二名は。此處にては。未此神の御名には非ず。然る神と為れと。詔ふなり。さて後遂に功業を成て。此詔の如くに。為賜へる故に。御名とはなれるなり。さて記傳に。顯は須佐之男大神の詔に。為三宇都志國玉神。と詔へるより起れり。其は根國にして。詔へる御言なる故に。此國を指て。顯見國とは詔へるそかし。又は宇都志日命。折命と云もあれば。只何となき稱名にて。宇都志の意ともしつへくやとも思ひしかと。然れば。と云り。○一百八十一神。記には此神の御言に。僕子等百八十神とあり。通證に。百八十衆多之稱。と云り。されど此は百八十一神と。餘の一神をも加へ收たれば。なほ正しき數を。合せたるものか。後に新羅國より貢獻る船數を。百八十一船と云事もあれば。古の。なほよく考べし。この事他書に見えたるは。神名秘書に引る。神祇譜天圖記に。國作大己貴神。此神者。素戔嗚尊孫子。天之冬衣神子也。孫子はハツコと訓へし。子孫の義なり。漢文に子孫を孫子と書る例は。詩經に商之孫子。文王孫子などあり。直に孫の事と見むはたかへり。與高皇產靈神之長子少彥名神。共經營天下。凡此神。生。子。一百八十一神。以三爾五柱。為三珍子。而。天下四方國。人夫等。令咸蒙恩類。此之緣也。とあり。因に五柱は。味耜高彥根命。事代主命。下照姫命。御井神。速御名方神。なるへさか。

夫大己貴命。與少彥名命。戮力一心。經營天下。復爲顯見蒼生及畜產。則定其療病之方。又爲攘鳥獸。昆蟲之災異。則定其禁厭之法。是以百姓至今咸蒙恩賴。

少彥名命。名義は。少は寡疏に身形短小。故得此名とあれど。其義にはあらし。記傳にも云れしこと。須久那志とは。後世にはたゞ多きに對へて。物の數にのみ云へとも。古は大に對へて小きことにも云り。萬葉には。小彥名ともかけり。官職にも。大小ありて。大を記の輕原原宮段に。大毘古命次。少名日子建緒。心命と有て。大と少名とを對へたり。さて此御名の少は。大名持の大名に對る。然らば。須久那志なり彥名は。播磨風土記に。少比古尼命とも有て。彥根と申例に同じ。所以に唯少名御神とも申せり。少御神とも。申せること。萬葉又神功紀の御歌に。見えたり。さて又文明十一年の東大寺戒壇院神名帳に。大汝大明神。小汝大明神あり。大三輪鎮坐記に。手間天。神とも申す事。見えたり。○經營天下。記云。神產巢日御祖命。答告云々。汝葦原色許男命爲兄弟。作堅其國。故自爾大穴牟遲。與少毘古那二柱神相並。作堅此國。とあり。經營天下と云も。作堅國とあるに同じ。さて此事の書に見えたるは。大三輪神鎮座記に。伊弉諾伊弉冊二神。共生大八洲國。及處々小島。而地稚如三水母。浮漂之時。大己貴命與少彥名命。戮力一

心。殖生薦葦。固造國地。故號曰國造。大己貴命。因以稱曰葦原國。出雲風土記。飯石郡多福郷。所造天下。大神大穴持命。與須久奈比古命。巡行天下。時。稻種隨此處。故云種。播磨風土記。根保郡稻積山。大汝命少日子根命二柱神。在於神前郡聖里生野之岑。望見此山云。彼山者當置稻種。積於此山。山形亦似稻積。故號曰稻積山。また神前郡聖岡里。所以號聖岡一者。昔大汝命與小比古尼命。相爭云。擔聖荷而遠行。與不下。尿而遠行。汝二事何能爲乎。大汝命曰云々。續後紀十九長歌に。日本乃野馬臺能國遠。加美侶伎能。宿那昆古那加。葦菅遠。殖生志津々。國固米造介牟與利云々。萬葉六。大汝。少彥名能神社者。名著始鷄目。名耳乎名兒山跡負而云々。七に。大穴道少御神作。妹勢能山見。吉。十八に。於保奈牟知須久奈比古奈野。神代欲里。伊比都藝家良志云々。かく趣に云傳へたる。昔二神相並ひて。國作玉ふ時の事をり。此らにて。天下を作巡り給へりし功績。思遣り奉るへし。○畜産。本にケモノと訓る宜し。記傳云。和名抄に。獸和名介毛乃。畜和名介太毛乃。とあるは。相誤れるなり。神代紀に畜産を氣母能。獸を氣陀母能と訓るを正しき。皇極紀天武紀などに。畜をみな氣母能と訓り。後ながら。源氏物語帯木に。漢國のはけしきけたものもある。虎にて獸なり。古今集に。養けかせから。是も獸の方に取て。そけたものとは。誦けん。さて氣陀母能は。毛津物の意なるへし。古書に。毛和物毛龜物とも云り。氣母能は飼物なり。毛物の意にはあらし。六畜は。人家に飼おく物なれば。飼物と云なり。然るに。氣陀母能と。氣母能と似たる名なる故に。紛はしきそかし。と言れしは。然る説なり。其は大政記。畜。犯罪とある同事を。記には馬。牛。猪

鳥獸大略とあり。これ皆飼物なり。 ○定療病之方。病を療すことを。舊く袁佐牟と云り。續紀四詔に。御病欲^ス治^ム。二十九詔に。御病乎治^フ。賜比などあり。記尤恭段に。治ニ差帝皇之御病。とあるをも然訓へし。 さて平田翁云。此の療病方は。人草は更なり。人草に要ある。畜物の病を療す方を。人の知へく教へ定給へる由にて。摠て鳥獸に。其病を自治^スす方を。某々に定教玉へり。と云には非る也。と云れたるか如し。通證に。襄陽記曰。鷄主^ニ司晨。犬主^ニ吠盜。牛負^ニ重載。馬涉^ニ遠路。とあるは。然る言にて。何れも。其主^トとする所有て。國家に用ある物共なれば。其病を療むる方も。必なくては。得あるまじき事なり。さて方をミチと訓るは。永正本明應本に據れり。また明應本。無田本。鎌倉本共に。サマと訓るも。聖。○鳥獸昆蟲之災異。平田翁云。鳥は和名抄に土里。獸を氣陀母能と訓む由。師説あり。昆蟲は舊く波布牟之と。訓るを用るへし。繼體紀に。伏地之蟲をもかく訓り。 和名抄に。蚊行唐韻云蟲行也。調波と見え。蟲和名無之とあり。大祝詞にも。昆蟲之災とあるに就て。師の後釋に。雄略天皇御歌に。波布牟志母とあり。蟲は這ふ物なる故に。凡て蟲を然云なり。鳥を飛鳥と云に同じ。なほまた雨をふる雨。花をさく花と云類も同じ事なり 大殿祭詞にも。波府蟲能^{ハフツム}禍^ハ無久と見え。十種神寶の中に。蛇比禮^{ヘビヒレ}蜂比禮^{ハチヒレ}などあるも。其を拂はむ料なり。上代には。民の住家野山に交りて。假初なる構なりしかは。蟲の害多かりしなるへし。又大殿祭の祝詞にしも。舉られたるを思へは。上代には。唯なへて此の害の多かりしにも有へし。今世とて。蟻蟻公蜂などに刺れて。懼むことなきにあらず。 とあり。此を猶精く言はく。凡て此鳥獸昆蟲の災異とあるを。某の鳥獸。某の蟲など名をさし言むは。中々に精しからず。凡て禽獸。また蟲類など。何にまれ。人草は更なり。畜産にも。災害をなし。異變をなす物を云り。と弘く見るへし。なほ大きに云はく。草木にまれ。何にまれ。人の要となるものに。

害をなすは。即ち人に災異をなす謂なれば。其をも兼て思ふへし。鳥の體をつま。其の物等の。殊に人の爲に。災異をなす耳ならず。彼等か性のまに。爲す態も。人の爲に宜からぬ事は。即人の禍なれば。呪術を以て。禳はるゝ事とも。今世にも多きを以て辨ふへし。と云れたる然る説なり。災異は。重胤云。和邪は本語にて。波比は辭なり。たとへは病といへは。其病む人の方に就て云ひ。災と云は。其令^レ病る者の方に就て云るにて。和邪は所爲の義にて。神にまれ鬼にまれ。又鳥獸昆蟲にまれ。其犯し惱ます所爲を成すを云なり。故大殿祭詞に。下津網根。波府蟲能^{ハフツム}禍^ハ無久。又は天乃血垂。飛鳥乃禍無久。と云ひ。大祝詞連却崇神。調にも見えたり。 其所爲を成す物名を。先に擧て云ふ定なりければ。此に鳥獸昆蟲之災異とあるも。鳥之所爲。又獸之所爲。又昆蟲之所爲。と云事なるを。其成す事。人にも世にも害を成せる所以を以て。和邪とも。和邪波比とも云。禍又は災又は災異。或は妖とも。殃とも。又妖孽とも云字に。當る言とは成れる者なり。攘は波羅布なり。解除を波羅間と云とは。同言にして。其活用異なり。借此は禁厭の事を爲て。災異を攘ふをいふ。と云り。○禁厭之法。又云。禁厭は解除祈禱の類を凡て云なり。此二字。古よりマシナヒヤムル。と訓るに従ふへし。私記に。依牟之也牟流とあるは。疑あり。エムは字書に。厭於再反なる。音を取れるなれば。古言の續け狀に非ず。餘風論は。二字を引合せて。麻自那比と訓れたるは。然る事の如くなれど。曾足はす。古訓に従ふへ 然るは。上に療^イ病とある。病は其事の稱なり。療^イは其を去る術を成す謂なるに等しく。此も麻自奈比は。其事の稱なり。夜牟流は。其事を行ひて。災異を卻^シくる稱なればなり。用明紀に。取

み。又傍にトコフと有り。通證に引る。前高帝紀東遊以厭之註讀也。俗禁厭の法はしも。二柱御祖神に始れる事にして。彼鎮火祭は。伊弉册尊の火神を生坐し御時に。出來りて。即火鎮祭の始是なり。又花鎮祭の起も。此大神に已に始れるにて。禁厭と療病と。已に上古より。相並ひ行はるゝ事にて。其禁厭の方療病の法となり。療病の法。即禁厭とは。成れるものなりけらし。又道饗祭は。伊弉諾尊の。黄泉軍に追及れさせおはし坐ける時に起り。大祓は。其大神の筑紫日向橋小戸にして。事始めさせ玉へりし御政なり。又蛇比禮吳公蜂比禮は。須勢理毘賣命。天上より傳へさせ御座て。此にて始て行玉へる御事をめり。其は天神本記に。饒速日命の行玉へる。鎮魂祭の起是なり。此祭はしも。已に皇祖天神の。行定めさせ玉へる御事にて。高天原より傳はれる。禁厭の法なる事。申すも更なり。清原宣賢神代卷に。十種神靈を。天孫降臨の時。授け申されたり。人の痛む所ある時。禁厭ふ様なり。此も病を治する一の道なり。と云はれたる。今ほ委しく云れたれと。さて。實に卓見なり。此の說に據られるにや。谷川翁も。此れを禁厭の中に收められたり。と云り。今は甚く略きて出せり。さて平田翁說に。麻自那比の麻自は。御門祭祝詞に麻自許利。大祓詞に蠱物などある。麻自と同言にて。那比は卜那比商那比などの。那比と同く辭なり。蠱を麻自と訓へき由は。字鏡に蠱萬自物。と有是なり。さて此三物の麻自。もと同言には有れど。かく活きて三になれる上にては。輕重と。物との差別を成せり。其は麻自那比は。麻自那閉命なり。麻自那布。麻自那波牟と活きて。輕く聞え。麻自許理は。麻自許禮。麻自許良牟。と活きて。重く聞ゆるか。麻自物は。吉にまれ。凶にまれ。其麻自に用ふ物を云なり。大祓詞に蠱字を書るを以て。凶物との。人の爲に。凶き麻自物を撰へたる方に就て。此字は漢籍に。蠱毒といふ邪術ありて。其造方などを。委く記せる事のある故に。姑く當て書るにこそあれ。麻自物といふ物は。皆此字の如く。凶き物には非ず。其は天。忍靈根命に。神智岐神智美命の。給へる天玉也。

麻水を衝出す料の。麻自物なるを以て辨ふへし。さて麻自那比の方の。輕く聞ゆる由は。まつ此詞の本は。交の麻自と同言なりと思ゆ。其は麻自理は。此物と彼物と。交るを云詞なるより轉りて。麻自那比と活き。此詞は。彼方の體に。此方の蠱を交ふる意はへの有れはなり。麻自許理を。道饗祭祝詞に。率字を書るを以ても。交と本同言也。と知る也。麻自許理の方の。重く聞ゆる由は。まつ麻自那比の。那比は。辭なる故に。輕きを。麻自許理の許理は疑にて。麻自に疑の添りたるか。許流許禮など。活けると所聞はなり。と云り。なほ此言義は。よく考へし。○百姓は。天照大神また天皇命の。大御寶たるよしの稱なり。江家次第に。公御財とあり。されど其義にはあらず。○至今。平田翁云。今は書紀を記されたる當時を云か。若くは書紀に採られし古書に。本より有し文か。もし然も有らば。其時代は知へからず。と云り。○恩頼。垂仁紀に聖帝之神。靈。景行紀に皇靈之威。などあり。言義。通證に。蓋御賜之殖也。と云れど。信友云。美多麻は靈を尊ひたる詞。布由は震ふの義にて。神の靈の威を震ひて。殊更に幸ひ給ふを。天皇の御魂に申すも。凡人の魂に云も。辱。なみ稱へて云るなり。同し意は。布由布留。同言なる證は。古事記歌に。大雀佩せる太刀。本劍。未布由とよめる。布由は布留と同言にて。太刀を揮る状を云る事。記傳の説の如し。また神靈に布留と云る事は。神の出行に供奉るを。振奉。布理出奉など。古記ともに見えたり。其は多くは神輿につきて。云る如く聞ゆめれど。言の本は。神靈の威震ひ玉へるよしを。畏み稱たるなり。大鏡に。春日の大神の事を。帝この京に遷しめ玉ひては。また近くふり奉りて。大原野と申し。なほも近くとて。又ふり奉りて。吉田と申て御坐

と見え。醫疾合に。凡醫博士取_二醫人_一内法術優者_一爲_レ之。呪禁生學_二呪禁解件持禁之法_一。など有を辨ふへし。但し此は。和漢共に上の令_一なるか。民間は如何と云に。療方と呪禁と。並用たること。皇國は更なり。此は物語書など。昔。漢土も同様なりしこと。千金方備門事親。など云醫書にもに。呪禁法をも。多く載たるを見て。彼國の明醫らか。民間にて。病を救へる有状をも辨ふへし。然るを後世の薬師どもの。呪禁法を陋_レと爲る事は。古道を知らされはなり。凡て病は。邪なる鬼神の。邪氣を立ると。鬼魅遊魂鳥獸昆蟲の。を治めむと。行ふ事は。正しき鬼神の靈具による事なれば。よく其道に至らむには。起る事なる故に。療方にまれ呪禁にまれ。其病禁厭に。藥の意もあるものをや。其は右に云如く。藥を用ふる事は。呪禁より起れる故に。何ぞと云へは。呪禁の風交れり。醫へは徳の載藥は。一夜屋裡に洒して用ふと云。水腫病の藥を煎る水は。流川の水を。流る_レと。と云れたる。實にさる事と通ゆれば。因に此にしろしつ。

日本書紀通釋卷之十三

飯田武郷謹撰

嘗大己貴命謂_二少彥名命_一曰。吾等所造之國。豈謂善成之乎。少彥名命對曰。或有_レ所成。或有_レ不成。是談也。蓋有幽深之致焉。其後少彥名命行至熊野之御碕。遂適於常世郷矣。亦曰至淡島而緣粟莖者。則彈渡而至常世郷矣。

嘗。本にムカシと訓るは。立かへり是より先の事を。語り出るに付て。云る語なり。平田翁は。アルトキヤと訓れたれど。なほ本のまゝに。 ○豈謂善成之乎は。重胤云。豈謂善造乎。と云むか如し。此訓は。私記に。與久奈西利止以不良車也。不作戸誤。今以一寫本訂。と有に從ふへし。此續きは。瑞珠盟約章に。豈以善意乎とあるに同じく。共に反語にして。此には深き所由有る事なり。二柱神等。兄弟の御睦を。結はせ御座して。與共に國土を經營らせ坐すと雖。其御功を積ても。終に成し遂させ玉ふ事の。難かる由を。聞えさせ玉ひて。吾と汝と與共に。此相巡り所造らし國土は。何にしてか。成せりと云ふらむや。未善成り就はずと詔ひ

て。其成功の竟させ御坐ざる御事を。不足ぬ事に思はして。語り出させ玉へるにて。此は謙遜の御詞にこそはおはしましけれ。何てか其御心に。誇らせ玉へる御言と。申奉るへからん。武郷云。これは口訣に。大己貴命自頁の御詞なりと。あるに依て。辨まへられたるなり。平田翁は。此御言は年まなく遺語り玉ひけむか。猶未成竟たり。とは謂かたく。造竟さる地は相多かりと。聊能思ひ給へる趣に。通ゆる御言なりと。云れたるも如何有へからん。さて善成の善は。其造らしし國に就て。詔はせるにて。國形の宜しき義なり。さるは其二柱神の。御力を盡させ御座て。相作らせ玉へりし國形を。善はしく造成し遂させ給はざるを。不足ぬ事に。詔ひ出させ玉へるなりけり。此時未天下平かならず。彼草木磐石に至るまで。威能強暴りて。造らせ玉へる跡より。荒行くもあるへく。又人民も甚稀少なりけむから。大神等の作らせ玉へる地を。各持つ事能はず。自然に荒地と成もあるへくして。善成し玉ふと雖。甚善しも成途難させ給へる御思を。陳させ玉へる者とそ。伺奉らるゝ。と云れたり。此説然るへし。○或有所成。或有云々。口訣に非_レ成_レ非_レ成_レ辭也。と注されたる然る説なり。北野本明應本水正本の訓には。ナルトコロ。ナラサルトコロと訓り。さて。平田翁は。成せる處もあり。未嘗て成さる處もあり。と訓へるにて。所_レ成處とは。此大御國を詔ひ。不_レ成處とは。諸外國を詔へりときこゆ。と云れたるは。所を國處の義に見られたるなれと。いか。此は其國作の事業。稍成途させ賜へる。是有_レ所_レ成なり。其に反して。未全く整はざる。是有_レ不_レ成なり。されは有_レ所_レ成に依て。有_レ不_レ成の設を。今より怠らず。強めたらむには。遂に盡く成る事あらんとの。御言なるへく。伺奉れたり。と重胤云り。○是談也云々。此は前後を思ふに。此の文を讀る後人の意に。是談の意を思得ず。幽深き旨ありけにきくをして。傍に其趣を注しおけるか。摺入て。本文の如くなれりけむ。決して撰者の文にはあるへからず。さて按に。此の十字

大三輪神社鎮坐次第記に此文を引るになし。それそ本のまゝなるへき。○其後云々。平田翁云。其後とは。既に國作竟て後と。云る如く通ゆれとも。次語に。大國主神愁而詔曰。吾獨而何能得_レ作此國。と有を以て見れば。然には非ず。なほ作り玉ふ程の事なるを。其初つかたは。相並ひて作給ひしを。後つ方に至りてはと。いふ意なりとあり。次語に。自後國中所未_レ成者。大己貴神獨能運造。とあるもこの意に同じ。○熊野之御碕は。熊野は出雲國意字郡にあり。御碕は。記傳云。凡て山にまれ。海邊にまれ。もの_レ鋒の如く。突出たる所をいふ。崎崎岬等を用むたり。書紀に島曲俗曰_レ美佐祁。和名抄には岬また汀を。三左木とあり。と云り。さて重胤云。熊野の地の事は。熊野大神の神宮より出來れる稱なるか。其は其神宮より。東南の意字郡にて。今謂ゆる能義郡はしも。古は凡て熊野と云けるにこそ。同郡の末に通_レ國東_レ堺_レ手間_レ割。四十一里一百八十歩とある迄は。皆から古の熊野なりけるを。郡名を被_レ定るに至りて。意字郡と成り。後又別れて。能義郡とは成れる者となん見えたりける。然して大三輪鎮座次第に。此下なる初大己貴神之平國也云々。到_レ出雲_レ五十狹々之小汀。且當_レ飲食。是時海上忽有_レ人聲云々。とありて。高皇產靈尊聞之而曰。吾所_レ産兒凡有_レ二千五百座。其中一兒最惡不_レ順_レ教養。自_レ指間_レ漏墮者必彼矣。宜_レ愛而養_レ之。此即少彦名命是也。とある傳を載して。其結末に。此故稱曰_レ手間天神也。と云ふ社傳を注せり。故思に手間は。少彦名命の天神の指間より。漏墮させ玉へる地なりけり。右に五十狹々之小汀に。浮到り坐る御事の有に依て。外國より御在し坐たる者と思ふも。然る事なれとも。上古には島根秋鹿楯縫出雲の。

四郡はしも。一島なりしかは。此手間より打立して。突道海を浮ひ渡らせるにそ有ける。借此地は。記に伯伎國之手間山本和名抄にも
會見郡天高とあれは。國堺にして。兩國に係れる地なるか故に。風土記意字郡條に。通國東界手間割。四十一里一百八十歩。とある是にして。少彦名命の本宮。此に在し者なり。然して此に所謂熊野之御碕は。必其手間の地の中なるへきか。今何處と跋るへきよしなきを。出雲風土記に。意字郡に羽島ヘノシマと云あるを。或抄に。所謂指間島也。島上有天神祠。則少彦名命。とあるは。今能義郡飯島村の海邊なり。右の指間島と云ふ。一名のある事。此を以知へし。若て羽島と云は。端島と云事なれば。實に御碕とも云へき地なり。又同郡粟島とある。此は白井宗因説に。手間天神在出雲意字郡筑陽村間海海中。所祭少彦名命也。と云る是にて。此も手間天神の御座地なれとも。御碕など云へき地の狀に非れば。此なる熊野之御碕は。右の羽島にて。甚能合へるもの也。但此次には。其渡り御座たる地を淡島とあり。其は伯耆國會見郡にして。右の羽島と向合たる地なるか。若ては異説あるに似たりと雖。此なる熊野之御碕は。其神の本宮にして。此宮より打立せ玉へりと云へく。次なる淡島は。其粟を蒔て持渡り坐るにて。全くの渡口は。其島なる事下に見合せて曉るへし。と云り。此は尙よく考へし。○常世郷。記傳云。凡て上代に常世と云に。三あり。一は常世長鳴鳥云々。此は常夜の義なり。二には常とはにして不レ變レ事レを云。三には常世國と云是なりと云り。この常世國。此に謂ゆる常世郷は更なり。神武紀に御毛野命ミケノノミコトの往ニ平常世郷ヘとあるなど。本來外國に渡り御坐しを云り。若

欠

欠

大凡とは。細碎の事には拘はらず。規模の廣大なるを云。永正本。鎌倉本。徳川本などには。此
二字オホキニ●クレルと訓り。されどなほ。本に據るべきか。但し神はイサヲと訓てあるへし。
○然則汝是誰耶。重胤云。然則
は。其神の御言に。如吾不_レ在者云々。由_二吾在_一云々。と詔玉ひて。相共與に。物爲させ玉ふ如く。
詔給へるか。不審しく。所思すに依て。問奉らせ給へるにて。次に唯然_カ 猶知_ク。と云に係合ふ文なり。
汝是誰耶。此時は大己貴神を除て。其上に勝_マ 給ふ大神の。御在坐へく思はしたらさりけんから。然无禮_ナ
けには宜へるなり。然らざる時は。記詞志比宮段に。今如此言教之大神者。欲_レ知_二其御名_一。とあるを。
神功紀に誰_レ神也。願欲_レ知_二其名_一。と書されたる如く。此にも必有ぬへき御事なりかし。と云り。さ
て此は。御自の和魂なりとは。知看_レさて。問給ふ事なるか。平田翁云。凡人といへとも。量_ナ々に從ひ
て。此二魂はあるを。其魂の強く凝_コれるは。體より分りて。種々の靈異を。顯すことあり。神世の
大神の大神等は。皆其御魂の。大きに坐ます中にも。大國主神などは。其魂の殊に大きく。凡人の魂
に比へては。幾萬倍の大なりと云こと。知へからず。是を以て。殊に御魂を凝し玉ふともなく。其荒
魂和魂の分りて。別神の如く。本體に向ひ立て。互に物言交し玉へる事も。ありしなり。と云り。○
幸魂奇魂也。口訣云。幸魂奇魂者。一魂兩化之名。即天之所_二以命_レ我_一。而爲_二一身之主_一者也。武郡云此
引るは。と云れたるか如し。記傳云。此は共に和魂の名にて。幸魂とは其徳用を云なり。二魂にはあら
ず。幸魂を。荒魂とし。奇魂
を和魂とするは非なり。其故は若二の魂をらば。二神と現れたまふへきに。今現たまふ神は。一柱を
り。且出雲國造神賀詞にも。倭の大美和に祠るは。此神の和魂とこそ見えたれ。さて幸魂とは。私記

に是、左支久阿良之无留魂也。と云て。字の如く。其身を守りて。幸あらざる故の名なり。神功卷に和魂も幸魂の徳用なることをさす。守命。さある是其なり。是にて。奇魂も。字の如くにて。奇靈徳を以て萬事を知識辨別て。種々の事業を。成さしむる故の名なり。萬葉五に。可武佐備伊麻須。久志美多麻。さあるは。石を解て奇玉と云。さて今大國主神の。己命獨して。此國を得作。竟じと憂賜ふは。紀に。此國。唯吾一身而已。たゞ荒御魂のみすゝみて。和御魂の乏しかりしなり。故今神産巢日神の御量にて。萬事を成しむるは。別其和魂の御形を現はして。如此示し教へしめたまふなり。かくて此教の隨に。齋祠りたまふに因て。和魂満足し榮坐て。其身を守り幸へたまひ。奇靈き徳を以て。遂に天下を作竟しめたまふ。故是を幸魂奇魂とは云なりけり。と云り。さてかく幸魂奇魂の。顯身と成玉ふ事は。則此神を齋き祭る。三輪の大神の。壯夫に化坐て。活玉依比賣に。婚坐しことあり。其外も。神社に齋く神靈の。顯身に成て。人に見え給ふ事なとあるもて。知るへきなりと。平田翁の云れたるか如し。

大己貴神曰。唯然。廼知汝是吾之幸魂奇魂。今欲何處住耶。對曰。吾欲住於日本國之三諸山。故即營宮彼處。使就而居。此大三輪之神也。

唯然。二字本にシカリと訓めれど。永正本秘閣本には。シカナリとあり。明應本鎌倉本等に。ウヘシカナリとよめるに従ふ。平田翁云。然とは。實に然に在けり。と。諾ひ悟り坐るよしの御語にて。依來坐る神は。今かく別に現れ御座せと。實は御自身の御魂の。御軀を分かり坐るなる故に。吾是汝之幸魂奇魂也。と云ふ御語を聞看ては。然すかに。御心に慥に應へて。實に然ありけり。と。悟坐るなり。暹知と語へる御言に。心をつけて。此言をおもひ辨ふへし。然るは古くも今も生靈とて。人の魂の。軀を分りて。奇靈なる靈を成こと。多かるに準へて。此の有状をも。曉りぬかし。と云れたり。○今欲何處住耶。記云然者治奉之狀。奈何とあり。其は其神言能治我前。者。云と云言へる故に。然者云と。問玉へるにて。よく通えたり。今は上にさる御言もなくて。今欲何處住耶。問給へるは言足はず。いかゞに聞ゆ。必上に記の如き文あるへきなり。なほ重胤風神祭詞に。我御名者天乃御柱乃命。國乃御柱乃命止。御名者。悟奉氏。吾前幸奉幣者云々。品々乃幣備。吾宮者朝日乃日向。夕日乃日隱處乃。龍田乃立野乃小野。吾宮波定奉氏。吾前乎辨辭竟奉者云々。悟奉支。とある意味に。同じき所なり。然れば記に。然者治奉之狀奈何と有り。其御在所を定めて。費奉らせ玉ふのみならず。其幣帛の御事までにも。係て問奉らせ玉へるにて。此に今欲何處住耶と有よりは。少か委さ狀なりかし。ともいはれたり。○日本國之三諸山。記には倭之青垣。東山上とあり。日本は。幾内の大和國なり。幾内の大和國は。大倭と書く例なり。日記傳云。三諸山は即三輪山の事なり。まつ御諸は。御室にて。凡て神社を云。朝倉宮大御歌に。美母呂能伊都加斯賀母登。又美母呂爾。都久夜多麻加伎。萬葉に。吾屋戸爾。御諸乎立而。などある。是なり。さて御室と云名義。御は尊稱。室はもと樹の森より出て。隠りかなる義なり。さるは上古には。神の社と云もの。後世

の如くはあらずして。多くは樹の繁り隠りかなる所を。神靈の憑りとなしたまふ。其より移りて。神社の奥殿をも。室とは云るなり。この三輪山などは即其にて。後世までも神殿なし。これ御室の本義なり。また神籬と云も同じ。そのよし下巻の一書に委く云り。さて三輪山を。御諸山と云るは。此を始にて。記紀に見え。繼體卷歌に。美母呂賀宇倍邇能煩理多知。とあるも。山とは云はねど。此山の事と聞ゆ。高葉に。三諸之神之。神須疑。又味酒三室山。などよめるも。此山なり。さて三諸とは。右に云る如く。何處にまれ。神社の事なるに。此山にしも其名を負るは。取分て此大神を。尊崇めるからなり。今京にて。祭といへは賀茂祭り。山と云へは。日枝山なるか如し。とあり。○營宮彼處は。營宮於三室山なり。重胤云。此神の現出坐しは。出雲國五十狹々小汀なるを。其乞し賜へる御言の任に。大己貴神の供奉り玉ひて。治奉らせ賜へるなり。大三輪鎮坐次第には。此を宮と云すして。營御室と云換へつ。神宮の事を御室と申せるにて。天孫降臨章に。謂ゆる神籬是なり。其は崇神天皇六年に。倭笠縫。邑仍立磯城。神籬。とあるは。儀式帳に謂ゆる美和乃御諸宮の御事なり。記の大御歌美母呂爾。都久夜多麻加伎。高葉に三諸著は。御室築にて。神の御座として。御垣を結廻らし仕奉る由なり。借其御室と云事の起はしも。出雲風土記大原郡御室山云々。神須佐乃乎命。御室令造給所宿。故云御室と有か如くして。本以房の稱なり。和名抄に。室白虎通云。黃帝作室以避寒暑。和名無呂と有も。其天下に臨む正寝には非ずして。此も寢室を云と聞ゆ。綏靖紀なる。片丘大嘗。天武紀なる御窟殿前。また御窟院と有など。共

に内々の方なる。臥房の事と所見たり。彼新室稚室などの室も。其寢臥る料に作る義なるへきは。本よりにて。上件神社の御事を。御諸と申も。其齋祠る神靈の。人にて云はる。臥房などのさまにて。内々の御住處と成し玉ふ謂にて。其事異なりと雖。其趣同しかるへし。と云れたり。さて又御室を神社と云神へられたる説に。一には彼賢木を刺立て。直に神の御室と爲る者有り。二には神木を直に御室と云なり。三には垂仁紀に。熊神籬とある是なり。四には高葉に五十申立。神酒座奉とある。五十申も。右の神籬の例なり。五には。此に即營宮彼處とあるを。鎮坐次第に。營御室於大原國磯城郡御室山云々。被曰御室山。と有即これなり。六には神。さて又此社の事に就て云れたるは。鎮坐次第垣を以て。直に御室と云なり。とて委く云れたり。今は其要をのみ取れり。さて又此社の事に就て云れたるは。鎮坐次第に。當社古來無寶倉。唯有三箇鳥居而已。興津磐坐大物主命。中津磐坐大己貴命。邊津磐坐少彦名命。とあるか如く。上古より以降。唯右の磐坐有のみにして。寶倉の設非りけり。其下文の神託に。今少彦名命來臨吾邊津磐坐云々とありて。其磐坐即磐境の事にして。神の御座所なるものなり。同書に。腋上池心宮御宇天皇御世。神明憑吉足日命曰。吾國造大己貴命也。云々令造瑞籬奉上齋。隨神託立瑞籬於大三輪山。令崇齋大己貴命大物主命。と有る。令造瑞籬奉上齋焉は。上古御鎮坐の初を云ひ。次に隨神託。立瑞籬於大三輪山と云は。其孝昭天皇の大御世なるが。共に瑞籬と有て神殿と云さるは。其瑞籬を以て。御室と爲させ玉へるなりけり。故美母呂爾。都久夜多麻加伎。と詠るは。神の御室に。玉垣を築くと云事にて。其瑞籬を立るを云なり。神樂神歌に。神垣の御室の山のと有も。御諸山は。神垣を以て。神殿と爲る意味と所見たり。然れば右は有三箇鳥居而已。とある鳥居は。其神垣に著たる者にて。上古に瑞籬と云は。此御垣を云と所見たり。但御垣は。御殿

有る其外を圍む物也ければ。御室とは云へからざる如く。一應は思ふ事なれども。御室は神靈の其中に隠り御座に云れば。其形に拘るへきには非ず。他社にては。神殿の設有を。此には瑞籬を以て。寶倉と爲させ玉ふ所以に。本著て考されは。得知られざる事なるを思ふへし。然して此築廻らせる瑞籬は。即御室にて謂ゆる神籬の御事なり。又右の磐坐は即磐境にて。神の御坐也けるか。與義抄に。祭日三箇の茅輪を岩上に置て祭ると云れば。此は上代に茅又下菅を敷て。御座を裝ふ例を以見るに。此社は神殿をは搆られずして。彼天津神籬。天津磐境を起立て。祭らせ玉ひ來る。御事になん有ける。但兼神天皇八年に。以大田・根子・令・祭・大神云々。即開・神宮門・而幸行と有て。此に三輪の殿戸を誅み。又記の間段。從・糸尋行者。至・美和山・而留・神社と有て。古記の趣は然なるに。猶紀略に。一條天皇長保二年七月十三日。奉・幣二十一社。依・大神社寶殿鳴也。又・神明と見えて。神社の御座しける由なるに。右の大三輪神鎮坐次第の典に。嘉祿丙戌之歲。仲冬十九日とありて。彌名を以て。又貞和二年十二月朔日。出雲大輪三輪若判。と云典書ありて。其文に。此書有他家採納家。然後北島大納言殿。今出河守相殿。參詣之時。此書を御覽有て。被・仰て云ふ云々。若大三輪氏傳學之人。所・爲歎云々。と見えたり。嘉祿以後櫻川天皇の大御世にして。丙戌は其二年に當れば。其貞和より凡百三十年も以前に。書せるなりけり。其長保よりは。僅に二十二年程の隔なるに。當社古來無・寶倉。唯有三箇島居而已。と有て。然計の傳を失ふ間ならざれば。其實殿瑞籬と云は。今云ふ幣帛を以て。祭祀の場と爲る事なれば。其を云にやあらむ。且上古に神社と云しは。其瑞籬を云ふ事。右に注る如くなれば。宮殿の事を云には心得有へく思ゆ。と云れしは。いと委しき考ともなり。○使就而居。就は私記に。由岐丘と有り。四神出生章就候之。神武紀不・就而都之乎。などある其例なり。使居は件の幸魂奇魂の神を。出雲より出立し遣て。三諸山に處を得させ玉へるなり。○大三輪之神也。鎮坐次第に見えて。上に出せり。さて大國主命の和魂の。此社に鎮坐る由縁は。事をは皇孫命に事遷り奉り玉ふ時に。皇孫命の近守神にさて。己命の和魂を大御和に坐奉り玉へりとあるは。傳の異なるに似たれど。然に非ず。此は本居翁の説に。天下に國はしも多なるに。今かく倭國にしも。齊祀れと謂玉ふは。後遂に皇孫命御世々々の。近守神と成坐むの御心なりしこと著明ければ。かの神寶詞。かくて三輪といふ名義は。記に崇神段に。大物主神活玉依毘賣に。感給ひて。夕毎に供仕給ふ時。其父母其女に誨へて。閉蘇紡麻を針に貫て。神夫の衣襦に刺しぬき。さて旦時見しかは。針著たりし麻は。戸の鈎穴より引通り出て。唯遺れる麻は。三勾のみなりき。こゝに鈎穴より出しさまをしりて。糸の隨々尋行しかは。美和山に至りて。神社に留まりき。故其麻の三勾残れるによりて。其地を美和と云とあり。然るにまた神酒の義を以て説へき一義あり。重胤云。抑神酒と云言はしも。崇神天皇八年以高橋邑人活日。爲大神之掌酒。冬十二月乙卯。天皇以大田々根子。令祭大神。是日活日自舉神酒。獻天皇。仍歌之曰。許能瀨積波。和餞瀨積那羅孺。椰磨等那殊。於朋望能農之能。介瀨之瀨積。伊句臂佐。伊句臂佐。如此歌之宴于神宮。即宴竟之諸大夫等歌之曰。宇磨佐開。瀨和能等能々。阿佐妬珥毛。伊弟氏由介那。瀨和能等能渡塙。於茲天皇歌之曰。宇麻佐階瀨和能等能々。云々とある。此意を説て。其義を得へきものなり。右の歌に。此神酒は我みきならずは。神功皇后壽觴の大御歌にもあり。上古に其神の。此に神酒を醸し玉へりし。故事の有を立て。今仕奉る神酒も。我か醸成す所と雖。實には其大神の助令成玉へる物そと。壽稱へ申せるなりけり。其神功皇后の大御歌。記なると少異なる所有と雖。是も其神酒を。少彦名神の御上に。託たる

を配せ祭りて。三坐と爲たりし事。鎮坐次第に見えて。上に出せり。さて大國主命の和魂の。此社に鎮坐る由縁は。右の如くなるに。出雲國遠神寶詞に。天下の現事をは皇孫命に事遷り奉り玉ふ時に。皇孫命の近守神にさて。己命の和魂を大御和に坐奉り玉へりとあるは。傳の異なるに似たれど。然に非ず。此は本居翁の説に。天下に國はしも多なるに。今かく倭國にしも。齊祀れと謂玉ふは。後遂に皇孫命御世々々の。近守神と成坐むの御心なりしこと著明ければ。かの神寶詞。かくて三輪といふ名義は。記に崇神段に。大物主神活玉依毘賣に。感給ひて。夕毎に供仕給ふ時。其父母其女に誨へて。閉蘇紡麻を針に貫て。神夫の衣襦に刺しぬき。さて旦時見しかは。針著たりし麻は。戸の鈎穴より引通り出て。唯遺れる麻は。三勾のみなりき。こゝに鈎穴より出しさまをしりて。糸の隨々尋行しかは。美和山に至りて。神社に留まりき。故其麻の三勾残れるによりて。其地を美和と云とあり。然るにまた神酒の義を以て説へき一義あり。重胤云。抑神酒と云言はしも。崇神天皇八年以高橋邑人活日。爲大神之掌酒。冬十二月乙卯。天皇以大田々根子。令祭大神。是日活日自舉神酒。獻天皇。仍歌之曰。許能瀨積波。和餞瀨積那羅孺。椰磨等那殊。於朋望能農之能。介瀨之瀨積。伊句臂佐。伊句臂佐。如此歌之宴于神宮。即宴竟之諸大夫等歌之曰。宇磨佐開。瀨和能等能々。阿佐妬珥毛。伊弟氏由介那。瀨和能等能渡塙。於茲天皇歌之曰。宇麻佐階瀨和能等能々。云々とある。此意を説て。其義を得へきものなり。右の歌に。此神酒は我みきならずは。神功皇后壽觴の大御歌にもあり。上古に其神の。此に神酒を醸し玉へりし。故事の有を立て。今仕奉る神酒も。我か醸成す所と雖。實には其大神の助令成玉へる物そと。壽稱へ申せるなりけり。其神功皇后の大御歌。記なると少異なる所有と雖。是も其神酒を。少彦名神の御上に。託たる

者にして。其意味相等しきは。大己貴神。大物主神。少彦名神。其々に各酒を醸し始させ玉へる。神等に御座ばなり。如此く。今成し行ふ事を。其事を始物し玉へる。神に保て。我功と成ざるは。我上古の風なり。故右の歌等に詠る味酒は。謂ゆる發語なる者なり。萬葉に味酒三室。山云々とあるも。三輪山と續けたるに同じ。味酒乎神名火山之と有は。味飯乎水爾釀成と有に同じ。味酒を醸む事を。神名火山に係たりし者なり。又通證に三代實錄曰。木苑宿禰之後。賜三味酒臣。儒宗傳曰。巨勢文雄之父祖。爲三祭酒正事三輪神。故以三味酒爲氏。とも所見たり。古の神酒を美和とも。美伎とも訓るに。舒明紀に神酒。和名抄祭祀具神酒和語云と見えたり。同じ神酒の字を。然二に訓る。美伎は御酒にて。其物を云ひ。美和は御酒にて。其器を云が。即其物名にも通はし云事をめり。水を美母比と云る。母比は碗にて。本器物の稱なるを。御水又主水など書て。水名と爲に等しかるへし。美和の和は甕また大鍋などの器の物名冠字考説詞考神實調後釋等の説にて。和は輪をも丸をも訓む事なれば。甕鍋などの。底ある物にも。必通はして云へき理なるものなり。然らば御酒と心得へし。神實調に天能延和とある。は。別意あるへくおほゆ。と云れたるは。酒を美和と云言義なるか。なほ傳しては。伊和とも於和とも云ひ。又字和とも云しよしなど。委く云れた此の三輪も。大神の御酒を醸り給へりし。古事に起れる名なるへし。綜麻の三句と云説は。記の傳なれば。あまりに詳たることにて。かつ疑はしきよしもありと。重風の類もありと。今はふけり。

此神之子。即甘茂君等。大三輪君等。又姫踏躡五十鈴姫命。

此は上に擧たる文の終より。此神之子即云々と續く事なれとも。甚く言足はさる心ちらず。此神之子の下に。某神と云有て。即甘茂君云々と續く時は。此まゝにても通えざるにはあらず。さて其神は。崇神紀に。大田々根子父大物主大神。母活玉依媛云々。又大田々根子。今三輪君等之始祖也。とあれば。其をこゝにも云るなるへし。されど大田々根子は。まことに大物主大神七世の孫に當れること。次に辯へ云か如くなれば。なほいかゝなる記しさまなり。これ通證に。子猶云子孫也。とあるは。甚しき非説なり。○此神之子。本に之を無に誤る。今纂疏又其餘の本ともに據て改む。さて此神之子とは。大物主神の直の御子と申すなり。次に姫踏躡五十鈴姫命も。實の御子に坐ばなり。偕其御子と申すは。實は櫛日方命とも。櫛御方命とも申して。檀原宮朝に申食國政。大。夫となり玉ひし人なり。其より七世孫。大田々根子命。即此に擧たる二氏の祖なり。其大田々根子命の出自は。まづ崇神紀には。大田々根子父大物主大神。母活玉依媛。亦云。奇日方天日。方武茅浮。女。とあり。古事記には。大物主大神。娶三陶津耳命之女。活玉依媛賣。生子名。櫛御方命之子。飯肩巢見命之子。建甕槌命之子。意富多々泥古とあり。此櫛御方命と。右の奇日方天日方とは。同じ人にあらず。奇日方天日方命は。事代主命の御子なり。姓氏錄石邊公下に。大物主命。男久斯比賀多命と見え。又狛人野の下に。大物主命兒。櫛日方命と有り。大三輪鎮坐次第には。大物主神活玉依媛に合て。生兒櫛日方命。欽傍檀原宮御宇天皇。殊爲三申食國政大夫。是賀茂大三輪君等遠祖也。とあり。さて其奇日方天日方命をは。地神本紀に。事代主神化爲八尋熊鷹。通三三島。溝

杭女活玉依姫イサキヨリヒメ生兒ナマコとあり。此は御母の御名たかへり。玉櫛媛タマシロヒメとあるへきなり。鎮座次第も同じ傳にて。三島溝楸耳ミツノミヅカキミ小女コメ玉櫛媛タマシロヒメに合て。生天日方命ナメヒノカミ賀茂主カモヌシとあり。又地神本紀に。事代主命子天日方奇日方命タニヒノカミ亦名阿田都久志尼命アタツクシニノミコとあり。これを大物主命の御兒の。櫛御方命シロヒメノカミと。まかふへからず。借志カサシか見る時は。姓氏錄シノジ。大和仁古大國主神六世孫。阿太賀田須命アタカタスノミコ之後也。又河宗像君大國主命六世孫。阿田賀田須命アタカタスノミコ之後也。とあるを。地神本紀に。八世孫阿田賀田須命アタカタスノミコと有り。此は素戔鳴尊スサノリノミコよりの數なれば。大己貴命オホニギノミコよりは七世とありて。たかへるか如くなれども。大物主命を。一世の數に入れて數ふれば。姓氏錄シノジに。六世とあるに同じ。また鎮座次第に。大物主命五世孫武飯片隅命タケノミコノミコとあるは。前後の神を除きて。中を五世と云るなれば。これも同じ。いづれも世數よく合り。さて甘茂三輪二氏の出自を注するに就ては。其世系を先此に出すへし。地神本紀云く。三世孫天日方奇日方命タニヒノカミ。亦名阿田都久志尼命アタツクシニノミコ。○武都タケノ。天日方奇日方命タニヒノカミは。事代主神の御子なればなり。此命娶日向賀牟度美良姫ミヤカミカミ。生一男。四世孫健飯勝命タケノミコノミコ。此命娶出雲臣女子沙麻奈姫サマナヒメ。生一男。五世孫健飯尻命タケノミコノミコ。亦名健飯命タケノミコ。此命伊勢旆主女賀具呂姫イセノミコ爲妻。生一男。六世孫豐御氣主命トヨミケノミコ。亦名健飯命タケノミコ。此命紀伊名草姫キイノミコ爲妻。生一男。七世孫大御氣主命オホミケノミコ。此命大倭國民磯姫オホミケノミコ爲妻。生一男。八世孫阿田賀田須命アタカタスノミコ。和魂君ニギハヤヒノミコ。次健飯賀田須命タケノミコ。此命鴨部美良姫カモベノミコ爲妻。生一男。九世孫大御氣持命オホミケノミコ。此命出雲神門臣女美氣姫オホミケノミコ爲妻。生一男。十世孫大御氣持命オホミケノミコ。此命出雲鞍山祇姫オホミケノミコ爲妻。生三男。十一世孫大鴨積命オホミケノミコ。此命磯城瑞籬朝御世オホミケノミコ。賜賀茂君姓オホミケノミコ。次大友主命オホミケノミコ。此命同朝御世賜大神君姓オホミケノミコ。これ其世系なり。次々に云へし。○甘茂君は。地神本紀に見えたる文右に引り。即姓氏錄シノジ。大賀朝臣大神朝臣同祖。大國主神之後也。大田々オホタタ禰古命ニメコノミコ孫。大賀茂都美命オホタタニメコノミコ。一名大賀奉齋オホタタニメコノミコ。賀茂神社カモノミヤとあり。此に大國主神之後也とあるに。此世系に。記に意富多々禰古命オホタタニメコノミコ者。神君鴨君之祖とあり。鴨は地名にて。大和國葛上郡の鴨に因れり。其大田々禰古命オホタタニメコノミコは。九世孫なりければ。十一世孫大鴨積命オホミケノミコは。其孫と書せるよく合へり。奉齋オホタタニメコノミコ賀茂神社カモノミヤは。鎮座次第に。葛城賀茂神社カモノミヤ八重事代主命也。大己貴命オホニギノミコ之子。母曰神楯媛カモノミヤ。云々。瑞籬宮御宇天皇御世。大田々根子命オホタタニメコノミコ孫。大賀茂祇命オホタタニメコノミコ。承勅立社於葛城邑賀茂地オホタタニメコノミコ。奉齋オホタタニメコノミコ事代主命オホタタニメコノミコ。仍賜賀茂君氏オホタタニメコノミコ。とある是にて。式に謂ゆる大和國葛上郡鴨都波八重事代主命神社三座オホタタニメコノミコ。とある御社なり。重胤オホタタニメコノミコ云。瑞籬宮御宇天皇御世云々。承勅と云は。其七年紀に。定天社國社。及神地神戶オホタタニメコノミコ。とある此時の事なるへし。さるは出雲神賀詞オホタタニメコノミコに據るに。大物主神の大三輪に鎮坐すと一時に。彼式に所謂葛上郡高鴨阿治須岐託産根命神社四坐オホタタニメコノミコ。は。已く鎮り坐しけるにて。記に此之阿遲組高日子根神者。今謂迦毛大御神オホタタニメコノミコ者也。と有る本よりの鴨神なるを。又此に事代主神をしも。同じ鴨の地に。令祀給へるは。神代より以降。此事代主神は。大物主神に屬て。共に大三輪に御坐しけるを。神託などの御事に因て。此地には遷奉らしめ給へるにこそ有けぬ。

九世孫大田々禰古命オホタタニメコノミコ。亦名大直オホタタニメコノミコ。禰古命ニメコノミコ。此命出雲神門臣女美氣姫オホタタニメコノミコ爲妻。生一男。十世孫大御氣持命オホミケノミコ。此命出雲鞍山祇姫オホタタニメコノミコ爲妻。生三男。十一世孫大鴨積命オホミケノミコ。此命磯城瑞籬朝御世オホミケノミコ。賜賀茂君姓オホミケノミコ。次大友主命オホミケノミコ。此命同朝御世賜大神君姓オホミケノミコ。これ其世系なり。次々に云へし。○甘茂君は。地神本紀に見えたる文右に引り。即姓氏錄シノジ。大賀朝臣大神朝臣同祖。大國主神之後也。大田々オホタタ禰古命ニメコノミコ孫。大賀茂都美命オホタタニメコノミコ。一名大賀奉齋オホタタニメコノミコ。賀茂神社カモノミヤとあり。此に大國主神之後也とあるに。此世系に。記に意富多々禰古命オホタタニメコノミコ者。神君鴨君之祖とあり。鴨は地名にて。大和國葛上郡の鴨に因れり。其大田々禰古命オホタタニメコノミコは。九世孫なりければ。十一世孫大鴨積命オホミケノミコは。其孫と書せるよく合へり。奉齋オホタタニメコノミコ賀茂神社カモノミヤは。鎮座次第に。葛城賀茂神社カモノミヤ八重事代主命也。大己貴命オホニギノミコ之子。母曰神楯媛カモノミヤ。云々。瑞籬宮御宇天皇御世。大田々根子命オホタタニメコノミコ孫。大賀茂祇命オホタタニメコノミコ。承勅立社於葛城邑賀茂地オホタタニメコノミコ。奉齋オホタタニメコノミコ事代主命オホタタニメコノミコ。仍賜賀茂君氏オホタタニメコノミコ。とある是にて。式に謂ゆる大和國葛上郡鴨都波八重事代主命神社三座オホタタニメコノミコ。とある御社なり。重胤オホタタニメコノミコ云。瑞籬宮御宇天皇御世云々。承勅と云は。其七年紀に。定天社國社。及神地神戶オホタタニメコノミコ。とある此時の事なるへし。さるは出雲神賀詞オホタタニメコノミコに據るに。大物主神の大三輪に鎮坐すと一時に。彼式に所謂葛上郡高鴨阿治須岐託産根命神社四坐オホタタニメコノミコ。は。已く鎮り坐しけるにて。記に此之阿遲組高日子根神者。今謂迦毛大御神オホタタニメコノミコ者也。と有る本よりの鴨神なるを。又此に事代主神をしも。同じ鴨の地に。令祀給へるは。神代より以降。此事代主神は。大物主神に屬て。共に大三輪に御坐しけるを。神託などの御事に因て。此地には遷奉らしめ給へるにこそ有けぬ。

此二座の内今一所は。通説に。神屋楯比賣命に。御座へき由云るは。然る事にて。鎮座次第にも。右の如く。葛城賀茂神社。八重事代主命也。大己貴命之子。母曰神楯媛。と書せるを。其大己貴神はしも。大物主神と共に。大三輪に御座すを以思ふに。其御祖神屋楯比賣命と。御子八重事代主命と共に。此に鎮座へからむ事。決き者なりかし。和名抄同郡上鳥下鳥の二郷有り。決く上鳥下鳥郷なるにて。今此社御所村の西角に在て。下鴨社と申す由なるか。神名式に鴨都波と有る鴨字を。志母都加毛と訓を習なるは。右の高鴨社の上鴨社なる對にて。郷廢れて今は下鴨と申す社名のみ遺れりと雖。此を以て。其郷の所在を正に知へくをむ有ける。然らば右の上鳥下鳥は。加美都加毛。志母都加毛とは。右に唱たりけらしと云り。借此氏。紀には。歷世の中に見えず。天武紀元年に始て出たる鴨君蝦夷は。壬申の功臣なり。其十三年十一月鴨君賜姓曰朝臣とある。是其功に依て。君姓を改めて。朝臣姓に成されたるなり。此氏人續紀續後紀に見えたるうち 續紀神護景雲二年十一月。從五位上賀茂朝臣諸雄。從五位下賀茂朝臣田守。從五位下賀茂朝臣萱草。賜姓高賀茂朝臣とあるは。高鴨神を土佐より大和に迎奉る由にて。高賀茂朝臣の姓を賜へるなり。續紀に。天平寶字八年十一月。從五位上。高鴨神於大和國葛上郡。高鴨神者云々。賀茂皇怒之。流其人於土左國云々。於是天皇乃遣田守。迎朝臣田守等言。曾大泊瀨天皇。子葛城山。時有老夫。每與天皇相逐爭。復天皇之命。嗣本國。とあり。此氏高鴨神をも嗣りしなり。借本の任に。賀茂朝臣なりしもありて。此より二統に分れたり。右件壬申の功に因て。賀茂朝臣の姓を賜ると雖。其一家のみ然有しにて。支流の家々は。猶鴨君なりしにこそ。文武紀以下の史にも見えたり。なほ此外に。此氏より出たる。伊豫賀茂朝臣。賀茂役君。鴨部。鴨部等。世々の史に見え。又後に鹿滋氏と稱するもあり。處せければ今いはず。

○大三輪君は。和名抄大和國城上郡鄉名大神於保無和。美を無と云る。式にも大神とあり。此氏は。崇神紀に。七年十二月。天皇以大田々根子令祭大神。中所謂大田々根子今三輪君等之始祖也。とあり。記にも意富多々泥古神者。神君鴨君之祖とあり。姓氏錄大和神別。大神朝臣素佐能雄神六世孫。大國主神之後也。又攝津神人。大國主神五世孫。大田々根子神之後也。又神直同上とあり。但其世數の事は。上に委しく辨へたる如く。大國主神より。大田々根子神に至るまで。其實は七世なり。鎮座次第に。大田々根子神。中勅爲三神主。賜大三輪君氏。其子孫永任其職。と見えたり。其子大御氣持神も。其職に仕奉りけん事。云も更なり。此神の子三人有る中に。兄大鴨積神は。賀茂氏祖なり。弟田々彦神は。神部直。大神部直の姓を賜はる。其中なる大友主神そ。大御氣持神に繼て。其職には仕奉られける。地神本紀に。大友主神。磯城瑞籬朝御世。賜大神君姓。とある是なり。若て右の鎮座次第に。大直禰神社大田々根子神也。大物主神五世。櫛日方命。武飯命。武飯尾命。武飯立命。孫。武飯片隅神之子。母美良媛。土左賀茂部臣之女也。磯城瑞籬宮御宇天皇。七年十二月勅爲三神主。賜大三輪君氏。其子孫永任其職。志賀高穴穗宮御宇天皇御世。大三輪君大友主神。依靈夢立社奉齋之。若宮。と有は。成務天皇御世の事なり。また春日三枝神社。媛蹈輪五十鈴媛命也。小型田宮御宇天皇御世。大三輪君白堤。承勅立社於春日邑。率川坂岡兩所。奉齋媛蹈輪五十鈴媛命。大物主命也。平城宮御宇天皇御世。益造兩社之相殿。爲三座。又始行三枝祭。是大三輪氏長奉仕之。と有る。此事大倭

神社注進状にも見えたり。重胤云。此氏天武紀に至りて。其統脈三流有る事見えたり。一には大三輪君なり。其元年六月に。乃令吹負^{フタヒ}將軍。是時三輪君高市磨呂云々。群豪傑者如響。悉會將軍麾下云々。其十三年十一月。大三輪君賜姓曰朝臣とあり。是此氏の正流なり。武部云。元明紀に。大神朝臣。二人爲氏上。と云事も見えたり。二には其天皇元年に。伊勢國介三輪君子首及云々。此人後に諡曰大三輪眞上田迎君と有て。是迄は三輪君なりしを。大字を加給ひ。眞上田君の姓を賜へりしなり。武部云。清和紀に眞神田朝臣全羅。賜大神朝臣と云事も見えたり。三には。同紀十三年に。三輪引田君難波麻呂爲大使。遣高麗とあり。記朝倉宮段に出たる。引田部赤猪子^{カコ}は。其族なる由にて。記傳に其よしを詳に云れたり。武部云。大神引田朝臣。清和紀に見えたり。此大神朝臣の支別にして。已く別れたりし者なり。武部云。此より前にも。孝德紀大化元年に三輪聖德君あり。單に三輪君と云り。此後には。神部直。大神大。網造。大神掃石朝臣。大神掃石朝臣等の姓も。續紀以下の止。東大寺文書等に多く見えたり。これ此族なり。さて又天平十九年四月。大神神主從六位上大神朝臣伊可保。授從五位下と有て。此に神主の號始て出たり。此を以考るに。古へは大神朝臣の祖先より。大神大物主神社の神主を職として。朝廷にも仕奉れりけむを。此頃に至りては。其氏宗の人は。朝政を主として。仕奉れりけむから。公事に暇無りし故に。其氏族の中より。別に神主と有へき人を擢て。仕奉らしめ玉へる者と見えたり。と云れたるは然るへし。なほ此氏の支別に。伊和君。神人等。あるを始として。諸國に在ゆる大神氏の事とも。委しけれと。今は其要のみ出せり。又大日本史氏族志に。大神氏之胤。世掌三輪神社之祀。迨後世。其統易爲山城鴨縣主之系。鴨縣主。系圖。而其本族仕于朝者世爲侍官。大神。系圖。其爲武人者。有日向白杵氏豊後緒方氏最著。其後爲佐伯氏藤林氏。などあり。○姫踏躰五十鈴姫命

は。次の又日には。事代主神の御子と爲し。神武紀綏靖紀にもしか記せり。安寧紀。又地神本紀にも同じ。然るをこゝに。大三輪之神の御子と有り。記にも是謂三神御子と書して。美和之大物主神の御子なる由にて。此に又曰と有る傳と。相乖けるに就て。今此を訂し見るに。鎮坐次第に。復三島溝檝耳大女踏躰媛爲夫八。或時媛爲大便之節。大物主神化丹塗矢突陰元。爾媛驚乃將來其矢。置於床邊。忽化爲美麗壯夫。乃於奇御戸爲起而。生女名曰媛踏躰五十鈴姫命。於是天孫神日本磐余彦天皇云々。納宮爲皇后と書して。また八重事代主命也。大己貴命之子。母曰三神榊媛。化爲八尋熊罴。通三島溝檝耳小女玉櫛媛。生一男一女。是天日方命。賀茂主。命父。五十鈴依媛命。葛城高丘宮御宇天皇。后。即磯城津彥天皇母。と所見たる如く。條理分別るゝ時は。其混ぶ方無くして。甚明らかに関ゆめり。然して其を約め云時は。三島溝檝耳命に。大女小女二柱御座しける中に。大女を踏躰媛と申す。即記に謂ゆる勢夜陀多良比賣の御事是なり。大三輪大物主神の御妻と成て。生坐る御子。即姫踏躰五十鈴姫命にて渡らせ玉ひ。其少女玉櫛媛命は。事代主神の后と成て。其生坐る御子。五十鈴依媛命に坐り。なほ重胤か此事を慥かに證して。式に大和國城上郡。狹井座大神荒魂神社五坐の御事を。大倭神社注進状に。別社狹井神社。傳聞狹井神者。大己貴命之荒魂大國魂神。即當社別社也。相殿神四坐。大物主神。姫踏躰五十鈴命。勢夜多良比賣。事代主神。とありて。下に神名帳曰。大和國添上郡率川坐大神御子神社三座と書して。右の大物主神。姫踏躰五十鈴命。勢夜多良比賣の三神を。率川神と爲るに。其大神御子神と申すは。右の姫踏

輪五十鈴命を主として。祀れる由の社號なり。然して其事代主神は。三枝御子社一座とある。是にて。其三座の外なり。注進狀率川神社の別社に。三枝御子社九座。傳聞狹井神之子事代主神。神名帳曰。大和國添上郡率川阿波神社一座。云々。即當社焉。と有て。此大神御子神社。阿波神社の二社を。狹井神五坐と。合せ祀れる者なり。右の如く悉く條理明らかなる上は。姫蹈輪五十鈴姫命は。實に大物主神の御子に御座しますこと。更に疑なく有ければ。此に大三輪之神の御子と有なむ。記を共に。甚々正しき古説と聞えたる。と云れたる然る説なり。さて此神の生出させ御座ける事件は。記白幡原宮段に。然更求下爲大后之美人上時。大久米命曰。此間有媛女。是謂神御子。其所以謂神御子者。三島追昨之女。名勢夜陀多良比賣。其容姿麗美。故美和之大物主神見感而。其美人爲大便之時。化丹塗矢。自其爲大便之溝流下。突其美人之富登。爾其美人驚而。立走伊須々岐伎。乃將來其矢。置於床邊。忽成麗壯夫。即娶其美人一生子。名謂富登多々良伊須々岐比賣命。亦名謂比賣多々良伊須氣余理比賣。是者惡其富登云。故是以謂神御子也。於是其伊須氣余理比賣命之家。在狹井河之上。天皇幸行其伊須氣余理比賣之許。一宿御宿坐也。とある是なり。三島追昨の事は下に云へし。勢夜陀多良比賣は。注進狀に引るには勢夜多良比賣と有て。陀字なし。多良を多々良の如く訓なるにこそ。鎮坐次第には。三島溝概耳大女蹈輪媛とあり。重胤云。名義。此の事實に合せて説へし。勢夜は進矢と云事にて。和名抄に征箭和名曾夜と有る。曾の征の字音より。轉たるならむかと思ひし

かとも。猶其も進矢の義なるをりけり。武輝云。曾夜は進矢にて。羽矢真鹿兒矢など。對立つ事にて。謂ゆる突其美人之富登と云ひ。其生奉れる御子の御名を。富登多々良伊須々岐比賣命と申せる是なり。多々良の多知なる事は。萬葉に。陸奥之吾田多良真弓とあるを。古今集梁塵抄體源抄共に。安太知乃萬由美とあり。即其安太多良は。和名抄郡名に。安達と在る是なり。然る時は勢夜陀多良比賣と申すは。此に大物主神の丹塗矢に化て。娶給ひし。其所以に由れる御名なり。記傳に。勢夜は地名なるへし。聖德太子傳曆に。勢夜里と見えて。今大和國平群郡に。勢野村あり。是なるへし。と云れたれど。此程の神名に。地名を以て負する事なかりければ。此姫の住玉ひし地名となりけむから。右の如く勢夜里と云名は。有るへくそ所思えたる。と云り。五十鈴は。右の文に伊須々岐伎とある是なり。記傳に。即驚て立走るさまなり。大殿祭詞に夜女能伊須々岐。伊豆都志伎事無久とあるも。夜睡れるほとじ。物に壓はれなとして。心さはき驚くを云て。同意なり。又同詞に。取葺計魯草乃噪伎古語云。無久とある。蘇々伎は。亂れそくるを云て。此も事は異なれとも。意は通へり。又萬葉十六に古郡狹々寸爲我哉とあるも。少年のすろきさわくを云り。右の例とも以思ふに。伊は略ても云言なるへし。伎は語辭なり。と云れたるにて。其義を曉るへし。さて記に富登多々良とあるは。陰元立の義。比賣多々良は。細書に惡其富登云事。後改名者也。と注されたるか如し。伊須氣余理比賣は。伊須々岐の言を換たるにて。其意を別に稱奉ると聞ゆ。但注進狀に。記を引るには。

比賣多々良伊須々余理比賣と書し。次に出たるにも。伊須々余理比賣と有て。伊須氣を伊須々と換たれども。其は事代主神の御女なる。五十鈴依姬命の。御名と混れて。一に成れる者なり。若て此に姫踏躰五十鈴姫命と有は。五十鈴は。伊須々岐の岐を略きて申せるなり。其五十鈴依姬命の御名の。五十鈴には。別義あるへし。綏靖紀に云。

又曰。事代主神化爲八尋熊罴。通三島溝織姫。或云玉櫛媛。而生兒姫踏躰五十鈴姫命。是爲神日本磐余彦火々出見天皇之后也。

又曰は。山蔭云。一云とあるへき例なり。上の説と異なればなり。抑此姫命を。大三輪の子といふは。神武卷と齟齬へれども。こゝは一書なれば妨なし。又事代主神の子といふ事は。神武卷に出たれば。こゝは同じ事の重なるか如くなれども。化爲八尋熊罴の事。かしこには見えす。又溝織姫といふ名も異なれば。武部云。彼卷には。玉櫛媛とせり。こゝには其異説を擧られたるなり。と云り。さて上にも云る如く。此姫命。御父は大物主神。御母は踏躰媛におはしまして。即三島溝織耳神の大女なり。しかるを如何にしてか。其事混れて。其大女小女共に。事代主神に娶れ奉れる傳とはなれる者なり。然ればこゝに事代主神の。小女玉櫛媛をして。令生給へるは。五十鈴依姫命に坐るなり。さて大物主神の御女姫踏躰五十鈴姫命は。神武天皇の皇后と成て。綏靖天皇を生奉らせ玉ひ。事代主神の御女五十鈴依姫命は。綏靖

天皇の皇后と成て。安寧天皇を生奉玉ひ。鴨主命の女淳名底仲媛命は。安寧天皇の皇后と納坐て。鸕鷀天皇を生奉らせ玉へるなど。天照大神と。素戔嗚尊と。二柱の神の御末の一に成て。天下を持たせ給ひ。又其顯露事幽事の御上に取ても。止事なき所由の御座す。御幽契のある事なるへし。○事代主神。此紀には此神の生坐る御事を載られず。記また地神本紀に載たり。まつ記云。大國主神娶下坐胸形奥津宮神多紀理毘賣命。生子阿遲鉏高日子根神。次妹高比賣命。亦名下光比賣命云々。亦娶神屋楯比賣命。生子事代主神。と有り。然るに地神本紀には。大己貴神先娶下坐宗像奥津宮神田心姫命。生一男一女。兒味耜高彥根神。妹下照姫命。次娶下坐邊都宮高津姫神。生一男一女。兒都味齒八重事代主神。次高照光姫大神命。とあり。此にては。奥津宮神。邊都宮神を。共に娶らせ玉へる事なり。されど此三女神を。合せ奉りて。記に所謂嫡后須勢理毘賣命是なり。然れば右の如く。各娶らせ給へる事なれども。其實は三神の御身を合せ。一柱にて。大國主神に合奉給へるなり。さて事代主神。記に八重言代主神と見え。編坐次姓氏錄に天之八重事代主神首領と見え。地神本紀に。都味齒八重事代主神に作り。神名式には。都波八重事代主命一本都味波とあり。借事代主と名を負坐る義は。平田翁云。代は岡部翁の神賀詞の解に。神の禮自利は。他の祝詞に。禮代とあると同じことにて。利は留志にて。禮の志留志と云ことなり。紀に物實を。望能志呂と訓る。即是におなし。と言れつる意にて。事代は言の信なり。事と書るは借字なり。さて音信また信物など云。信字即て志留志の義なり。其は天孫降臨章に。此神の天神の命を。遠奉らしと言。言の信に。其船を踏傾けて。青柴垣に隠り坐ればなり。と云るを。重胤云。事代主神と申奉るは。御父大國主神の和魂大物主神を。委しくは大物代主神とも。物代主神とも稱奉る。

總略紀に。三諸岳神の御事を。或云此山之神爲大物代
 主神。神名式禮應國史乘郡。大倭物代主神社などあり。 此に對へて申す御名にて。事と云は物の對にて。其物と云は
 體なり。事と云は其用を云事にて。和漢共に。古今に亘り。然る事誰しも能知れるか如し。代主は知
 主にて。此二柱神の相持別て。物を知と。事を知との御行事に因て。御名に稱奉れる者なり。故天孫降
 臨章一書に。是時歸順之主渠者。大物主及事代主神。乃合八十萬神於天高市帥以昇天云々。高皇
 產靈尊勅大物主神。中宜領八十萬神。永爲皇孫奉護。乃使還降之。と有を。纂疏に。八十萬神
 皆統屬於大物主之神也。と注る如くにて。物を知と云義。此に在る事なり。若て記に。大國主神の
 圖避の以前に。僕者不_レ得白。我子八重言代主神是可_レ白。と申玉へるは。即事を知らせ御座す謂。此に
 在り。又次に僕者於_三百不足八十垺手_二隱而侍。亦僕子等百八十神者。即八重事代主神。爲_三神之御尾
 前_二而。仕奉者。違_レ神者非也。と白給へるも。其事を執持しめ給へるにて。事代主神と云所以を。述
 させ給へるなり。 此御事の結ひとも申すへきは。天武天皇元年に見えたる文にて知らる。今略けり。 其率させ給へる百八十神は。御父大神に屬奉る御
 事なりければ。大物主神の所知看させ玉ふ御事は申も更なり。然れとも。其百八十神を進退し玉ふ御
 事は。事代主神の御職に御座なり。と云れたる方然るへし。借其御名の八重と申し。また積羽と申す
 事のよしは。天孫降臨章に云ふへし。○化爲八尋熊罴。重胤云。此に事代主神。化爲八尋熊罴。通三
 島溝橋姫。と有に合せて。出雲風土記に。仁多郡懸山。郡家正南二十三里。古老傳云。和爾懸阿伊
 村坐神玉日女命而上到。爾時玉日女命。以_レ石塞_レ川。不_レ得_三會所_二戀。故云_三懸山_一。と有る和爾は。其

事代主命の化給へる事を。傳漏せるにや。阿伊村は。風土記より。後に郷名と成て。和名抄に阿位郷
 有る是なり。若て攝津國島下郡安威_阿郷有に合ひ。神玉日女命と。玉櫛姫と。言相近きを思ふに。
 右は全く此の故事なる状なり。然れば此は出雲國にての。御事と爲へきにや。若て以_レ石塞_レ川と云は。
 神玉日女命は。當昔阿伊川に住せ御座ける_阿神なりし故に。事代主神八尋熊罴と化て。水の任に沂
 らせ御座けんを。石を以て塞られ給ひし故に。其御心を得果させ座さりしを。後に三島に至りて。終
 に其妹妹の御語らひは成し故に。地名を負して。三島溝橋姫とは申すなるへし。借女神の正身はしも。
 圖にて渡らせ給へるを。娶らせ玉ふ爲に。殊更に如此く御姿を變させ給へる事と所見たり。海宮遊行
 章一書に。豊玉姫神の御事を。化爲八尋大熊罴。匍匐透蛇。また一書に。化爲八尋大罴と見え。記にも
 化_三八尋和邇_二而匍匐委蛇。と有に。其正書には化爲_レ龍と有り。此を以て。龍と罴とは。同種の物にて。
 龍の類なる證なり。 武都云。なほ此に攝津風土記。常陸風土記な 和名抄龍魚類に。罴 和名 似_レ鱗有_三四足_一。喙長三
 尺。甚利_レ齒。虎及大鹿渡_レ水。罴擊_レ之皆中斷。と有て。猛き物なるか。漢籍に。此を罴龍蛟龍なども
 云て。龍の屬と爲るも。然る言なり。猪八尋熊罴と云ふ。八尋は尋常なるとは。殊更に大なる由なるか。
 熊は。熊鷹熊鷲熊篋など云類にて。勝れて物の形の大きく。且猛きを云る稱なり。 記傳に。熊は獸中に猛
て。猛き物をも云り。また久麻と云は。本より猛きを云言なるを。熊も名に負へるか。本末はしらす 此事をなほ深く思ふに。其始玉櫛姫命と申す。麗しき女神にて。
 御座しけむを。事代主神の婚給ふに當りて。其女神の辭退ひ申して。龍と成て去給ひし故に。事代主

神はしも。鬪と成て追奉らせ玉へりに見ゆ。然して其始て婚はせ玉へるは。出雲にての御事にて。其御合坐るなむ。攝津國の三島なりけらし。と云れたるは。稀有しく思依られたる説にこそ。○三島溝權姫は。神武紀に。三島溝權耳神之女玉櫛媛。と見え。地神本紀には。三島溝杭女活玉依姫と書し。此は此の古事と。大三輪の古事と。一つに混へたる名なり。よく見分つへし。鎮坐次第には。三島溝權耳小女玉櫛媛と有て。上に大物主神の娶給へる。三島溝權耳大女踏輔媛。と有に對られたり。三島は。攝津國の地名なり。大倭神社注進狀に。溝權姫攝津國三島之人。神名帳攝津國島下郡溝咋神社。と有り。其妹事代主神は。所謂三島鴨神社是なり。三島鴨神社は。伊豫國大三島なる。大山積神に坐すよし。風土記に見えたり。事代主神も。後に合殿に坐するへし。三島は。後に二郡に分れて。島上島下と云。今も島上郡に。三島江村あり。溝權は。島下郡に溝杭莊と云あり。さて右の溝咋神社は。此姫神の本社なるか。今は溝杭莊なる馬場村牛頭天王社是なり。と云り。又式に伊豆國賀茂郡伊古奈比賣命神社名神は。三島大社の當后神とあるを。扶桑見聞私記六十に。此神の事。神書に奉^レ號^ク。伊豆明神一名溝喰姫と云々。女體神と云り。と有て。古くより溝喰姫命と傳へたり。三島大社は。同郡伊豆三島神社名神大。月次新嘗。とある社にて。祭神大山積神に坐り。されと三島大社。當后神溝喰姫命と云傳あるを見れば。合殿に事代主神も坐すにや。攝津國三島鴨神社に。事代主神の坐からは。いかにもこの社にありけなり。考へし。此事は平田翁の考もあれど。みながら信られず。此神の神異を顯はし玉へる事。後紀天長九年五月の條に所見たり。神階帳に。一品當后宮とあるは。同郡阿波神社名神を。續後紀に。阿波神者三島大社本后也。と有に對へたる稱なり。○玉櫛媛は。容儀を以稱奉れる御名とあほしきに就て考るに。神功紀に。事代主神の亦名を。於^レ天事代。於^レ虛事代。玉鏡人產殿之事代

神と申奉る。玉鏡も此と同じく。其容儀の玉の如く。奇く麗しき狀を以て。夫神を玉鏡入彦と申し。妻神を玉櫛媛と稱へ奉れる御名にも有へし。さて上にも引る地神本紀に。此媛の御事を。活玉依姫と有れど。其は御名の似たるよりの混ひにて。鎮坐次第に。三島溝權耳神之御女に。大女を踏輔媛。小女を玉櫛媛と有て。大女は大物主神に。小女は事代主神に娶られ奉給へる。其生坐る御子は。天日方奇日方命に坐を以ても。明らか知られたり。○姫踏輔五十鈴姫命は。上にも云る如く。此に事代主神の御兒と云は。又曰と書されて異説なり。記にも此の本文の如くにて。美和之大物主神御子と有なん。實に正しき傳なりける。さて事代主神の御子は。鎮坐次第に。八重事代主命云々。化^ニ爲^ス八尋熊鷹^一。通^ニ三島溝權耳^一小女玉櫛媛。生^ニ五十鈴依媛^一命。葛城高丘宮御宇天皇。後即攝津產天皇母。とある。即それなり。似たる御名乍ら。媛踏輔五十鈴姫命の御方は。丹塗矢の事に驚き御坐し^ル形勢を以て號奉れる御名。五十鈴依媛命の御方は。五十鈴と多くの小鈴を裝ひ玉ふ。御容儀を以て。號奉れるにて。依は宜なり。右は手玉足玉の如く。手鈴足鈴を裝束ひたる事の證あれは。此五十鈴依媛命の御名も。必其に因らせ玉へる。御容儀の御名なれば。かへすくも。媛踏輔五十鈴姫命と。一つ意に説奉るへきにあらぬ事知へし。なほ此事は。續後紀に記ふへし。○神日本磐余彦火々出見天皇。此御名の御事は。神皇承運章一書に。狹野尊亦號^ニ神日本磐余彦尊^一。所^レ稱^ニ狹野^一者。是年少時之號也。後撥^ニ平天下^一。奄^ニ有^ス八洲^一。故復加^レ號曰^ニ神日本磐余彦尊^一とある。其處に委しく注し奉るへし。○天皇と申す御名の義は。重胤云。天照大神を。天照皇大

神と申奉り。又天照坐皇大神とも。崇奉るに起りて。天神御子を。皇御孫尊と稱奉り。此より其皇御孫尊を指て。天皇と尊奉る御事と成れるなり。さて右の如く。皇御孫尊と。天皇とは。詳なると略なるとにて。其義異ならさりける物から。天皇と神祇との御間にては。皇御孫尊と申奉り。天皇と人臣と相對へて。常に申すは。其須賣良美許登の方なり。故垂仁天皇二十三年なる。大倭大神の御言に。皇御孫尊云々を見え。天武天皇元年の。事代主神生雷神の神託にも。しか有など。紀は力めて。漢文に書れたる物なから。猶在の任に。如此く美たき事あり。式の祝詞も。古きは皆然り。今其一二抄出むには。風神祭詞に。志貴島爾。大八島國知。志。皇御孫命云々。大祓詞も。前後は百官男女に宣る詞なるか故に。天皇朝廷と申を。中は神に告る詞なるに依て。皇御孫命云々。又皇御孫之命乃朝廷と有り。出雲神壽詞。又中臣壽詞は。天皇の御前にて申す詞なるか故に。前後の文には。形の如く天皇と有て。中に神世の故事を述る所には。皇御孫命とあり。但今京より以降の詞は。其格に違ひて。神に申すにも。人に宣るにも。其差別なくして。何處も天皇と有は。其古例に違へるものなり。さて言義は。須賣は統。須賣良は統在にて。在は其形狀を云むとて。下に添て申せるなり。然して須賣を。統字に當るは。瑞珠盟約章に。御統此云美須磨屋と有か如く。天下を統括り御在坐て。亂しめす握持たせ給ふ謂なり。雄略紀に領制。吾國天皇。と云文ある。是天皇と申奉るは。天下を領制させ給ふ御尊にて。御在し坐す義を。注し奉るか如き語なり。天皇と書し奉れる事は。天子天孫の類にして。皇祖天神より。天津日嗣を受繼奉らせ給ひて。天下に君王として。御在坐す義を以て。作れる字にて。

彼に謂ゆる天皇氏。地皇氏。人皇氏などの中の。天皇を取らせ給へるならずして。其心用の大に別なりける者なり。記傳に。天皇の字を當奉りしも。甚上代よりの事と見えたり。漢土にても。遙の後に唐高宗か時に。天皇と云號を。新に立たりし事ありしかとも。末通らさりしを。唯吾須賣良尊の。此御號そ。眞の理に叶ひて。天地の限り。堅にも横にも。往通り足はして。動く事無く。變る事なき。大御號には有ける。と有は然る言なるか。其中に。唐主か天皇號を立たりし事は。通證に。唐書高宗紀曰。帝稱天皇。后稱天后。或以爲天皇之稱據之也。然推古紀聘隋主書既曰東天皇。則疑高宗反倣于我。也。と云れたるは。實に古今の發明にして。人の意表に出たる説なる者なり。天子を用ゆる事。紀中に天位とも。天孫とも。天孫とも。書し奉られ。は。天津日嗣の御事。を。紀中に云るか如く。天神の御事。に。因らせ給へるなるへし。と云れたり。○后は。記傳に伎佐伎と申すは。皇后に。限らず。上代には妃夫人などの班迄を。申せる稱なり。其中にて。最上なる一柱を。皇后と申せり。此後世の皇后なり。と云れたり。又其白橿原宮段に。此姬命の御事を。大后と書し奉れるを。其傳に。大后は字の如く。意富伎佐伎と訓へし。後世の皇后なり。大は大臣大連などの大と同じく。有か中に。一人を尊みて云稱なり。と云り。右の説に依て。重胤云。此に姫踏輪五十鈴姬命を。后と有は。唯に伎佐伎なれとも。其實は皇后にて御坐り。借神武紀に。娶日向國吾田邑吾平津媛爲妃。と有る。妃は御妻にて。宣化紀に正妃に對へて。庶妃と云是なり。故其庚申年の下に。天皇當立正妃。改廣求。華胃とは。先に娶給へる吾平津媛は。庶妃なるか故に。改て正妃に立へき華胃を。求させ給

へる由なり。其正妃を。記に須佐之男大神の。大國主神に。其我之女須世理毘賣爲_ニ嫡妻_トと有を。次には其神之嫡后須勢理毘賣命と有り。記傳に。嫡妻は字鏡に。嫡_ニ牟加比女_ト見え。書紀に多く正妃と有り。牟加比は正しく。夫に對配_{ムカ}ふ意なり。と云れたるか如くにて。是_ニ大后_トと夫人_トの如く。正妃と庶妃と相對へる證なり。借其庚申年に。此姫命を納れて。爲_ニ正妃_トと有て。辛酉年に。天皇即_ニ帝位_於橿原宮。是歲爲_ニ天皇元年_ト。尊_ニ正妃_ト爲_ニ皇后_トと有を思ふに。即位以前には。正妃と申ししを。其天統を御し給ふに至りて。皇后とは尊み申せる由にて。是此紀の文法なり。借右の記に。嫡妻を嫡后と有を。記傳に。神名帳出雲國出雲郡杵築大社。同社大神大后神社並坐_ス例を引て。意富伎佐伎と訓へし。と云れたるは。然る言にて。此の皇后を。其白橿原宮段には。大后と作れたるは。同じく意富伎佐伎と訓奉るべきなり。公式令 皇后。義解に。謂_ニ天子之嫡妻_ト也。と有る是にて。右件正妃より。此皇后に至る迄の庶事。悉くに相叶へる者なり。と云れたる然る説なり。借伎佐伎は。通證に君幸也。と注されたる然るへし。左伎は寵愛の義にて。君より幸れ奉るを。幸福と爲て。號られし事。實に甚有らまほしき。尊號になんありける。

初大己貴神之平_ニ國也_ト。行_ニ到出雲國五十狹々之小汀_ト。而且當飲食。是時海上忽有_ニ人聲_ト。乃驚而求之。都無_ニ所見_ト。頃時有一箇小男。以_ニ白

麩皮_ニ爲_ニ舟_ト。以_ニ鶴鷓羽_ト爲_ニ衣_ト。隨_ニ潮水_ト以_ニ浮到_ト。

此段は。口訣に少彥名命之傳也。と云れたる如く。少彥名命の生_シし御事と。其高天原より天降坐て。出雲國に大己貴神の御許に。依_ヨ坐しを云るなりければ。上文に。夫大己貴命與_ニ少名彥命_ト戮_ニ力_ト一心。經_ニ營天下_ト云々より。遂適_ニ於常世鄉_ト矣。とある。其文の以前に在_ニへき所_トなるを。上件凡て大己貴神の御事迹のみを列ねられて。此文を置_ニへき方_ト無きか故に。此へ廻したるを以て。此に初字を置れたるなり。記には次第の任に被_レ載たり。重胤云。同じ少彥名神の御事實なる物から。記と互みに異同あり。又精粗も有を。此に一應其事を注さむとす。此に初大己貴神之平_ニ國也_トは。鎮座次第。注進狀にも有るか如く。大己貴神廣矛を杖として。八千矛神と聞えさせて。專_ニ荒振神等_トを。言向させ御座ける間の御事にて。即此一書なる御興言に。夫葦原中國。本自_ニ荒芒_ト。至_ニ及磐石草木_ト。威能_ニ強暴_ト。然吾已_ニ摧伏_ト莫_レ不_レ和順_ト云々と有も。專此御時を指て。宣給へるなれば。此少彥名神の。依_ヨ坐しけるは。國平の終にして。國作の始なるへき事。申すも更なりかし。若て此の五十狹々之小汀の事は。記には大國主神坐_ニ出雲之御大之御前_トと書せれとも。地神本紀。編。此は五十狹々之小汀と有る方。正に然るへきを。御大之御前と云は。上文に。其後少彥名命行至_ニ熊野之御碕_ト。遂適_ニ於常世鄉_トと有て。熊野之御碕と。三種崎とは。相對へる地なりければ。其少彥名神の。常世郷に渡らせ玉へる。御道次の所なりければ。其御事に就

て。物爲させ玉ひけむから。然る混れたる事も。出来けるには有へき。借又此に。少彦名神の依、御坐けるに就て。大己貴神の御計らひの文。此に續て無くは。得有へからざるを。記には其文あり。此に續て遣使白_レ於天神云々の文も。記とは互に精粗もある事なれども。相合せて。大に義を詳かに爲る所あり。鎮座次第には。此即少彦名命是也に次て。故稱曰_二手間天神_一也。と有て。少彦名神の傳。此に至て大に明らかなる者なり。と云れたり。○平國也。記に所謂大國主命。黃泉國より還坐て。庶兄弟の八十神を。悉く追避まし。また上に云る廣矛を以て。御杖と爲して。邪神姦鬼草木磐石まで。摧伏玉へる時を。ひろくさして云るなり。さて重胤云。少彦名神の。依、來らせ給へる以前を。姑く平國の御時と號くへく。二柱神相並はして。治め玉へる以後を。造國の御時と申すへき事。此に大己貴神之平國也。と有る上に。初字を置れたるに。心を著くへし。と云れたるは委き説なり。○五十狭々之小汀は。口訣に在_二出雲郡_一と注し。下卷の本書なる五十田狭之小汀を。同書に五十田狭。前云_二五十狭々之小汀_一と有て。同處の狀なるに。記には其を伊那佐之小濱と有り。記傳云。神名帳に。出雲國出雲郡因佐神社有り。其所なり。風土記には。伊奈佐乃社と書り。風土記抄に。伊那佐之小濱は。杵築郷の内假宮村と云所なり。此邊の浦を。俗傳に伊那佐濱と云と云り。書紀には。五十田狭之小汀と有り。同所なり。那と陀とは常に通へり。名義。若は諾否の意にて。大國主神の諾否の答を。問給ひし所なるから。負る名にもや有む。小濱とは。凡て小川小田小野なども云ふ。小は萬葉に。難波の小江

なども詠て。必_二小_一からねども。小初瀬小筑波などの類。皆稱辭の如し。其は本は細小きを云言なるが。稱辭とも成れるなり。借此時は。大國主神は。彼宇迦山の山本の宮に。住坐る間にや有けむ。宇迦と伊那佐と。同郡なりとあり。○且當飲食。美衰志は。景行紀神功紀天武紀等に。進食をミヲシスと訓り。右等は何れも御旅行の御時など。假初に供御を召上させらるるを云る狀なり。但記傳に注るか如く。衰須と云は。閉食御事なるにて。古は供御のみならず。御酒などを奉るにも。衰須とは云り。○海上云々。記には此を自_二波穗_一と有り。借少彦名神の。御船を浮へて。寄來坐る海路の事は。既に云り。○有人聲。記に爾雖_レ問_二其名_一不_レ答。且雖_レ問_二所從之諸神_一と有て。所從之諸神を云るを。此に合せ見るに。下に有_二一箇小男_一と有は。其主神の御事を指云るにて。此に有_二人聲_一と云るは。其小男に所屬の諸神の。多く從奉れるか。各相語りなど爲つらむから。然る人聲の遠くも聞えたりけむ。○都は。名義抄にフツニ又フツトと訓る。フツトは今俗にも云語なり。記傳云。今世の言に。物の殘無く清く斷れ離るる狀を。布都と云ひ。布都理など云り。狹衣に布都に見放つともあり。と云れたる是なり。故通證に。猶_レ言_レ絶也。と注されたり。○無所見は。丹鶴本に。ミユルモノナシとある調よろし。口訣に有_レ聲而不_レ見_二海上_一也。と云ひ。通證に以_二體之微少_一也。とあり。○頃時。シマラクアリテと訓へし。紀中多くは斯婆良久と訓れど。萬葉にはみな斯麻志。又斯麻良久。と云る例なり。此事は記傳に云れたり。○一箇小男は。其主神の形容を云るなるか。上に_二人聲_一の語有を以て。其御從者の出立も。

少彦名神と同じ趣にて。依來給ひけむを。曉るへき事なり。借此小男を。鳥具奈と訓り。景行紀に。童男此云鳥具奈。とある是なり。記にも小碓命。亦名倭男具那命。とあるを。其御名乗にも。倭男具那王者也。と所見たり。記傳云。具那は髪に因れる稱にて。字那草の字那と通ひて聞ゆ。和名抄に。髻髮和名字奈爲。俗用垂髮二字。謂童子垂髮也。と見え。字鏡に。髻髮至肩垂。貌。字奈井。と見ゆ。此外にも髪を以て呼ぶ稱多し。總角髻など。又童も髪をわづらかし居る故の稱なり。今の俗言にも。前髪など云類なり。と云れたるに據て考るに。乎具那は。髻頭の義にはあらざるか。古男女とも。幼き程は總角とて。髪を繋けて頸に置くを云て。即てそれを童男童女の稱とせしにやあらん。女子にも云る事は。雄略紀に。童女君をヲナキミと訓る。これ髻頭君なるへし。されとうちまかせては。童男の稱となりしなるへし。○白薇皮爲舟は。記に乗天之羅摩船とあり。谷重遠説に。香我美草名。舊古皆作羅摩。此作白薇。假通訓。羅摩殼割之如舟也。と云り。本草和名に。羅摩子一名芎藭。云々和名加々美。和名抄同じ。醫心方には。加々毛と出たり。又和名抄に。本草云。白薇和名夜末賀々美。徐長卿比女加々美。白前能加々美などもあり。平田翁云。羅摩は。俗に乳草。蜻蛉乳。加賀良比。賀々芋。燒所花。恭賀長。など所々にて名替れり。乳草と云は。蔓を引切れば。乳の如き汁の出しはなり。賀々芋と云は。はなり。加賀良比。又恭賀長といふ由は知らず。物類稱呼に。羅摩は葉の形細長く。厚く兩對ひて。表に薄白く筋あり。好事の人は。茶又其根を炙りて食ふ。甚甘し。鹽漿と。日に干て焚けば。惡臭を消す。實は細長く。三四寸はかり有て糸瓜に似たり。名けて雀瓢と云。秋の末熟

して枯て二にわれ。中より綿の如き物出る。是を俗に和の波牟夜と云。其殼を割たるは。舟にいとよく似たる物なり。白薇徐長卿ともに蔓を引切れば。白汁の出る故に。共に加々美の名を貰へるならん。實葉も大小異なるなり。似たり。情羅摩は。乳なき婦人に用ひて。よく乳を出すものなり。北山壽庵か醫方考釋行と云書見るへし。と云り。○鷓鴣羽。重胤云。記傳に。和名抄に。鷓鴣和名佐々岐。文選鷓鴣小鳥也。生於蒿菜之間。長於藩籬之下。字鏡に。鷓加也久支。又左々支。と有る其鷓は。和名抄に。鷓和名加夜久木。唐韻云。鷓雀鷓小鳥也。と有を思ふに。加夜久木は。草漏にして。小くして。草を潜る由の稱と聞ゆ。和玉篇に。鷓を加夜久具利。又美曾佐邪伊。又須々米。又加夜牟具理。と有る草潜。又溝鷓鷓。又雀。又草穿の義なるへし。斯れば婆々岐は。篠漏の謂にても有むか。又紀に雀字を佐邪岐と訓る。其は同抄に。雀和名須々米とある。即鷓鷓の義なるにて。共に同類にして。異種なる稱呼なり。本草に。鷓鷓狀似黃雀而小。灰色有斑。聲如吹噓。喙如利錐。取茅草毛蟲爲窠。と有を見れば。和名抄に。巧婦和名太久美止里。兼名苑注云。巧婦好割葦皮。食中蟲。故亦名盧虎。と有る此物の狀に甚能似たり。此をも世に佐邪岐と云り。然れば。和名抄に謂ゆる。巧婦鳥。鷓鷓。の三共に同じ佐邪岐なる者なり。又文選に。鷓鷓。又事文類聚に。鷓鷓又工雀と有など。古くより佐邪岐と訓み。又鷓鷓又巧婦鳥を。美曾佐邪岐と訓ること常なりと云り。さて此を記には鷓とあり。鷓は決めて鷓を誤れるなり。と平田翁云り。谷重遠松か校本を見しに。鷓同。見。字海。宜。訓。左。伎。とあり。いかなる本に。さる字に作れりしにか。○爲衣。記に内剝鷓皮。剝爲衣服。と有り。こゝにもさは云はねと。鷓鷓羽を全剝に爲給ひしものなるへし。羽も皮に同じ。○浮到。記に自波穗云々。有歸來神とあり。波穗とは。波の白く高く立さまを云古語なり。其立さかる波のまに。浮來坐るなり。

大己貴神即取置キタケナクワニ掌中ウラニ而翫ウツク之カ。則跳フリス鬪ウツク其頰ノ。乃怪オモシ其物色ヲ。遣使ツケ白ハク於天神ニ。于時高皇產靈尊聞之而曰カク。吾所產兒ノ。凡有ヘテ一千五百座ハ。其中一兒最惡ナク。不順オホコト教養ヲ。自指間オホコト漏墮者必彼矣ナク。宜愛而養之ヒキセ。此即少彥名命是也ナク。顯シ。此云于都斯ニ。踏鞴ヲ。此云多々羅ニ。幸魂ヲ。此云佐枳彌多摩ニ。奇魂ヲ。此云俱斯美ニ。磨ヲ。鶴ヲ。此云娑娑岐ニ。

取置。皇極紀に。候ニ皮鞋ヲ隨レ龜脫落ス。取置掌中ニとあり。○翫之。谷重遠説に。置ニ掌中ニ而翫レ之ヲ。以ニ其小男ヲ。輕ニ慢レ之ヲ也ト。云レれとも。敢て輕慢らせ給ふには有へからず。いと希有かに小き御體なりければ。愛しみて見給ひし也。と平田翁は云り。さらば翫も翫弄の意にはあらず。愛しみ給ふ餘に。掌中に取置て。暫時見給ひしか。自ら翫ひ物の如くに。なりしなるへし。名義抄に。翫モテアソブ。又メツラシ。など訓たり。○跳は。物に堪忍ふへからざる事ある時には。必距離ヲ躍り物爲る是なり。是其掌中に取置給ひしを。翫物と成し給ひしとおほして。怒坐る御所爲なり。○嚙其頰。字鏡に。頰豆良。和名抄に。頰和名豆良。一云保々。面傍目下也。玉篇云。頰。和名豆良保彌。頰骨也。或云輔車と

あり。鬪は俗に鬪付なり。○怪其物色と。遣使白ニ天神ニとの間に。其少彥名神を。顯はし申せりし。久延昆古の傳を。此には漏されたり。記云。爾雖問ニ其名ニ不答ス。且雖問ニ所從ニ諸神ニ皆白レ不知ス。爾多遇具久白言。此者久延昆古必知之。即召ニ久延昆古ニ問時答白。此者神產巢日神之御子。少名昆古那神中所謂久延昆古者。於今者山田之曾富騰者也。此神者足雖レ不行カ。盡知ニ天下之事ニ神也トある是なり。其文を合せ見て。大に此の事實を。明らかニ爲所有ニ故に。此に載つ。○遣使。即其依御座ける神の狀の。甚怪しきに就て。御名を問聞えさせ玉ひけるに。其神を始奉りて。所從の諸神さへに。答申されさりけるを。久延昆古神の。此者神產巢日神之子。少名昆古那神と。御名を顯はし申せりし由。記に見えたる如くなれば。其大己貴神の御方の神を以て。御使と爲て。天上に奉出し給へる是なり。但記の趣は然らず。御使と共に其事由を申して。少彥名神をも。奉らせ給へる由なり。○白於天神。記には白ニ上於神產巢日御祖命ニと有て。一神の御上を指奉れるを。此は汎く諸の皇祖天神に係て。書されたる者にして。いつれにても同じ。○高皇產靈尊云々。記には神產巢日御祖命とあり。上田百樹此紀一本。神皇產靈尊此と有と云るは疑はし。是又何れにても。同じき御中にて。事の違へるには非るなり。天孫降臨章など。各其二柱御事にも。高皇產靈尊の御名を擧られて。神皇產靈尊の御名を略かれ。又記にたゞ神產巢日神の御名のみを出して。高御產巢日神の御名を。並載られざる所あれども。相稱らせ玉ふへき事更なり。○吾所產兒。此二柱神の御兒を。産成し給へる狀はしも。諸神とは。甚く異なる御事にこそは。御座へかるらし。然るは記傳に。世中に在と有る事は。此天地を始て。萬の物も事業も。悉に皆此二柱の產巢日大御神の。産靈に資て。

成出る者なり。と云れたるは。實に然る説にて。凡此世中に坐とます神等は更なり。在とある人種の皆はしも。男女相嫁きて。自相成す所なりと雖。其結成し給ふは。全く其産靈に依れる御事なり。人も我も。正身は何某の子なりと雖。其作成す者は。産靈神に御座か故に。神代の神等を。伊弉諾尊伊弉册尊。二柱神の御子神なるをも。姓氏録の例多くは。二柱の産靈神に係たるは。其成す神と。令成る神との御上にて。混らはしきか如く。二方に傳はれるは。誰神の御子なりとも。産靈神の御子と申して。事の違はざるを以なり。然るに此に吾所産兒。凡有_二一千五百座_一と有は。天上に在ゆる神の限を。吾所産兒と詔給へるにてはあるへからず。正しく二柱神の御上に係りて。生れ給ふも有へく。又事の狀に依て。或は高皇産靈尊に。又は神皇産靈尊に係りて。生給ふも將多かりぬへき事なり。然して此少産名神も。其神の一神にて御座にそ。有へかるらし。かく見されば。此神を高皇産靈尊の長子也。なとあるを。何とも解へさやうあるへからず。○一千五百座は。必しも限れる數名には非ずして。其大數を云るなり。○最悪は。舊訓に依へし。此都良志は。萬葉五に。世間能。宇計久都良計久。とある厭く悪くにて。御祖神の教養に順ひ玉はぬを。其御心にいと悪く思ほしめすよしなり。古今集に都良伎人よりとある。都良伎も。我爲に悪き事を云にて。其意同じ。延佳本には。此惡字を。都良阿斯久志氏と訓み。記傳に引れたるには。佐賀那久氏と有れども。古訓に従ふへし。平田翁の。阿斯久氏と訓るなどは。猶更なる事なり。此は善惡の惡には非ず。御祖神の御心の上に厭く思ほしめす事を。詔給へるなり。○不順教養は。重胤云。天神の御心は。別に教へ趣けさせ給ふ御旨有に。從奉らせ給はずして。國土に天降らせ給ふ御事を。詔給へるなり。と云り。○自指間は。記には自_二我手候_一とあり。記傳云。

多那麻多と訓へし。那は之に同じ。手心手裏手末。なと云例なりとあり。和名抄に。指和名由比。俗云於與比。手指也。扨和名於與比乃萬太。指間也。と有る是なり。本にタマハ、マと訓るは誤字なり。丹鶴本には。タマタと訓たり。又總本には。自指間を。多萬與利。と訓たり。手間、天神の傳。考合すへし。○漏墮者。永正本明應本鎌倉本に。クキオチニシハ。と訓るに従ふへし。記に久岐斯子也とあり。記に迦具土神段に。集_二御刀之手上_一血。自_二手候_一漏出所成神。云々。大穴牟遲神段に。自_二木候_一漏逃而去ともあり。記傳云。萬葉十に伯勞鳥之草具吉。十七に保等々藝須。木際多知久吉。又波流乃野能。之氣美登妣久々鶯とあり。久具流と云は。此久々を延たる言なれば。久伎は久具理と云事なり。とあり。○必彼矣は。此紀の趣は。其少産名神を。此に留奉りて。唯御使して事の狀を奏聞えさせ玉へる。其御答なるに依て。如此詔給へるなるか。記の意は。此とは異なり。此者實我子也。於_二三子之中_一。自_二我手候_一久岐斯子也。と有る。此字は正しく。其神を眼前に見行はし御座て。詔給ひ出させ給へる御言なるは更なり。自_二我手候_一久岐斯子也と有る。我も右と同じく。殊に親しく御目に觸させ御座て。詔給へるなり。○宜愛而養之。米具美は。平田翁云。萬葉五に。父母乎美禮婆多布斗斯。妻子美禮婆。米具斯宇都久志。十一に人毛無古。鄉爾有人乎。悠久也君之戀爾令死。などある。米具斯悠久におなし言の活きにて。米具美と云も同語なり。今も出羽の秋田にては。見また小さい物にいひ。また稚子をメゴなど呼めり。其はメダキ子と云意と聞えたり。悠くや君が戀に死せん歌を。略解にさきて。めくは。集中に米具斯とあるに同じ。今俗にメゴシと云ふ言なるを。此は吾上に取て云り。解したるは。然る説にて。俗にメゴシ。メゴキ事。メゴキ目など云語も。是より出ると云り。言本は。重胤云。米具牟は。目に物を見て。悲哀しく思ふ謂にて。萬葉九に。今

日耳者目申毛勿見。事毛谷莫。十七に。妹毛吾毛許々呂波於夜自云々。相見者。登許波都波奈爾。情具之眼具之毛奈之爾。とある情具之眼具之は。心苦目苦にて。心に悲哀しく思ふと。目に悲哀しく見るとにて。共に物を愛ほしむ義なりければ。米具牟も即其同義なる事を知へきなり。と云れたるか如し。養は日足なり。さて重胤云。記傳に此宜愛而養之と有る詔に依れば。是時は未幼稚く坐けるにや有む。と云れたるは然る言にて。高天原にて。生出させ御在し坐て。程も無く。始て此國に天降座けるにて。いかにも幼稚き御有状になむ。伺はれ奉る御事なりける。借此宜愛而養之の御事を。記に與ニ汝葦原色許男命。爲ニ兄弟而作ニ堅其國。と所見たり。借葦原色許男命と申奉るは。大己貴神の造國以前の御名にして。已に其御父大神の御許に。御座ける時にも。其大神出見而告。此者謂ニ之葦原色許男云々と有も。右と同じ事にて。即平國の御時の御名なりければ。此に初大己貴神之平國也。云々と有にも。甚能合へり。借爲ニ兄弟は。右の宜愛而養之。と有に考合するに。少彦名神は。未幼稚く御座ければ。大己貴神の御弟と爲て。日足し聞えさせ給ひ。其長ならせ御座せて。此に謂ゆる。夫大己貴命與ニ少彦名命。戮力一心。經ニ營天下。云々の御功を。共々に立させ坐へく。仰詔し給へるなりけり。と云れたり。○踏輪此云多々羅の訓注。奇魂云々の注の下に入へきなり。順序を誤りしものなるへし。但し踏輪此云婆々岐の七字。三島本にはなし。

日本書紀卷第一終

活字本終字なし

目次(上)

正訓日本書紀解題……………一

卷第一

神代上……………三

卷第二

神代下……………二九

卷第三

神日本磐余彥天皇……………(神武天皇紀)……………五

卷第四

神淳名川耳天皇……………(綏靖天皇紀)……………六

磯城津彥玉手看天皇……………(安寧天皇紀)……………七〇

大日本彥耜友天皇……………(懿德天皇紀)……………七一

正訓目次……………一

觀松彥香殖稻天皇……………(孝昭天皇紀)……………七二

日本足彥國押人天皇……………(孝安天皇紀)……………七三

大日本根子彥太瓊天皇……………(孝靈天皇紀)……………七四

大日本根子彥國牽天皇……………(孝元天皇紀)……………七五

稚日本根子彥大日日天皇……………(開化天皇紀)……………七六

卷第五

御間城入彥五十瓊殖天皇……………(崇神天皇紀)……………七六

卷第六

活目入彥五十狹茅天皇……………(垂仁天皇紀)……………七七

卷第七

大足彥忍代別天皇……………(景行天皇紀)……………一〇〇

稚足彥天皇……………(成務天皇紀)……………一二六

卷第八

足仲彥天皇……………(仲哀天皇)……………一二九

卷第九

氣長足姬尊……………(神功皇后紀)……………一三四

卷第十

譽田天皇……………(應神天皇紀)……………一四〇

卷第十一

大鷦鷯天皇……………(仁德天皇紀)……………一五〇

卷第十二

去來穗別天皇……………(履中天皇紀)……………一六七

瑞齒別天皇……………(反正天皇紀)……………一七三

卷第十三

雄朝津間稚子宿禰天皇……………(允恭天皇紀)……………一七五

穴穗天皇……………(安康天皇紀)……………一八六

卷第十四

大泊瀬幼武天皇……………(雄略天皇紀)……………

卷第十五

白髮武廣國押稚日本根子天皇(清寧天皇紀)……………

弘計天皇……………(顯宗天皇紀)……………

億計天皇……………(仁賢天皇紀)……………

卷第十六

小泊瀬稚鶴鷯天皇……………(武烈天皇紀)……………

卷第十七

男大迹天皇……………(繼體天皇紀)……………

卷第十八

勾大兄廣國押武金日天皇……………(安閑天皇紀)……………

武小廣國押盾天皇……………(宣化天皇紀)……………

正訓日本書紀

解題

正訓日本書紀 序説

日本書紀三十卷は、天武天皇の御子、一品・舍人親王が、勅を奉じて總裁と爲り、博士太安萬侶朝臣等の史官が編修の任に當り、元正天皇の養老四年に、前後卅九年の歲月を閲して、漸く完成せる盛典で、神代の溯より持統天皇の御代に至るまで、詳密精細を極めた勅撰の上古史である。

而して其の勅撰の要旨とせし處は、朝野の有らゆる舊記を選擇し、虚偽を去り事實を明らかめ、綴るには麗はしき漢文を以てして、併も我が純粹の古語を以て之を訓讀すべく修せられたので、容易に功を擧ふるに至らず、長き歲月を要したのであるが、其の間に古事記、及び和銅上奏の日本紀の如き、卷數の少い一二の史籍が、所謂る後から先にと世に出たのであつた。

是の如く日本書紀は皇國最古の正史で、我が建國の大義たる天壤無窮の神勅も、之を古事記には見るべからずして、獨り本書に依つて傳へられてゐる。即ち其の叙事の精細を極めてゐる事は、他に其の比を見ざる所で、皇蹟の深遠なる事を

知り、國體の絶倫なる事を覺り、崇高なる我が古神道の本義を會得し、以て我が瑞穂國と、皇位と、國民と、恰も環の端無きが如き關係を了解し、惜は我が國家文明と離るべからざる、政治、法制、軍事、經濟、宗教、風俗、交通、文學、教育、美術、工藝、其の他百般の事物の起原、沿革等を闡明めむとする者の一大寶庫である。

然るに江戸時代の末に至つて、漢籍を蛇蝎の如くに嫌惡する一部の固陋なる和學者の間に、『日本書紀は漢文を以て記されたるが故に、潤飾文華の弊あり、故れ即ち我國の上古史は、古事記を以て第一とすべし。』と云ふ如き僻説が燃え起り、其の燒杭が、近き世までも猶ほ熾つて居たのであつたが、最近、國史研究に係る認識の度が頗る高まり、『我が國史の明確なる知識を得むとするには、如何にしても日本書紀に據らねばならぬ。』と云ふ事に目覺めた時、更に國體明徴の警鐘が鳴り渡り、今や又、天津日嗣の洪業をば、八柱に施くの盛運に際會し、我が皇國の體制と日本精神の本質を、互細に検討せむとするの意欲が世上に漲り、即ち日本書紀三十卷が、國民必讀の寶典として尊重せらるゝに至つた事は、寔に歡ばしき世の趨勢である。

而して此の日本書紀が、皇典として更に貴い所は、總て漢文を以て書かれては有るが、是を讀むには、古事記、萬葉集などと同じく、純粹の我が國語で訓む事なので、撰者自ら其の讀方を書中に註し置かれた所があるのも其の爲である。然るに千載の久しき星霜を過ぐる間に、神代の上下二卷より以下は、其の傳へられた古訓の大部分が散逸したので、爾來此書の訓方に古傳の有る事さへも知らざる者が多くなり、遂に恣に之を音讀に付し、以て此の貴重なる特殊の古典も、普通の漢籍と同様に讀み扱はれ、其の結果として之を讀んでも、眞の古意に遠ざかり、従つて其の解釋も、軌道を脱するに至ることが尠くないので、先考も常に是を遺憾とし、紀の全文に古傳の訓を施せるもの、即ち正訓日本書紀をも編修すべく、豫て志して居たものでは有るが、通釋の功を畢へし時、既に七十餘歳に達び、遂に其事は果さずして世を去つたので、

爾に季治、不才なれど是の遺業を繼ぎ、年來その古訓の聚散に努力し、且つ有らゆる諸本の訓點・讀法を涉獵して之れが致究選擇に努め、此程漸く其の全卷に盡く正訓を施して、斯くは假名交りに書下す業を了へたので、今回これを増補する事とは爲たのである。

日本書紀の讀法と其の正訓

我が古への傳説を語り做すのに、須臾も離る可からず、且た離すべからざるものは、即ち其の世々の古語である。故に此紀は、全部漢文を以て記されては有るが、之れを讀むには古事記や萬葉集の歌などと同様に、全部を國語で訓讀し得べからしむる事を要旨として修せられたのである。されば此事に能く注意して詳細に細くと、撰者が之に傾倒せる絶大なる苦心と努力とが、紀中の至る處に凝固してゐるのを認めるのである。此點は讀日本紀以降、其の訓方等には何等の束縛を受くる事なく、自由に漢文で書き做されたる史籍とは、實に雲泥の相違があるのである。

即ち先づ其の一例を擧ぐれば、神武天皇の東征の時、五瀨命の御最期を記し奉れる條の如き、古事記に於ては、『男之水門に到りまして詔はく、賤奴が手を負ひてや死なむと男健して崩りましたぬ。』と甚だ簡略に述べてゐるが、此紀では
時 五瀨命。矢 痛 痛 甚。乃 撫 劍 而。雄 詰 之 曰。慨 哉 大 丈 夫。被 傷 於 擗 手。將 不 報 而 死 耶。時 人 因 號 其 處 曰 雄 水 門。 (撫 劍。此 云 都 盧 香 能 多 伽 彌。屠 利 辭 摩 摩。慨 哉。此 云 于 黎 多 樂 伽 夜。)

と記されてあるが、實に斯く仰せられた御事と拜察される、是に至つて胸が通つて、滂沱として流れ出づる涙を拭うて、而して始めて『是が國文であるのか、將た亦た漢文であるの歟。』と云ふ事に思ひ至るのである。然し漢學者たる服部南

郭は此紀の古文の妙を嘆賞し、其後齋藤拙堂も其の文話(文話)に於て、『叙事有法。用字亦皆合格。不可與近古老生之文同日而語也』と敬崇してゐるのであるから、麗はしい漢文である事は勿論であるが、之を國學者から見るとは、實に美妙なる我が國文なのである。されば古事記が僅かに五箇月で功を畢へたのに反し、此紀が實に尅大なる年月を費せるも亦た偶然では無いと云ふことが知られよう。

即ち此紀に纏ひて、續日本紀、日本後紀、續日本後紀、文德實錄、三代實錄の五國史が、順次に編修せられたが、是等は何れも全くの漢文で、其中に載せられてゐる宣命の外は、到底純粹の國語には讀み得られない。然も其の宣命すらも、末に至つては國語では讀み難い箇所が屢々見える程である事を思へば、此紀が徹頭徹尾わが國語で讀まれる事は、實に靈異に覺ゆる次第で、單に此の一事のみにても、且に空前絶後の寶典であると謂はねばならぬ。況んや萬國に其比を見ざる我が皇國の正史なるに於てをやである。

是の如く此紀の讀方は、之を編修せられた最初の時から、既に國語を以て讀むべく定められ、特に其の難讀なる辭句に對しては、撰者自ら和訓を註し置かれたのであるが、其の全文の訓法に就いて、尙ほ今少しく之を述べよう。

日本書紀は、實に皇國第一の正史であるので、往昔朝廷に於かせられては、特に此紀を重んじ給へるのであつた。されば元正天皇の養老五年(此紀を奏上せし翌年)其の編修長たりし博士太安萬侶朝臣をして官中に於て之を讀み且つ講ぜしめられた。此時の講記が所謂養老私記であると傳へられるが、此の養老の御時が濫觴で、次に弘仁三年には、參議朝臣廣演、阿部朝臣眞勝等の博士十四人に命じて此紀を講ぜしめられた。此時、多朝臣人長の記し置かれし書が即ち弘仁私記である。次に承和十年には、博士正六位菅野朝臣高年。元慶二年には博士從五位下善淵朝臣愛成。延喜四年には、博士從五位下藤原朝臣春海。承平六年には、博士正五位下橋朝臣仲遠等の人々が、それぞれ勅を奉じて日本書紀を講じ、

其の都度に私記が作り遺された。

而して其の講説の席には、諸皇子、群卿等をも陪聽せしめられ、講説終るや即ち竟宴を設けて饗賜ひ、特に其勞を稱はせ給ふ事を例とした。是の故に世々の博士等は、此紀の研究を怠る事なく、古へより相傳せる古訓は言ふも更なり、自らも亦た工夫を凝らして之を讀み、其等の訓を各々その家に傳へたのであつた。即ち後世に及んで、曰く江家古訓、曰く清家本訓、曰く卜部秘訓、曰く中臣訓など傍書せられて、同じ字句でも種々に訓まれてゐるのは是が故である。

然して世上一般に於ては、其の神代の二巻のみは、數多の人々が其の訓方を習ひ受けて之を讀み、本文の傍に書入れて傳へ來つたものであるから、右の二巻の訓方は、遍く知られて居るのであるが、第三の巻、即ち神武天皇紀より以降は次第に粗くなり、卷を重ねるに従つて、書寫する者も稀になり、末の卷々に及んでは殆ど顧みられざるに至つたのである。斯くて年月を経るまゝに、古く先祖より相傳せる諸家の秘本も或は燼け又は失はれ、遂に古訓の大半は、漸く散逸してつたのである。

而して其の古訓の若干を傳へ來れる寛文刻本等の傍訓も、多くは符牒に類した訓で、普通の人には讀み得られないのである。即ち今其の二三を擧ぐれば、齊明紀四年の條に「口號曰」とあるが、是は「口づから號して曰く」と訓むのである。また孝德紀二年の條に、「堪三時務者」とあるが、是は「時の務に堪れたる者」と訓むのである。また雄略紀の妖賊、文石小麻呂の條に、「路中抄却。不使通行云々」とあつて古來不可解とされてゐるが、是は「路中に抄却しつゝ、行を通は使めず。(抄却は、抄めの古語)」と訓むのである。而も寛文本は此の抄却を影寫して抄却となつてゐるので、先哲は其儘に此の二字を「チキシツツ」と訓み、難解の語としてゐるのである。

以上は僅かに其の一例を示したに過ぎないのであるが、斯の如く單に其の傍訓を讀むだけでも、中々容易では無いので

ある。故に是等・謎の如き傍訓を検討し、且つ日本書紀の有らゆる諸本、並びに紀に關する一切の資料を涉獵り、以て散佚せる古訓を拾集し、而して其の言義をも確かめて、全部に正調を施すことは、相當に困難な仕事であり、且つ久しき歲月を要するに係らず、世には然程にも見られない、極めて華々しからぬ業であるので、従來の學者には後廻しにされて、今日まで棄て置かれたのである。

尙ほ此の正調日本書紀は、蓬室校本、其他の諸本を詳細に参照して従來の誤訓を掃蕩し、且つ誤寫・脱衍等あるものは之を訂した。今其の一二を挙げれば、履中即位前紀(三三〇頁)に、「知三太子不在(ニゴトヲツリタル)」とあるは、「所在(オハシラシマス)」の誤であり、繼體紀廿三年(二六三頁)に、「遂於所經(古來之れを「經る所に於きて」と訓みて文意不詳とす。)」とあるは、「遂於不經(遂に經はるに於りて)」の誤。(是等は不字と所字とを、草書に寫せるに因つて誤れるものである)。(また持統紀の最終(三九四頁)に、「救常三盜人一百九人」とあつて、紀中の最大難儀とせられし所は、「常三盜人、二百九人(盜人を纏く一百九人を常赦す。)」の誤寫。即ち常赦を顛倒し、且つ纏を纏に誤れるのである。(草字彙を按ずるに、屬の草書は、嬰の草書と酷似す。)即ち其の文意は、同紀の三八七八頁、三八九一頁、三九〇二頁等に、「大ニ救天下。但盜人不在三教例。」とあると全ら同様なのである。如此の誤は、茲に一々列記するに違あらず。凡て是等の事の詳細は、予が日本書紀新講(全三冊)に記し置けるを以て、委しくは同書に就きて辨へられむ事を冀ふのである。

書紀の正訓と記傳の訓法

日本書紀の訓法中、初學者の爲めに特に説明して置かねばならぬ事がある。其れは彼の本居翁の古事記傳に、「凡て古文は、「某の曰く」と云へる場合には、其の談話の終りには、心す」と曰り」と受くる事が法則で、宣命、祝詞、萬葉、土佐

日記、源氏物語など、皆悉く然らざればならぬ。故に漢文の格で書かれたる古典を讀むにも、最初に「某曰」とある時は、假令その終りに其字は無くとも、「と曰へり」と讀み添ふる事が正しい訓法である」と論定された。即ち古事記に

伊邪那美命言。愛我那勢命。爲如此者。汝國之人草。一日被殺。千頭。爾伊邪那岐命詔。愛我那勢妹命。汝爲然者。吾一日立。千五百産屋。是以一日必千人死。一日必千五百人生也。

と有る文を讀むには、

伊邪那美命・言たまはく、愛しき我が那勢の命。如此爲たまはく、汝の國の人草、一日に千頭を被り殺さむ。「申し給ひき」。爾に伊邪那岐命、詔たまはく、愛しき我が那勢妹の命。汝、然爲たまはく、吾は一日に必ず千五百の産屋を立てむ。「と詔り給ひき」。是を以て一日に千人死り、一日に必ず千五百の人生る。

右の如く「申し給ひき。詔り給ひき」と云ふ詞を下に補つて之を讀み添へ、且つ「千五百の人なも生るる」と云ふ如き係結の辭をも各所に繰込んで、以て古訓也とせられたのであるが、是は事實は本居翁が獨斷を以て然らう決めて了つた新らしい訓法で、決して眞の古訓では無いのである。其は世に古事記も多しと雖も、記傳に定められし如く訓める書は絶えて無い事を以ても知られるが、猶ほ念の爲めに説明すれば、祝詞の如きは、神の御前に謹しみ惶み敬ひて告げ申す詞なるが故に、一々反覆して鄭重に述ぶるを旨とするのであるから、之を以て一般の古文の法則とは做し難い。宣命も亦た要するに同様である。萬葉は歌であるから、之を文章の例とするのは頗る門違である。且つ萬葉の歌の中にも「寺々の女饑鬼申さく大神の男饑鬼給りて其子播はむ」など、上句に申さくと言ひたれど、下句に申しきと言はざるも有れば、旁々證とは做し難い。土佐日記、源氏物語は、記傳に云へる如く綴られてあるが、竹取物語を見ると「翁の曰く、思ひの如くも宜ふかな云云、かばかり心ざし懸かならぬ人々にこそ有めれ(句)。かくや姫の曰く云々。またかくや姫、彼の姿を見て曰く、麗しき

皮なり。わきて談の皮ならむも知らず(句)。竹取答へて曰く云々」の如く、談話を斯く讀切に綴れる所が非常に多い。宇津保物語なども亦た然りである。殊に祝詞、宣命の外に、古く世に傳はれる高橋氏文(高橋氏文に引ける磐鹿六雁の傳に、「大后譽給比、悅給比豆昭久、甚味清造、欲供御食(句)。爾時磐鹿六鶴命申久、云々。爾時大后奏、此者磐鹿六鶴命所獻物也(句)。即歡給比、譽賜天云々」など記されたるも、談話の終りに訓添ふべき辭を省けるには非ず。是れ古文の一體なのである。)及び大同本記、倭姫命世記、皇太神宮禰宜禮帳、年中行事秘抄所引の舊記、出雲風土記、並びに釋記所引の山城・備後・攝津・丹後の各古風土記(是等の諸書の文、類はしければ一々之を載せず。委しくは其の原本に就きて見るべきである。)等の古典を博く見渡すに、記傳の訓法の非なる事は、愈々明らかに知られるのである。但し「白子天照大御神。我心清明故云々。自我勝云而(記)」と云ふ如く書かれたる所は、之を讀み落すべからざる事は勿論であり、且つ亦た下文への續き工合で、「某の曰く、何々と曰ひて」と讀み添へねば文を做さぬ所の如きは此の限りでは無いのであるから、是等を凡て混同して、所謂る琴柱に膠せざる様に留意せねばならぬ。之を要するに本書・正訓日本書紀は、何處までも古傳の儘に訓み做せるものであるから、茲に聊か之を明らかにして置くのである。

正訓日本書紀と蓬室校本

此の正訓日本書紀の本文は、家藏の蓬室・飯田武惣校本に據れるものであるが、その校訂せる諸本を舉ぐれば左の如くである。

延喜本 神代下卷一冊、醍醐理性院の所藏本で、「延喜四年勅月晝日、從五位上守右少辨藤原朝臣清實。右大史正六位上

行算博士阿保朝臣巨賢奉行。」の奥書がある。

嘉祿本 神代下卷一冊。賀茂御祖神社禰宜、鴨脚秀文氏所藏。卷尾に「嘉祿二年十月十八日書寫」の奥書がある。

嘉元本 神代上下二卷。丹鶴書所刊。上卷の終に「嘉元四年八月二十八日。以武庫相傳秘本一令書寫者也」の奥書あり、下卷の終には「嘉元四年九月十九日。於金澤之風亭。以三前神祇伯二位入道殿秘本一令寫畢。西院末資金剛紺子叙阿。」と記されてある。

嘉曆本 神代上下二卷。水戸彰考館所藏。卷尾に「嘉曆三年夏心宗沙門却外曇春。於巨福山建長閣若書窓寫。」の奥書あり。

禁中御本 第二、第十、第十二、第十三、第十四、第十五、第十六、第十七、第十八、第廿一、第廿二、第廿三、第廿四の巻々で、中に永治、興國等の年號の奥書がある。

熱田神宮本 神代より仁賢天皇紀に至るまで、凡て十五卷(内、第十一卷缺本)。是は熱田神宮神庫の所藏である。和歌懷紙の裏面に書いてあるので、世に懷紙裏の日本紀と云ふ。卷尾に「永和三年十一月四日奉納熱田大神宮内院云々。依三權官司祭主尾張仲宗所望。四條金蓮寺四代人御奉加之。圓福寺三代殿阿所申沙汰也。」と記されてある。

承和本 神代上卷一冊(温故堂所藏)。卷尾に「永和五年三月廿二日。外宮禰宜度會神主章尙書寫。」の奥書がある。

三島本 神代より神武天皇紀に至る三卷。大社三島神社所藏。卷尾に「應永三十五年初秋。良海。快尊。重尊等書寫。正長元年奉施入三島宮。」の奥書がある。

應永本 神武紀三より天武紀十九に至る(内、第十七・第十九・第二十の三卷缺本)。每卷の終に、應永三十年沙彌道祥、及び小菟清惠金剛佛子春珍等の署名がある。此本は傍訓が無く、毎字の周邊に乎古登點が附けられてある。

承享本 是は江戸吉原の玉屋山三郎が蔵して居たので、俗に玉屋本と稱ふ。神代より應神天皇紀に至るまで十卷。合本で三冊になつてゐる。此本は應永廿三年から永享五年までの間に書き寫された書で、河州長野山、譽田八幡宮東一條院に於て、僧良海が書き寫せる由の奥書がある。

明應本 神代上下二卷。伊勢國の御巫清直氏所蔵。卷尾に「明應八年龍集己未十月。以_二勸學院常住本_一書。左大史小槻惟久書寫」の奥書がある。

永正本 神代上一卷。是も明應本と同じく御巫氏の所蔵本である。卷末に「永正七年十一月日。太神宮參籠之時。於_二荒木田七種宜氏秀宿館_一書之。神祇權大副中臣國忠書寫。」の奥書がある。

藤岡官本 此本は素と徳川氏楓山文庫の所蔵であつたが、後に官庫に移された。神代上巻より持統天皇紀に至るまで、全部完備して十卷に綴られてゐる。巻毎に書き寫の年號が異つてゐるが、其の第一卷には「神代上下卷被_二繪命_一。仰_二男息卜部兼致_一。遂_二書寫之功_一。仍_二以_二果家之說_一。加_二朱墨之兩點_一。謹奉_二獻上_一焉。文明第十三曆薦月上旬。神祇管領勾當長上從二位行侍從卜部朝臣兼俱上」の奥書があり、第三十卷の終には「永正十一年林鐘十有三日終_二書功_一。老槐散木(判)」の奥書がある。

楓山本 是本も亦た徳川氏楓山文庫の舊蔵に係る書であるが、其の原本は明治六年の罹災で烏有に歸し、今は温古堂の寫本のみが残つてゐる。

水戸本 水戸・彰考館本。源光國卿が校正された書である。

中臣本 此書は神祇權少副中臣連風大夫の所蔵に係る完本で、其の每卷の終に「建武五年(月日は不明)交點畢、兼豐御判。文明六年以_二卜部相傳本_一加書寫云々、老比丘御判」其他の書入あり。尙ほ最終の奥書に、「右三十卷者年來之大望也。

至_二當年_一書寫成就。外題者兼雄朝臣御筆。可_レ令_二秘藏_一矣。于時享保十二年八月吉曜日。左京亮從五位上中臣連重判。行年五十歳。」とある。

薩摩本 此書は薩摩國諏訪神社大宮司・本田氏の舊蔵に係るを以て薩摩本と云ふ。天文九年に龍玄と云ふ人が古本を書き寫せるものであるが、原本は明治十年の火災で烏有に歸し、今では久米幹文翁の傳鈔せる第九、第十、第十一、第廿六の四卷のみが僅かに残つてゐるのみである。

並河本 京都の並河尚教氏所蔵の古鈔零本であるが、書き寫の年月等は詳かでない。是は谷森善臣氏校本に載せられてゐる。

北野本 京都・北野神社の神庫本で、南北朝時代の鈔本であるが、其の第三、第十一、第十六の三卷が失はれたので、永正の頃、從三位神祇大副卜部兼永卿が、新に寫して其の缺を補へる書である。

一峰本 此本も北野神社の所蔵であるが、是亦た書き寫の年月は不詳である。其の題名の下に、一峯と云ふ號が記されてゐるので、一峰本と云ふ。

安倍本 是本は土御門從二位兼重卿の書き寫せる書で、卷尾に「延寶九年依_二垂加先生之請_一呈之」と記されてゐる。

關泉居本 此書は慶長の庚戌本に、關泉居・笠井光謙翁が、江家古本、卜部本、逍遙院本、松下見林本其他二三の本を書き寫された校本である。

假名日本紀 寫本卅卷、十冊、蓬室所蔵。神代下巻に、「寛永十一年以國賢卿自筆本寫之」とあり、卷末に、「享保三年書寫。同九年以類本寫補之」とあるが、撰者も書き寫せし人も詳かでない。

日本紀私記 寫本十五卷、三冊。卷末に「右日本紀私記。以_二清家相傳本_一令_二書寫_一畢。從五位上藤原朝臣爲成(判)」の

奥書あり。此書は疑はしき節も多いが、然し全然偽書也とも決^まめ難い。即ち撰擇して之を用いた。

美濃館本 寫本三十卷、十五冊、南郭・服部元喬翁校本。服部元彦君所藏。

已上の外に、古く刊行せられたる書、即ち慶長活字本(神代上下二卷。慶長四年新刻。所謂る勅板活字本である。)慶長庚戌本 全三十卷、十五冊。慶長十五年仲夏洛清野子三白所刷。)同覆刻本(全三十卷、十五冊。刊行の年月は未詳である。)寛文本(全三十卷、十五冊。寛文九年己酉正月上梓。蓋し前本の重刊で、最も世に流布せる版本である。)黒羽本(三十卷、十五冊。文政三年庚辰、下野國・黒羽城主從五位下行土佐守大關増業侯の刊行せる書。)等に據つて校訂せるものが、即ち此の正訓日本書紀の本文である。

昭和拾五年(紀元二千六百年)秋季皇靈祭の日

飯田季治識す

正訓日本書紀 (上卷)

飯田季治謹撰

日本書紀 卷第一

神代上

古へ、天地未だ割れず、陰陽分れざるとき、渾沌たること鶏子の如く、溟滓りて牙を含めり。其の清み陽かなる者は、薄靡きて天と爲り、重く濁れる者は、淹滞（ついで）りて地と爲るに及びて、精しく妙なるが合へるは搏ぎ易く、重く濁れるが凝れるは塌まり難し。故れ、天先づ成りて、地後に定まる。然して後、神聖その中に生れます。故れ曰く、開闢るゝ初め、洲壘、浮れ漂へること、譬へば猶ほ游魚の水の上に浮けるが猶し。于時天地の中に、一の物生れり。狀、葦牙の如し。便ち化爲る神を國常立尊と號す。（至りて貴きを尊と曰ひ、自餘を命と曰ふ。並びに美舉等と訓む。下皆此れに倣へ。）次に國狹種尊、次に豐斟浮尊、凡て三の神ます。（乾の道獨り化す。所以に此の純男を成せり。）一書に曰く、天地初めて判るゝとき、一の物・處中に在れり。狀、鏡言ひ難し。其の中に自から化生づる神有す。國常立尊と號す。亦是國底立尊と曰す。次に國狹種尊、亦是國狹立尊と曰す。次に豐國主尊、亦是豐組野尊と曰す。亦是豐香節野尊と曰す。亦是浮經野豐買尊と曰す。亦是豐國野尊と曰す。亦是豐斟野尊と曰す。亦是葉木國野尊と曰す。亦是國見野尊と曰す。葉木國、此れをば播舉短爾と云ふ。

一書に曰く、古へ國稚く地稚かりし時、譬へば猶ほ浮べる膏の猶くして漂蕩へり。于時、國の中に物生れり。狀、葦牙の抽出でたるが如し。此に因りて化出づる神有す。可美葦牙彥男尊と號す。次に國狹楯尊。可美、此をば于麻時と云ふ。彥男、此をば比古尼と云ふ。

一書に曰く、天地、混成なりし時、始めて神人有す。可美葦牙彥男尊と號す。次に國底立尊。

一書に曰く、天地、始めて判るるとき、始めて俱に生いづる神有す。國常立尊と號す。次に國狹楯尊、又曰く、高天原に所生す神の名を、天御中主尊と曰す。次に高皇產靈尊、次に神皇產靈尊。(皇產靈、此をば美武須昆と云ふ。一書に曰く、天地、未だ生らざる時、譬へば猶ほ海の上に浮べる雲の、根係る所無きが猶ほ。其中に一の物生れり。葦牙の、溼の中に初めて生ひたるが如し。便ち化爲る人を、國常立尊と號す。

一書に曰く、天地の初めて判る時、物有り、葦牙の若くにして空の中に生れり。此れに因りて化りませる神を、天常立尊と號す。次に可美葦牙彥男尊、又曰く、物有り、浮べる膏の若くにして空の中に生れり。此れに因りて化りませる神を、國常立尊と號す。

次に神有す。湮土煮尊(湮土、此をば于毗尼と云ふ)、沙土煮尊(沙土、此をば須毗尼と云ふ。亦是湮土根尊、沙土根尊と曰す)。次に神有す。大戸之道尊(大戸、大戸之邊と云す。亦は大戸麻彥尊、大戸麻姫尊と曰す。亦は大富道尊、大富邊尊と曰す。次に神有す。面足尊・恒根尊(亦是吾忌權城尊と曰す。亦是吾忌權城尊と曰す。亦是青權城根尊と曰す。亦是吾忌權城尊と曰す。次に神有す。伊弉諾尊、伊弉冊尊。(一書に曰く、此の二柱の神は、青權城根尊の子也。)一書に曰く、國常立尊、天鏡尊を生しませり。天鏡尊、天萬尊を生しませり。天萬尊、沫蕩尊を生しませり。沫蕩尊、伊弉諾尊を生しませり。(沫蕩、此をば阿和那岐と云ふ。凡て八柱の神ましき。乾坤の道、相參りて化る。)

所以に此の男・女を成す。國常立尊より、伊弉諾尊・伊弉冊尊まで、是れを神世七代と謂ふ。

一書に曰く、男女、耦ひ生る神は、先づ湮土煮尊・沙土煮尊有す。次に角楸尊・活楸尊有す。次に面足尊、恒根尊有す。次に伊弉諾尊、伊弉冊尊有す。(楸は楸なり、此をば久比と云ふ。)

伊弉諾尊、伊弉冊尊、天浮橋の上に立たして、共に計らひて曰く、『底つ下に豈國無からめ歟』と。適ち天瓊矛を以て指下して探りまし、かば、是に滄溟を獲き。(瓊は玉也。此をば努といふ。其の矛の鋒より滴瀝る潮、凝りて一つの島と成れり。名づけて磤取盧島と曰ふ。二柱の神、是に彼の島に降居まして、因りて共爲夫婦して、洲國を産生むと欲す。便ち磤取盧島を以て、國の中の柱と爲て、(柱、此をば美彥旨邊と云ふ。)陽神は左より旋り、陰神は右より旋り、國柱を分巡りて、同じく一つ面に會ひき。時に陰神、先づ唱へて曰く、『慕哉 遇可美少男焉。(少男、此をば鳥等孤と云ふ。)]陽神、悦び給はずして曰はく、『吾は是れ男子(ら)なり。理、當に先づ唱ふべし。如何にぞ婦女(ら)の反りて言先つや。事、既に不祥。宜しく改め旋る宜し。』

是に二柱の神、却りて更に相遇ひたまひぬ。是行は陽神先づ唱へて曰はく、『慕哉、遇可美少女焉(少女、此をば鳥等畔と云ふ。)]。因りて陰神に問ひて曰く、『汝が身に何の成れる處か有る』。對へて曰く、『吾が身に雌の元と云ふ處あり。』陽神の曰く、『吾が身に亦た雄の元と云ふ處あり。吾が身の元の處を以て、汝が身の元の處に合はせむと思欲ふ』と、是に陰陽始めて適合して夫婦と爲る。

産む時に及至りて、先づ淡路洲を以て胞と爲て、(意に快ばざる所なり。故れ名づけて淡路洲と曰ふ。昔人傳) 適ち大日本豊秋津洲を生む。(日本、此をば耶麻騰と云ふ。下皆之に效へ。)次に伊豫二名洲を生む。次に筑紫洲を生む。次に億岐洲と佐渡洲とを雙に生む。(世人、或は雙生むこと有るは、此に象る也。)次に越洲を生む。次に大洲を生む。次に吉備子

洲を生む。是に因りて始めて大八洲國の號起れり。即ち對馬島、豐岐島、及び處々の小島は、皆是れ潮の沫の凝りて成れる者なり。亦是れ水の沫の凝りて成れるとも曰ふ。

一書に曰く、天神、伊弉諾尊、伊弉册尊に謂りて曰はく、『豐葦原の千五百秋の瑞穂の地有り。宜しく汝往きて之を脩す宜し』と。廼ち天瓊杵を賜ふ。於是二柱の神、天上浮橋に立たして、杵を投して地を求む。因りて滄海を畫して引擧ぐる時、即ち戈の鋒より垂り落つる潮、結りて島と爲る。名づけて磯取盧島と曰ふ。二柱の神、彼の島に降居して八尋之殿を化作て、又た天の御柱を化堅て給ひき。陽神、陰神に問ひて曰く、『汝が身に何の成れる所かある』。對へて曰はく、『吾が身は具成りて、陰元と稱ふ者一處あり。』陽神曰く、『吾身も亦た具成りて、陽元と稱ふ者一處あり。吾が身の陽元の處を以て、汝が身の陰元の處に合はせむと思欲ふ』と。爾云ひて、即ち天の御柱を巡らむとして約束りて曰く、『妹は右より巡れ、吾は當に左より巡らむ』。既にして分れ巡りて相遇給ひぬ。陰神、乃ち先づ唱へて曰く、『姪哉、可愛少男歟』陽神、後に和へて曰く、『姪哉、可愛少女歟』遂に夫婦して、先づ姪兒を生む。便ち葦船に載せて流ちやりき。次に淡洲を生む。此れ亦た兒の數に充れず、故れ還りて復た天に上り詣て、具に其の狀を奏し給ふ。時に天神、太占を以て卜合て、乃ち教ひて曰く、『婦人(大)の、辭・其れ已に先づ揚げたれば乎、宜しく更に還り去る宜し』。乃ち時日を卜へ定めて降ります。故れ二柱の神、改めて復た柱を巡り給ふ。陽神は左よりし、陰神は右よりして、既に遇ひ給ふ時に、陽神先づ唱へて曰く、『姪哉、可愛少女歟』陰神、後に和へて曰く、『姪哉、可愛少男歟』然して後に宮を同じくして共に住ひて兒を生む。大日本豐秋津洲と號く。次に淡路洲。次に伊豫二名洲。次に筑紫洲。次に億岐三子洲。次に佐渡洲。次に吉備子洲。此に由りて之を大八洲國と謂ふ。瑞、此をば彌圖と云ふ。姪哉、此をば阿那而惠夜と云ふ。可愛、此をば哀と云ふ。太占、此をば布刀摩爾と云ふ。

一書に曰く、伊弉諾尊、伊弉册尊、二はしらの神、天霧之中に立たして曰く、『吾れ國を得むと欲ふ』と。乃ち天瓊杵を以て指し垂して探りまし、かば、磯取盧島を得たまひき。則ち杵を抜きあげて喜びて曰はく、『善きかも、國の在りけること。』

一書に曰く、伊弉諾尊、伊弉册尊二はしらの神、高天原に坐して曰く、『當に國有らむ耶』。乃ち天瓊杵を以て磯取盧島を畫さぐり成す。

一書に曰く、伊弉諾尊、伊弉册尊、二柱の神、相謂ひて曰はく、『物有り、浮べる膏の如し。其の中に蓋し國有らむ乎』。乃ち天瓊杵を以ちて一つの島を畫き探り成す。名づけて磯取盧島と曰ふ。

一書に曰く、陰神先づ唱へて曰く、『美哉、善少男を。』時に陰神の言を先だてるを以ての故に、辭なしとして、更に復た改め巡る。則ち陽神先づ唱へて曰く、『美哉、善少女を。』遂に合交せむとす。而れども其の術(づ)を知らず、時に鷓鴣あり、飛び來たりて其の首・尾を搖く。二はしらの神、見そなはして之れに學ひて、即ち交道を得つ。

一書に曰く、二はしらの神、合爲夫婦して先づ淡路洲・淡洲を以て胞と爲て、大日本豐秋津洲を生む。次に伊豫洲、次に筑紫洲、次に億岐洲と佐渡洲とを雙に生む。次に越洲。次に大洲。次に子洲。(校本云、『以淡路洲・淡洲一爲胞』の淡洲の二字。永享本、永和本、應永本に無し。)

一書に曰く、先づ淡路洲を生む。次に大日本豐秋津洲。次に伊豫二名洲。次に億岐洲。次に佐渡洲。次に筑紫洲。次に豐岐洲。次に對馬洲。

一書に曰く、磯取盧島を以て胞として淡路洲を生む。次に大日本豐秋津洲。次に伊豫二名洲。次に筑紫洲。次に吉備子洲。次に億岐洲と佐渡洲とを雙に生む。次に越洲。

一書に曰く、淡路洲を以て胞と爲て、大日本豊秋津洲を生む。次に淡洲。次に伊豫二名洲。次に億岐三子洲。次に佐度洲。次に筑紫洲。次に吉備子洲。次に大洲。

一書に曰く、陰神先づ唱へて曰く、「姪哉・可愛少男乎」。便ち陽神の手を握りて、遂に夫婦して淡洲を生む。次に姪兒。(校本に云、寛文本に淡洲を淡路洲とせるは誤也。江家本に路字無し。明應本、永和本の傍書亦同じ。)

次に海を生む。次に川を生む。次に山を生む。次に木祖・句句廻馳を生む。次に草祖・草野姫(亦の名は野植)を生む。既にして伊弉諾尊、伊弉册尊、共に譲りて曰く、「吾れ已に大八洲國及び山川草木を生めり。何ぞ天下の主たるべき者を生まざらめ敷」と。於是、共に日神を生みまつります。大日靈貴と號す。(大日靈貴、此をば於保比屋咩能武智と云ふ。靈貴は力丁の反。一書に云く、天照大神。一書に云く、天照大日靈貴。此の御子、光華明彩しくして六合の内に照徹せり。故れ二はしらの神、喜びて曰く、「吾が息・多なりと雖も、未だ若此靈に異しき兒は有らず。久しく此國に留めまつる宜からず。固に當に早に天に送りまつりて、授くるに天上の事を以てす當し」。此時天地相去ること未だ遠からず。故れ天柱を以て天上に擧げ給ひき。

次に月神を生みまつります。(一書に云く月弓尊。月夜見尊。月讀尊。)其の光彩はしきこと、日に亞げり。以て日に配びて治すべし。故れ亦た天に送りまつる。次に姪兒を生む。已に三歳に雖も脚猶ほ立たず。故れ天磐櫛樟船に載せて、風の順に放ち棄つ。次に素戔嗚尊を生みまつります。(一書に云く、神素戔嗚尊。速素戔嗚尊。此神、勇悍くして安忍なること有り。且た常に哭泣つることを以て行と爲たまふ。故れ國內の人民を令て、多に天さまに折なしめ、復た青山を枯山に變す。故れ其の父母の二はしらの神、素戔嗚尊に勅たまはく、「汝、甚だ無道し。以て宇宙に君臨べからず。固に當に速く根國に遁ね。遂に逐ひ給ひき。

一書に曰く、伊弉諾尊曰はく「吾れ宙を御すべき珍子を生まむと欲ふ」と。乃ち左の手を以て白銅鏡を持ち給ふ時、則ち化り出づる神有す。是を大日靈貴と謂す。右の手に白銅鏡を持ち給ふ時、則ち化出づる神有す。是を月弓尊と謂す。又、首を廻らして顧盼之間に、則ち化出づる神有す。是を素戔嗚尊と謂す。即ち大日靈貴及び月弓尊は並びに是れ質性・明り靈はし。故れ天地を照らし應ましむ。素戔嗚尊は是れ性・殘ひ害ることを好み給ふ。故れ下して根國治さしむ。珍、此をば于國と云ふ。顧盼之間、此をば美履麻沙可利爾と云ふ。

一書に曰く、日月・既に生れ給ひぬ。次に姪兒を生む。此の兒、年三歳に滿ぬれども脚尙ほ立たず。初め伊弉諾尊・伊弉册尊、柱を巡り給ひし時、陰神先づ發言す。既に陰陽の理に違へり。所以に今姪兒を生みませり。次に素戔嗚尊を生みまつります。此神、性悪くして常に哭き悲くことを好む。國の民、多に死に、青山を枯に爲す。故れ其の父母、勅して曰はく、「假使・汝此の國を治らば、必ず殘ひ傷る所多からむ。故れ汝は、以て極めて速き根國を馭す可し」。次に鳥磐櫛樟船を生む。輒ち此の船を以て姪兒を載せて、流の順に放ち棄つ。

次に、火神・阿遲突智を生む。時に伊弉册尊、阿遲突智の爲に焦かれて終りましぬ。其の且に終りましむと且る間に、臥しながら土神・壙山姫、及び水神・同象女を生む。即ち阿遲突智、壙山姫に委ひて稚産靈を生む。此神の頭の上に蠶と桑と生り、隣の中に五種の穀生れり。同象、此をば美都波と云ふ。

一書に曰く、伊弉册尊、火産靈を生み給ふ時に、子の爲めに焦かれて神退りましぬ。其の且に神退りましむと且る時に、則ち水神・同象女、及び土神・壙山姫を生む。又天吉葛を生む。天吉葛、此をば阿摩能與佐圖羅と云ふ。一云與會豆羅。一書に曰く、伊弉册尊、火神・阿遲突智を生み給ふ時に、悶熱懊惱、因りて吐す。此れ神と化爲。名を金山彦と曰す。次に小便に化爲神の名を同象女と曰す。次に大便に化爲神の名を壙山姫と曰す。

一書に曰く、伊弉册尊、火神を生み給ふ時に、灼かれて神退去ましぬ。故れ紀伊國・熊野の有馬村に葬しまつる。土俗、此神の魂を祭るには、花の時に花を以て祭る。又た鼓、吹、幡旗を用て歌ひ舞ひて祭る。一書に曰く、伊弉諾尊・伊弉册尊と共に大八洲國を生み給ふ。然して後、伊弉諾尊曰く、「我が生める國、唯だ朝霧のみ有りて霧り満てるかも」と詔ひて、乃ち吹き撥ふ氣に化爲神の號を級長戸邊命と曰す。亦た級長津彦命と曰す。是れ風神なり。また飢しかりし時に生める兒を倉稻魂命と號す。また海神等を生む。少重命と號す。山神等を山祇と號す。水門の神等を速秋津日命と號す。木神等を句句廻馳神と號す。土神を壇安神と號す。然して後に悉く萬の物を生み給ふ。火神・軻遇突智の生れますに至りて、其の母・伊弉册尊、焦かれて化去りましぬ。時に伊弉諾尊恨みて曰く、「唯だ一つ兒を以て、我が愛はしき妹者に替へつるかも」と。則ち頭邊に匍匐ひ、脚場に匍匐ひて、哭泣ち流涕み給ふ。其の涙、隨ちて神と爲る。是れ即ち畝丘の樹上に所居す神なり。啼澤女命と號す。遂に御帶かせる十握の劍を抜きて、軻遇突智を斬りて三段に爲す。此れ各々神と化成る。復た劍の双より垂る血、是れ天安河邊に在る五百箇磐石と爲る。即ち此れ經津主神祖なり。復た劍の鐔より垂る血、激越ぎて神と爲る。號けて速速日神と曰す。次に熯速日神。其の熯速日神は是れ武甕槌神の祖なり。(亦は曰く、熯速日命、次に熯速日命、次に武甕槌神。)復た劍の鋒より垂る血、激越ぎて神と爲る。號けて磐裂神と曰す。次に根裂神、次に磐筒男命。(一は云く、磐筒男命、及び磐筒女命。)復た劍の頭より垂る血、激越ぎて神と爲る。號けて間羅と曰す。次に間山祇、次に間阿象。然して後、伊弉諾尊、伊弉册尊を追ひて、黄泉に入りまして、及きて共に語ります。時に伊弉册尊曰く、「吾が夫君の尊、何しかも晩く來まましつる。吾れ已に泉之窟漁せり。然れども吾れ當に蘇息なむ。請ふ勿視ましそ」。伊弉諾尊聽き給はずして、陰かに湯津爪櫛を取りて、其の雄柱を寒き折きて、以ちて乗炬と爲て見給ひしかば、則ち騰沸き虫流りき。

今・世人、夜・一片火ともす事を忌み、又た夜・櫛櫛を忌む。此れ其の緣なり。時に伊弉諾尊、大く驚きて曰はく、「吾れ意はずも不須・汚目き穢凶き國に到にけり矣」。乃ち急かに走げ廻歸りましき。于時、伊弉册尊恨みて曰く、「何ぞ要りし言を用ひ給はずして、吾れに恥辱見せます」と詔ひて、乃ち泉津醜女八人を遣はして、一は、泉津日狹女と云ふ。)追ひて留めまつりき。故れ伊弉諾尊、劍を抜きて、背に揮きつゝ逃ぐ。因りて黒鬘を投げ給ふ。此れ即ち滑陶と化成。醜女見て採り嘔む。嘔み了りて則ち更追ふ。伊弉諾尊、又た湯津爪櫛を投げ給ふ。此れ即ち匍と化成。醜女亦た以て抜き嘔む。嘔み了りて則ち更追ふ。後には則ち伊弉册尊も亦た自ら來追ます。是の時に伊弉諾尊、已に泉津平坂に到りましき。(一云く、伊弉諾尊乃ち大樹に向ひて尿放る。此れ即ち巨川と化成。泉津日狹女、其の水を渡らむとする間に、伊弉諾尊已に泉津平坂に至ります。)故れ便ち千人所引磐石を以て其の坂路を塞ぎて、伊弉册尊と相向ひて立たして、遂に絶要之誓を建つ。時に伊弉册尊の曰はく、「愛しき吾が夫君、如此言はゞ、吾は則ち當に汝が所治る國の民・日將に千頭を纏り殺さむ」。伊弉諾尊乃ち報へて曰はく、「愛しき吾が妹の命、如此言たまはゞ、吾れは則ち當に日將に千五百頭を生産む」。因りて曰はく、「此より莫過ぎそ」と。即ち其の杖を投げ給ふ。是を岐神と謂ふ。又た其の帯を投げ給ふ。是を長道磐神と謂ふ。又た其の衣を投げ給ふ。是を煩神と謂ふ。又た其の櫛を投げ給ふ。是を開囀神と謂ふ。又た其の履を投げ給ふ。是を道敷神と謂ふ。其の泉津平坂に所塞る磐石は、是を泉門塞大神と謂ふ。亦の名は道返大神。伊弉諾尊、既に還りまして、乃ち追ひて悔いて曰く、「吾れ前に不須・凶目き・汚穢き處に到る。故れ當に吾が身の濁穢を濼ひ去てむ」と。則ち往きて筑紫の日向の小戸の橋之橋原に至りて祓除たまふ。遂に將に身の所汚を盪濼ぎ給はむとして乃ち興言して曰く、「上つ瀬は是れ太だ疾し、下つ瀬は是れ太だ弱し」と。便ち中つ瀬に濯ぎ給ふ。因て

生る神を號けて八十柱津日神と曰ふ。次に其の柱を矯さむとして生せる神の號を神直日神と曰す。次に大直日神。又た海の底に沈み濯ぐ。因以て生る神の號を底津少重命と曰す。次に底筒男命。又た潮の中に潜き濯ぐ。因以て生る神の號を中津少重命と曰す。次に中筒男命。又た潮の上に浮び濯ぐ。因以て生る神の號を表津少重命と曰す。次に表筒男命。凡て九柱の神有す。其の底筒男命、中筒男命、表筒男命は、是れ即ち住吉大神なり。底津少重命、中津少重命、表津少重命は、是れ阿曇連等が所祭る神なり。

然して後、左の眼を洗ひ給ふ。因以て生りませる神の號を天照大神と曰す。復た右の眼を洗ひ給ふ。因以て生りませる神の號を月讀尊と曰す。復た鼻を洗ひ給ふ。因以て生りませる神の號を素戔鳴尊と曰す。凡て三柱の神ます。已にして伊弉諾尊、三柱の子に敕任して曰く、「天照大神は、以て高天原を治すべし。月讀尊は、以て滄海原之潮八百重を治すべし。素戔鳴尊は、以て天下を治すべし。」

是の時、素戔鳴尊・年已に長け、復た八握の鬚生ひたり。然れども天下を治らさずして、常に啼き泣ち恨恨みます。故れ伊弉諾尊、問ひて曰く、「汝、何の故に恒に如此啼く耶。對へて曰く、「吾、母の尊の根國に従はむと欲ひて只に泣く耳。伊弉諾尊惡みて曰く、「情の任に行ね矣。乃ち逐ひやりき。(倉稻魂。此をば宇介能美施磨と云ふ。少重、此をば和多都美と云ふ。頭邊、此をば摩苦羅羅と云ふ。脚邊、此をば阿度陸と云ふ。熾は火なり、音は而善の反。龍、此をば於簡美と云ふ。音は力丁の反。吾夫君、此をば阿我儂勢と云ふ。滄泉之龍、此を譽母都伴比と云ふ。乘炬、此をば多妣と云ふ。不須也凶目汚穢、此をば伊儂之居梅枳・枳多儂枳と云ふ。醜女、此をば志許賣と云ふ。背揮、此をば志理幣提爾布俱と云ふ。泉津平坂、此をば余母都比羅佐可と云ふ。放展、此をば愈磨理と云ふ。音は乃弔の反。絶要之誓、此をば許等等と云ふ。岐神、此をば布那斗能加微と云ふ。總、此をば阿波岐と云ふ。

一書に曰く、伊弉諾尊、劍を抜きて、軻遇突智を斬りて三段に爲す。其の一段は是れ雷神と爲る。一段は是れ高麗と爲る。一段は是れ山祇と爲る。

又曰く、軻遇突智を斬り給ふ時、其の血・激越ぎて、天八十河中に在る五百箇磐石に染まりぬ。因りて化成ませる神の號を、磐裂神。次に根裂神と曰す。兒・磐筒男神。次に磐筒女神。兒・經津主神。

一書に曰く、伊弉諾尊、軻遇突智命を斬りて五段に爲す。此れ各五はしらの山祇と化成。一つは則ち首、大山祇と化爲。二つは則ち身中、中山祇と化爲。三つは則ち手、麓山祇と化爲。四つは則ち腰、正勝山祇と化爲。五つは則ち足、麓山祇と化爲。是時に斬り給へる血、激り瀉ぎて石礫樹草に染まりぬ。此れ草木・沙石の自ら火を含む縁なり。麓山、此をば鏡耶磨と云ふ。正勝、此をば麻沙柯と云ふ。麓、此をば之伎と云ふ。音は鳥舎の反。

一書に曰く、伊弉諾尊、其の妹を見まさと欲して、乃ち曠飲の處に到ります。是時に伊弉册尊、猶ほ生平の如くにして、出で迎へて共に語る。已にして伊弉諾尊に謂りて曰く、「吾夫君尊、請ふ吾を勿視ましそ。言ふこと訖りて忽然に見えず。時に聞し。伊弉諾尊、乃ち一片之火を舉して視そなはす。時に伊弉册尊、腹滿太高り。上に八色の雷公有り。伊弉諾尊、驚きて走り還り給ふ。是時に雷等、皆起ちて追ひ來たる。時に道の邊に大きな桃の樹あり。故れ伊弉諾尊、其の樹の下に隠れて、其の實を採りて、以て電に擲けまし、かば、雷等皆退去ぬ。此れ桃を用て鬼を避く縁なり。時に伊弉諾尊、乃ち其の杖を投げうちて曰く、「此れ自り以還、雷・敢て來な。是れを岐神と謂す。此の本の號をば來名戸之祖神と曰ふ。所謂る八の雷とは、首に在るを大雷と曰ひ、胸に在るを火雷と曰ひ、腹に在るを土雷と曰ひ、背に在るを稚雷と曰ひ、尻(れ)に在るをば黒雷と曰ひ、手に在るをば山雷と曰ひ、足の上に在るを、野雷と曰ひ、陰の上に在るを裂雷と曰ふ。

一書に曰く、伊弉諾尊、伊弉册尊の所在處に追ひ至りまして、便ち語りて曰く、「汝を悲しと思ふが故に來りつ」。答へて曰く、「族や、吾を勿看ましそ」。伊弉諾尊、從ひ給はずして猶ほ看そなはしつ。故れ伊弉册尊、恥ぢ恨みて曰く、「汝已に我が情を見つ。我は復た汝が情を見つ」と。時に伊弉諾尊、亦た飯ち給ふ。因て將に出で返りなむとす。時に直に駈して歸り給はずして、盟ひて曰く、「族離れなむ」。又曰く、「族負けじ」。乃ち所唾く時に化出る神の號を、速玉之男と曰す。次に掃ふ時に化出る神の號を、泉津事解之男と曰す。凡て二柱の神ます。其の妹と泉津平坂に相闘ふに及びて、伊弉諾尊曰く、「始め族の爲めに悲しみ及つ思哀ける事は、是れ吾が性きなり矣」。時に泉津守道といふ者、白して云さく、「言ふこと有り。曰く吾と汝と已に國を生みにき、奈何にぞ更に生むことを求めむ乎。吾は則ち當に此國に留るべし。共に去るべからず」と。是の時に菊理媛神もまた白す言あり。伊弉諾尊、聞しめして「嘉し」と宣ひて乃ち散去ましぬ。但し親ら泉國を見たり、此れ既に不祥。故れ其の穢惡を濯ぎ除へむと欲して、乃ち往きて粟門、及び速吸名門を見そなはしつ。然るに此の二の門は、潮既に太だ急し。故れ還た橋之小門に向して、祓へ濯ぎ給ふ。時に水に入りて盤、土命を吹生し、水を出でて大直日神を吹生し、又た入りて底、土命を吹生し、出でて大綾津日神を吹生し、又た入りて赤、土命を吹生し、出でて大地海原の諸の神たちを吹生す矣。不負於族、此を字我邊磨概茸と云ふ。一書に曰く、伊弉諾尊、三柱の子に勅任して曰く、「天照大神は、以て高天之原を御すべし。月夜見尊は、以て日に配びて天上の事を知らす可し。素戔嗚尊は、以て滄海之原を御すべし」。既にして天照大神、天上に在まして詔曰く、葦原中國に保食神ありと聞く。宜く爾・月夜見尊、就きて候ませ。月夜見尊、勅を受けて降ります。已にして保食神の許に到り給ふ。保食神、乃ち首を廻らして國に嚮ひしかば、則ち口より飯出づ。また海に嚮ひしかば、則ち鱈・鰒・鮫、また口より出づ。また山に嚮ひしかば、毛・魚、毛・柔、また口より出づ。夫の品物を悉く備へて、

百 机に貯へて御饗へたてまつる。是時に月夜見尊、忿然・作色して曰く、「穢らはしき矣、鄙しき矣。寧ろ口より吐れる物を以て、敢て我に養ふ可しや」と。遁ち劍を抜きて保食神を擊殺しつ。然して後、復命して具さに其事を言し給ふ。時に天照大神、怒りますこと甚だしくして曰く、「汝は是れ惡しき神なり。相見じ」と詔ひて、乃ち月夜見尊と一日一夜・隔て離れて住み給ふ。

是の後に天照大神、復た天熊大人を遣して、往きて看せしめ給ふ。是の時に保食神、實に已に死矣。唯し其神の頂に牛・馬化爲、顧の上に粟生り、眉の上に粟生り、眼の中に稗生り、腹の中に稻生り、陰に麥及び大豆・小豆生り有りき。天熊大人、悉く取持ち去きて奉進る。時に天照大神、喜びて曰く、「是の物は則ち顯見き蒼生の食ひて活可きもの也」と。乃ち粟・稗・麥・豆を以て陸田種子と爲、稻を以て水田種子と爲、又た因りて天呂君を定む。即ち其の稻種を以て、始めて天狹田、及び長田に殖う。其の秋の垂瀧、八握に莫々然て甚だ快し。また口の裏に置を含みて、便ち糸抽くことを得たり。此より始めて養蠶の道あり。保食神、此をば宇氣母知能加微と云ふ。顯見蒼生、此をば宇都志積阿鳥比等久佐と云ふ。

是に素戔嗚尊請して曰さく、「吾れ今教を奉たまはりて、將に根國に就りなむとす。故れ暫らく高天原に向でて、姉の尊と相見えて、而して後に永に退りなむと欲ふ」と申す。伊弉諾尊、「許す」と勅ふ。乃ち天に昇り詣で給ふ。是の後に伊弉諾尊、神功既に畢へ給ひて、靈運當遷。是を以て幽宮を淡路之州に構り、寂然に長に隱りましき。亦曰く、伊弉諾尊功既に至りぬ。徳また大き矣。是に天に登りまして報命申し給ふ。仍りて日之少宮に留宅ましき。(少宮、此をば倭柯美野と云ふ。)

素より其の神の暴く悪き事を知しめせば、來詣る狀を聞しめすに至りて、乃ち勃然に驚き給ひて曰く、「吾が弟の尊の來る事、豈に善き意を以てせむ乎。謂ふに、當に國を奪はむとする志あらむ歟。夫れ父母の尊、既に諸の子たちに任せ給ひて、各其の境を有たしむ。如何ぞ就くべき國を棄置き、敢て此の處を窺ふ乎」と。乃ち髪を結て鬢に爲し、裳を縛ひて袴に無し、便ち八坂瓊之五百箇御統(御統、此をば美須磨屋と云ふ)を以て其の鬢・鬢、及び腕に纏ひ、又た背に千箭之鞆(千箭、此をば知能梨と云ふ)と五百箇の鞆とを負ひ、臂には稜威之高鞆(稜威、此をば伊都と云ふ)を着き、弓櫛振り起て、劍の柄・急掘り、堅庭を踏みて股に陥し、沫雪の若く蹴る散かし、(蹴散、此をば俱穢穢選々箇須と云ふ)稜威の雄詰を奮はし(雄詰、此をば鳥多精眉と云ふ)、稜威の噴讓を發して(噴讓、此をば舉廣昆と云ふ)、徑に詰り問ひ給ひき。

素戔鳴尊對へて曰く、「吾は元より黒き心無し。但し父母の尊、已に嚴くしき勅・有す。永に、根國に就りなむとす。如し姉の尊と相見えすば、吾れ何にぞ能く敢て去らむ。是を以て雲霧を踏み涉り、遠くより來參つ。意はざりき、姉の尊の翻りて起、嚴・顔を。」時に天照大神、復た問ひて曰く、「若し然らば、將に何を以て爾が赤き心を明さむと將や。」對へて曰く、「請ふ姉の尊と共に誓はむ。夫れ誓約の中に(誓約之中、此をば宇氣臂能美難箇と云ふ)必ず當に子を生むべし。若し吾が生めらむ、是れ女ならば、則ち濁き心有りとと思せ。若し是れ男ならば則ち清き心有りとと思せ。」是に天照大神、乃ち素戔鳴尊の十握の劍を索取り、打折りて三段に爲し、天眞名井に濯ぎ、鬚然に咀嚼て(鬚然咀嚼、此をば佐我彌爾加武と云ふ)吹き棄つる氣噴の狹霧(吹棄氣噴之狹霧、此をば浮枿于都屋・伊浮岐能佐振理と云ふ)に所生(せら)る神を、號けて田心姫と曰す。次に淵津姫、次に市杵島姫、凡て三はしらの女ます。既に素戔鳴尊、天照大神の御鬢・御鬢、及び御腕に纏かせる八坂瓊之五百箇御統を索取り、天眞名井に濯ぎ、鬚然に咀嚼て、吹き棄つる氣

噴の狹霧に所生る神を、號けて正哉吾勝・勝速日・天忍種耳尊と曰す。次に天穗日命、是は出雲臣、土師連等の祖なり。次に天津彦根命、是は凡河内直、山代直等の祖なり。次に活津彦根命、次に熊野櫛樟日命、凡て五はしらの男神ます。是時に天照大神、勅して曰はく、「其の物根を原ぬれば、則ち八坂瓊之五百箇御統は是れ吾が物なり。故れ彼の五はしらの男神は悉くは是れ吾が兒也」と。乃ち取りて子養し給ふ。また勅して曰はく、「其の十握の劍は是れ素戔鳴尊の物なり。故れ此の三はしらの女神は、悉くに爾が兒なり」と。便ち素戔鳴尊に授け給ふ。此れ則ち筑紫胸肩君等が所祭る神是也。

一書に曰く、日神、本より素戔鳴尊の武健くして物を陵ぐ意ある事を知し召せり。其の上至るに及びて便ち謂さく、「弟尊の來ませる所以は是れ善意に非じ。必ず當に我が天原を奪はむとならむ」と。乃ち丈夫の武備を設け給ふ。躬に十握劍、九握劍、八握劍を帶き、また背上に千箭の鞆を負ひ、また臂に稜威の高鞆を着き、手に弓箭を握り、親ら迎へて防禦給ふ。是の時に素戔鳴尊告して曰く、「吾は元より悪き心無し。唯だ姉尊と相見えむと欲ふ。故れ暫く來つらく耳。」是に日神、素戔鳴尊と共に相對ひて立たして、誓ひて曰く、「若し汝が心清淨くして、陵ぎ奪はむと云ふ意あらぬ者ならば、汝が生さむ兒は必ず當に男ならむ。」言ひ訖りて、先づ帶かせる十握劍を食して兒を生す。淵津島姫と號く。また九握劍を食して兒を生す。淵津姫と號く。又た八握劍を食して兒を生す。田心姫と號く。凡て三柱の女神ます矣。已にして素戔鳴尊、其の頸に嬰ける五百箇御統之瓊を以て、天淳名井・亦名は去來之眞名井に濯ぎて、之れを食して乃ち兒を生す。正哉吾勝・勝速日・天忍骨尊と號す。次に天津彦根命、次に活津彦根命、次に天穗日命、次に熊野櫛樟命。凡て五柱の男神ます矣。故れ素戔鳴尊、既に勝つ驗を得つ。是に日神、方に素戔鳴尊の固に悪き意無き事を知し看して、乃ち日神の生しませる三柱の女神を以て、筑紫洲に天降り坐さ令め、因りて教へて曰く、「汝・三はしらの

神、宜しく道の中に降り居して、天孫を助け奉りて、天孫の爲めに祭かれよ。」
 一書曰く、素戔鳴尊、天に昇りまさむとする時に、一の神あり、號は羽明玉。此神、迎へ奉りて、瓊八坂瓊之曲玉を
 進る。故れ素戔鳴尊、其の瓊玉を持ちて天上に到づ。是時に天照大神、弟の尊の惡き心有らむと疑ひ給ひて、兵を起
 して詰問ひ給ふ。素戔鳴尊對へて曰く、「吾が來つる所以は、實に姉の尊と相見えむと欲ふなり。亦た珍寶・瓊八坂瓊
 之曲玉を獻らむと欲ふ耳。取て別意あるに非ず。」時に天照大神また問ひて曰はく、「汝が言ふことの虚實、將に何
 を以てか驗と爲む。」對へて曰く、「請ふ吾と姉の尊と、共に誓約を立てむ。誓約の間に、女を生さば黒き心ありと
 爲せ。男を生さば赤き心ありと爲せ」と。乃ち天真名井三處を掘りて、相與に對ひて立つ。是時に天照大神、素戔鳴
 尊に謂りて曰く、「吾が帯かせる劍を以て、今當に汝に奉らむ。汝は汝の所持る八坂瓊之曲玉を以て予に授けよ。」此
 く約束りて、共に相換へて取り給ふ。已にして、天照大神、則ち八坂瓊之曲玉を以て、天真名井に浮け寄せて、瓊の
 端を嚙み断ちて、吹出づる氣噴の中に化生神を、市杵島姫命と號す。是は遠瀛に居す者なり。また瓊の中を嚙み断ち
 て、吹出づる氣噴の中に化生神を、田心姫命と號す。是は中瀛に居す者なり。また瓊の尾を嚙み断ちて、吹出づる氣
 噴の中に化出神を、滿津姫命と號す。是は海濱に居す者なり。凡て三柱の女神ます。是に素戔鳴尊、持たる劍を以て、
 天真名井に浮け寄せて、劍の末を嚙み断ちて、吹出づる氣噴の中に化生神を、天穗日命と號す。次に正哉吾勝々速日天
 忍骨尊、次に天津彦根命。次に活津彦根命。次に熊野野禰日命。凡て五はしらの男神ますと云爾。
 一書に曰く、日神、素戔鳴尊と天安河を隔て、相對ひて、乃ち誓約を立たして曰く、「汝、若し奸賊ふ心あらざる者
 ならば、汝が所生ん兒、必ず男ならむ。如し男を生めらば、予れ以て子として天原を治しめむ。」是に日神、先づ其の十
 握の劍を食して、兒、瀧津島姫命を化生ます。亦名は市杵島姫命。また九握の劍を食して、兒、滿津姫命を化生ます。

また八握の劍を食して、兒、田霧姫命を化生ます。已にして素戔鳴尊、其の左の臂に懸かせる五百箇御統之瓊を含み
 て、左の手の掌中に著きて、便ち男を化生ます。則ち稱して曰く、「正哉・吾れ勝ちぬ。」故れ因りて名づけて、
 正哉吾勝々速日天忍骨尊と曰す。また右の臂の瓊を含みて、右の手の掌中に著きて、天穗日命を化生ます。復た瓊
 に繋げる瓊を含みて、左の臂の中に著きて、天津彦根命を化生ます。また右の臂の中より活津彦根命を化生ます。
 また左の足の中より燂之速日命を化生ます。また右の足の中より熊野忍踏命を化生ます。亦名は熊野忍踏命。故れ素
 戔鳴尊の所生る兒、皆已に男なり矣。故れ日神、方に素戔鳴尊の元より赤き心に有りしことを知し看して、便ち其の
 六柱の男を取りて、以て日神の子と爲て、天原を治しめ、即ち日神の生しませる三柱の女神を以ちて、葦原中國の
 宇佐島に降り居さしむ矣。今、海北の道中に在す。號けて道主貴と曰す。此れ筑紫の水沼君等が、祭る神これ也。(撰
 は干なり。此をば備と云ふ。)

是後に、素戔鳴尊の爲行、甚だ無狀し。何とならば、天照大神、天狹田・長田を以て御田と爲たまふ時に、素戔鳴尊、春
 は則ち重播種子し、(重播種子、此をば屢積麻枳と云ふ。)且た畔を毀つ(毀、此をば波那豆と云ふ)。秋は則ち天斑駒を
 放ちて田の中に伏さ使む。復た天照大神の新嘗(新嘗、當す時を見て、則ち陰かに新宮に尿放る。又た天照大神の方
 に神衣を織りつゝ齋服殿に居すを見て、則ち天斑駒を刺きて、殿の蓑を穿ちて投納る。是時に天照大神驚動き給ひて
 棧を以て身を傷ましむ。是に由りて發憤して、乃ち天石窟に入りまして、磐戸を閉して幽り居しぬ。故、六合の内、常闇
 にして、晝夜の相代るわきも知らず。
 時に八十萬の神たち、天安河邊に會合ひて、其の禱るべき方を計らふ。故れ思兼神、深く謀り遠く慮りて、遂に常世の
 長鳴鳥を棄めて、互ひに長鳴せ使む。亦た手力雄神を以て、磐戸の側に隠し立て、中臣連の遠祖・天兒屋命、忌部首

の遠祖・太玉命、天の香山の五百箇眞坂樹を根掘にして、上つ枝には八坂瓊之五百箇御統を取懸け、中つ枝には八咫鏡(一は眞經津鏡と云ふ)を取懸け、下つ枝には青和幣(和幣、此をば尼根底と云ふ)白和幣を懸でて、相與に祈み禱り致す。又た猿女君の遠祖・天鈿女命、則ち手に茅繩之柄を持ち、天石窟戸の前に立たして、(巧に不誑)俳優す。亦た天香山の眞坂樹を以て鬘に爲し、(鬘、此をば比刺鬘と云ふ)を以て手纏に爲し(手纏、此をば多須積と云ふ)、火處・燒き覆槽置せ(覆槽置、此をば手該布西と云ふ)踏轟かし、顯神明之憑談す。(顯神明之憑談、此をば歌牟鷄可梨と云ふ)是時に天照大神、聞しめして曰く、「吾れ此石窟に閉り居り、謂ふに當に豐葦原中國は、必ず長夜行かむ。云何ぞ天鈿女命、如此嘯樂す乎」と。乃ち御手を以て磐戸を細目に開けて窺はす。時に手力雄神、則ち天照大神の御手を奉承りて(一訓、手を奉承て)引き出しまつる。於是中臣神・忌部神、則ち端出之繩(亦た左繩と云ふ。端出之繩、此をば斯梨俱梅儻波と云ふ)を界以し、乃ち請して曰く、「復た勿・還幸りましそ」。然して後、諸の神たち、罪過を素戔嗚尊に歸せ、科するに千座置戸を以てし、遂に促徹る。髪を抜かしむるに至りて、以て其の罪を贖ふ。亦は曰く、其の手足の爪を抜きて之を贖ふ。已にして竟に神逐ひに逐降ひき。

一書に曰く、最後に稚日女尊、齋服殿に坐まして神之御服を織り給ふ。素戔嗚尊見をなはして、則ち斑駒を逆刺に刺ぎて、殿の内に投入る。稚日女尊、乃ち驚き給ひて機より墮ち、所持る梭を以て體を傷らしめて神退りましぬ。故れ天照大神、素戔嗚尊に謂りて曰はく、「汝猶ほ黒き心あり。汝と相見し」とのたまひて、乃ち天石窟に入りまして、其の磐戸を閉しつ焉。是に天の下恒闇にして、復た晝夜の殊も無し。故れ八十萬の神たちを天高市に神會へに會へて問はしむ。時に高皇產靈尊の息に思兼神と云ふ者有り、思慮の智あり。乃ち思ひて白して曰さく、「宜しく彼の神の象を圖し造りて、招禱奉らむ」。故れ即ち石凝姥を以て冶工とし、天香山の金を採りて、以て日矛を作る。また眞名鹿の皮を全

刺に刺ぎて、以て天羽織に作り、此を用て造り奉る神は、是れ即ち紀伊國に坐します日前神なり。石凝姥、此をば伊之居梨度咩と云ふ。全刺、此をば宇都播伎と云ふ。

一書に曰く、日神尊、天垣田を以て御田と爲給ふ。時に素戔嗚尊、春は則ち築垣め、咩毀ち、また秋は穀、已に成りぬる時は、則ち互すに絡繩を以てす。且た日神、織殿に居ます時に、則ち斑駒を生刺にして、其の殿の内に投げ納る。凡て此の諸々の事、盡々に是れ無狀し、然れども日神、恩親しき御意もて、惱め給はず恨み給はず、皆な平らけき御意を以て容し給ふ焉。日神、新嘗當しめす時に及至びて、素戔嗚尊、則ち新嘗宮の御席の下に、陰かに自ら糞送る。日神知し看さずして、徑に席の上に坐給ふ。是に由りて日神、御體舉りて不平たまふ。故れ以ちて悲恨りまして、迺ち天石窟に居まして、其の磐戸を閉しぬ。

時に諸神たち憂へて、乃ち鏡作部の遠祖、天糠戸者をして鏡を造らしめ、忌部の遠祖、太玉者には幣を造らしめ、玉作部の遠祖、豐玉者には玉を造らしめ、また山雷者をしては五百箇眞坂樹の八十五箇を採らしめ、野槌者には五百箇野藪の八十五箇を採らしむ。凡て此の諸の物皆來集ぬ。時に中臣の遠祖、天兒屋命、則ち以て神祝き祝きき。是に日神、方に磐戸を開けて、出でます焉。是時、鏡を以て其の石窟に入れしかば、戸に觸れて小し瑕つけり。其の現今に猶ほ存(のこ)り。此れ即ち伊勢に崇禰る大神なり。已にして、罪を素戔嗚尊に科せて、其の祓具を責る。是を以て手端の吉栗物、足端の凶栗物あり。亦た唾を以て白和幣とし、澳を以て青和幣とす。此を用て解除へ竟へて、遂に以て神逐ひき。送獲、此をば俱蘇摩履と云ふ。玉鏡、此をば多摩俱之と云ふ。神祝祝之、此をば加武保佐枳、保佐枳と云ふ。祓具、此をば波羅閉部母能と云ふ。手端吉栗、此をば多那須衛能余之岐羅毘と云ふ。逐之、此をば夜羅賦と云ふ。一書に曰く、是の後に日神の田三處あり。號けて天安田、天平田、天邑井田と曰ふ。此れ皆良き田なり。霖・旱に經ふ

と雖も、損傷はるゝ所無し、其の素戔嗚尊の田、亦た三處あり。號けて天根田、天川依田、天川口鏡田と曰ふ。此れ皆
磯地なり、雨ふれば則ち流れぬ。旱れば則ち焦けぬ。故れ素戔嗚尊、妬みて姉の尊の田を害る。春は則ち渠槽廢ち、及
た溝埋め、畔毀ち、また重播種子す。秋は則ち籤挿し、馬を伏す。凡て此の惡しき事、曾て息む時無し。然れども日神
懼め給はず、恒に平かなる怒を以て相容め給ふ。云々。

日神、天石窟に閉居すに至りて、諸神たち、中臣連の遠祖・興合産靈の兒、天兒屋命を遣して祈み申さ使む。是に
天兒屋命、天香山の眞坂木を掘にして、上づ枝には鏡作の遠祖・天拔戸が兒、石瀬戸邊が作れる八咫鏡を取懸け、
中づ枝には玉作の遠祖・伊弉諾尊の兒・天明玉の作れる八坂瓊之曲玉を取懸け、下づ枝には粟國の忌部の遠祖・天日
鷲が作れる木綿を懸て、乃ち忌部首の遠祖・太玉命をして執取たしめて、廣く厚く稱辭を祈み啓さしむ。時に日神
これを聞しめして曰く、「頃者、人多に請すと雖も、未だ此く言の麗美しきは有らず」と。乃ち磐戸を細めに開けて窺
はす。是の時に天手力雄神、磐戸の側に隠り侍ひ、則ち引き開けしかば、日神の光り、六合の内に満ちき。故れ諸の神
たち大に喜び給ひて、即ち素戔嗚尊に千座の置戸の解除を科せて、手の爪を以ては吉栗物とし、足の爪を以ては凶栗物
とす。乃ち天兒屋命をして其の解除の太詳辭を掌りて宣らしむ。世人、憤みて己が爪を收むるは、此れ其の縁なり。
既にして諸の神たち、素戔嗚尊を噴めて曰く、「汝が所行、甚だ頓き無し。故れ天上に住む可からず。亦た葦原中國に
も居るべからず。宜しく急かに底根之國に遁ね」と云ひて、乃ち共に逐降去。時に霖ふる。素戔嗚尊、青草を結び束ね
て以て笠蓑と爲し、宿を衆神たちに乞ふ。衆神たちの曰く、「汝は是れ躬行濁惡しくして、逐ひ詭らるゝ者なり。如何に
ぞ宿りを我れに乞ふや」と云ひて、遂に同に距ぎまつる。是を以て風雨甚だ吹き降ると雖も、留まり休むことを得ず、
辛苦みつゝ降りましき矣。爾より以來、世に笠蓑を着て、以て他人の屋の内に入ることを諱む。また束草を負ひて、以

て他人の家の内に入る事を諱む。此を犯すこと有る者をば、必ず解除を償す。此れ古への遣れる法なり。

是の後に素戔嗚尊の曰く、「諸神たち我を逐ふ。我れ今當に永らに去りなむ。如何にぞ我が姉の尊と相見まつらずして
撞まゝに自ら徑に去むや」と。適ち復た天を扇し國を扇して、天に上り詣づ。時に天細女、見て日神に告言す。日神曰
く「吾が弟の尊の上來ます所以は、復た好き意に非じ。必ず我國を奪はむと欲む歟。吾れ婦女なりと雖とも、何にぞ避
らむ乎」と。乃ち躬に武き備を裝ひ給ふ。云々。是に素戔嗚尊、誓ひて曰く、「吾れ若し善からぬ事を懷ひて、復た上
で來らば、吾れ今、玉を嚙ひて生めらむ兒、必ず當に女子ならむ。如此らば則ち、女を葦原中國に降し給へ。如し清
心に有らば、必ず當に男を生さむ。如此らば則ち男をして天を御らしめ給へ。且た姉の尊の生し給はむも、亦た此の誓
に同じからむ」。是に日神、先づ十握劍を啗み給ふ。云々。素戔嗚尊、乃ち其の左の鬢に纏かせる五百箇御統之瓊の輪を
編纏然に解き、瓊も瓊々に、天津名井に濯ぎ浮け、其の瓊の端を嚙み、左の掌に置きて生しませる兒は、正哉吾勝
勝速日天忍穗根尊、復た右の瓊を嚙み、右の掌に置きて生しませる兒は天穗日命、此れ出雲臣、武藏國造、土師連
等の遠祖なり。次に天津彦根命、此は茨城國造、額田部連等が遠祖なり。次に活津彦根命、次に煖速日命、次に熊野
大隅命、凡て六はしらの男ます。是に素戔嗚尊、日神に白して曰さく、「吾れ更に昇り來し所以は、衆神たち我を根
國に逐ふ。今當に去りなむとす。若し姉の尊と相見えまつらずば、終に忍びて離れまつること能はじ。故れ實に清き心
を以て、復た上り詣來つらく耳。今、則ち觀を奉ること已に訖りぬ。當に衆神たちの意の隨に、此より永に根國に歸
りなむ。請ふ姉の尊、天國を照らし臨み給ひて、自ら平安く可せ、且た吾が清き心を以て生せる兒たちは、亦た姉の尊
に奉らむ。」已にして復た還り降り給ひき。廢渠槽、此をば秘波鵜都と云ふ。挿籤、此をば久斯社志と云ふ。興靈産
靈、此をば許諾等武須昆と云ふ。大詳辭、此をば布斗能理斗と云ふ。纏纏然、此れば乎謀苦留々爾と云ふ。瓊瓊瓊々、此

をば奴儂等母・母由羅爾と云ふ。

是時に素戔嗚尊、天よりして、出雲國の簸之川上に降ります。時に川上に啼哭く聲あるを聞く。彼れ聲を尋ねて、覓ぎ往
でましよかば、一りの老翁と老婆と有りて、一りの少女を中に置きて、撫でて哭く。素戔嗚尊問ひて曰く、「汝等は誰ぞ
や、何ぞ如此哭く耶」。對へて曰く、「吾は是れ國神なり。號は脚摩乳、我が妻の號は手摩乳、此の童女は是れ我が兒なり。
號は奇稻田姫。哭く所以は、往時に吾が兒・八箇の少女あり。年毎に八岐の大蛇の爲めに吞まされき。今・此の少女、且た
吞まされなむとす。脱免るゝに由なし。故以て哀傷む」と申す。素戔嗚尊、勅して曰はく、「若し然らば、汝・當に女を以
て吾に奉らむ耶」。對へて曰く、「勅の隨に奉らむ」。故れ素戔嗚尊、立に奇稻田姫を化して、湯津爪櫛と爲て、御鬘に
押し給ふ。乃ち脚摩乳、手摩乳をして、八箇の酒を醸み、并せて假腋(假腋、此をば佐受枳と云ふ)八間を作ひ、各一口
槽を置きて酒を盛らしめ、以て待ち給ふ。至期、果して大蛇あり。頭、尾、各々八岐あり。眼は赤酸醬の如し(赤酸醬、
此をば阿箇々稱知と云ふ)松・栢、背上に生ひ、八丘八谷の間に蔓ひ延れり。酒を得るに及至りて、頭を各々一つ槽に
入れて、飲み酔ひて睡る。時に素戔嗚尊、乃ち帶かせる十握の劔を抜きて、寸に其の大蛇を斬る。尾に至りて、劔の双
少し缺けぬ。故れ其の尾を割裂て視そなはすれば、中に一つの劔あり。此れ所謂草薙の劔なり。(草薙劔、此をば俱婆
那伎能都留伎と云ふ。一書に曰く、本の名は天叢雲の劔。蓋し大蛇の居る上に、常に雲氣あり。故れ以て名づくる歟。日
本武の皇子の時に至りて、名を改めて草薙の劔と曰ふ。)

素戔嗚尊の曰はく、「是れ神劔なり。吾れ何ぞ敢て私に以安乎」と。乃ち天神の御許に上獻ぐ。然して後に、行く
行く・婚せむ處を覓めて、遂に出雲の清地に到ります。(清地、此をば素籬と云ふ。)乃ち興言して曰はく、「吾が心、清々
し。此れ今この地を呼びて、清と曰ふ。則ち彼處に宮を建つ。或に云く、時に、武素戔嗚尊、歌よみて曰はく。

八雲たつ、出雲八重垣、妻ごめに、八重垣つくる、其の八重垣を。

乃ち相與に適合して兒・大己貴神を生みます。(大己貴、此をば於妻綱御武智と云ふ。)因りて勅して曰はく、「吾が兒の宮
の首は、即ち脚摩乳、手摩乳なり。」故れ號を二はしらの神に賜ひて、稻田宮主神と曰ふ。已にして素戔嗚尊、遂に根國に
就でましぬ。

一書に曰く、素戔嗚尊、天よりして出雲の簸之川上に降ります。則ち稻田宮主・實狹之八箇耳が女子、號は稻田姫を
見して、乃ち奇御戸に起して兒を生む。清之湯山主・三名狹漏彦八島篠と號く。一に云く、清之鬘名坂輕彦八島手命
又云く、清之湯山主三名狹漏彦八島野。此の神の五世の孫は、即ち大國主神なり。(篠は小竹なり。此をば斯奴と云ふ。)
一書に曰く、是の時素戔嗚尊、安藝の國の可愛之川上に下到ります。彼處に神あり、名を脚摩手摩と曰ふ。其の妻の名
をば、稻田宮主實狹之八箇耳と曰ふ。此の神、正に妊身めり。夫妻、共に愁へて、乃ち素戔嗚尊に告して曰く、「我
生める兒多にありと雖も、生む毎に嘔ち八岐大蛇ありて、來りて吞む。一も存ることを得ず。今我れ且に産まむとす。
恐らくは亦た吞まされなむ。是を以て哀傷む」。素戔嗚尊、教へて曰はく、「汝、衆の菓を以て、酒・八麩を醸むべし。吾
れ當に汝が爲めに蛇を殺さむ」。二はしらの神、教の隨に酒を設く。産む時に至りて、必ず彼の大蛇戸に當り、將に兒を
吞まむとす。素戔嗚尊、蛇に勅して曰く、「汝は可長き神なり。敢て妻へさらむ乎」と。乃ち八麩の酒を以て、口毎
に沃ぎ入れ給ふ。其の蛇、酒を飲みて睡る。素戔嗚尊、劔を抜きて斬り給ふ。尾を斬る時に至りて、劔の双少しき缺け
ぬ。割きて視そなはせば、則ち尾の中に劔在り。是を草薙の劔と號く。此は今尾張國の吾湯市の村に在り。即ち熱田の
祝部が掌どり奉る神是れ也。其の蛇を斷りし劔を號けて、蛇之龜正と曰ふ。此は今、石上宮に在す。是の後に稻田宮
主實狹之八箇耳が生める兒、眞髮觸る奇稻田姫を以て、出雲國の簸之川上に還し置きて長養す。然して後に素戔嗚尊、

以ちて妃と爲たまひて、生ませ給へる兒の六世の孫、是れを大己貴命と曰す。
 一書に曰く、素戔鳴尊、奇稻田姫を幸さむと欲して乞ひ給ふ。脚摩乳、手摩乳、對へて曰さく、「請ふ先づ彼の蛇を殺して、然して後に幸さば宜けむ。彼の大蛇、頭毎に各々石松あり。兩脚に山あり。甚可畏し。將に何以てか殺し給はむ。」素戔鳴尊、乃ち計らひて、毒酒を醸みて以て飲ましむ。蛇、酔ひて睡る。素戔鳴尊、乃ち蛇、韓鎬之劍を以て、頭を斬り腹を斬り、其の尾を斬り給ふ時に、劍の刃少しき缺けたり。故れ尾を裂きて看そなはするに、即ち別に一劍あり。名けて草薙の劍と爲ふ。此の劍は、昔素戔鳴尊の許に在り。今、尾張國に在り。其の素戔鳴尊の蛇を斬り給ひし劍は、今、吉備神部の許に在り。其の大蛇を斬り給ひし地は、則ち出雲の鏡之川上の山是れ也。
 一書に曰く、素戔鳴尊の所行、無狀。故れ諸々の神たち、料するに千座の置戸を以てし、遂に逐ふ。是の時に素戔鳴尊其の子・五十猛神を帥めて、新羅の國に降まし、曾戸茂梨の處に居しまして、乃ち興言して曰はく、「此の地は吾れ居らまく欲りせず。遂に墳土を以て舟を作り、之に乗りて東に渡り、出雲國の鏡の川上に所在、鳥上之峰に到ります。時に彼地に人を呑む大蛇あり。素戔鳴尊、乃ち天鰐所之劍を以ちて、彼の大蛇を斬り給ふ。時に蛇の尾を斬りて、刃缺けたり。即ち擊きて視そなはすれば、尾の中に一つの神劍あり。素戔鳴尊曰はく、「此は以て吾が私に用ゐる可からず」と。乃ち五世の孫・天葦根神を遣して、天に奉り上ぐ。此れ今、所謂草薙の劍なり。
 初め五十猛神、天降りす時に、多に樹種を將ちて下る。然れども韓地には殖えずして、盡に持ち歸りて、遂に筑紫より始めて、凡て大八洲の國の内に播殖して、青山に成さすと云ふこと莫し。所以に五十猛神を稱へて、有功之神と爲ふ。即ち紀伊國に所坐す大神これ也。
 一書に曰く、素戔鳴尊の曰はく、「韓郷の島は是れ金・銀あり。若使、吾が兒の御所む國に、浮賣あらずば是れ佳から

じ」と。乃ち鬚髯を抜きて散つ。即ち杉の木に成る。また脚の毛を抜き散つ。是れ槍に成る。尻の毛は杖に成る。肩の毛は櫂に成る。已にして其の用ゐる當きを定む。乃ち稱して曰はく、「杉及び櫂、此の兩つの樹は、以て浮賣を爲る可し。槍は以て瑞宮を爲る材とす可し。杖は以て顯見き蒼生の、奥津粟戸に將臥さむ具に爲べし」。夫の歌ふべき八十の木種も、皆な能く播き生しつ。時に素戔鳴尊の子を、號けて五十猛命と曰す。妹は大屋津姫命、次に抓津姫命、凡て此の三柱の神も、亦た能く木種を分布しき。即ち紀の國に渡し奉る。然して後に、素戔鳴尊、熊成の峰に居まして遂に根國に入りましき。杖、此をば磨紀と云ふ。粟戸、此をば順多杯と云ふ。
 一書に曰く、大國主神、亦名は大物主神。亦は國作大己貴命と號す。亦は葦原醜男と曰す。亦は八千矛神と曰す。亦は大國玉神と曰す。亦は顯國玉神と曰す。其の子、凡て一百八十一はしらの神有す。夫の大己貴命、少彥名命と力を發せ、心を一にして、天下を經營る。復た顯見しき蒼生及び畜産の爲に、則ち其病を療むる方を定む。また鳥獸、昆蟲の災異を療むる爲には、則ち其の禁厭る法を定む。是を以て百姓、今に至るまで威に恩頼を蒙れり。
 嘗、大己貴命、少彥名命に謂りて曰はく、「吾等が造れる國、豈に善く成せりと謂ふらむ乎」。少彥名命對へて曰く、「或は成せる所も有り、或は成さざる所も有り」。是れ談なり。蓋し幽深き致あらむ。其の後、少彥名命、行き熊野の御碕に至りて、遂に常世の郷に適しぬ。亦は曰く、淡島に至りて、粟莖に纏りしかば、則ち彈かれ渡りて、常世の郷に至りましき。
 自後、國の中の成らざる所をば、大己貴神ひとり能く巡り造る。遂に出雲國に到りまして、乃ち興言して曰はく、「夫の葦原中國は、本自ら荒亡たり。磐石・草木に至るまで、威に能く強暴かり。然れども吾れ已に摧き伏せて、和順へすと云ふこと莫し」。遂に因りて言はく、「今この國を理むるは、唯だ吾れ一身のみ、其れ吾と共に天の下を理むべき者

盡し有り乎。時に神しき光、海を照らして、忽然に浮び来る者あり。曰く「如し吾れ在らざらましかば、汝、如何にぞ能く此國を平せしや。吾れ在るに由りての故に、汝その大造の統を建つる事を得たり」と。是時に大己貴神、問ひて曰はく「然らば則ち汝は是れ誰ぞ耶」。對へて曰く「吾は是れ汝が幸魂・奇魂なり」。大己貴神の曰はく、「唯・然なり。爾ち知りぬ。汝は是れ吾が幸魂・奇魂なり。今、何處にか住まむと欲ふや」。對へて曰く「吾は日本の國の三諸山に住まむと欲ふ」と。故れ即ち宮を彼處に營りて、就きて居さしむ。此れ大三輪之神なり。此の神の子は、即ち甘茂君等、大三輪君等、また姫陷五十鈴姫命なり。又曰く、事代主神、八尋熊鷹に化爲て、三島溝根姫(或云ふ、玉櫛媛)に通ひ給ひて、兒・姫陷五十鈴姫命を生む。是を神日本磐余彦火々出見の天皇の后と爲す。

初め大己貴神の國平けし時に、出雲國の五十狹々之小汀に行到まして、且に飲食せむとす。是時に海の上に忽ちに人の聲あり。乃ち驚きて求むるに、都に見ゆる所なし。頃時ありて一箇の小男あり。白麩の皮を以て舟に爲り、鸕鷀の羽を以ちて衣と爲て、潮水の隨に浮び到る。大己貴神、即ち取りて掌中に置きて、翫び給ひしかば、則ち跳りて其の頬を翫ふ。乃ち其の物色を怪しみて、使を遣して天神に白す。時に、高皇產靈尊、聞し看して曰はく、「吾が産める兒ら、凡て一千五百座あり。其の中に一の兒、最と悪くして、教養に順はず。指間より漏き墮ちし者、必ず彼ならむ。宜し愛みて養せ」。此即ち少彥名命・是れ也。(顯、此をば于都斯と云ふ。陷穽、此をば多々羅と云ふ。幸魂、此をば佐枳彌多摩と云ふ。奇魂、此をば俱斯美多磨と云ふ。鸕鷀、此をば波瀲波と云ふ。)

日本書紀 卷第一 終

日本書紀 卷第二

神代下

天照大神の子、正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊、高皇產靈尊の御女、栲幡千千姫を娶りて、天津彦彦火瓊杵尊を生む。故れ皇祖、高皇產靈尊、特に憐愛しと思す御心を鍾きて、以て崇て養し給ふ焉。遂に皇孫・天津彦彦火瓊杵尊を立てて、以て葦原の中國の主と爲むと欲す。然れども彼の地は、多に螢火の光く神、及た蠅聲なす邪神あり。復た草木成に能く言語ふこと有り。故れ高皇產靈尊、八十の諸神たちを召集へて、問はして曰く「吾れ葦原の中國の邪鬼を撥平け令めむと欲ふ。當に誰を遣はさば宜けむ。惟くは爾諸神たち、知らむ所を勿隱しそ」。衆曰さく、「天穗日命、是れ神之傑なり。試みざる可からめや」。於是衆の言すに附順ひて、即ち天穗日命を以て往きて平けしむ。然れども此神、大己貴神に倣り媚びて三年に比及で尙ほ報聞を申さず。故れ仍に其子・大背飯三熊之大人(大人、此をば于志と云ふ。亦名は武三熊之大人)を遣はす。此れ亦た還りて其父に順りて、遂に報聞を申さず。

故れ高皇產靈尊、更に諸神たちを會へて、當に遣はすべき者を問ひたまふ。衆曰さく、「天國玉の子、天稚彦、是れ壯士なり。宜試へ」。於是、高皇產靈尊、天稚彦に天鹿兒弓および天羽々矢を賜はりて、以て遣はす。此神も亦た忠誠ならず。

來到りて即ち顯國王之女子・下照姬(亦名は高姫、亦名は稚國玉)を娶りて、因りて留住まりて曰く「吾れ亦た葦原の中國を暇めむと欲ふ」と。遂に復命をさす。

是時に高皇產靈尊、其の久しく報申しに來ざることを恠しむ。乃ち無名雉を遣して何せ給ふ。其の雉飛び降りて、天稚彦が門の前に所植る(所植、此をば多底妻と云ふ)湯津杜木の杪(杜木、此をば可豆邊と云ふ)に止り。時に天探女(天探女、此をば阿摩能左愚謎と云ふ)見て天稚彦に謂して曰く「奇しき鳥來りて杜の杪に居り」。天稚彦、乃ち高皇產靈尊の賜ひし天鹿兒弓・天羽々矢を取りて、雉を射て斃しつ。其矢雉の胸より洞達りて高皇產靈尊の座の前に至る。時に高皇產靈尊、其の矢を見そなはして曰はく「是の矢は則ち昔・我が天稚彦に賜ひし矢なり。血其の矢に染みたり。蓋し國神と相戦ひて然る歟」。於是、矢を取りて、還して投下し給ふ。其の矢落ち下りて、即ち天稚彦の胸上に中ちぬ。時に天稚彦新嘗して休臥せる時なり。矢に中りて、立ろに死せぬ。此れ世人いはゆる「反矢・畏む可し」と云ふ緣なり。

天稚彦の妻、下照姬の哭泣悲哀し、聲、天に達ゆ。是の時に天國玉、其の哭ぶる聲を聞きて、則ち夫の天稚彦が已に死たる事を知りて、疾風を遣りて尸を擧げ天に致さしむ。便ち喪屋を造りて殯す。即ち川鴈を以ちて持傾頭者、及び持傾頭者とし、亦た持傾頭者とし、鳩を以て尸者とし、雀を以て春女とし、鶇鶇を以て哭者とし、鷓鴣を以て造締者とし、鳥を以て人者とす。凡て衆の鳥を以ちて事任さす。而して八日夜・泣哭悲歌ぶ。

是より先き天稚彦、葦原の中國に在りし時、味相高彥根神と友善し(味相、此をば刺貳須岐と云ふ)。故れ味相高彥根神、天に昇りて妻を弔ふ時に、此神の容貌、正に天稚彦が平生の儀に類たり。故、天稚彦の親屬・妻子、皆謂へらく、「吾が君は猶在しけり」と。則ち衣帯に攀牽り、且つ喜び且つ慟ふ。時に味相高彥根神、忿然作色して曰く「朋友の道

理り宜に相弔ふべし。故、汚穢をも憚らずして速くより赴喪つ。何爲れぞ我を亡者に誤つや」と。則ち其の帯かせる劍、大葉刈(刈、此をば我理と云ふ。亦名は神戶劍)を抜きて、以て喪屋を斫せつ。是れ即ち落ちて山と爲る。今美濃國の藍見川の上に在る喪山これ也。世人、生けるひとを以て死にたるひとに誤つ事を惡むは、此れ其の緣なり。

是後に高皇產靈尊、更に諸神たちを會へて、當に葦原の中國に遣はす當き者を選ばせたまふ。倉曰さく「磐裂、磐裂、此をば以て磐裂妻と云ふ)根裂神の子、磐筒男、磐筒女神の生める子、經津主神(經津、此をば賦都と云ふ)、是れ佳けむ。時に天石窟に住む神、稜威雄走神の子、速速日神、速速日神の子、漢速日神、漢速日神の子、武妻種神有す。此の神進みて曰さく「豈唯だ經津主神のみ獨り丈夫にして、吾は丈夫に非る哉」。その辭、氣慷慨し。故れ以て即ち經津主神に配へて、葦原の中國を平け令む。二はしらの神、於是出雲國の五十田狹之小汀に降りまして、則ち十握劍を抜きて、倒に地に植てて、其の鋒端に照みりて、大己貴神に問ひて曰はく「高皇產靈尊、皇孫の尊を降しまつりて、此地の君とし給はむと欲す。故れ先づ我ら二りの神を遣はして驅除ひ平定めしむ。汝が意何如、當に避り須らむや不や」。時に大己貴神對へて曰さく「當に我が子に問ひて、然して後に報まをさん」。

是時に其子、事代主神、遊行て出雲國の三種(三種、此をば美保と云ふ)の碕に在して、釣魚するを以て業と爲す。(或は曰く、鳥の遊を業と爲す。)故れ熊野の諸手船(亦名は天鳩船)を以て、使者・船背腰を載せて遣りて、高皇產靈尊の勅を事代主神に致し、且は將報申さむ辭を問ふ。時に事代主神、使者に謂りて曰く「今天神、此く借問たまふ勅あり。我が父、宜しく當に避り奉る當し。吾亦た速ひまつらじ」。因りて海の中に八重葦柴籠(柴、此をば府屋と云ふ)を造りて、船櫃(船櫃、此をば浮那能倍と云ふ)を陥みて避りぬ。使者、既に還りて報命をさす。故れ大己貴神、則ち其子の辭を以ちて、二はしらの神に白して曰さく、「我が怙めりし

子、既に避去まつりぬ。故、吾も亦た避りまつらむ。如し吾れ防禦がましければ、國の内の諸神たち、必ず當に同じく禦ぎ奉らまし。今我れ避り奉る。誰か敢て順はぬ者あらむ」と云ひて、乃ち國平けし時に所杖し廣矛を以ちて、二はしらの神に授けて曰さく「吾れ此矛を以て卒に治功あり、天孫(あめのみこと)若し此矛を用て國を治め給はば、必ず平安くましますまむ。今我れ當に百足らす八千限(限、此をば矩磨瀬と云ふ)に隠去りなむ」。言ひ訖りて遂に隠りましぬ。

於是(こゝに)一(いち)神、諸(もろ)の順はぬ鬼神等を誅(つゐ)ふ。(一)に云く、二(ふた)神、遂に邪神及び草木・石の類をも誅(つゐ)ひて、皆已に平けりぬ。其の服はぬ者は唯だ星神・香々背男のみ。故れ加た倭文神・建葉槌命を遣はせば則ち服ひぬ。故れ二(ふた)神、天に登る。倭文神(此をば斯圖梨能俄未と云ふ)。果に以て復命す。

時に高皇產靈尊、眞床追命を以て、皇孫・天津彦火瓊杵尊を覆ひて、降りまさせむ。皇孫、乃ち天磐座(天磐座、此をば阿麻能以鏡短羅と云ふ)を離ち、且た天八重雲を排分きて、稜威の道別に道別きて、日向の襲の高千穂の峰に天降ります矣。

既にして皇孫の遊行せる状態は、則ち穗日二上の天浮橋より、淨渚在平處に立たして(立於淨渚在平處、之をば羽企爾磨梨陀毘遲而陀々志と云ふ)青穴之空國を、頓丘から國覓ぎ行去りて(頓丘、此をば毗陀鳥と云ふ。覓國、此をば矩磨磨儀と云ふ。行去、此をば騰雲履と云ふ)。吾田長屋笠狹之碕に到ります。其の地に一人(ひと)あり、自ら事勝國勝長狹と號る。皇孫問ひて曰はく「國在りや否不や」。對へて曰さく「此焉に國有り、請ふ意の任に遊之」。故れ皇孫の尊、就きて留住ります。

時に彼の國に美人あり。名をば鹿葦津姫と曰ふ(亦名は神吾田津姫。亦名は木花開耶姫)皇孫この美人に問ひて曰はく「汝は誰が女子ぞ耶」。對へて曰さく、「妾は是、大山祇神の所生る兒なり」。皇孫、因て幸し給ふ。即ち一夜にして媾みぬ。

皇孫、未之信と思ほして曰はく、「復た天神と雖も、何ぞ能く一夜の間に、人を令て媾ま令めむ乎。汝が媾めるは必ず我が子に非じ」。故れ鹿葦津姫、忿り恨みまつりて、乃ち無戸室を作りて其内に入り居りて、誓ひて曰く、「妾が媾める、若し天孫の胤に非ずば、必ず當に焦け滅びなむ。如し實に天孫の胤ならば、火も害ふこと能はじ」と。即ち火を放けて室を燒く。始めて起る煙の末より生出づる兒を、火闌降命と號く(火闌降、此をば褒能須素里と云ふ)是れ隼人等が始祖なり。次に熱を避りて居ます時に生出づる兒を、彦火火出見尊と號す。次に生出づる兒を火明命と號く。是は尾張連等が始祖なり。凡て三はしらの子まします矣。久しく在まして天津彦火瓊杵尊崩ましぬ。筑紫の日向の可愛の山陵に葬めまつる。(可愛、此をば埃と云ふ)。

一書に曰く、天照大神、天稚彦に勅して曰はく、「豐葦原中國は、是れ吾兒の王たる可き地なり。然るを、慮るに殘賊強暴横惡之神ども有り。故れ汝先づ往きて平けよ」と詔ひて、乃ち天鹿兒弓、及び天真鹿兒矢を賜ひて遣はす。天稚彦、勅を受けて來りて、則ち國神の女子を多に娶て、八年に經るまで報命まをさす。故、天照大神、乃ち思兼神を召して、其の不來る狀を問ひ給ふ。時に思兼神、思ひて告して曰さく「宜しく且た雉を遣はして問ひ給ふべし」。於是彼の神の謀に従ひて、乃ち雉を使って往きて候使む、其の雉飛び下りて天稚彦が門の湯津杜樹の杪に居て、鳴きて曰く「天稚彦、何の故に八年の間、未だ復命まをさざる」。時に國神あり、天探女と號ふ。其の雉を見て曰く「鳴聲惡しき鳥、此の樹の上に在り。射殺しつ可し」。天稚彦、乃ち天神の賜ひし天鹿兒弓・天真鹿兒矢を取りて便ち射る。則ち矢・雉の胸より達りて、遂に天神の所處に至る。時に天神その矢を見そなはして曰はく、「此は昔、我が天稚彦に賜ひし矢なり。今、何の故に來つらむ」と詔ひて、乃ち矢を取りて呪ひて曰はく「若し惡き心を以ちて射つるものならば、則ち天稚彦、必ず當に遭害なむ。若し平き心を以ちて射つるものならば、則ち當に恙無けむ」と。因て還し投て給

ふ。即ち其の矢落ち下りて、天稚彦の高胸に中ちぬ。因りて以て立處に死りぬ。此れ世人、所謂る返矢・畏るべしと云ふ縁なり。

時に天稚彦の妻子ども、天より降來りて、柩を將て天に上り去きて、喪屋を作りて嘆し哭く。是より先き天稚彦、味相高彦根神と友善し。故れ味相高彦根神、天に登りて喪を弔ひて大に臨す焉。時に此神の形貌、自から天稚彦と恰然も相ひ似れり。故れ天稚彦が妻子等、見て喜びて曰く「吾が君は、猶在しけり」と。則ち衣帯に攀持りて、排離つ可くもあらず。時に味相高彦根神、怒りて曰く「朋友・喪亡たりと聞きしが故に、吾即ち來弔ふ。如何にぞ死人を我に誤つ耶」と。乃ち十握劍を抜きて喪屋を斫倒す。其の屋、墮ちて山と成る。此れ則ち美濃國の喪山是れ也。世人、死者を以て己に誤つことを惡む。此れ其の縁なり。

時に味相高彦根神、光儀・華艶しくして二丘、一谷の間に映れり。故れ喪に會へる者、歌之して曰く(或は云く、味相高彦根神の妹・下照姫、衆へる人を令て、丘・谷に映るは、是れ味相高彦根神なりと知ら令めむと欲ふ。故れ歌之して曰く)

「天なるや、弟棚機、嬰がせる、玉の御統の、穴玉光映、眞谷、二渡らす、味相、高彦根。」また歌之して曰く、
「天離る、鄙之女の、い波らす追門、右川・片淵、片淵に、網張り渡し、目ろ寄に、寄し寄來ね、石川片淵。」

此の兩首歌辭は、今、夷曲と號く。
既にして天照大神、思兼神の妹、萬幡豐秋津姬命を以て、正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊に配せて、妃と爲て、豐葦原の中國に天降りまさ令む。是時に勝速日天忍穗耳尊、天浮橋に立たして、臨視りて曰はく「彼の地は未平矣。不須也・頭傾・凶目き國歟」と詔ひて、乃ち更に還り登りて、具さに天降りまさる狀を陳し給ふ。

故、天照大神、復た武甕槌神、及び經津主神を遣はして、先づ行きて驅除けしむ。時に二はしらの神、出雲國に降到り、便ち大己貴神に問ひて曰はく「汝、此國を將て天神に奉らむや以不や」。對へて曰く「吾が兒・事代主の神、射鳥遊遊して三津之碕に在り。今當に問ひて以て報まをさむ」。乃ち使人を遣して訪ふ焉。對へて曰く「天神の求ひ給ふ所を、何ぞ奉らざらむ歟」。故れ大己貴神、其の子の辭を以ちて、二柱の神に報まをす。二柱の神、乃ち天に昇りて復命を告之曰く「葦原の中國は皆已に平けぬ」。時に天照大神、勅して曰はく「若し然らむには、方に吾が兒を天降しまつらむ矣」。且ち天降りまさむと將る間に、皇孫、已に生れ給ふ。號を天津彦彦火瓊杵尊と曰す。時に奏すこと有りて曰はく「此の皇孫を以て、代へて降しまつらむと欲ふ」と。

故れ天照大神、乃ち天津彦彦火瓊杵尊に、八坂瓊曲玉及び八咫鏡、草薙劍、三種の寶物を賜ひ、また中臣の上祖・天兒屋命、忌部の上祖・太玉命、猿女の上祖・天鈿女命、鏡作の上祖・石凝姥命、玉作の上祖・玉屋命、凡て五部の神たちを以て、配へて侍らしむ焉。

因て皇孫の尊に勅して曰はく、「豐葦原の千五百秋の瑞穂國は、是れ吾が子孫の王たる可き地なり。宜しく爾・皇孫、就而治焉。行矣。寶神の隆えまさむこと、當に天壤と窮り無かる當し」。

已にして且に降りまさむとする間に、先驅の者、還りて曰さく「一の神ありて天八達之衢に居り。其の鼻の長さ七咫、背の長さ七尺餘り。且た口・尻、明く耀り、眼は八咫鏡の如くにして、純・然・赤酸醬に似れり」と。即ち從神を遣はして往きて問はしむ。時に八十萬の神たち有れども、皆目勝て相問ふ事を得ず。故れ特に天鈿女に勅して曰はく、「汝は是れ人に目勝つ者なり、宜しく往きて問ふ宜し」と。天鈿女、乃ち其の胸乳を露に出で、裳帯を腰の下に抑垂れ笑囁ひて向ひ立つ。是時に衢の神問ひて曰く「天鈿女、汝かく爲ることは何の故ぞや」。對へて曰く「天照大神の子の

幸す道路に、如此居ること有るは誰れぞ、敢て問ふ。爾の神對へて曰く「天照大神の子、今當に降行す當しと聞き上る。故れ迎へ奉りて相待つ。吾が名は是れ猿田彦大神なり。時に天鈿女また問ひて曰く「汝、將に我先だちて行かむ乎。抑た我れ汝に先だちて行かむ乎」。對へて曰く「吾れ先だちて啓行かむ」。天鈿女また問ひて曰く「汝は何處に到らむ耶。皇孫の尊は何處に到りましまさむ耶」。對へて曰く「天神の子は、則ち當に筑紫の日向の高千穂の櫛觸の峰に到ります當し。吾は則ち應に伊勢の狹長田・五十鈴の川上に到る應し」。因みに曰く、「我を發願しつる者は汝なり。故れ汝は以て我を送りて到る可し」と。天鈿女、還り詣りて報狀す。

皇孫の尊、於是天磐座を脱離れ、天八重雲を排分き、稜威の道別に道別きて天降ります。果に先の期の如くに、皇孫の尊は則ち筑紫の日向の高千穂の櫛觸の峰に到りましつ、其の猿田彦神は則ち伊勢の狹長田の五十鈴の川上に到りましき。即ち天鈿女命、猿田彦神の所乞の隨に、遂に以て侍ひ送りき焉。時に皇孫の尊、天鈿女命に勅して曰はく、「汝宜しく願しつる神の名を以ちて、姓氏とす宜し焉」。因りて猿田彦神と云ふ號を賜ふ。故、猿田彦神等の男・女、皆呼びて名と爲。此れ其の緣なり。(高胸、此をば多歌武郎妻歌と云ふ。頗傾也、此をば歌矛志と云ふ。)

一書に曰く、天神、經津主神・武甕槌神を遣して、葦原の中國を平定め使む。時に二はしらの神曰さく、「天に惡神あり。名をば天津彗星と曰ふ。亦の名は天香々背男。請ふ先づ此神を誅ひて、然して後に下りて葦原の中國を撥はむ」。是時に齋主神を、齋の大人と號す。此神は今東國の檄取の地に在す。既にして二はしらの神、出雲の五十田狹之小汀に降到りて、大己貴神に問ひて曰はく「汝、將に此國を以て、天神に奉らむ耶。以不ヤ」。對へて曰さく、「畏之。汝二はしらの神は、是れ吾が處に來ませるに非じ。故れ許すべからず」と云ふ。

於是經津主神、則ち還り昇りて報告す。時に高皇產靈尊、乃ち二はしらの神を遣し遣はして、大己貴神に勅して曰

はく「今者、汝が言す所を聞くに、深く其の理り有り。故、更に條々にして、勅し給ふ。夫れ汝が治す顯露之事は、宜しく是れ吾孫に治す宜し。汝は則ち以て神之事を治す可し。また汝が住むべき天日隅宮は今當に造りなむ。即ち千尋の栲綱を以て、結ぶに百結あまり八十紐せむ。其の宮を造る制は、柱は高く太く、板は廣く厚くせむ。また將田供佃。また汝が往來ひて海に遊ばむ具と爲て、高橋・浮橋及び天鳥船も亦た造らむ。また天安河にも亦た打橋造らむ。また百餘り八十紐の白楯造らむ。また汝が祭祀を當主らむ者は、天穗日命是れ也」と。於是大己貴神報へて曰さく「天神の勅教ふこと此く感敷なり。敢て命に従はざらむ乎。吾が治らす顯露之事は、皇孫・當に治め給ふべし。吾は將に退りて幽れたる事を治めむ」。乃ち岐神を二はしらの神に薦めて曰さく「是れ當に我に代りて奉從るべし。吾は將に此より避りなむ」と云ひて、即ち船に瑞八坂瓊を披ひて長に隱りましき。故、經津主神(武甕槌神)。岐神を以て郷導として、周流ありきつ削平く。逆命者あるをば即ち加三斬戮一ひ、歸順者をば仍ち加三褒美一しつ。

是時に歸順へりし首渠者・大物主神、及び事代主神、乃ち八十萬の神を天高市に合め、帥めて天に昇りて、其の誠教の至りを陳す。時に高皇產靈尊、大物主神に勅し給はく「汝、若し國神を以て妻と爲ば、吾れ猶ほ汝に疏心ありと謂はむ。故れ今吾が女・三穗津姫を以て汝に配せて妻と爲む。宜しく八十萬の神たちを領めて、永に皇孫の爲めに護り奉れ」。乃ち還り降らしむ。即ち紀伊國の忌部の遠つ祖・手置帆負神を以て、定めて作笠者と爲し、彦狹知神を作盾者と爲し、天目一箇神を作金者とし、天日鷲神を作木綿者とし、櫛觸玉神を作玉者とし、乃ち太玉命を以て、以て弱肩に太手綱を披け、代御手として以て此の神を祭ら使むるは、此より始起れり。且た天兒屋命は、神事の宗源を主る。故れ太占の卜事を以て仕へ奉らしむ。

高皇產靈尊、因りて勅して曰はく「吾は則ち天津神籙および天津磐境を起樹て、當に吾孫の爲めに齋ひ奉らむ矣。汝

天兒屋命、太玉命、宜しく天津神靈を持ち、葦原の中國に降りて、亦た吾孫の爲めに驚ひ奉れ焉。乃ち二はしらの神をして、天忍穗耳尊に陪從て降す。

是時に天照大神、手に寶鏡を持ち給ひて、天忍穗耳尊に授けて祝きて曰はく「吾が兒、此の寶鏡を視まさむこと、當に吾を視るが猶く、與に床を同じくし、殿を共にして、以て齋の鏡と爲可し。復た天兒屋命、太玉命に勅すらく「惟くは爾二はしらの神、亦た同じく殿内に侍ひて、善く防ぎ護ることを爲せ。また勅して曰はく「吾が高天原に所御す齋庭の穗を以て、亦た當に吾兒に御せまつる當し」と。則ち高皇產靈尊の女、號は萬幡姫を以て、天忍穗耳尊に配せて、妃と爲て天降しまつらしめ給ふ。故、時に虛天に居て御兒を生む。天津彦火瓊杵尊と號す。因りて此の皇孫を以て、親の尊に代へて天降しまつらむと欲はす。故れ天兒屋命、太玉命、及び諸部の神等を以て、悉く皆相授く。且た服御之物も一に前の依に授く。然して後、天忍穗耳尊天に復還り給ふ。

故、天津彦火瓊杵尊、日向の穗日の高千穂之峰に降りまして、齊穴の胸副國を、頓丘から國竟ぎ行去りて、浮渚在平地に立たして、乃ち國主・事勝國勝長狹を召して訪ひ給ふ。對へて曰はく「是に國有るなり。取捨、勅の隨に」と申す。時に皇孫、因りて宮殿を立てて是焉に遊息たまひき。後に海濱に遊幸まして、一人の美人を見そなはす。皇孫問ひて曰はく「汝は是れ誰が子ぞ」。對へて曰はく「妾は大山祇神の子、名は神吾田鹿葦津姫、亦名は木華開耶姫。因みに白さく「亦た吾が姉、磐長姫はべり。皇孫の尊曰はく「吾れ汝を以て妻と爲むと欲ふ。如之何」。對へて曰はく「妾が父、大山祇神はべり。請ふ以て垂問へ」。皇孫、因りて大山祇神に謂りて曰はく「吾れ汝が女子を見つ。以て妻と爲むと欲ふ」と。是に大山祇神、乃ち二女をして、百机飲食を持たしめて奉進る。時に皇孫の尊、姉は醜しと謂して、不御して罷け給ひ、妹は國色とおぼして、引して幸へます。則ち一夜にして有身ぬ。故れ磐長姫、大く慙ちて詛

ひて曰く「假使天孫、妾を斥けずして御さましかば、生めらむ兒、永壽きこと、磐石の如に、常に存からましを、今既に然らずして、唯だ弟獨り見御り。故れ其の生めらむ兒、必ず木華の如に移落ひなむ。一に云く、磐長姫、耻ぢ恨みて唾き泣ちて曰く「願見しき蒼生は、木華の如に、俄に遷轉ひて衰去なむ矣。此れ世人の短折き縁なり。此後に神吾田鹿葦津姫、皇孫を見たてまつりて曰はく「妾は天孫の子を孕めり。私に生みまつる可からず。皇孫の尊曰はく「復た天神の子と雖も、如何にぞ一夜に人をして媿ましめむや。抑ふに吾が兒に非る歟」。木華開耶姫、甚だ以て慙ぢ恨みて、乃ち無戸室を作りて、誓ひて曰く「吾が媿める、是れ若し他神の子ならむには、必ず幸なけむ。是れ實に天孫の子ならば、必ず當に全く生れまし當む」と云ひて、則ち其の室の中に入りて、火を以て室を焚く。時に燈初めて起る時に共に兒を生む。火酸芹命と號す。次に火の盛りなる時に兒を生む。火明命と號す。次に生みませる兒を彦火火出見尊と號す。亦の號は火折尊。(齋主、此をば伊幡昆怒志と云ふ。顯露、此をば阿羅幡貳と云ふ。齋庭、此をば阿羅波と云ふ。)

一書に曰く、初め火焰の明る時に生める兒は火明命。次に火炎の盛なる時に生める兒は火進命、また火酸芹命と曰す。次に火炎を避る時に生める兒は、火折彦火火出見尊、凡て此の三はしらの子、火も害ふこと能はず。母も亦た少しだに損はるゝこと無し。時に竹刀を以て其の兒の臍緒を截る。其の棄てし竹刀、終に竹林と成る。故れ彼の地を號けて竹屋と曰ふ。時に神吾田鹿葦津姫、卜定田を以て、號づけて狹名田と曰ふ。其の田の稻を以て天甜酒を醸みて嘗す。また淳浪田の稻を用て、飯に爲きて嘗し給ひき。一書に曰く、高皇產靈尊、眞床覆、食を以て、天津彦國光彦火瓊杵尊に裏せまつり、則ち天磐戸を引き開け、天八重雲を拂分けて、以て天降しまつりき。時に大伴連の遠つ祖・天忍日命、來目部の遠つ祖・天穗津大來目を帥て、背

には天磐觀を負ひ、臂には稜威高柄を著き、手には天柁弓、天羽々矢を捉り、及た八目の鳴鏡を副持へ、また頭槌劍を帶き、天孫の尊の前に立たして遊行降來り、日向の襲之高千穗の櫛日の二上の峰の天浮橋に到りて、浮渚在之平地に立たして、宵穴の空國を頓丘から國覓ぎ行去りて、吾田の長屋の笠狭之御崎に到ります。時に彼の處に一りの神あり、名をば事勝國勝長狹と曰ふ。故れ天孫の尊、其神に問ひて曰はく「國在り耶」。對へて曰はく「在り」。因りて曰はく、「勅の隨に奉らむ矣」。故れ天孫の尊、彼處に留住り給ふ。其の事勝國勝神は、是れ伊非諾尊の子なり。亦の名は鹽土老翁。(梶、此をば波茸と云ふ、音は之移の反。頭槌、此をば箭步豆智と云ふ。老翁、此をば鳥賦と云ふ。)

一書に曰く、天孫の尊、大山祇神の女子、吾田鹿葦津姫を幸す。則ち一夜に有身ぬ。遂に四柱の子を生む。故れ吾田鹿葦津姫、子を抱きて、詣で來て進みて曰はく、「天神の御子を、寧ろ(いそ)私に養し奉るべしむ乎。故れ狀を知聞しむ」。是の時に天孫の尊、其の子等を見そなはして嘲ひて曰はく「姪哉、吾が皇子とは。聞き善くも生れませる歟」と。故れ吾田鹿葦津姫、懼りて曰はく「何爲ぞ(なにぞ)、妾を嘲り給ふ」。天孫の尊曰はく「心疑はし、故れ嘲る。何にとならば復た天神の子と雖も、豈能く一夜の間に人を有身せむや。固に我が子に非じ矣」。是を以て吾田鹿葦津姫ますます恨みて、無戸室を作りて其の内に入居りて、誓ひて曰はく「妾が生める、若し天神の胤に非ずば必ず亡せなむ。是れ若し天神の胤ならば、害はるること無けむ」と。則ち火を放けて室を焚く。其の火の初めて明る時に、躡み詰りて出づる兒みづから言り給はく「吾は是れ天神の子、名は火明命。吾が父は何處に在ります」。次に火の盛なる時に、躡み詰りて出づる兒、亦た言り給はく「吾は是れ天神の子、名は火進命。吾が父、及び兄は何處に在ります」。次に火炎衰る時に、躡み詰りて出づる兒、亦た言り給はく「吾は是れ天神の子、名は火折尊。吾が父および兄等は以處に在ります」。次に火熱を避る時に、躡み詰りて出づる兒、亦言り給はく。「吾は是れ天神の子、名は彦火火出見尊。吾が父および兄等は何處にか在ります」。然して後、母・吾田鹿葦津姫、火爐の中より出來就きて、稱して曰はく「妾が生める兒、及び妾が身、自ら火の難に當へども、少も損ふ所なし。天孫の尊、豈見そなはしつ乎」。對へて曰はく「我れ本よりは是れ吾が見なりと知りぬ。但だ一夜にして有身り。疑ふ者有らむと慮りて、衆人をして、皆に是れ吾が兒なることを知らしめむと欲ひ、并せては亦た天神、能く一夜にして人を娠ましめ、亦た汝に靈異なる威ありて、子等また倫に超れたる氣有ることを明さむと欲ひつ。故に前の日の嘲辭ありき。」

一書に曰く、天忍穗根尊、高皇產靈尊の女子・栲幡千千姫兒萬幡姫命、亦は云く、高皇產靈尊の兒・火戸幡姫兒千千姫命を娶して、兒・天火明命を生む。次に天津彦根火瓊杵根尊を生みまつる。其の天火明命の兒・天香山命、是は尾張連等が遠つ祖なり。皇孫、火瓊杵尊を葦原の中國に天降し奉るに及至りて、高皇產靈尊、八十諸神たちを勅して曰はく「葦原の中國は、磐根、木株、草の葉も猶は能く言語ふ。夜は標火の若に喧響ひ、靈は五月蠅なす沸騰る、云々。」

時に高皇產靈尊、勅して曰はく「昔、天稚彦を葦原の中國に遣しつ。至今久しく來ざる所以は、蓋し是れ國神に強禦ふ(よせむ)者ありてか。乃ち無名雄雉を遣して往きて候しむ。此の雉降來りて、因て粟田・豆田を見て則ち留りて返らず。此れ世に所謂る雉の頓使と云ふ縁なり。故れ復た無名雄雉を遣す。此鳥、下來りて天稚彦の爲めに射られて、其の矢に中りて、上りて報まをす。云々。」

是時に高皇產靈尊、乃ち眞床覆衾を用て、皇孫、天津彦根火瓊杵根尊に裹せまつり、天の八重雲を排し披きて以て天降し奉らしむ。故れ此神を稱して天國鑄石彦火瓊杵尊と曰す。時に降到りまし處をば、日向の襲之高千穗の添山峯と呼ふ。其の遊行す時に及びて、云々。吾田の笠狭之御崎に到りまし、遂に長屋之竹島に登ります。乃ち其の地を

巡り覽ませば、彼に人あり焉。名をば事勝國勝長狹と曰ふ。天孫、因て問ひて曰はく「此は誰が國ぞ」。對へて曰さく、「是は長狹に住む國なり。然れども今は乃ち天孫に奉上らむ矣」。天孫また問ひて曰はく「其の秀起てる浪の穂の上に、八尋殿を起てて、手玉玲瓏に織絳る少女は、是れ誰が女子ぞや」。答へて曰さく「大山祇神の女子等、大を磐長姫と號し、小を木華開耶姫と號す。亦の號は豊吾田津姫、云々」。

皇孫、因て豊吾田津姫を幸す。則ち一夜にして有身り。皇孫疑ひ給ふ云々。遂に火酢芹命を生みまし、次に火折尊を生みまつる。亦の號は彦火火出見尊。母の誓已に驗し。方に知りぬ。實に是れ皇孫の胤なり。然るに豊吾田津姫、皇孫を恨みて不與共言。皇孫、憂へ給ひて乃ち歌之して曰はく、

沖つ藻は、邊には寄れども、眞寢床も、能はぬかもよ、濱つ千鳥よ。

燐火、此をば褒倍と云ふ。噴響、此をば淡等娜比と云ふ。五月蠅、此をば左魔陪と云ふ。添山、此をば會褒里能耶麻と云ふ。秀起、此をば左庇陀互屋と云ふ。

一書に曰く、高皇產靈尊の女、天萬櫛幡千幡姫、一は云く、高皇產靈尊の兒、萬櫛幡兒玉依姫命、此の神、天忍骨尊の妃と爲りて、兒・天杵火火置瀬尊を生みまつる。一は云く、勝速日天大耳尊、此の神、丹鳥姫を娶して、兒・火瓊杵尊を生みまつる。一は云く、神皇產靈尊の女、櫛幡千幡姫、兒・火瓊杵尊を生みまつる。一は云く、天杵瀬尊、吾田津姫を娶して、兒・火明命を生みまつる。次に火夜織命、次に彦火火出見尊。

一書に曰く、正哉吾勝々連日天忍櫛耳尊、高皇產靈尊の女、天萬櫛幡千幡姫を娶して妃と爲て兒を生む。天照國照彦火明命と號く。是れ尾張連等が遠つ祖なり。次に天饒石國饒天津彦火瓊杵尊、此の神、大山祇神の女子・木華開耶姫命を娶して妃と爲て兒を生みまつる。火酢芹命と號す。次に彦火火出見尊。

兄(二) 火閻降命は自から海幸(幸、此をば左知と云ふ)有ます。弟(一) 彦火火出見尊は自から山幸まします。始め

兄弟二人、相謂らひて曰はく「試みに幸易せむ」と。遂に相易ふ。各その利を得ず。兄、悔いて乃ち弟の弓箭を遺して

己が鉤を乞ふ。弟、時に既に兄の鉤を失ひて、訪ね覓くに由なし。故別に新しき鉤を作りて、兄に與ふれども、兄、

肯て受けずして其の故の鉤を責る。弟、患へて即ち其の櫛刀を以て新しき鉤を鍛作して、一箕に盛りて與へ給ふ。兄、

りて曰く「我が故の鉤にあらずば、多なりと雖も取らじ」と。益きた急責る。故れ彦火火出見尊憂苦へますこと甚深し。

行きつゝ海畔に吟ひ給ふ。時に鹽土老翁に逢へり。老翁問ひて曰さく「何の故ぞ此に在まして愁へます」。對へ給ふに事

の本末を以ちてす。老翁曰さく「復な憂へましそ。吾れ當に汝みことの爲に計らむ」。乃ち無目籠(籠一頭)を作りて彦火火

出見尊を籠の中に内れ、之を海に沈む。即ち自然に可憐小汀(可憐、此をば字麻師と云ふ。汀、此をば波麻と云ふ)有り。

於是籠を棄てて遊行す。忽ち海神之宮に至り給ふ。其の宮は雉・櫛、壘ひ頗はり、臺・宇、玲瓏けり。門の前に

一箇の井あり。井の上に一本の湯津杜の樹あり。枝葉扶疏し。時に彦火火出見尊、其の樹下に就きて徒倚ひ彷彿み給ふ。

良久しくして一りの美人あり。鬘を排きて出で、遂に玉腕を以て來りて當に水を汲まむとす。因て舉目て視たてまつ

りて、乃ち驚きて還り入りて、其の父母に白して曰さく「一りの希客者まします。門の前の樹下に在す」。海神、於是八

重席薦を鋪設て、以て延内れまつる。坐・定まり給ひぬる時、因りて其の來意を問ふ。時に彦火火出見尊、情之委曲

を對へ給ふ。海神すなはち大きき魚どもを集へて温め問ふ。愈曰さく「識らず。唯し赤女(赤女は鰻)比ろ口の疾ありて

來ず」と。因て召して其の口を探れば、果して失へる鉤を得つ。

已にして彦火火出見尊、因て海神之女・豊玉姫を娶す。仍りて海宮に留住り給へること、已に三年に經りぬ。彼處も

復た安らかに樂しと雖も、猶ほ郷を憶ぶ情ます。故れ時に復た太く息き給ふ。豊玉姫、之を聞きて其父に謂りて曰く「天

孫、懷然て數敷き給ふ。蓋し土を懐ひ給ふ愛ありて乎。海神すなはち彦火々出見尊を延て、從容に語して曰さく「天孫、若し郷に還らむと欲ほさば、吾れ當に送る當し」と。便ち得たる鉤を授りて、因て語へまつりて曰さく「此の鉤を以て汝尊の兄に與へ給はむ時に、則ち陰かに此鉤を呼ひて、實鉤と曰ひて、然して後に與へ給へ」。復た潮瀧瓊、及び潮瀧瓊を授りて語へ奉りて曰さく「潮瀧瓊を浸さば則ち潮たちまちに満たむ。此を以ちて汝尊の兄の波瀧せ。若し兄、悔いて祈まむ時は、還た潮瀧瓊を漬せ。則ち潮おのづから瀧む。此を以ちて救ひ給へ。此く逼め憐まし給はば、則ち汝尊の兄おのづから伏ひなむ」。將に歸去りまむとする時に及びて、豊玉姫、天孫に謂てり曰さく「妾すでに娠めり。兒産まむとき久しからじ。妾、必ず風瀧・急峻からむ日を以て海濱に到らむ。請ふ我が爲めに産室を作りて相待たまへ矣」。彦火々出見尊、已にして本つ宮に還りまして、一に海神の教に遵ふ。時に兄・火闌降命、既に厄困まされて乃ち自ら伏罪ひて曰く「今より以後、吾れ將に汝尊の俳優之民と爲りなむ。請ふ活け給へ」。於是その所乞の隨に遂に赦し給ひき。其の火闌降命は、即ち吾田君・小橋等が本祖なり。

後に豊玉姫、果して前の期如く、其の女弟・玉依姫を將て、直に風波を肩して海邊に來到る。産む時に遠びて請ひて曰さく「妾、産む時に幸はくは勿看ましそ」。天孫、猶ほ忍ぶこと能はずして、竊かに往きて視ひ給ふ。豊玉姫、方に産む時、龍に化爲て、甚慙ちて曰さく「如し汝、我を辱しめ給はざりせば、則ち海陸を使て相通は使め、永に隔て絶ゆること無からましを。今既に辱みせつ。將に何を以てか親昵しき情を結ばむ乎」と云ひて、乃ち草を以て兒を裹みて、海邊に棄て、海の途を閉て、徑に去りましぬ矣。故れ固以て兒を名けまつりて、彦波瀧武甕槌草葺不合尊と曰す。後に久しくましまして、彦火々出見尊崩りましぬ。日向の高屋山上の陵に葬めまつる。

一書に曰く、兄・火酢芹命は、能く海幸を得たまひ、弟彦火々出見尊は、能く山幸を得たまひき。時に兄弟、互に其の

幸を易へむと欲しつ。故れ兄は弟の幸弓を持ちて山に入りて獸を覓くに、終に獸の乾迹だにも見たまはず、弟は兄の幸鉤を持たして、海に入りて魚を釣るに、殊に獲る所無く、遂に其の鉤を失ふ。是時に兄、弟の弓矢を還して、己が鉤を賣る。弟、患へて、乃ち帯かせる横刀を以て、新しき鉤を作りて、一の箕に盛りて兄に與へ給ふ。兄受けずして曰く、「猶ほ吾が故の幸鉤を得むと欲ふ」と。是に彦火々出見尊、求めむ所を知らず。但だ憂へ吟ひ有す。乃ち行きつゝ海邊に至りて、彷彿・嗟歎き給ふ。時に一りの長老ありて、忽然に至りて、自ら鹽土老翁と稱りて、乃ち問ひて曰さく「君は是れ誰れぞ、何の故に此處に患へます乎」。彦火々出見尊、具に其の事を語り給ふ。老翁、即ち囊の中の玄櫛を取りて地に投げしかば、則ち五百箇竹林に化成ぬ。因りて其の竹を取りて大目鹿籠を作りて、彦火出見尊を籠の中に内れまつりて、海に投めまつる。一は云く、無目堅間を以て浮木に爲りて、細繩を以て火々出見尊を繋著けまつりて沈むとも云へり。所謂る堅間は是れ今の竹の籬なり。

時に海の底に、自からに可憐小汀あり。乃ち汀の尋に進ませば、忽ちに海神・豊玉彦の宮に到ります。其の宮は城闕崇く華り、樓臺・壯りに麗はし。門の外に井あり。井の傍らに杜の樹あり。乃ち樹の下に就きて立ち給ふ。良久しくして一の美人あり。容貌世に絶れたり。侍者群れ從ひて内より出で、將に玉壺を以て水を汲まむとして、火々出見尊を仰ぎ見つ。便ち驚き還りて、其の父の神に白して曰さく「門の前の井の邊の樹下に一の貴客あり。骨法・常ならず。若し天より降れば、當に天の垢なるべし。地より來れば、當に地の垢なるべし。實に是れ妙美し。虚空彦と云ふ者歟」。

一は云く、豊玉姫の侍者、玉の瓶を以て水を汲む。終に滿つること能はず、俯して井の中を視れば、則ち人の笑める顔、倒まに映れり。因て仰ぎ觀れば、一りの麗神まして、杜の樹に倚り立てり。故れ還り入りて其の王に白す。

於是、豐玉彦、人を遣して問ひて曰さく「客は是れ誰者ぞ。何の故にか此に至ませる」。火々出見尊對へて曰はく「吾は是れ天神の孫なり」と。乃ち遂に來ませるを言ふ。時に海神、迎拜て延入れまつりて、慇懃に奉養りて、因て女、豐玉姫を以て妻せまつる。故れ海宮に留住り給へること、已に三載に經りぬ。是の後、火々出見尊、しばしば歎息まつこと有り。豐玉姫問ひて曰さく「天孫、豈し故郷に還らむと欲ほす歟」。對へて曰はく「然なり」。豐玉姫即ち其の父神に白して曰く「此に在ます貴き客、上つ國に還らむと意望欲せり」と。海神、是に海の魚どもを總べ集へて、其の釣を覚め問ふ。有一魚、對へて曰さく「赤女(或は云ふ赤鯛)久しく口の疾あり。疑はし是が吞める乎」。故れ即ち赤女を召して其口を見れば、鉤・猶ほ口に在りき。便ち之を得て、乃ち以て彦火々出見尊に授る。因て教へ奉りて曰さく「この鉤を以て汝尊の兄に與へ給はむ時に、則ち詛ひ言はまく、貧窮之本、飢饉之始、困苦之根と言ひて後に與へ給へ。また汝尊の兄、海を涉らむ時に、吾れ必ず迅風洪濤を起して、其を波瀾らし辛苦ま令めむ矣」。是に火々出見尊を大罽に乗せまつりて、以て本郷に送致りまつりき。

是より先、且に別れなむとし給ふ時に、豐玉姫、從容に語りて曰さく「妾、已に有身り矣。當に風濤壯からむ日を以て海邊に出で到らむ。請ふ我が爲めに産屋を造り、以て相待ち給へ」。是後に豐玉姫、果して其の言の如く來至りて、火出見尊に謂して曰さく「妾、今夜まさに産まむとす。請ふ勿歸ましそ」。火々出見尊聽しめさずして、猶ほ櫛を以て火を燃して視そなはず。時に豐玉姫、八尋大熊罽に化爲て匍匐遊蛇ふ。遂に辱かしめられたるを以て恨めしと爲して、徑に海郷に歸る。其の女弟・玉依姫を留めて兒を養はしむ焉。兒の名を彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊と稱す所以は、彼の海邊の産屋、全ら鸕鷀の羽を用て草に爲て葺けるに、葺、未だ葺き合へざる時に、兒、即ち生まれませるを以て、故れ因て名け奉る焉。上國、此をば羽播豆短偏と云ふ。

一書に曰く、門の前に一つの好井あり。井の上に百枝の杜の樹あり。故れ彦火々出見尊、其の樹に跳り昇りて立ち給ふ。于時わたつみの神の女、豐玉姫、手に玉籠を持ちて、來りて將に水を汲まむとして、正しく人影の井の中に在るを見て、乃ち仰ぎ見て驚きて鏡を墜しつ。鏡すでに破れ砕けぬれども、觀見すして、還り入りて、其の父母(いはは)に謂りて曰く、「妾、一りの人の井の邊の樹の上に在るを見つ。顔色いと美しく、容貌且閑たり。殆ど常人には非ず。時に父の神聞きて奇しみて、乃ち八重席を敷設て迎へ入れ、坐定まりぬる時、因て來ませるを問ふ。以て情之委曲を對ふ。時に海神すなはち憐しと思ふ心を起して、盡に鱗廣・鱗狹を召して問はす。皆曰さく「知らず。但し赤女、口の疾ありて來ず(亦は云く、口女・口の疾あり)」と。即ち急かに召至だして其の口を探れば、失へる鉤を立どころに得つ。於是わたつみの神、制めて曰く「個れ口女、今より以往、餌をな吞みそ。また天孫の饌にな預りそ」と。即ち口女魚を以て供御に進らざる所以は、此れ其の緣なり。

彦火々出見尊、將に歸りまさむとする時に及至りて、わたつみの神白して言く「今者、天つ神の孫、辱なく吾が處に臨せり。中心の欣慶、何れの日か忘れむ」と。仍て思へば則ち潮瀝之瓊・思へば則ち潮瀝之瓊を以て、其の鉤に副へて奉進りて曰く「星珠、八重の限路を隔つと雖も、翼くば時に復た相憶はして、勿棄置たまひそ」。因りて教へまつりて曰く「此の鉤を以て汝尊の兄に與へ給はむ時、則ち貧鉤、減鉤、落薄鉤と稱へ。言ひ訖りて後手に投げ棄て、與へ給へ。向ひて勿授け給ひそ。若し兄、忿怒を起して、賊害はむとする心あらば、則ち潮瀝瓊を出だして、若し已に危苦むに至りて、懇を求さば、則ち潮瀝瓊を出だして以て救ひ給へ。かく逼め惱まさは自からに臣伏ひなむ」。時に彦火々出見尊、彼の瓊と鉤とを受けて、本宮に歸り來まして、一ら海神の教の依に、先づ其の鉤を以て兄に與へ給ふ。兄怒りて受けず。故れ弟の尊潮瀝瓊を出せば、則ち潮瀝瓊出だして兄のづから波瀾る。因て請ひて曰さく「吾

れ當に汝尊に事へまつりて、奴僕たらむ。願はくは活け給へ。弟の尊潮瀧瓊を出だせば、潮のづから洞て兄還た平復ぎぬ。已にして兄前言を改めて曰く「吾は是れ汝が兄なり。如何にぞ人の兄と爲て弟に事へむ耶」。弟、時に潮瀧瓊を出だし給ふ。兄之を見て高山に走登れば、則ち潮亦た山を渡る。兄、高樹に縁れば則ち潮亦た樹を渡る。兄すでに窮途りて逃去る所なし。乃ち伏罪ひて曰く「吾れ已に過てり矣。今より以往、吾が子孫の八十連屬、恒に當に汝尊の俳人と爲り亦狗人と爲りなむ。請哀たまへ」。弟、還た潮瀧瓊を出だし給へば、則ち潮のづから息ぬ。是に兄、弟の尊の神、徳いまずと知りて、遂に其の弟に伏事ふ。是を以て火酢芹命の苗裔の諸の隼人等、今に至るまで天皇の宮墻の傍を離れず、吠ゆる狗に代りて事へ奉るものなり。世人、失せたる針を償らざるは、此れ其の縁なり。

一書に曰く、兄・火酢芹命は能く海幸を得たまふ。故れ海幸彦と號す。弟・彦火々出見尊は、能く山幸を得たまふ。故れ山幸彦と號す。兄命は則ち雨ふり風ふく毎に賑ち其の利を失ひ、弟尊は則ち雨ふり風ふくと雖も其の幸志はさりき、時に兄、弟に謂りて曰く「吾れ試みに汝と幸換せむと欲ふ」。弟、許諾ひて因りて易ふ。時に兄は弟の弓矢を取りて山に入りて獸を獵り、弟は兄の鉤を取りて、海に入りて魚を釣るに、俱に利を得たまはず。空手にして來歸る。兄すなはち弟の弓矢を還して己が鉤を賣る。時に弟、已に鉤を海の中に失ひて訪獲むるに因無し。故れ別に新しき鉤、數千を作りて與へ給ふ。兄、怒りて受けずして故の鉤を急賣る。云々。

此の時に弟、海邊に往きして低れ徊り、愁へ吟ひたまふ。時に川隔あり。竊に嬰りて困厄む。即ち憐とおもふ心を起して、解きて放ち去る。須臾して鹽土老翁あり。來りて乃ち無目堅間の小船を作りて、彦火々出見尊を載せまつりて海中に推放てば則ち自然に沈み去る。忽ちに可憐御路あり。故れ路の尋に往ませば、自からに海神の宮に至り給ふ。是の時に海神自ら迎へて延き入れ、乃ち海鹽の皮八重を鋪設て、其の上に坐せ奉らしめ、銀て饌百机を設け、以ちて

主人之禮を盡す。因て從容に問ひて曰く「天つ神の孫、何の以にか辱く臨ましつる」。一は云く「頃ろ吾が兒來て語りて、天孫、海濱に憂へ居すと曰へれど、未だ虛・實を審らさず。蓋し有之か」と。彦火々出見尊、具に事之本末を申べ給ふ。因て留り息み給ふ焉。海神、則ち其の子・豐玉姬を以て妻せまつる。遂に纏綿に篤愛みまして已に三年に經りぬ。歸り給はむと將るに及至りて、海神、即ち鯛女を召して、其の口を探りしかば、即ち鉤を得き。是に此鉤を彦火々出見尊に進り、因て教へ奉りて曰く、「此を以て汝尊の兄に與へ給はむ時に、乃ち可稱曰。大鈞、踉跄鈞、貧鈞、蹇蹇鈞。言ひ散りなば則ち後手に投げ賜へ」。已にして鯛魚を召集へて問ひて曰く、「天つ神の孫、今還りまさむとす。爾等、幾日が内に致し奉りてむ」。時に諸の鯛魚、各々其の長さ短さの隨に其の日數を定む。中に一尋、鯛あり、自ら言く、「一日の内に則ち當に致し奉る當し」。故れ即ち一尋鯛を遣て送り奉らしむ焉。復た潮瀧瓊、潮瀧瓊、二種の寶物を進り、仍て瓊を用ゐる法を教へ奉る。また教へ奉りて曰く「兄、高田を作らば、汝尊は高田を作りませ。兄海田を作らば、汝尊は高田を作りませ」と。海神、誠を盡して助け奉ること此の如くありき矣。時に彦火々出見尊、歸り來りまして一に海神の教に遵ひて、依て行ふ云々。弟、時に潮瀧瓊を出せば、即ち兄手を舉げて溺ほれ困しみ、還た潮瀧瓊を出せば、則ち休みて平復ぎぬ。其の後・火酢芹命、日に纏繞れて憂へて曰く「吾れ已に貧し」と。乃ち弟の尊に歸伏ふ。是より先に豐玉姬、天孫に謂して曰く、「妾すでに嫁めり。天孫の胤を豈に海中に産みまつる可しや。故れ當に兒産まむ時に必ず君の處に就でむ。如し我が爲に産屋を海邊に造りて、以て相待ち給へ。是れ所望なり」。故れ彦火々出見尊、已に郷に還りまして、即ち鵜鵜の羽を以て葦きて産屋を爲る。葦いまだ及合へぬに、豐玉姬自ら大廳に取、女弟・玉依姬を將て海を照して來到る。時に産月すでに満ちて産む期、方りに急りぬ。此に由りて葦き合するを待たず徑に入り居す焉。已にして從容に天孫に謂して曰く「妾、方りに産むとき、請ふ勿臨ましそ」。天孫、御心

に其の言を怪しと思ほして竊かに覗ひ見たまへば、則ち八尋の大鰐に化爲ぬ。而も天孫の視其私屏ことを知りて、深く懐に慙ち恨み奉る。既にして兒生れまして後、天孫就きて問ひて曰く、「兒の名は何に稱けば當に可けむ。對へて曰く『宜しく彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊と號け給ふ宜し』と。言ひ訖りて、海を涉りて徑に去りぬ。時に彦火々出見尊、乃ち歌之して曰はく、

沖つ鳥、鴨着く島に、吾が率履し、妹は忘らじ、世のことごとくも。

亦云く彦火々出見尊、他し婦人を取りて、乳母、湯母、及び飯嚼、湯坐と爲たまふ。凡て諸部・備行り、以て養し奉る焉。時に權りに他し婦を用りて、乳を以て皇子を養しまつる焉。此れ世人、乳母を取りて兒を養す縁なり。

是の後に豐玉姬、其の兒の端正しく坐すことを聞きて、心に甚と憐み重めて、復た歸り養さまく欲す。義に於きて不可。故れ女弟・玉依姬を遣して、來し養しまつる。時に豐玉姬命、玉依姬に寄ねて報歌たてまつりて曰く、

紅玉の、光は有りとは言へど、君が風采し、尊く有りけり。凡て此の贈・答の二首を、號けて學歌と曰ふ。

(海鹽、此をば美知と云ふ。躑躅釣、此をば須々美賦と云ふ。癡殿釣、此をば于樓賦と云ふ。)

一書に曰く、兄・火酢芹命は海の幸利を得、弟・火折尊は山の幸利を得ます云々。弟、愁へ吟ひて海濱に在す。時に鹽筒老翁に遇ふ。老翁問ひて曰く「何の故に此く愁へます乎」。火折尊對へて曰はく云々。老翁曰く「復な憂へましそ。吾れ將に計らはむ」。計りて曰さく「海神の乘る殿れたる馬は八尋鰐魚なり。是れ其の背鱗を堅てて橋之小戸に在り。吾れ當に彼者と共に策らむ」と。乃ち火折尊を將て共に往きて見る。是の時に鰐魚策りて曰さく「吾れは八日の以後、方に天孫を海宮に致し奉らむ。唯し我が王の殿れたる馬、一尋鰐は、是れ當に一日の内に必ず致し奉らむ。故れ今我れ歸りて彼を便して出で來使めむ。宜しく彼に乘りて海に入り給へ。海に入り給はむ時に、海の中に自から

可憐小汀あらむ。其の汀の隨に進まざば、必ず我が王の宮に至りまらむ。宮の門の井の上に、當に湯津社の樹あるべし。宜しく其の樹の上に就りて居しませ」と。言すこと訖りて即ち海に入りて去きぬ矣。

故れ天孫、鰐魚の所言之隨に留居りて、相待つこと已に八日になりぬ矣。久しくして方に一尋鰐魚ありて來れり。因て乘りて海に入る。毎に前の鰐魚の教に遵ふ。時に豐玉姬の侍者あり、玉碗を持ちて當に井の水を汲まむとして、人影、水底に在るを見て酌取ることを得ず。因て仰ぎて天孫を見でつ。即ち入りて其の王に告して曰く「吾、我王ひとり能く絶れて置きましたすと請ひき。今一りの客あり。彌復遠勝りまつれり」と。海神聞して曰く「試みに以て察めむ」と。乃ち三の床を設けて、請入ませしむ。於是天孫、邊床に於ては則ち其の兩の足を拭ひ、中床に於ては則ち其の兩の手を據し、内床に於ては則ち眞床覆金の上の寛坐る給ひき。海神これを見て、乃ち是れ天神の孫に坐すと云ふことを知りて、益々崇め敬ふ云々。海神、赤女・口女を召して問ふ時に、口女、口より釣を出して以奉る焉。(赤女は即ち鰐魚也。口女は即ち鰐魚也。)

時に海神、釣を彦火々出見尊に授けて、因て教へ奉りて曰さく「兄に釣を遺し給はむ時に、天孫すなはち當言。汝が生子の八十連屬の裔、貧釣、狹狹貧釣と言ひ訖りて、三たび唾きて與へ給へ。また兄、海に入みて釣せむ時に、天孫宜しく濱邊に在して、以て風招ぎ仕給へ(風招は囓く也)。如此せば則ち吾れ、瀟つ風、邊つ風を起して奔波を以て、瀟ほし惱まさむ」。

火折尊歸り來して、具さに海神の教に遵ふ。兄の釣する日に若及びて、弟、海邊に居まして囓き給ふ。時に迅風忽ち起る。兄、則ち瀟ほれ苦みて生くべきに由なし。便ち遙かに弟に請して曰く「汝尊久しく海原に居しき。必ず善き術あらむ。願くは以て救ひたまへ。若し我を活け給へらば、吾が生の子の八十連屬、汝尊の垣の邊を離れずして、當

に俳優之民たらむ。是に弟囁くこと已に停みて風亦た隨息りぬ。故れ兄、弟の徳を知りて自休事なむと欲るに、弟慍色して與共言はず。是に兄、懷鼻して緒を以て掌に塗り面に塗りて、其の弟の尊に告して曰さく「吾れ身を汚すこと此の如し。永に汝尊の俳優者たらむ」と。乃ち足を舉げて踏行て、其の溺れ苦しむ狀を學ぶ。初め潮の足に漬く時は、即ち足占に爲し、膝に至る時は則ち足を舉ぐ。股に至る時は則ち走せ廻る。腰に至る時は則ち腰を捫ふ。腋に至る時は則ち手を胸に置く。頸に至る時は則ち手を舉げて颯掌がす。爾より今に及るまでに曾て廢絶こと無し。

是より先、豐玉姬、出で來して當に産まむとする時、皇孫に請して曰さく云々。皇孫從ひ給はず。豐玉姬、大く恨みて曰く「吾が言を用ひずして我に屈耻見せましつ。故れ自今以往、妾が奴婢・君の處に至らば復た放遣し給ひそ。君の奴婢、妾が處に至らば亦た還さじ」と。遂に眞床覆・衾及び草を以て其の兒を裹み、波激に置きて即ち海に入りて去りぬ矣。此れ海陸相通はざる緣なり。

一に云く、「兒を波激に置くは非也」と、豐玉姬命みづから抱きて去き、久しくして曰く「天孫の胤を此の海の中に置き奉る宜からず」と。乃ち玉依姬を以て、抱か使めて送り出だしまつる焉。初め豐玉姬別去る、時、恨言既切なり。故れ火折尊、その復た會ふべからざる事を知しめして、乃ち贈る歌あり。已に上に見ゆ。(八十連屬、此をば野素豆企と云ふ。颯掌、此をば陀毗羅箇須と云ふ。)

彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊、其の姨・玉依姬を以て妃と爲て彦五瀨命を生しませり。次に稻飯命、次に三毛入野命、次に神日本磐余彦尊、凡て四はしらの男を生す。久しくましまして彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊、西洲之宮に崩りましぬ。因て日向の吾平山上陵に葬めまつる。

一書に曰く、先づ彦五瀨命を生します。次に稻飯命、次に三毛入野命、次に狹野尊、亦た神日本磐余彦尊と號す。狹野

と所稱は、是れ年少くましゝ時の號なり。後に天下を撥ひ平けて、八洲を奄有す。故れ復た號を加せて神日本磐余彦尊と曰す。

一書に曰く、先づ彦五瀨命を生します。次に稻飯命、次に神日本磐余彦火出見尊、次に稚三毛野命。

一書に曰く、先づ彦五瀨命を生します。次に磐余彦火出見尊、次に彦稻飯命、次に三毛入野命。

日本書紀 卷第二 終

日本書紀 卷第三

神日本磐余彦天皇 神武天皇

神日本磐余彦天皇(諱・彦火火出見)は、彦波瀲武鸕鷁草葺不合尊の第四にあたり給ふ御子なり。母を玉依姫と曰す。海重の少女なり。天皇、生れましながらにして明達。意、確如くす。年、十五にして立ちて皇太子と爲り給ふ。長りたまひて、日向國の吾田邑の吾平津媛を娶して妃と爲て、手研耳命を生みます。年、四十あまり五歳に及び給ひて、諸々の兄及び子等に謂りて曰はく「昔、我が天神・高皇產靈尊、大日靈尊、此の豐葦原瑞穗國を擧げて、我が天祖・彦火瓊杵尊に授けたまへり。於是彦火瓊杵尊、天國を開きて、雲路を披け、仙降ひ駈ひ以て戻止ます。是の時に運・鴻荒に屬ひ、時・草昧に鐘れり。故、蒙くして以て、正を養ひ、此の西の偏を治す。皇祖皇考、神に聖にまして、慶を積み暉を重ねて、多に年所を歴たり。(天祖の降跡ましてより以逮于今、一百七十萬九千四百七十餘歳)而を遠く遼なる地、猶ほ未だ玉澤に霑はらず。遂に邑に君有り、村に長あら使めて、各々自から疆を分ちて用て相凌ぎ慄ふ。抑た又た鹽土老翁に聞きしく。曰く、東に美地あり、青山四面に周れり。其の中に亦た天磐船に乗りて飛降れる者ありと曰ひき。余れ謂ふに彼の地は必ず當に以て天業を恢め弘べて、天下に光宅るに足りぬべし。蓋し六合の中心か。厥の飛び降れる者と云ふは、謂ふに是れ鶴速日か、何ぞ就きて都建らざらむ乎。諸の皇子たち對へて曰はく「理實・灼然なり。我等も亦た恒に念と爲つ。宜、早かに行まし給へ」。是の年、太歲甲寅。

其年(紀元前)の冬、十月、丁巳の朔の辛酉の日(五)、天皇みづから諸の皇子たちを帥て、舟師をもて東を征ち給ふ。速吸之水門に至ります。時に一人の漁人ありて艇に乗りて至る。天皇、招しよせて因問て曰く「汝は誰れぞや」。對へて曰はく「臣は是れ國神なり。名を珍彦と曰す。曲海に釣魚す。天神の子、來ますと聞はりて、故れ即ち迎へ奉る」。また問ひて曰はく「汝、能く我が爲めに導つかまつらむ耶」。對へて曰はく「導つかまつらむ」。天皇勅して、漁人に椎櫓の末を授けて、執へ令めて皇舟に奉納れ、以て海導者とす。乃ち特に名を賜ひて椎根津彦と爲す。(椎、此をば群毘と云ふ)。此れ即ち倭直部が始祖なり。行きて筑紫國の菟狹(菟狹、此をば宇佐と云ふ)に至ります。時に菟狹國造の祖有り、號をば菟狹津彦、菟狹津姫と曰ふ。乃ち菟狹の川上に一柱、騰の宮を造りて奉奉る。(一柱騰宮、此をば阿斯比吾徒狹能離能彌都と云ふ)。是の時に勅して、菟狹津媛を以て、侍臣・天種子命に妻せ賜ふ。天種子命は、是れ中臣の氏の遠つ祖なり。

十有一月、丙戌の朔の甲午の日(九)天皇、筑紫國の崗水門に至り給ふ。十有二月、丙辰の朔の壬午の日、(七)安藝國に至りまして、埃宮に居します。

乙卯の年(紀元前)の春、三月、甲寅の朔の己未の日(六)、徙りて吉備國に入りまして行宮を造り、以て居ます。是を高島宮と曰す。三年積る間に船楫を備へ兵食を蓄へ、將に以て一舉て、天の下を平けむと欲す。

戊午の年(紀元前)の春二月、丁酉の朔の丁未の日(十二)、皇師、遂に東に行く。舳艫相接げり。方に難波之碕に到る時に、奔潮ありて太だ急きに會ひぬ。因て以て名けて浪速の國と爲す。亦た浪華と曰ふ。今、難波と謂ふは訛れる

なり。(訛、此をば與許奈磨屋と云ふ)。三月、丁卯の朔の丙子の日(廿)、懸流而上て、徑に河内國の草香邑の青雲の白眉之津に至ります。

夏四月、丙申の朔の甲辰の日(九)、皇師、兵を勅へて歩より龍田に趣く。而るに其の路、狭く峻しくして、人・並み行く事を得ず。乃ち還りて、更に東の方、膽駒山を踰えて中洲に入らむと欲す。時に長髓彦といふ者、聞きて曰く「夫れ天神の子等の來ます所以は、必ず將に我國を奪はむと將ならむ」と。則ち盡に屬へる兵を起して孔舍術の坂に微りて與に會ひ戦ふ。流矢ありて五瀨命の脇脛に中れり。皇師、進み戦ふこと能はず。天皇、憂へ給ふ。乃ち神しき策を冲・神に運めて曰はく「今、我は是れ日神の子孫として、日に向ひて虜を征つは、是れ天の道に逆れり。若かじ、退き還りて、弱きことを示して、神・祇を禮まひ祭ひて、日神の威を背負ひ奉りて、影の隨に壓ひ躡みなむには。如此らば則ち、會て刃を血ぬらさずして、虜、必ず自からに敗れなむ矣」。倉な曰く「然り」。是に軍中に令りこちて曰はく「且く停れ。復な進みそ」。乃ち軍を引ききて還り給ふ。虜、亦た敢て逼めまつらす。却りて草香之津に至りて、楯を植て、雄詰し給ふ。因て改めて其の津を號けて楯津と曰ふ。今、藪津と云ふは訛れるなり。初め孔舍術の戦に、人有りて大樹に隠りて、難を免るゝ事を得たり。仍て其樹を指して曰らく「惠、母の如し」。時の人、因て其の地を號けて母木邑と曰ふ。今、飯岡酒奇と云ふは訛れる也。

五月、丙寅の朔の癸酉の日(八)、皇軍、茅渚の山城水門(亦名は山井の水門。茅渚、此をば智怒と云ふ。)に至る。時に五瀨命、矢の瘡・痛みますこと甚だし。乃ち撫・劍りて(撫劍、此をば都盧香能多伽彌・屠利辭魔屋と云ふ)。雄詰して曰はく「慨哉、大丈夫にして(慨哉、此をば于黎多妻伽夜と云ふ)被傷於虜手、報いずして死みなむ」と云ふ。時の人、因て其の處を號けて雄水門と曰ふ。進みて紀伊國の籠山に到りて、五瀨命、軍に薨りましぬ。因て籠山に葬

めまつる。

六月、乙未の朔の丁巳の日(三十)、軍、名草邑に至りて、則ち名草戸畔と云ふ者を誅ふ。(戸畔、此をば妬擊と云ふ)遂に狹野を越えて、熊野の神邑に到る。且ち天磐盾に登りて、仍りて軍を引ききて漸に進む。海中にして卒かに暴風に逼りて皇舟漂蕩ふ。時に稻飯命すなはち歎きて曰はく「嗟乎。吾が祖は則ち天神、母は則ち海神なり。如何にぞ我を隨に厄め、復た我を海に厄め給ふや」。言ひ訖りて乃ち劍を抜きて海に入りて劍持神と化る。三毛入野命、亦た恨みて曰はく「我が母、及び姨は、並びに是れ海の神なり。何爲にぞ波瀾を起して以て灌溺ほす乎」と云ひて、則ち浪秀を蹈みて常世郷に往でましぬ矣。天皇、ひとしらは、皇子・手研耳命と軍を帥て、進みて熊野荒坂津、亦の名は丹敷浦)に至ります。因て丹敷戸畔と云ふ者を誅ひ給ふ。時に神あり。毒氣を吐きて、人物咸に瘁へぬ。是に因て皇軍復た振ること能はず。時に彼處に人あり、號を熊野高倉下と曰ふ。忽ちに夜・夢見らく、天照大神、武甕槌神に謂りて曰はく「夫の葦原の中國は、猶ほ聞喧擾之響焉(聞喧擾之響焉、此をば奈離左那覺利と云ふ)宜しく汝更た往きて征て」。武甕槌神對へて曰く「予、今行らずと雖も、予が國平けし劍を下さば、則ち國將に自からに平らぎなむ」。天照大神曰はく「諾なり。(諾此をば宇每那利と云ふ)」。時に、武甕槌神すなはち高倉下に謂りて曰はく「予が劍の號をば、節靈(節靈、此をば赴屠能彌多磨と云ふ)と曰ふ。今當に汝が庫の裏に置けり。宜しく取りて天孫(天孫、此をば高倉下、唯々と曰すと見て痛めぬ。明且、夢の中の教に依りて、庫を開けて之を視れば、果して落たる劍あり。倒しに庫の底板に立てり。即ち取りて以て進る。時に天皇、適く寝ませり。忽然にして寤めて曰はく「予、何しかも至此長眠しつる」。尋て毒氣に中れりし士卒ども、悉に復た醒起きぬ。

既にして皇師・中洲に趣かむとす。而れども山の中峻絶しくして復た行くべき路なし。乃ち棲遑ひて其の跋渉かむ所を知

らす。時に夜夢み給はく、天照大神、天皇に訓へまつりて曰はく「朕今、頭八咫鳥を遣せり。宜しく以て導導者と爲たまへ。果して頭八咫鳥ありて、空より翔び降る。天皇曰く「此の鳥の來つること、自からに祥夢に叶へり。大哉。赫矣。我が皇祖・天照大神、以ちて基業を助け成さむと欲ほせる乎」。是の時に大伴氏の遠祖・日臣命、大來目を帥めて、元夜に督將として、山を踏み行を啓き、乃ち鳥の所向の尋に仰ぎ見て追ふ。遂に菟田の下縣に達する。因りて其の至りまし、處を號けて、菟田の穿邑と曰ふ。(穿邑、此をば于介能務羅と云ふ)時に勅して、日臣命を譽めて曰はく「汝、忠して且つ勇めり。加た能く導の功あり。是を以て汝が名を改めて道臣と爲よ」。

秋八月、甲午の朔の乙未の日(三)、天皇、兄猾及び弟猾と云ふ者を徵さしむ。(猾、此をば宇介志と云ふ)是の兩人は菟田の縣の魁師者なり。(魁師、此をば比登誤道伽彌と云ふ)時に兄猾・來す。弟猾すなはち詣至れり。因て軍門を拜みて告して曰はく「臣が兄、兄猾の逆しまなるわざを爲るは、天孫。且に到りまさむとすと聞りて、即ち兵を起して襲ひ奉らむとす。皇師の威を望り見て、敢敵るまじき事を懼ちて、乃ち潜かに其の兵を伏して、權に新宮を作りて殿の内に機を施きて、因て襲たてまつらむと申し、以て作難らむと欲る。願はくは此の詐を知めして善く備へ給へ」。

天皇、即ち道臣命を遣して其の逆ふる狀を察らめ給ふ。時に道臣命、審かに賊害ふ心ある事を知りて、大く怒りて詰ひ噴びて曰く「虜、爾が造れる屋には、爾・自ら入り居よ(爾、此をば飯例と云ふ)」。因て劍の柄・案り、弓彎き擬ひて、逼めて令備入(れいひい)。兄猾、罪を天に獲たれば、事・辭ぶる所無し。乃ち自れと機を踏みて壓れ死ぬ。時に其の屍を陳して斬る。流るゝ血、涙を流る。故れ其の地を號けて菟田の血原と曰ふ。

已にして弟猾、大きに牛酒を設けて、以て皇軍を勞譽す。天皇、其の失酒を以て軍卒どもに班ち賜ふ。乃ち御語して曰はく(語、此をば宇多預瀧と云ふ)。

宇陀の。高城に。鳴鶴張る。我が待つや。鳴は響らす。いすくはし。鯨羅り。正妻が。魚乞はさば。立狐核の。實の乏けくを。扱きし擗ふね。副妻が。魚乞はさば。果榮樹。肉の多けくを。幾許ひふね。

是を來目歌と謂ふ。今、樂府、此の歌を奏ふ時には、猶は手量の大さ小さ、及び音聲の巨さ細さ有り。此れ古への遺れる式なり。是の後に天皇、吉野之地を看そなはさむと欲して、乃ち菟田の穿邑より親から輕兵を率て巡り幸でます焉。吉野に至ります時に、人有りて井の中より出でたり。尾而有光。天皇問ひて曰く「汝は何なる人ぞ」。對へて曰はく「臣は是れ國神なり。名を井光と爲ふ」。此れ則ち吉野首部の始祖なり。更に少しき進く時に、また尾ありて、磐石を披けて出づる者有り。天皇問ひて曰はく「汝は何なる人ぞ」。對へて曰はく「臣は是れ磐排別之子なり(排別、此をば飯時和句と云ふ)」。此れ則ち吉野の國樞部の始祖なり。水に縁ひて西の方に行くに及びて、亦た梁を作ちて取魚する者有り。(梁、此をば植奈と云ふ)。天皇之を問ひ給ふ。對へて曰はく「臣は是れ苞直擔之子なり(苞直擔、此をば珥倍毛菟と云ふ)」。此れ則ち阿太の養輪部が始祖なり。

九月、甲子の朔の戊辰の日(五)、天皇、彼の菟田の高倉山の嶺に陟りまして、城中を瞻望り給ふ。時に國見岳の上に、則ち八十梟帥あり(梟帥、此をば多積屋と云ふ)。また女坂に女軍を置き、男坂に男軍を置き、墨坂に赫炭を置く。其の女坂、男坂、墨坂の號は、此に由りて起れり。復た兄磯城の軍有りて磐余邑に布き滿めり(磯、此をば志と云ふ)。賊虜の據る所、皆是れ要害の地なり。故れ道絶え塞りて通るべき處無し。天皇、惡み給ふ。是夜、御自から祈ひて寢ませり。御夢に天神ましまして訓へまつりて曰はく「宜しく天香山の社の中の土を取りて(香山、此をば介洲夜磨と云ふ)以て天平瓮八十枚を造り(平瓮、此をば昆遷介と云ふ)、并せて嚴瓮を造りて、天神、地祇を敬ひ祭る宜し。(嚴瓮、此をば怡途背と云ふ)また嚴の咒詛を爲よ。此の如くせば、則ち虜おのづからに平き伏ひなむ(嚴咒詛、此をば怡途能伽辭離と云ふ)」。

天皇、祇みて御夢の訓ごとを承はり給ひて、依て以て將に行はむと將たまふ。時に弟猪また奏して曰さく「倭國の磯城邑に、磯城八十梟はべり。また高尾張邑(或本に云く葛城邑)に赤銅八十梟師はべり。此の類、皆天皇を距ぎ戦はさむとす。臣、竊かに天皇の爲に憂へ奉つる。宜、今當に天香山の墟を取りて以て天平瓮を造りて、天、社、國、社の神を祭ひまつり給ふ當し。然して後に虜を撃ち給はば、則ち除ひ易けむ」と申す。天皇、既に夢の辭を以て吉き兆なりと爲たまふ。弟猪が言すことを聞しめすに及びて、益々懐に喜び給ふ。乃ち椎根津彦をして、弊衣服(やつれし)及び蓑笠を著せて老父の貌に爲らしめ、また弟猪を使って、箕を被けて老嫗の貌に爲ら使めて、勅して曰はく「宜しく汝たち二人天香山に到きて、潜かに其の嶺の土を取りて可來旋。基業の成否は、當に汝たちを以て占爲はむ。努力・慎焉」。是の時に虜の兵、路に滿みて以て往還ふこと難し。時に椎根津彦、乃ち祈ひて曰く「我が皇、當に能く此の國を定め給ふ當きならば、行かむ路、自から通れ。如し能はずとならば、賊必ず防禦がむ」。言訖りて徑に去く。時に群虜、二人を見て大きに喚ひて曰く「大醜哉(大醜、此をば殃奈瀨爾句と云ふ)老父・老嫗」と。則ち相與に道を開りて行かしむ。二人、其の山に至る事を得て、土を取りて來歸れり。是に天皇、甚に悦び給ひて、乃ち此の墟土を以て八十平瓮・天手扶の八十枚の贖食(手扶、此をば多句餌離と云ふ)を造作り給ふ。而して丹生の川上に陟りて、用て天神・地祇を祭ひまつり給ひ、則ち彼の菟田川の朝原にして、譬へば水沫の如くに、有所咒著。天皇、又因りて祈ひて曰はく「吾れ今當に八十平瓮を以て水無しにして飴を造らむ。飴成らば、則ち吾れ必ず鋒刃の威を假らずして、坐ながらに天下を平けむ」。飴即ち自かに成りぬ。また祈ひて曰はく「吾れ今當に贖食を以て丹生之川に沈めむ。如し魚、大・小と無く、悉に酔ひて流れむこと、譬へば板の葉の浮流るゝが猶あらば、吾れ必ず能く此の國を定めてむ。如し其れ爾らずは、終に成す所無けむ」と。乃ち贖食を川に沈む。其の口、下に向けり。頃之ありて魚皆浮び出でて、水の隨に唼咽ふ。時に椎根津彦見て奏す。天皇

おほきに喜び給ひて、乃ち丹生の川上の五百箇の眞坂樹を抜取にして、以て諸神たちを祭ひまつり給ふ。此より始めて贖食の置あり。時に道臣命に勅したまはく「今、高皇產靈尊を以て、朕れ親から顯齋を作さむ。顯齋、此をば宇圖時怡破比と云ふ)。汝を以て齋主と爲て、授くるに嚴媛の號を以てせむ」と宣ふ。而して其の置ける墟瓮を名づけて嚴瓮と爲ふ。また火の名をば嚴香來雷と爲ひ、水の名をば嚴罔象女と爲ひ、稊の名をば嚴稻魂女と爲ひ(稻魂女、此をば子伽能迷と云ふ)薪の名をば嚴山雷と爲ひ、草の名をば嚴野雷と爲ふ。

冬十月、癸巳の朔の日、天皇、其の贖食の糧を嘗り給ひて、兵を勅へて出で立たせ給ふ。先づ八十梟師を國見丘に擊ちて破り斬しつ。是の役には、天皇の志かならず克ちなむと云ふことを存ち給へり。乃ち爲御諭して曰はく、神風の。伊勢の海の。大石にや。い這ひ纏ほる。細螺の。細螺の。吾子よ。吾子よ。細螺の。い這ひ纏ほり。擊ちてし止まむ。擊ちてし止まむ。【論意は大なる石を以て其國見丘に喩へしなり】

既にして、餘りの黨なほ繁くして、其の情測り難し。乃ち願かに道臣命に勅し給はく、「汝、宜しく大來目部を帥て、大室を忍坂邑に作りて、盛りに宴饗を設けて、虜を誘りて取れ」と曰ふ。道臣命、是に密の旨を奉たまはりて、譬を忍坂に掘りて、我が猛き卒を選びて、虜と雜せ居る、陰かに斯りて曰く「酒、酣ならむ後に、吾れ則ち起ちて歌はむ。汝等、吾が歌の聲を聞きて、則ち一時に虜を刺せ」。已にして坐居まりて酒行す。虜ども、我が陰の謀あることを知らず、情の任に徑まゝに酔ひぬ。時に道臣命、乃ち起ちて歌ひて曰く、

忍坂の。大室屋に。虜多に。入り居りとも。稜威稜威し。來目の子等が。頭槌劍。石槌劍も。ち。擊ちてし止まむ。

時に我が卒、歌を聞きて、俱に其の頭椎の劍を抜きて、一時に虜を殺しつ。虜、復た噍類者なし。皇軍、大きに悦びて天

を仰ぎて喚ふ。因て歌ひて曰く、

今はよ。今はよ。ああしやを。いまだにも。吾子よ。いまだにも。吾子よ。

今、來目部が歌うたひて後に大きに晒ふは、是れ其の縁なり。又歌ひて曰く、

蝦夷を。一人。百之人。人は言へども。手對もせず。

此れ皆、密の旨を承たまはりて歌へり。敢て自から專にしたるに非ず。時に天皇曰はく「戦勝ちて驕ること無きは良將の行なり。今、魁賊すでに滅びつ。而も同じく悪くありし者、何々つ十數群ばかり有り。其の情知るべからず。如何にぞ久しく一處に居て、以て制變すること無けむ」と。乃ち徙りて別處に營す。

十有一月、癸亥の朔の己巳の日(七)、皇師、大きに擧りて將に磯城彦を攻めむとす。先づ使者を遣して兄磯城を徴さしむ。兄磯城、命を承けず。更に頭八咫鳥を遣して召す。時に鳥その營に到りて鳴きて曰く、「天神の御子、汝を召す。怡井過、怡井過」。兄磯城忿りて曰く「天壓神(壓、此をば低弱と云ふ)至ると聞きて、吾が憤憤みつゝ爲る時に、奈何にぞ鳥。若此惡しく音鳴く耶」。乃ち弓響きまかなひて射く。鳥すなはち避去りぬ。次に弟磯城が宅に到りて鳴きて曰く「天神の御子、汝を召す。怡井過、怡井過」。時に弟磯城、儼然改容まりて曰さく「臣、天壓神至りますと聞はりて、且夕に長ち懼まる。善き乎、鳥、汝が若此鳴くこと」と云ひて、即ち葉盤八枚を作して、食を盛りて饗ふ(葉盤、此をば比羅耐と云ふ)。因りて以て鳥の隨に詣りて告して曰さく「吾が兄、兄磯城、天つ神の御子來でますと聞はりて、則ち八十梟帥を聚め、兵甲を具へて將に與決戦はむとす。早かに圖り給ふ可し」と申す。天皇乃ち諸の將を會へて問ひて曰はく「今、兄磯城果して逆賊ふ意ありて、召すにも詣り來ず。之を奈何にか爲む」。諸將の曰さく「兄磯城は黠き賊なり。宜しく先づ弟磯城を遣はして囑諭し、并せて兄倉下、弟倉下を説さしめ給へ。如し遂に歸順はずば、然して

後に兵を擧げて臨まむこと亦晚からじ。(倉下、此をば衛羅餌と云ふ)。乃ち弟磯城を遣して、利害を開示さしむ。而るに兄磯城等、猶ほ愚なる謀を守りて、承伏ふことを肯せず。時に椎根津彦、計りて曰さく「今者、宜しく先づ我が女軍を遣して、忍坂の道より出でば、虜ども之を見て必ず鋭き兵を盡して赴かむ。吾れ則ち動き卒を驅馳て、直に墨坂を指して、菟田川の水を取りて以て其の炭火に灌ぎ、倏忽之間に其の不意に出でなば、則ち破らむこと必也」。天皇その策を善しとし給ひ、乃ち女軍を出だして以て臨はしめ給ふ。虜ども大兵すでに至ると謂ひて、力を擧げて相待ちしかば、果に男軍を以て墨坂を越えて、後より夾み撃ちて之を破りて、其の梟帥、兄磯城等を斬しつ。(此條、本に諸將あり)是より先に、皇軍、攻むれば必ず取り、戦へば必ず勝ちぬ。而れども介冑之士、疲弊ること無きにあらず。故れ聊か御諒を爲りて以て將卒どもの心を慰め給ふ焉。諺に曰く、

備並めて。伊那瑤の山の。木の間もゆ。い性き衝らひ。戦へば。我はや飢ぬ。鳥つ鳥。轉飼が部。今助けに來ね。

十有二月、癸巳の朔の丙申の日(四)、皇師、遂に長髓彦を撃つ。連りに戦へども取勝あたはず。時に忽然に天陰けて雨氷ふる。乃ち金黃の雲しき瑞ありて、飛び來りて天皇の弓の弾(のたまみ)に止まれり。其の瑞、光り輝燈きて狀流電の如し。是に由て長髓彦が軍の卒ども、皆な迷ひ敗れて、復た力め戦はず。長髓彦は是れ邑の本號なり焉。因りて亦以て人名と爲。皇軍の瑞を得るに及びて、時の人、仍て瑞邑と號く。今、鳥見と云ふは是れ訛れるなり。

昔、孔全術の戦に、五瀬命、矢に中て薨りましき。天皇、術みもち給ひて常に憤み慰むることを懐き給ふ。此の役に至りて、意に病誅さむと欲はず。乃ち御諒して曰はく、

みづみづし。久米の子等が。粟生には。香菰ひと本。其菰之根。其之芽繋ぎて。撃ちてし止まむ。

また諺之して曰はく、

みづみづし。久米の子等が。垣下に。植をし蜀椒(薑)。口痺く。吾は忘れず。擊ちてし止まむ。因りて復た兵を縱ちて急忽に攻む。(凡て諸の御誦をば皆な來目歌と謂ふ。此は歌へる者を取めて名づけしなり。)

時に長髓彦。乃ち行人を遣して、天皇に言して曰さく「嘗、天神の子ましまして天磐船に乗りて、天より降止ませり。號を櫛玉鸕速日命と曰す。(鸕速日、此をば爾藝波都卑と云ふ)。是れ吾が妹・三炊屋媛(亦名は長髓媛。亦名は鳥見屋媛)を娶りて遂に兒息を有ましむ。名をば可美眞手命(可美眞手、此を于鹿詩末耐と云ふ。)と曰す。故れ吾は鸕速日命を以て君と爲て奉焉。夫れ天神の子、豈、兩種有さめや。奈何にぞ更に天神の子と稱ふものありて、以て人の地を奪はむ乎。吾が心に推測り見るに、未必爲信。天皇曰はく「天神の子、亦多に有り。汝が君と爲る所、是實に天神の子ならば、必ず表物あらむ。可相示之」と宣ふ。長髓彦、即ち鸕速日命の天羽々矢一隻、及び歩鞞を取りて以て天皇に示せ奉る。天皇、覽之して「事不虛也」と曰ひて、還して、所御る天羽々矢一隻、及び歩鞞を以て長髓彦に示せたまふ。長髓彦、其の天表を見まつりて、益、蹶踏を懐きつ。然れども凶器すでに構へて、其の勢ひ中に休む事を得ず。而して猶ほ迷へる圖を守りて、復た改意なし。鸕速日命、本より「天神は慈愍に唯だ天孫(天孫)に是れ與し給ふ」と云ふ事を知れり。且つ夫の長髓彦の稟性、復りて、教ふるに天、人の際を以てす可からざる事を見て、乃ち之を殺して、其の衆を帥りて歸順ふ焉。天皇、素より「鸕速日命は是れ天より降り」と云ふ事を聞しめせり。而して今、果して忠効を立てり。則ち褒めて寵み給ふ。此れ物部の氏の遠祖なり。

己未年(紀元前)春二月、壬辰の朔の辛亥の日(廿)。諸の將帥に命せて士卒を練ふ。是時に層官縣の波多の丘岬に、新城戸岬と云ふ者あり(丘岬、此をば塙介佐業と云ふ)。また和珙の坂下に居勢祝と云ふ者あり(坂下、此をば蹇伽毛吉と云ふ)。また隣見長柄の丘岬に猪祝と云ふ者あり。此の三處の土蜘蛛、並びに其の勇力を持みて、來庭を肯

せず。天皇、乃ち偏師を分ち遣して、皆誅ひ給ふ。また高尾張の邑に土蜘蛛あり。其の人と爲り、身體は短かくして手足は長く、侏儒と相類たり。皇軍、葛の網を結きて掩襲ひ殺しつ。因て其邑を改め號けて葛城と曰ふ。夫れ磐余の地舊名は片居(片居、此をば伽多婆と云ふ)。亦は片立と云ふ。(片立、此をば伽多婆知と云ふ。)我が軍師の虜を破るに遠びて、大軍ども集ひて其の地に滿り。因りて改め號けて磐余と爲ふ。或は曰く「天皇、往に嚴竟の嶺を嘗り給ひて、軍を出だして征ち給ふ。是時に磯城の八十梟師、彼處に屯聚居たり(屯聚居、此をば怡波彌婆と云ふ)。果して天皇と大きに戦ふ。遂に皇軍の爲に滅ばされぬ。故れ名けて磐余の邑と曰ふ」と。また皇師の立詰し處、是を猛田と謂ふ。城作る處を號けて城田と曰ふ。また賊衆、戰ひ死せて屍を僵し、臂を枕し處を呼びて頼枕田と爲ふ。天皇、前年の秋九月を以て、潛かに天香山の墟土を取りて、以て八十平瓮を造りて、躬自ら齋戒して諸神を祭り給ひ、遂に區宇を安定むる事を得たまふ。故れ土を取りし處を號けて壇安と曰ふ。

三月、辛酉の朔の丁卯の日(廿)。命を下して曰はく「我れ東を征ちしより、茲に六年になりぬ。皇天の威を頼ふりて、凶徒ども就戮れぬ。邊土、未だ清らず、餘の妖なほ梗しと雖も、中州の地、復た風塵なし。誠に、宜しく皇都を恢め廓き、大壯を規り慕るべし。而るに今、運・屯蒙に屬ひ、民の心朴素なり。巢に棲み穴に住む、習俗惟れ常となれり。夫れ大人の制を立つる、義、必ず時に隨ふ。苟も民に利あらば、何ぞ聖の造に妨はむ。且ち當に山林を披き拂ひ、宮室を經め營りて、恭みて寶位に臨みて以て元元を鎮め、上は則ち乾靈の國を授け給へる徳に答へ、下は則ち皇孫の正しき道を餘ひ給ひし心を弘めむ。然して後に六合を兼ねて、以て都を開き、八紘を掩ひて宇と爲むこと、亦た可からずや。夫の畝傍山の東南、檜原の地を觀れば、蓋し國の境區ならむ。可治之。(畝傍、此をば宇禰廣と云ふ)。是月に即ち有可に命せて、帝宅を經り始む。

庚申の年(紀元前)秋八月、癸丑の朔の戊辰の日(廿六)、天皇、當に正妃を立てむとす。改めて廣く華胄を求め給ふ。時に人有りて奏して曰さく「事代主神、三島瀧耳神の女、玉櫛媛に共して生める兒、號を媛蹈躑五十鈴姫命と曰す。是れ國色之秀者なり」と。天皇、悦び給ふ。九月、壬午の朔の乙巳の日(廿四)、媛蹈躑五十鈴姫命を納れて正妃と爲たまふ。

辛酉の年(紀元前)春正月、庚辰の朔の日、天皇、樞原宮に帝位即しめす。是の歲を天皇の元年と爲す。正妃を尊びて皇后と爲たまふ。皇子、神八井耳命、神津名川耳尊(天孫)を生めり、故れ古語に稱め申して、「故傍の樞原に、底之磐根に宮柱太しき立て、高天原に樽風・岐峙しりて、始天下取す天皇」と曰し、號を神日本磐余彦火々出見天皇と曰す焉。

初め、天皇、天基を草創め給ふ日、大伴氏の遠祖、道臣命、大來目部を帥めて、密の策を奉承はりて、能く諷歌、倒語を以て妖氣を掃蕩へり。倒語の用ゐられたる事は、始めて茲より起れり。

二年(紀元前)の春二月、甲辰の朔の乙巳の日(廿三)、天皇、功を定め賞を行ひ給ふ。道臣命に宅地を賜ひて築坂の邑に居らしめ、以て龍巖み給ふ。亦た大來目をして、故傍山の以西の川の邊の地に居らしむ。今、來目邑と號ふは、此れ其の緣なり。また椎根津彦を以て倭國造と爲す。また弟猪に猛田邑を給ひて、因て猛田縣主と爲す。是れ猛田主水部が遠祖なり。また弟磯城、名は黒速を磯城縣主と爲す。復た龍根と云ふ者を以て葛城國造と爲す。また頭八咫鳥も亦た實列に入れり。其の苗裔は即ち葛野の。主殿・縣主部、是なり。

四年(紀元前)の春二月、壬戌の朔の甲申の日(廿三)、詔して曰はく「我が皇祖の靈、天より聖光を降し給ひて、朕が躬を助け給へり。今、諸々の謫ども已に平ぎ、海内無事なり。以ちて天神を郊りて、用ちて大孝を申べ奉るべし」。

乃ち靈時を鳥見の山の中に立つ。其の地を號けて上小野原、下小野原と曰ふ。用ちて皇祖の天神を祭り給ふ。

三十有一年(紀元前)夏四月、乙酉の朔の日、皇興・巡り幸ます。因て阪上曠間丘に登りまして、國の狀を廻らし望りて曰はく「妍哉、國之獲矣。内木綿の眞進き國と雖も、猶ほ蜻蛉の聲帖の如くも有るかな焉(妍哉、此をば秋奈珥惠夜と云ふ)。是に因りて始めて秋津州の號あり。

昔、伊弉諾尊、此の國を目けて曰はく「日本は浦安の國、細戈千足國、磯輪上秀眞國(秀眞國、此をば袍圖麻句爾と云ふ)」。復た大己貴の大神、目けて曰はく「玉膳の内國」。饒速日命の天磐船に乗りて大處を翔行りて、是の郷を睨りて天降り給ふに及至りて、虛空見日本國と曰ふ矣。

四十有二年(紀元前)春正月、壬子の朔の甲寅の日(廿三)、皇子・神津名川耳尊を立てて、皇太子と爲たまふ。

七十有六年(紀元前)春三月、甲午の朔の甲辰の日(廿二)、天皇、樞原の宮に崩ましましぬ。時に年、一百二十七歳。明年(紀元前)の秋九月、乙卯の朔の丙寅の日(廿二)、故傍山の東北陵に葬しまつる。

日本書紀 卷第三 終

元年(紀元八〇)春正月、壬申の朔の己卯の日(八)、神津名川耳尊、即天皇位。葛城に都つくります。是を高丘宮と謂す。皇后(先帝の皇)を尊び、皇太后と曰す。是年、太歳・庚辰。

二年(紀元八一)春正月、五十餘依姬命を立て、皇后と爲たまふ。(一書に云く、磯城縣主の女、川派媛。一書に云く、春日縣主、大日諸が女、糸織媛なり。)即ち天皇の御姨なり。后、磯城津彦玉手看天皇(安)を生みます。

四年(紀元八三)夏四月、神八井耳命薨ぬ。畝傍山の北に葬す。

二十五年(紀元一〇)春正月、壬午の朔の戊子の日(七)、皇子・磯城津彦玉手看尊を立て、皇太子と爲たまふ。

三十三年(紀元一〇)夏五月、甲子の朔の日、天皇・不豫したまふ。癸酉の日(廿)崩ましぬ。時に年八十あまり四。

磯城津彦玉手看天皇 安寧天皇

磯城津彦・玉手看天皇は、神津名川耳天皇(元)の太子なり。母を五十餘依姬命と曰す。事代主神の小女なり。天皇、神津各川耳天皇の二十有五年を以て、立ちて皇太子と爲り給ふ。時に年二十一。三十有三年の夏五月、神津名川耳天皇崩りましぬ。其年の秋七月、癸亥の朔の乙丑の日(三)、皇太子、即天皇位。

元年(紀元一一)冬十月、丙戌の朔の丙申の日(十二)神津名川耳天皇を、倭の桃島田丘上陵に葬しまつる。皇后(先帝の皇)を尊びて皇太后と曰す。是年、太歳・癸丑。

二年(紀元一二)都を片鹽に遷し給ふ。是を浮孔宮と謂す。

三年(紀元一三)春正月、戊寅の朔の壬午の日(五)、淳名底仲姬命(亦曰、淳名豐姬)を立てて皇后と爲たまふ。(一書に云く、磯城縣主・葉江が女、川津媛。一書に云く、大間宿禰が女、糸井媛)是より先に、后、二はしらの皇子を生みませり。第一にあたり給ふをば息石耳命と曰ふ。第二を大日本彦相友天皇(安)と申す。(一に云く、三はしらの皇子を生みます。第一にあたり給ふをば常津彦某兄と曰す。第二に當り給ふをば大日本彦相友天皇と曰す。第三に當り給ふをば磯城津彦命と曰す。)

十一年(紀元二二)春正月、壬戌の朔の日、大日本相友尊を立て、皇太子と爲たまふ。弟・磯城津彦命は、是れ猪使連の始祖なり。

三十八年(紀元三五)冬十二月、庚戌の朔の乙卯の日(六)天皇、崩ましぬ。時に年五十あまり七。

大日本彦相友天皇 懿德天皇

大日本彦・相友天皇は、磯城津彦・玉手看天皇(安)の第二に當りたまふ子なり。母を淳名底仲姬命と曰す。事代主神の孫、鴨主の女なり。磯城津彦玉手看天皇の十一年の春正月、壬戌の朔の日、立ちて皇太子と爲り給ふ。年十六。三十八年の冬の十二月、磯城津彦玉手看天皇崩りましき。

元年(紀元三五)春二月、己酉の朔の壬子の日(四)、皇太子、天皇位しらしめす。秋八月、丙午の朔の日、磯城津彦玉手看天皇を畝傍山の南・御陰井上陵に葬しまつる。九月、丙子の朔の己丑の日(十四)、皇后を尊びて皇太后

と曰す。是年、太歳・辛卯。

二年(紀元一五) 春正月、甲戌の朔の戊寅の日(五)、都を橿の地に遷さる。是を曲峽宮と謂す。二月、癸卯の朔の癸丑の日(十一)、天豐津姫命を立てて皇后と爲たまふ。(一)に云く、磯城縣主・葉江男が弟、猪手の女・泉媛。一に云く、磯城縣主・太真稚彦が女・飯日媛也。)后、觀松彦香殖稻天皇(昭)を生みます。(一)に云く、天皇の母弟・武石彦奇友背命。

二十二年(紀元一七) 春二月、丁未の朔の戊午の日(十二)、觀松彦香殖稻尊を立て、皇太子と爲たまふ。時に年十八。三十四年(紀元一八) 秋九月、甲子の朔の辛未の日(八)、天皇崩。ましぬ。

觀松彦香殖稻天皇 孝昭天皇

觀松彦香殖稻天皇は、大日本彦相友天皇(昭)の太子なり。母皇后を、天豐津姫命と曰す。息石耳命の女なり。天皇、大日本彦相友天皇の二十二年の春二月、丁未の朔の戊午の日を以て皇太子と爲り給ふ。三十四年の秋九月、大日本彦相友天皇崩。ましぬ。明年(紀元一八)の冬十月、戊午の朔の庚午の日(十三)、大日本彦相友天皇を曲傍山の南の瀟沙谿の上の陵に葬しまつる。

元年(紀元一八) 春正月、丙戌の朔の甲午の日(九)、皇太子、即天皇位。夏四月、乙卯の朔の己未の日(五)、皇后(此は先帝の皇后を尊)を尊びて皇太后と曰す。秋七月、都を掖上に遷します。是を池心の宮と謂す。是年、太歳・丙寅。

二十九年(紀元二二) 春正月、甲辰の朔の丙午の日(三)、世襲足姫を立て、皇后と爲たまふ。(一)に云く、磯城縣主・葉江が女、淳名城津媛。一に云く、倭國豐秋狹太雄が女、大井媛也。)后、天足彦國押人命、日本足彦國押人天皇(孝)を生みます。

六十八年(紀元二五) 春正月、丁亥の朔の庚子の日(十四)、日本足彦國押人尊を立て、皇太子と爲たまふ。年二十。天足彦國押人命は、此れ和珥臣等が始祖(孝)なり。八十三年(紀元二六) 秋八月、丁巳の朔の辛酉の日(五)、天皇崩。ましぬ。

日本足彦國押人天皇 孝安天皇

日本足彦國押人天皇は、觀松彦香殖稻天皇(昭)の第二に當り給ふ子なり。母を世襲足姫と曰す。尾張連の遠祖、瀧津世襲の妹なり。天皇、觀松彦香殖稻天皇の六十餘り八年の春正月を以て、皇太子と爲り給ふ。八十三年の秋八月、觀松彦香殖稻天皇崩。ましぬ。

元年(紀元二六) 春正月、乙酉の朔の辛卯の日(七)、皇太子、即天皇位。秋八月、辛巳の朔の日、皇后を尊びて皇太后と曰す。是年、太歳・己丑。

二年(紀元二七) 冬十月、都を室の所に遷さる。是を秋津島の宮と謂す。三年の秋八月、庚午の朔の己丑の日(廿)、觀松彦香殖稻天皇を、掖上の博多山の陵に葬しまつる。

二十六年(西元二九) 春二月、己丑の朔の壬寅の日(十四)、姫・押姫を立て、皇后と爲たまふ。(一)に云く、磯城縣主・葉江が女、長媛。一云く、十市縣主・五十坂彦が女、五十坂媛也。后、大日本根子彦太瓊天皇(尊)を生みませり。七十六年(西元三三) 春正月、己巳の朔の癸酉の日(五)、大日本根子彦太瓊尊を立て、皇太子と爲たまふ。年、二十

六。百一十二年(西元三七)の春正月、戊戌の朔の丙午の日(四)、天皇崩ります。

大日本根子彦太瓊天皇 孝靈天皇

大日本根子彦太瓊天皇は、日本足彦國押人天皇(尊)の太子なり。母を押姫と曰す。(蓋し天足彦國押人命の女乎。)天皇、日本足彦國押人天皇の七十六年の春正月を以て、立ちて皇太子と爲り給ふ。百一十二年の春正月、日本足彦國押人天皇崩ります。秋九月、甲午の朔の丙午の日(十三)、日本足彦國押人天皇を、玉手丘上の陵に葬しまつる。冬十二月、癸亥の朔の丙寅の日(四)、皇太子、都を黒田に遷さる。是を廬戸宮と謂す。元年(西元三七) 春正月、壬辰の朔の癸卯の日(十二)、皇太子、即天皇位。皇后を尊びて皇太后と曰す。是年、太歳・辛未。

二年(西元三九)の春二月、丙辰の朔の丙寅の日(十一)、細姫命を立て、皇后と爲たまふ。(一)云く、春日千乳早山香媛。一云く、十市縣主等が祖の女、眞舌媛。后、大日本根子彦國牽天皇(尊)を生みます。妃・倭國香媛(亦名は

飯某姉)、倭迹々日百襲姫命、彦五十狹芹彦命(亦名は吉備津彦命)倭迹々稚屋姫命を生む。亦の妃・緹某弟、彦狹島命、稚武彦命を生む。弟・稚武彦命は、是れ吉備臣の始祖なり。三十六年(西元四六)の春正月、己亥の朔の日、彦國牽尊を立て、皇太子と爲たまふ。七十六年(西元四六) 春二月、丙午の朔の癸丑の日(四)、天皇崩ります。

大日本根子彦國牽天皇 孝元天皇

大日本根子彦國牽天皇は、大日本根子彦太瓊天皇(尊)の太子なり。母を細姫命と曰す。磯城縣主・大目の女なり。天皇、大日本根子彦太瓊天皇の三十六年の春正月を以て、立ちて皇太子と爲り給ふ。年、十有九。七十六年の春二月、大日本根子彦太瓊天皇崩ります。

元年(西元四九) 春正月、辛未の朔の甲申の日(十四)、皇太子、即天皇位。皇后を尊びて皇太后と曰す。是年、太歳、丁亥。

四年(西元五二) 春正月、甲申の朔の甲午の日(十一)、都を輕の地に遷し給ふ。是を境原宮と謂す。

六年(西元五四) 秋九月、戊戌の朔の癸卯の日(六)、大日本根子彦太瓊天皇を、片丘の馬坂の陵に葬しまつる。

七年(西元五五) 春二月、丙寅の朔の丁卯の日(四)、尊色謎命を立て、皇后と爲たまふ。后、二はしらの男、一はしらの女を生ませり。第一に當るを大彦命と曰ふ。第二に當り給ふを稚日本根子彦大日々天皇(尊)と曰す。第三に當る

を倭迹々姫命と曰ふ。(一)云く、天皇の母弟、少彦男心命也。妃、伊香色媛命、彦太忍信命を生む。次の妃、河内青玉繫が女、埴安媛、武埴安彦命を生む。兄、大彦命は、是れ阿倍臣、膳臣、阿閉臣、狹々城山君、筑紫國造、越國造、伊賀臣、凡て七族の始祖なり。彦太忍信命は、是れ武内宿禰の祖父なり。

二十二年(庚申年) 春正月、己巳の朔の壬午の日(十四)、稚日本根子彦大日々尊を立て、皇太子と爲たまふ。年十六。

五十七年(癸亥年) 秋九月、壬申の朔の癸酉の日(二)、大日本根子彦國牽天皇 崩ります。

稚日本根子彦大日々天皇 開化天皇

稚日本根子彦大日々天皇は、大日本根子彦國牽天皇(元)の第二に當りたまふ子なり。母を鸚色謎命と曰す。積積臣の遠つ祖、鸚色雄命の妹なり。天皇、大日本根子彦國牽天皇の二十二年の春正月を以て立ちて皇太子と爲りたまふ。時に年十あまり六。五十七年の秋九月、大日本根子彦國牽天皇 崩ります。冬十一月の辛未の朔の壬午の日、(十二)、皇太子、即天皇位。

元年(紀元五〇) 春正月、庚午の朔の癸酉の日(四)、皇后を尊びて皇太后と曰す。冬十月の丙申の朔の戊申の日(十三)、都を春日の地(春日、此をば箇酒鷄と云ふ)に遷さる。是を率川宮と謂す(率川、此をば伊社箇波と云ふ)。是年、太歳・甲申。

五年(戊子年) 春二月、丁未の朔の壬子の日(六)、大日本根子彦國牽天皇を、劍池嶋上の陵に葬りまつる。六年(己丑年) 春正月、辛丑の朔の甲寅の日(十四)、伊香色謎命を立て、皇太后と爲たまふ。后、御間城入彦五十瓊殖天皇(神)を生みます。是より先に天皇、丹波竹野媛を納れて妃と爲たまひ、彦湯産隅命(亦名は彦蔭賀命)を生ましむ。次の妃、和珥臣の遠祖、姥津命の妹、姥津媛、彦坐王を生む。二十八年(壬寅年) 春正月、癸巳の朔の丁酉の日(五)、御間城入彦尊を立て、皇太子と爲たまふ。年十九。六十年(癸未年) 夏四月、丙辰の朔の甲子の日(九)、天皇 崩ります。冬十月の癸丑の朔の乙卯の日(三)、春日の率川の坂本の陵に葬りまつる。(一)云く、坂上の陵。時に御年・百一十五。

日本書紀 卷第五

御間城入彦五十瓊殖天皇 崇神天皇

御間城入彦五十瓊殖天皇は、稚日本根子彦大日日天皇(神)の第二に當りたまふ子なり。母を伊香色謎命と曰す。物部氏の遠祖・大綜麻杵命の女なり。天皇、年十あまきり九歳にして立ちて皇太子と爲り給ふ。識性・聰敏まします。幼くして雄略を好み給ふ。既に壯にして寛博く謹慎みて神祇を崇ち重め給ふ。恒に天業を經綸めむと思ほす心まします。六十年の夏四月、稚日本根子彦大日日天皇崩ります。元(紀元五十六)年(西甲申年)春正月、壬午の朔の甲午の日(十三)、皇太子、即天皇位。皇后を尊びて皇太后と曰す。二月の辛亥の朔の丙寅の日(十六)、御間城姫を立て、皇后と爲給ふ。是より先に、后、活目入彦五十狹茅天皇(神)、彦五十狹茅命、國方姫命、千々爾倭姫命、倭彦命、五十日鷲彦命を生みませり。又の妃、紀伊國の荒河戸の女・遠津年魚眼妙媛、豊城入彦命、豊城入姫命を生む。次の妃、尾張大海媛(一云く、大海宿禰の女・八坂振天某邊)、八坂入彦命、淳名城入姫命、十市瓊入姫命を生む。是年、太歳・甲申。三年(西甲申年)秋九月、都を磯城に遷さる。是を瑞籬宮と謂す。

四年(西乙未年)冬十月、庚申の朔の壬午の日(三十)、詔して曰はく「惟るに我が皇祖、諸の天皇等、宸極を光臨すことは、豈に一身の爲ならむや。蓋し人と神とを司牧へて天下の下を經綸め給ふ所以なり。故、能く世に玄なる功を開め、時に至徳を流く。今、朕れ大運を奉承はりて黎元を愛育ふ。何當にして皇祖の跡に奉遵ひて、永に窮り無き許を保たむ。其れ羣卿百僚、爾たちの忠貞を竭して、並びに天下を安みせむこと亦た可からざらむや」。

五年(西乙未年)國の内に疾疫多にして、民死亡れる者、大半にすぎなむとす。六年(西乙未年)百姓・流離へぬ。或は背叛有り。其の勢ひ、徳を以て之を治し難し。是を以て晨に興き夕まで惕りて、神祇を請罪まをす。是より先に、天照大神、倭大國魂の二はしらの神を、天皇の大殿の内に並べ祭ひまつる。然るに其神の威勢を畏みて、共に住み給ふに安からず。故、天照大神を以ては、豊城入姫命に託けまつりて、倭の笠籠色に祭ひまつる。仍て磯城神籬を立つ(神籬、此をば比茅呂岐と云ふ)。亦た日本大國魂神を以ては、淳名城入姫命に託けまつりて祭ひまつら使め給ふ。然るに淳名城入姫命は、髪落ち、體・瘦みて、祭ひまつること能はず。

七年(西乙未年)の春二月、丁丑の朔の辛卯の日(十五)、詔して曰はく「昔、我が皇祖、大に鴻基を啓き給ひき。其の後聖業、遂高く、王風・博く盛りなり。意はざりき、今朕が世に當りて、數災害あらむ事を、恐らくは朝に善しき政なくして、咎を神祇に取つらむ耶。蓋ぞ命神龜て以て災を致す所由を極めざらむ」。於是天皇、乃ち神淺茅原に幸まして、八十萬の神連を會へて以て卜問ふ。是の時に神明、倭迹々日百襲姫命に憑りて曰はく「天皇、何ぞ國の治まらざる事を憂へますや。若し能く我を敬ひ祭らば必ず當自平矣」。天皇問ひて曰はく、「如此數へ給ふは誰の神ぞ」。答へて曰はく「我は是れ倭國の城の内に所居神、名を大物主神と爲ふ」。時に神の語を得て、教の隨に祭ひ記る。然れども猶ほ事に於て驗なし。天皇、乃ち沐浴・齋戒して、殿の内を潔淨めて祈みて曰はく「朕れ神を禮ふこと、尙ほ

未だ盡さざるか。何ぞ享け給はぬことの甚たしき。冀はくは亦た夢の裏に教へて、以て神の恩を畢したまへ。是の夜、夢に一の貴人あり。殿の戸に對立して、大物主神と自稱りて曰はく、「天皇、復た勿・國の治まらざる事を、愁へましそ。(是れ吾が意ぞ不)若し吾が兒・大田々根子を以て吾を祭ら令め給はゞ、則ち立に平りなむ矣。亦た在海外之國。自からに當に歸伏ひなむ。」

秋八月、癸卯の朔の己酉の日(廿)、倭迹迹速神浅茅原目妙姬、櫛積臣の遠祖・大水口宿禰、伊勢麻績君の三人、共に夢を同じくして奏して言さく、「昨夜、夢に一の貴人ましまして誨へて曰はく、大田々根子を以て大物主大神を祭る。主と爲、亦た市磯長尾市を以て、倭の大國魂神を祭る。主と爲ば、必ず天下太平なむ矣。」

天皇、夢の辭を得て益々心に歡び給ひ、布く天下に告ひて、大田々根子を求めたまふ。即ち茅渟縣の陶邑に於て、大田々根子を得て買る。天皇、即ち親ら神淺茅原に臨まして、諸王、卿及び八十諸部を會へて、大田々根子に問はして曰はく、「汝は其れ誰が子ぞ。」對へて曰く、「父をば大物主大神と曰す。母をば活玉依姬と曰す。陶津耳の女なり。(亦云く、奇日方天日方。武茅渟祇の女也)。天皇曰はく、「朕れ當に榮榮なむと當るかも。」乃ち物部連の祖・伊香色雄を以て、神の班物者と爲むととふに吉。また便(二四六)に他神を祭らむととふに不吉。

十一月、壬申の朔の己卯の日(八)、伊香色雄に命せて、物部の八十手を以て祭神之物を作らしめ、即ち入田々根子を以て大物主大神を祭ひまつる。主と爲、また長尾市を以て倭大國魂神を祭ひまつる。主と爲たまふ。然して後、他神を祭らむととふに吉焉。便ち別に八十萬の群神を祭ひまつる。仍て天社・國社、及び神地・神戸を定む。於是疫病はじめて息み、國の内漸くに謐まり、五くさの穀既に成りて、百姓饑はひぬ。

八年(五七二)夏四月、庚子の朔の乙卯の日(十六)、高橋邑の人、活日を以て大神の掌酒とす(掌酒、此をば佐介弭吉と云ふ)。冬十二月の丙申の朔の乙卯の日(廿)、天皇、大田々根子を以て大神を祭ら令む。是日に活日、自ら神酒を舉げて、天皇に獻る。仍りて歌之して曰く、

此の酒は。我が酒ならず。大和なす。大物主の。饋みし御酒。幾久。いくひさ。

此く歌ひて神宮に。宴す。即ち。宴。竟りて、諸大夫等歌ひて曰く、

美酒。三輪の殿の。朝戸にも。出でて行かな。三輪の殿戸を。

茲に天皇、歌之して曰はく、

美酒。三輪の殿の。朝戸にも。押し開かね。三輪の殿戸を。

即ち神宮の門を開けて幸行す。いはゆる大田々根子は、今の三輪君等の始祖なり。

九年(五七三)の春三月、甲子の朔の戊寅の日(十五)、天皇の夢に、神人有して誨へて曰はく、「赤盾八枚、赤矛八竿を以て墨坂神を祠り、亦た黒盾八枚、黒矛八竿を以て大坂神を祠りませ。」夏四月、甲午の朔の己酉の日(十六)、夢の教言の依に、墨坂の神、大坂の神を祭り給ふ。

十年(五七四)の秋七月、丙戌の朔の己酉の日(二十)、群卿に詔して曰はく、「民を導くの本は、教へ化くるに在り。今既に神。祇を禮ひて災害みな耗きぬ。然れども遠荒の人等、猶ほ正朔を受けず。是れ未だ王化に習はざる耳。其れ群卿を選びて四方に遣して、朕が憲を知ら令めよ。」九月、丙戌の朔の甲午の日(九)、大彥命を以て北。陸に遣し、武渟川別を東。海に遣し、吉備津彦を西道に遣し、丹波道主命を丹波に遣す。因て以て詔して曰はく、「若し教を受けざる者あらば、乃ち兵を擧げて之を伐て。」既にして共に印綬を授ひて、將軍と爲たまふ。王子の日(二十)、大彥命、和珥坂の上に到る。時に少女ありて歌ひて曰く、「一云く、大彥命、山背の平坂に到る。時に道の側に童女

ありて歌ひて曰く、

御間城 入彦はや。己が夫を。死せむと。窺まく知らに。媛之遊すも。(一云く、大城戸より。窺ひて。殺さむと。爲らくを知らに。媛之遊すも。)

是に大彦命。異びて重女に問ひて曰く「汝が言ひつることは何辭ぞ」。對へて曰く「物言也。唯だ歌をのみ歌ひつらく耳」。乃ち重ねて先の歌を歌ひて、忽ちに見えずなりぬ矣。大彦命、乃ち還りて、具に狀を以て奏す。是に天皇の姑、倭迹々日百襲姫命、聰明睿智して能く未然の事を識り給へり。乃ち其歌の恠を知りて、天皇に言さく「是れ武埴安彦が將に謀反けむと將る表ならむ。吾聞けり、武埴安彦の妻・吾田媛、密かに來りて倭の香山の土を取りて、領巾の頭に曇みて、「是は倭國の物質」と祈りて乃ち反りぬと(物質、此をば望能志呂と云ふ)。是を以て事有らむと知りぬ焉。早かに圖るに非ずば必ず後れなむ」。

於是、更に諸の將軍を留めて讓らひ給ふ。未幾時、武埴安彦、妻・吾田媛と謀反逆として、師を興して忽ちに至る。各道を分りて、夫は山背より、婦は大坂より、共に入りて帝都を襲はむとす。時に天皇、五十狹芹彦命(命なり)を遣て、吾田媛の師を撃た遣め給ふ。即ち大坂に遮りて皆大に之を破りて、吾田媛を殺して悉に其の軍卒を斬しつ。復た大彦命と、和珥臣の連祖・彦國葦とを遣て、山背に向けて埴安彦を撃た遣め給ふ。爰に忌免を以て和珥の武鏡坂の上に鎮坐、則ち精兵を率て、進みて那羅山に登りて軍す。時に官軍屯聚みて草木を踰阻す。因て以て其山を號けて那羅山と曰ふ(踰阻、此をば布瀨那羅須と云ふ)。更に那羅山を避りて進みて輪轉河に到りて、埴安彦と河を狹みて屯みて各々相挑む。故れ時の人、改めて其河を號けて挑河と曰ふ。今、泉河と謂ふは訛れる也。埴安彦、望りて彦國葦に問ひて曰く「何に由りて、汝・師を興して來る耶」。對へて曰く「汝、天に逆ひ、無道くも王室を傾け奉らむとす。故、義兵を

擧げて、汝が逆るを討ふ。是れ天皇の命なり。於是、各々先づ射る事を争ふ。武埴安彦、先に彦國葦を射るに、得中てす。後に彦國葦、埴安彦を射るに、胸に中て殺しつ焉。其の軍の衆、脅え退く。則ち追ひて河の北に破りて、首を斬ること半に過ぎたり。屍骨、多に溢れたり。故れ其の處を號けて羽振苑と曰ふ。亦た其の卒、怖ぢ走けて、屎、糞より漏ちたり。乃ち甲を脱ぎて逃ぐ。得免るまじきことを知りて、叩頭て「吾君」と曰へりき。故、時の人、其の甲脱ぎし處を伽和羅と曰ふ。糞より屎漏ちし處を屎糞と曰ふ。今、樟葉と謂ふは訛れる也。また叩頭し處を我君と曰ふ(叩頭此をば酒務と云ふ)。

是後に倭迹々日百襲姫命、大物主神の妻と爲る。然るに其の神、常に晝は見え給はずして夜のみ來す矣。倭迹々姫命、夫に語りて曰さく「君、常に晝は見え給はねば、分明に其の尊顔を視ることを得ず。願はくは暫く留まり給へ。明且、美麗しき威儀を觀ぎ奉らむと欲ふ」と。大神對へて曰はく「言理灼然なり。吾れ明且に汝が櫛篋に入りて居らむ。願はくは吾が形に勿驚きましそ」。爰に倭迹々姫命、心の裏に密かに異しむ。明くるを待ちて以て櫛篋を見れば、遂に美麗しき小蛇あり。其の長さ太さ、衣紐の如し。則ち驚きて叫啼ぶ。時に大神耻ぢて、忽ち人の形に化りて、其の妻に謂りて曰はく「汝、忍びずして吾に羞見せつ。吾れ還た汝に羞見せむ」と云ひて、仍て大虚を踐みて御諸山に登ります。爰に倭迹迹姫命、仰ぎ見て悔いて急居(急居、此をば薨岐子と云ふ)。則ち窺に陰を撞きて薨せぬ。乃ち大市に擧る。故、時の人、其墓を號けて窺墓と謂へり。是の墓は、日は人作り、夜は神作る。故れ大坂の山の石を運びて造る。則ち山より墓に至るまで、人民相踵ぎて、以手邊傳て運ぶ焉。時の人、歌之して曰く、

大坂に。踵ぎ登れる。石群を。手邊傳に運さば。運し難てむかも。

冬十月、乙卯の朔の日、群臣に詔して曰はく「今、反けりし者、悉に誅に伏し、畿内無事りぬ。唯し遐外の荒

ふる俗ども、騷動いまだ止まず。其れ四道の將軍等、今急かに發せ。丙子の日(二十二)、將軍等共に發路す。十一年(五七四)の夏四月、壬子の朝の己卯の日(八)、四道の將軍、戎夷を平けたる狀を以て奏す焉。是歲、異俗多に歸て國の内安寧なり。

十一年(五七五)の春三月、丁丑の朝の丁亥の日(十二)、詔して曰はく「朕れ初めて天位を承ぎて、宗廟(いへ)を保つことを獲たりしも、明も蔽る所有り、徳も緩むること能はず。是を以て陰陽・膠錯ひて、寒さ暑さ序を失ひ、疫病多に起りて、百姓・災ひを蒙ふりぬ。然るに今、罪を解へ、過を改めて、教く神祇を禮ひ、亦た教を垂れて、荒俗どもを緩くし、兵を擧げて以て不服を討つ。是を以て官に廢れたる事無く、下に逸民無し。教へ化くること流行はれて、衆庶・業を樂しび、異し俗ども譯を重ねて來、海外・既に歸化きぬ。宜しく此時に當りて、更に人民を校へて、長・幼の次第、及び課・役の先後を知ら令めよ焉。」秋九月、甲戌の朝の己丑の日(十六)、始めて人民を校へて、更に調役を科す。此を男之弓彈調、女之手末調と謂ふ。是を以て天神・地祇共に和享みて雨風時に順ひ、百種の穀・用て成り、家・給ぎ、人・足りて天下泰に平なり矣。故、稱め曰して御肇國天皇と謂す。

十七年(五八〇)の秋七月、丙午の朝の日、詔して曰はく「船は天下の要用なり。今、海の邊の民、船無きに由りて以て甚に歩運に苦めり。其れ諸國に令ちて、船舶を造ら俾めよ。」冬十月始めて船舶を造る。四十八年(六一一)の春正月、己卯の朝の戊子の日(廿)、天皇、豐城命、活目尊に勅して曰はく「汝たち二の子、慈愛、共に齊し。曷を嗣に爲むことを知らず。各宜しく夢みる宜し。朕れ夢を以て占へむ。二はしらの皇子、於是、命を被はりて、淨沐して祈みて寢給へり。おのおの夢を得たまひつ。會明に兄豐城命、夢の辭を以て天皇に奏して曰さく「自ら、御諸山に登りて、東に向きて八廻・弄槍し、八廻・擊刀す」と。弟、活目尊、夢の辭を以て奏して言さく「自

らは御諸山の嶺に登りて、繩を四方に纏へて、粟を食む雀を逐る」と。則ち天皇、相夢して二柱の子に謂りて曰はく、「兄は則ち一片に東に向きて、當に東の國を治す當し。弟は是れ悉く四方に臨みて、宜しく朕が位を繼ぐ宜し。」夏四月、戊申の朝の丙寅の日(十九)、活目尊を立て、皇太子と爲たまひ、豐城命を以て東國を治め令め給ふ。是れ上毛野君下毛野君等の始祖なり。

六十年(六二三)の秋七月、丙申の朝の己酉の日(十四)、群臣に詔して、「武日照命(一云く武夷鳥。又云く天夷鳥)天より將て來れる神寶、出雲大神の宮に藏せり。是れ見ま欲し」と曰ふ。則ち矢田部造の遠祖、武諸隅(一書に云く、一名は大母隅)を遣して獻らしむ。是時に當りて、出雲臣の遠祖・出雲振根、神寶を主れり。是れ筑紫國に往りて不遇矣。其の弟・飯入根、則ち皇命を被はりて、弟・甘美韓日狹と、子・鶴瀧淳とに付けて貢り上ぐ。既にして出雲振根、筑紫より還り來て、神寶を朝廷に獻りぬと聞きて、其の弟・飯入根を賣めて曰く「數日て當に待つ當きを、何忍之乎、輒く神寶を許せる。」是を以て既に年月を経れども、猶ほ急り恨むる事を懷きて、弟を殺さむと思ふ志あり。仍て弟を欺きて曰く「頃者、止屋淵に、多に菱生ひたり(菱、此をば毛と云ふ)。願くは共に行き見て見むと欲ふ。」弟、則ち兄に隨ひて往けり。是より先に、兄竊かに木刀を作る。形・眞刀に似たり。當時に自から之を佩けり。弟は眞刀を佩けり。共に淵の頭に到りて、兄、弟に謂りて曰く「淵の水清冷し。願くは共に游沐せむと欲ふ。」弟、兄の言に従ひて、各々佩ける刀を解きて淵邊に置きて、水の中に沐む。乃ち兄先づ陸に上りて、弟の眞刀を取りて自ら佩けり。後に弟、驚きて兄の木刀を取りて共に相擊つ。弟、木刀を抜くことを得ず。兄、遂に弟・飯入根を擊ちて殺しつ。故、時の人、歌之して曰く

八雲立つ、出雲建が、佩ける太刀、黒葛多巻き、眞身なしにあはれ。
於是、甘美韓日狹、鶴瀧淳、朝廷に參向て、曲に其の狀を奏す。則ち吉備津彦と武瀧河別とを遣はして、以て出雲振根

を誅ふ。故れ出雲臣等、是事に畏りて、大神を祭らずして間有り。時に丹波水上の人、名は氷香戸邊、皇太子・活目尊に啓して曰さく、「己が子に小兒有り、而るに自然に言さく、「玉菱鎖石。出雲人の祭る、眞種の甘美鏡・押羽振る。甘美御神の底賣・御賣主、山河の水泳る。御魂・靜挂けよ、甘美御神の底賣・御賣主也」。是れ小兒の言に似ず、若し託きて言ふもの有る乎」。於是皇太子、天皇に奏し給ふ。則ち勅して祭ひまつら使め給ふ。

六十二年(六二五)の秋七月、乙卯の朔の丙辰の日(三)、詔して曰はく「農は天下の大きな本なり。民の恃みて以て生くる所なり。今、河内の狭山の城田、水少し。是を以て其國の百姓、農の事に怠れり。其れ多に池・溝を開りて以て、民の業を寛めよ」。冬十月、依網の池を造る。十一月、刈坂の池、反折の池を作る。(一云く、天皇、桑間宮に居しまして、是の三つの池を造らしめたまふ。)

六十五年(六二八)の秋七月、任那國より、蘇那曷叱知を遣して朝貢たてまつる。任那は、筑紫國を去ること二千餘里。北の方・海を阻て、以て鷄林の西南に在り。

天皇、踐 祚こと六十八年(六三一) 冬十二月、戊申の朔の壬子の日(五)、崩ましぬ。時に年、百二十歳、明年の秋八月、甲辰の朔の甲寅の日(十一)、山邊道上の陵に葬しまつる。

日本書紀 卷第五 終

日本書紀 卷第六

活目入彦五十狹茅天皇

垂仁天皇

活目入彦五十狹茅天皇は、御間城入彦五十瓊殖天皇(神)の、第三に當り給ふ子なり。母皇后を御間城姫と曰す。大彦命の女なり。天皇、御間城天皇の二十あまり九年、歲次、壬子の春正月の己亥の日、朔を以て、瑞籬宮に生れます。生ながらにして岐嶮なる姿まします。壯に及びて側備れて大きな度、います。率性、眞に任せて婦飾ところ無し。父天皇、愛みて左右に引置き給ふ。二十四歳にして夢の祥に因りて、以て立ちて皇太子と爲り給ふ。六十八年の冬十二月、御間城入彦五十瓊殖天皇崩ります。

元年(六三二)の春正月、丁丑の朔の戊寅の日(三)、皇太子、即天皇位。冬十月、癸卯の朔の癸丑の日(十一)、御間城天皇を山邊道上陵に葬しまつる。十一月、壬申の朔の癸酉の日(三)、皇后を尊びて皇太妃と曰す。是年、太歳・壬辰。

二年(六三三)の春二月、辛未の朔の己卯の日(九)、狹穗姫を立て、皇后と爲たまふ。后、譽津別命を生み給へり。生而(此の二字、水)天皇愛みて常に御左右に在き給ふ。壯に及びて不言。冬十月、更に纏向に都つくる。是を珠城

宮と謂す。是の歳、任那人・蘇那曷叱智請さく「國にまかり歸りなむ」と。【菟】先皇之世來朝、未還賜。故、教蘇那曷叱智に賞したまふ。仍て赤絹・一百疋を齎せて、任那の王に賜びつかはす。然るに新羅人、道に逢へて奪ひつ焉。其の二國の怨、是時に始起まれり。

一云く、御間城天皇(神)の世に、額に角有ひたる人、一船に乗りて越國の奇飯浦に泊まれり。故れ其の處を號けて角鹿と曰ふ。問ひて曰く「何れの國の人乎」。對へて曰く「意富加羅國の王の子、名は都怒我阿羅斯等。亦名は于斯岐阿利叱智干岐と曰ふ。傳に、日本國に聖皇有すと聞はりて、以て歸化く。穴門に到る時に其國に人有り。名は伊都都比古、臣に謂りて曰く吾は則ち是國の王なり。吾を除きて復た二の王なし。故れ他處に勿往きそ。然るに臣、究其の人と爲を見るに必ず王に非じと云ふ事を知りぬ。即ち更に還ぬ。道路を知らずして島・浦を留連ひつ。北海より廻りて出雲國を経て此間に至れり。是時に天皇の崩りませるに遇へり。即ち留りて活目天皇に仕へまつりて三年に速りぬ」。天皇、都怒我阿羅斯等に問はして曰く「汝、國に歸らむと欲ふ耶」。對へて諍さく「甚願はし」。天皇、阿羅斯等に詔をほせて曰はく「汝、道に迷はずして、速に詔で來らましかば、必ず先の皇に遇ひ奉りて仕へまし。是を以て汝が本國の名を改めて、追ひて御間城天皇の御名を負りて、便ち汝が國の名と爲よ」と。仍て赤絹を以て阿羅斯等に給びて本土に返しつかはす。故れ其國を號けて、彌摩那國と謂ふ。其れ是の緣なり。是に阿羅斯等、給はれる赤絹を以て、己が國の郡府に藏む。新羅人、之を聞きて、兵を起して至りて、皆く其の赤絹を奪ひつ。是れ二國の相怨なふ始なり。

一云く、初め都怒我阿羅斯等、國に在りし時、黄牛に田の器を負はせて將に田舎に往かむとす。黄牛忽ちに失せぬ。則ち迹の尋に之を覓ぐ。跡、一那家の中に留まれり。時に一の老夫ありて曰く、「汝の求むる牛は此の郡家の中に入れ

り。然れども郡公等曰く、牛の負へる物に由りて推ふに、必ず殺して食はむと設けたる也。若し其の主覺ぎ至らば、則ち物を以て償はむ耳と云ひて、即ち殺し食みてき。若し牛の値に何物を得むと欲ふと問はば、財物を莫望みそ。便ち郡内の祭神を得むと欲ふと爾云へ」と。俄くありて郡公等到りて曰く「牛の値に何物を得むと欲ふ」。對ふること老夫の教の如くにす。「其の祭る神は是れ白石也」と云ひて、白石を以て牛の値に授てつ。因て以て將來りて寢の中に置けり。其の神石、美麗童女に化りぬ。於是阿羅斯等、大く歡びて合せむと欲へり。然るに阿羅斯等、他處に去れる間に、童女忽ち失せぬ。阿羅斯等大く驚きて己が婦に問ひて曰く「童女、何處か去にし矣」。對へて曰く「東の方に向にき」。則ち尋ねて追ひ求ぐ。遂に遠く海を浮りて以て日本國に入りぬ。故れ求ぎし童女は、難波に詣至りて比賣語會社の神と爲りぬ。且は豊國の前、郡(國)に至りて、復た比賣語會社の神と爲りぬ。並びに二處に見祭焉。

三年(甲午年)の春三月、新羅王の子・天日槍、來歸焉。將來たる物は、玃太玉・一箇、足高玉・一箇、鶴鹿々赤石玉・一箇、出石小刀・一口、出石棒・一枝、日鏡・一面、熊神籬・一具、并せて七物あり。但馬國に藏めて常に神物と爲れり。

一云く、初め天日槍、艇に乗りて播磨國に泊る。宍粟邑に在りし時に、天皇、三輪君の祖・大友主と、倭直祖・長尾市とを播磨に遣して、天日槍に問はして曰はく「汝は誰人ぞ。且た何れの國の人ぞ」。天日槍、對へて曰はく「僕は新羅國の主の子なり。然るに日本國に聖皇有すと聞はりて、己が國を以て弟の知古に授けて歸化けり。仍て貢獻る物は、葉細珠、足高珠、鶴鹿々赤石玉、出石刀子、出石槍、日鏡、熊神籬、膽狭々大刀并せて八物あり。仍て天日槍に詔して曰はく「播磨國の宍粟邑、淡路島の出浅邑、是の二邑は汝が意の任に居れ」。時に天日槍、啓して曰はく「臣が住まむ處は、若し天恩を垂れたまひて臣が情に願はしき地を聽したまはば、臣、親ら諸國を歴り視て、則ち臣が心に合へるを給はらむと欲ふ」と。乃ち聽したまふ。於是天日槍、菟道河より浜ばりて、北のかた近江國の吾名邑に入りて

暫く住めり。復た更に近江より若狭國を経て、西のかた但馬國に到りて則ち住處を定む。是を以て近江國の鏡村の谷の陶人は、則ち天日槍の從人なり。故れ天日槍、但馬の出島の人・太耳の女・麻多鳥を娶りて但馬諸助を生む。諸助但馬日槍を生む。日槍、清彦を生む。清彦、田道間守を生む。

四年(六三五)の秋九月、丙戌の朔、戊申の日(三十一)、皇后の兄・狹穗彦王、謀反、社稷を危ぶめむと欲る。因りて皇后の燕居を伺ひて語りて曰く、「汝、兄と夫と孰れか愛しき」。於是、皇后、問へる意趣を知しめさずして、輒ち對へて曰はく、「兄を愛しむ」。則ち皇后に誑へて曰く、「夫れ色を以て人に事へまつるは、色衰へて寵み緩む。今、天の下に住人多なり。各々運命に進みて寵まれむことを求ぐ。豈、水に色を恃む事を得まし乎。是を以て翼くは吾れ鴻祚を登らば、必ず汝と興に天下を照臨みて、則ち枕を高くして、永に百年を終へむ。亦た快からざらむ乎。願くは我が爲に天皇を弑せまつれ」。仍て匕首を取りて皇后に授けて曰く、「是の匕首をば柄の中に佩びて、當に天皇の寢ませらむ時に、頸を刺して弑せまつれ焉」。皇后、於是、心の裏に説いて、所如を知らず。然れども兄王の志を視るに、便ち諫むることを得じ。故れ其の匕首を受けつ。獨り藏す所無くして、以て衣(せみ)の中に著けり。遂有(三)諫(四)兄(五)之情(六)歟。五年(六三六)の冬十月、己卯の朔の日、天皇、來目に幸して高宮に居ます。時に天皇、皇后の膝を枕にして、晝寢ませり。於是、皇后、既に事を成げ給ふこと無くして、空に思はさく、「兄の王の謀る所は適に是時也」。即ち涙流りて帝面に落つ。天皇、則ち寤りて皇后に語りて曰はく、「朕れ今日夢みらく矣。錦色の小蛇、朕が頸に繞はる。また大雨・狹穗より發り來て面を濡らすと見つ。是れ何の祥ならむ」。皇后則ち謀を得匿し給ふまじきことを知りて、悚ち恐まりて地に伏して、曲かに兄王の反狀を上る。因りて奏して曰はく、「妾、兄王の志に違ふこと能はず。亦た天皇の恩に背くことを得ず。告言さば則ち兄王を亡さむ。言さずば則ち社稷を傾けてむ。是を以て一たびは則ち以て懼り、一たび

は則ち以て悲しび、俯・仰して喉咽び、進退ひて血泣つ。日夜懷懼りて無所訴言。唯だ今日、天皇、妾が膝を枕にして寢ませり。於是、妾、一に思へらく矣。若し狂へる婦有りて、兄の志を成すものならば、適遇・是の時に、不勞して以て功を成げむ。茲の意いまだ竟らざるに、眼涕自流。則ち袖を擧げて涙を拭ふに、袖より溢りて帝面を濡らしつ。故今日の夢は必ず是事の應ならむ焉。錦色の小蛇は則ち妾に授けし匕首なり。大雨の忽ちに發るは則ち妾が眼淚なり。天皇、皇后に語りて曰はく、「是れ汝の罪に非ず」と。即ち近縣の卒を發して、上毛野君の遠祖・八綱田に命せて、狹穗彦を撃た令め給ふ。

時に狹穗彦、師を興して之を距ぐ。忽ちに稻を積みて城に作る。其の堅きこと、破るべからず。此を稻城と謂ふ。月を踰ゆるまで降はず。於是、皇后、悲しびて曰はく、「吾は皇后なりと雖も、既に兄王を亡しては、何の面目ありてか天の下に花まむ耶」と云ひて、則ち皇子、譽津別命を抱きて、兄王の稻城に入りましぬ。天皇、更に軍衆を益して悉に其の城を圍む。即ち城の中に勅して曰はく、「急に皇后と皇子とを出だしまつれ」と。然れども出だしまつらず矣。則ち將軍・八綱田、火を放けて其の城を焚く。於是、皇后、皇子を懷抱か令めて、城の上を踰えて出だし給へり。因りて奏請して曰はく、「妾、始め兄の城に逃入りし所以は、若し妾と子とに因りて、兄の罪を免さるゝこと有らむ乎となり。今、免さるゝことを得ず。乃ち知りぬ、妾に罪有る事を。何ぞ面縛はるゝ事を得せむ。自經て死らまく耳。唯し妾、死ると雖も敢て天皇の恩を忘れじ。願くは妾が掌どりし后宮の事は、宜しく好仇どもに授け給へ。其れ丹波國に五とりの婦人あり。志並びに貞潔し。是れ丹波道主王の女なり。(道主王は、稚日本根子大日日天皇(八)の孫、彦坐王の子也。一云く、彦湯産隅王の子也。)當に掖廷に納れて以て后の宮の數に盈ひ給へ」と。天皇、聽したまふ矣。時に火興り、城崩れて軍衆、悉に走る。狹穗彦、妹と共に城の中に死りぬ。天皇、是に將軍・八綱田の功(は)を美め給ひ

て、其名を號けて倭日向武日向彦八綱田と謂たまふ。

七年(六三八)の秋七月、己巳の朔の乙亥の日(七)、左右奏して言さく「當麻邑に勇悍き士あり、當麻縣速と曰ふ。其の爲人、強力くして、以て能く角を毀き、鉤を申ふ。恒に衆中に語りて曰く、四方に求めむに、豈我が力に比ぶ者あらめや。何で強力き者に遇ひて、死生することを期はずして、頓に争力することを得む」と申す」と。天皇、聞しめして群、卿に詔して曰はく、「朕れ聞きしく、當麻縣速と云ふ者は、天の下の力士なり。若し此に比ぶ人有り耶」。一の臣進みて言さく「臣れ聞はる。出雲國に勇士有り。野見宿禰と曰す。試みに是の人を召して、縣速に當せむと欲ふ」。即日倭直の祖長尾市を遣して、野見宿禰を喚す。於是、野見宿禰、出雲より至れり。則ち當麻縣速と野見宿禰とに擔力とらしむ。二人、相對ひて立ち、各々足を擧げて相ひ戰る。則ち當麻縣速の脇骨を斷る折き、亦た其の腰を踏み折きて殺しつ。故れ當麻縣速が地を奪りて、悉く野見宿禰に賜ふ。是を以て其の邑に、腰折田ある縁なり。野見宿禰、乃ち留りて仕へまつる焉。

十五年(六四六)の春二月、乙卯の朔の甲子の日(廿)、丹波の五たりの女を喚して掖庭に納る。第一を日葉酢姫と曰す。第二を浮葉田瓊入媛と曰す。第三を眞砥野媛と曰す。第四を薊瓊入媛と曰す。第五を竹野媛と曰す。秋八月、壬午の朔の日、日葉酢姫命を立て、皇后と爲たまひ、皇后の女弟の三女を以て妃と爲たまふ。唯し竹野媛は形姿醜きに因りて本土に返し遣はす。則ち其の返さるゝ事を羞ぢて、葛野に到るときに自ら輿より墮ちて死ぬ。故れ其の地を號けて墮國と謂ふ。今、弟國と謂ふは、訛れる也。皇后、日葉酢姫命、三はしらの男、二はしらの女を生みませり。第一を五瓊敷入彦命と曰す。第二を大足彦尊(行)と曰す。第三を大中姫命と曰す。第四を倭姫命と曰す。第五を稚城瓊入彦命と曰す。妃、浮葉田瓊入媛、鐔石別命と贈香足姫命とを生みませり。次の妃、薊瓊入媛、池速別命と稚淺津姫命とを生みませり。

二十三年(六五四)の秋九月、丙寅の朔の丁卯の日(三)、群、卿に詔して曰はく、「譽津別王は、是れ生れて年既に三十。八拘鬚髪むすまでに成りぬ。猶ほ泣つること兒の如し。常に不言。何の由ぞ矣」。因て有司を令て之を議ら令む。冬十月、乙丑の朔の壬申の日(八)、天皇、大殿の前に立たせ給へり。譽津別皇子侍り。時に鳴く鶴ありて、大虚を度る。皇子、仰ぎて鶴を觀そなはして、曰たまはく、「是れ何物ぞ」。天皇、則ち皇子の鶴を見て得言ことを知看して喜び給ふ。左右に詔して曰はく、「誰か能く是の鳥を捕りて獻らむ」。於是鳥取造の祖、天湯河板舉(板舉、此をば拙儻と云ふ)、奏して言さく、「臣、必ず捕りて獻らむ」。即ち天皇、湯河板舉に勅して曰はく、「汝、是の鳥を獻らば、必ず敦く賞せむ矣」。時に湯河板舉、遠く鶴の飛之きし方を望りて、追ひ尋ぎて出雲國に詣りて捕り獲つ。或は曰く、但馬國に得たりと。十一月の甲午の朔の乙未の日(廿)、湯河板舉、鶴を獻る。譽津別命、是の鶴を弄びて遂に言語(まこと)を得つ。是に由て敦く湯河板舉に賞したまふ。則ち姓を賜はりて鳥取造と曰ふ。因りて亦た鳥取部、鳥養部譽津部を定む。

二十五年(六五八)の春二月、丁巳の朔の甲子の日(八)、阿倍臣の遠祖、武津川別、和珥臣の遠祖、彦國葺、中臣連の遠祖、大鹿嶋、物部連の遠祖、十千根、大伴連の遠祖、武日、五大、夫に詔して曰はく、「我が先皇、御間城入彦五十瓊殖天皇は、惟れ寂しくして聖に作まし、欽しみ明らかに聴く達り給ふ。深く謙損ることを執りて、志、沖しく退くことを懷き、機、術を綱繆め給ひて、神、祇を禮ひ祭り給ひ、己を刻め躬を勤めて、日に一日を慎み給へり。是を以て人民、富み足ひて天の下太平なりき。今、朕が世に當りて神、祇を祭祀ること、豈に怠ること有るを得まし乎」。三月、丁亥の朔の丙申の日(廿)、天照大神を豐船入媛命に離ちまつりて、倭姫命に託け給ふ。爰に倭姫

命、大前を鎮めさせむ處を求めて、菟田の篠簜(篠、此をば佐々云ふ)に詣り、更に還りて、近江國に入りて、東の方・美濃國を廻りて伊勢國に到り給ふ。時に天照大神、倭姫命に誨へて曰はく、「是の神風の伊勢國は、則ち當世の浪の重浪・歸る國なり。傍國の可憐國なり。是國に居らむと欲ふ」と。故れ大神の教へ給ふ隨に、其の詞(いひの)を伊勢國に立め給ふ。因りて齋宮を五十鈴の川上に興つ。是を磯宮と謂す。則ち天照大神の始めて天より降りまし、處なり。一云く、天皇、倭姫命を以て御杖と爲て、天照大神に供へ奉り給ふ。是以、倭姫命、天照大神を以て、磯城の嚴櫃之本に鎮坐さしめて祠之り給へり。然して後に神の誨の隨に、丁巳の年(紀元六五七)の冬十月(戊申朔)甲午の日(十七)を以て伊勢國の波邊宮に遷しまつる。是時に倭大神、穗積臣の遠祖、大木口宿禰に著り給ひて誨へて曰く、「太初の時を期りて曰く、天照大神は悉くに天原を治しめさむ。皇御孫尊は専らに葦原中國の八十瓊神を治らむ。我は親ら大地官を治らむ。言已に訖りぬ焉。然るに先、皇・御間城・天皇・神・祇を祭ひ祀り給ふと雖も微細くは未だ其の源根を探り給はず。以て粗かに枝葉に留め給へり。故れ其の天、皇命、短し。是を以て今汝・御孫尊、先の皇の不及たることを悔い給ひて慎み祭ひ給はざ、則ち汝尊、壽命延長く復た天下太平ならむ矣。時に天皇、是言を聞きめして、則ち中臣連の祖・探湯主に仰せて卜へしむ。誰人を以て大倭大神を祭ら令めむ。即ち淳名城稚姫命に食へり焉。因て以て淳名城稚姫命に命せて、神地を穴磯の邑に定めて大市の長岡岬に祀ひまつる。然るに是の淳名城稚姫命既に身體悉く瘦み弱り、以て祭ること能はず。是を以て大倭直の祖・長尾市宿禰に命せて祭らしむ矣。

二十六年(丁巳)秋八月、戊寅の朔の庚辰の日(三)、天皇、物部十千根大連に勅して曰はく、「屢々使者を出雲國に遣して、其の國の神寶を檢校へしむと雖も、分明しく申言す者無し。汝親ら出雲に行りて、宜しく檢校へ定むべし。則ち十千根大連、神寶を校へ定めて、分明しく奏し言しき。仍て神寶を掌らしむ。

二十七年(戊午)の秋八月、癸酉の朔の己卯の日(七)、祠官に令ちて、兵器を神の幣と爲むとトへしむるに、吉。故れ弓矢、及び横刀を諸神たちの社に納む。仍りて更に神地、神戸を定めて、時を以て祠る。蓋し兵器を以て神祇を祭ること、始めて是時に興れり。是歲、屯倉を來目邑に興つ。(屯倉、此をば彌夜氣と云ふ)。

二十八年(己未)の冬十月、丙寅の朔の庚午の日(五)、天皇の母弟・倭彦命薨れます。十一月、丙申の朔の丁酉の日(二)、倭彦命を身狭桃花島坂に葬す。於是、近習者を集へて、悉く生ながらにして陵の域に埋み立つ。日を數れども死なずして晝夜・泣ち吟ふ。遂に死りて爛ち臭り、大鳥聚ひ嘔む焉。天皇、此の泣ち吟ふ聲を聞きめして御心に悲傷み有す。群卿に詔して曰はく、「夫れ生けりし時に愛みし所を以て、亡者に殉がは令むるは是れ甚傷き事なり。其れ古への風なりと雖も、良からずば何か從はむ。自今以後、諱らひて、殉はしむることを止めよ。

三十年(辛酉)の春正月、己未の朔の甲子の日(六)、天皇、五十瓊敷命、大足彦尊に詔して曰はく、「汝等各々情願はしからむ物を言せ。兄、王・諸さく「弓矢を得むと欲ふ。弟の王・諸し給はく「皇位を得むと欲ふ。於是、天皇、詔して曰はく「おのおの宜しく情の隨に、べし。則ち弓矢を以て五十瓊敷命に賜ふ。仍て大足彦尊(行)に詔し曰はく「汝は必ず朕が位を繼げ。

三十一年(癸亥)の秋七月、甲戌の朔の己卯の日(六)、皇后・日葉酢姫命(一云く日葉酢根命也)薨れます。葬りまつらむとすること日あり焉。天皇、群卿に詔して曰はく「死に従ふ道は、前に不可と云ふことを知り。今、此行の葬に爲之奈何。於是、野見宿禰、進みて曰さく「夫れ君王の陵墓に、生きたる入を埋み立つるは是れ不良。豈に後葉に傳ふことを得まし乎。願はくは今將に便なる事を議りて奏さむ」と言して、則ち使者を遣して出雲國の土部・壹佰人を喚し上げ、自ら土部等を領ひて、埴土を取りて以て人・馬及び種々の物の形を造作りて天皇に獻りて曰さく「今よ

以後、是の土物を以て生きたる人に更易て陵墓に樹て、後葉の法則と爲む。天皇、於是大く喜びまして、野見宿禰に詔して曰はく「汝の便なる議、寔に朕が心に治へり。則ち其の土物を、始めて日葉酢姫命の墓に立つ。仍て是の土物を號けて城輪と謂ふ(亦名は立物也)。仍て命を下して曰はく「自今以後、陵墓には必ず是の土物を樹て、人を無傷りそ爲。天皇、厚く野見宿禰の功しさを賞め給ひ、亦た銀地を賜ひて即ち土部職に任せ給ふ。因りて本の姓を改めて土部臣と謂ふ。是れ土部連等。天皇の喪葬を主る縁なり。所謂る野見宿禰は、是れ土部連等の始祖なり。

三十四年(乙未年)の春三月、乙丑の朔の丙寅の日(日)、天皇、山背に幸す。時に左右、奏して言さく、「此の國に住人はべり。綺戸邊と曰す。姿形美麗し。山背の大國の不逞が女なり。天皇、茲に矛を執りて祈ひて曰はく「必ず其の佳人に遇はまくば、道路に瑞見えよ。行宮に至ります比、大鵜、河の中より出づ。天皇、矛を擧げて龜を刺し給ふ。忽ち白石に化爲ぬ。左右に謂りて曰はく「此の物に因りて推るに、必ず驗有らむ乎。仍て綺戸邊を喚して後宮に納る。磐衝別命を生む。是れ三尾君の始祖なり。是より先に、山背の刈幡戸邊を娶して、三はしらの男を生ましむ。第一を祖別命と曰す。第二を五十日足彦命と曰す。第三を膳藏別命と曰す。五十日足彦命は、是れ石田君の始祖なり。

三十五年(丙申年)の秋九月、五十瓊敷命を河内國に遣して、高石池、茅渚池を作らしむ。冬十月、倭の狭城池、及び迹見池を作らしむ。是歳、諸國に令ちて、多に池・溝を開らしむること數八百之。農を以て事とす。是に因て百姓富み饒はひて天下太平なり。

三十七年(戊寅年)の春正月、戊寅の朔の日、大足彦尊(行)を立て、皇太子と爲たまふ。

三十九年(庚辰年)の冬十月、五十瓊敷命、茅渚の菟砥の川上宮に居して、銀一千口を作ります。其の銀を名けて川上部と謂ひ、亦名を採伴と曰ふ(採伴、此をば阿箇播磨我等母と云ふ)。石上の神宮に藏む。是後に五十瓊敷命に命せて、

石上神宮の神寶を主ら伴む。

一云く、五十瓊敷皇子、茅渚の菟砥河上に居まして、銀冶。名は河上を喚して、大刀・一千口を作らしめ給ふ。是時、新部、倭文部、神弓削部、神矢作部、大穴磯部、泊樞部、玉作部、神刑部、日置部、大刀佩部、并せて十箇の品部を以て五十瓊敷皇子に賜ふ。其の一千口の大刀は忍坂邑に藏む。然して後に忍坂より移して石上神宮に藏む。是時に神、乞はして言さく「春日臣の族、名は市河をして治ら令めよ。因て以て市河に命せて治らしめ給ふ。是れ今の物部首の始祖なり。

八十七年(乙未年)の春二月、丁亥の朔の辛卯の日(日)、五十瓊敷命、妹・大中姫命に謂りて曰く、「我れ老いぬ。神寶を掌ることを能くせず。自今以後、必ず汝つかさどれ焉。大中姫命辭みて曰く「吾は手弱女人なり。何ぞ能く天神庫に登らむ耶(神庫、此をば保玖羅と云ふ)。五十瓊敷命の曰く「神庫も高しと雖も、我れ能く神庫の爲に梯を造てむ。豈に庫に登るに煩ひ有らめや。故れ遂に曰く「天之神庫も樹梯の隨に」と云ふ。此れ其の縁なり。然れども遂に大中姫命、物部十千根大連に授けて治らしめつ。故れ物部連等、今に至るまでに石上の神寶を治るは、是れ其の縁なり。

昔、丹波國の桑田村に、人あり。名を薙斐と曰ふ。則ち、薙斐の家に犬あり。名を足住と曰ふ。是の犬、山獸。名は牟士那と云ふを咋みて殺しつ。則ち獸の腹に八尺瓊勾玉あり。因りて以て之を獻る。是の玉は今、石上の神宮に在り。

八十八年(己未年)の秋七月、己酉の朔の戊午の日(日)、群卿に詔して曰はく、「朕れ聞きしく、新羅王の子・天日槍初めて來し時に、將て來つる寶物、今、但馬に在り。元め國人の爲に貴はれて則ち神寶と爲りぬと。朕れ其の寶物を見まく欲ふ。即日、使者を遣して、天日槍の曾孫・清彦に詔して獻らしむ。於是、清彦、勅を被はりて、乃ち自ら

神寶を捧げて之を獻る。羽太玉一箇、足高玉一箇、鵜鹿鹿赤石玉一箇、日鏡一面、熊神籬一具。唯し小刀一口あり、名を出石と曰ふ。即ち清彦、忽ちに以爲へらく「刀子は獻らし」と。仍て袍の中に匿めて自ら佩けり。天皇、未だ小刀を匿めたる情を、知さずして、清彦を罷まむと欲して、召して酒を御所に賜ふ。時に小刀、袍の中より出で顯る。天皇、見之して、親から清彦に問ひて曰はく「爾が袍の中の刀子は、何する刀子ぞ」。爰に清彦、刀子を得匿すまじき事を知りて呈はし言さく「所獻る神寶の類なり」。天皇、清彦に謂りて曰はく「其れ神寶ならむには、豈に類を離すことを得む乎」と。乃ち出だして獻つる焉。皆神府に藏む。然して後、實府を開けて視そなはするに、小刀、自からに失せぬ。則ち使を以て清彦に問はしめて曰はく「爾が所獻りし刀子、忽ちに失せぬ矣。若し汝の所に至れる乎」。清彦答へて曰さく「昨夕、刀子・自然に臣が家に至りて、乃ち明旦に失せぬ矣」。天皇、則ち惶まり給ひて、且更覓め給はず。是の後に出石刀子、自然に淡路島に至れり。其の嶋人、神なりと謂ひて、刀子の爲に祠を立つ。是れ今に祠らる。昔、一人ありて、艇に乗りて但馬國に泊れり。因て問ひて曰く「汝は何國の人ぞ」。對へて曰く「新羅王の子、名を天日槍と曰ふ」と。則ち但馬に留まりて、其國の前津耳(一云く前津見。一云く太耳)が女・麻拖能鳥を娶りて、但馬諸助を生む。是れ清彦が祖父なり。

九十年(七三三)の春二月、庚子の朔の日、天皇、田道間守に命せて、常世の國に遣して非時香菓を求めしむ(香菓、此をば箇俱能未と云ふ)。今、橋と謂ふ是なり。
 九十年(七三〇)の秋七月、乙巳の朔の戊午の日(十四)、天皇、纏向宮に崩りましぬ。時に年、百四十歳、冬十二月、癸卯の朔の壬子の日(廿)、菅原伏見陵に葬しまつる。
 明年(七三三)の春三月、辛未の朔の壬午の日(十二)、田道間守、常世の國より至れり。則ち齋物、非時香

菓・八竿・八根焉。田道間守、於是、泣悲ちて歎きて曰く、「命を天朝に受けたまはりて遠く絶域に往りて、萬里く浪を蹈みて、遙に弱水を渡る。是の常世國は則ち神仙の秘區、俗の臻らむ所に非ず。是を以て往來ふ間に、自らに十年に經りぬ。豈に期ひきや、獨り岐瀨を凌ぎて、更た本土に向て來むと云ふことを。然るに聖帝の神靈によりて、僅に還り來ることを得つるに、今天、皇すでに崩れまして、復命をす事を得ず。臣、生けりと雖も亦何の益かあらむ矣」と乃ち天皇の陵に向りて、叫哭きて自ら死れり。群臣、聞きて皆流涙ふ。田道間守は是れ三宅連の始祖なり。

日本書紀 卷第六 終

日本書紀 卷第七

大足彦忍代別天皇……景行天皇
稚足彦天皇……成務天皇

大足彦忍代別天皇 景行天皇

大足彦忍代別天皇は、活目入彦五十狹茅天皇(三)の第三に當り給ふ子なり。母の皇后を、日葉洲姫命と曰す。丹波道主王の女なり。活目入彦五十狹茅天皇の三十七年に立ちて皇太子と爲り給ふ。時に年二十一。九十九年の春二月、活目入彦五十狹茅天皇、崩す。

元年(辛未年)の秋七月、己巳の朔の己卯の日(廿二)、皇太子、即天皇位。因りて以て元を改む。是年・大歳・辛未。

二年(壬午)の春三月、丙寅の朔の戊辰の日(廿三)、播磨稻日大郎姫(一)は云く、稻日稚郎姫。郎姫、此をば異羅菟眸と云ふ)を立て、皇后と爲たまふ。后、二はしらの男を生みます。第一を大碓皇子、第二を小碓尊と曰す。(一書に云く、皇后、三柱の男を生みます。其の第三に當り給ふを稚倭根子皇子と曰す。)其の大碓皇子、小碓尊、一日に同じ胞に

して雙生れませり。天皇、異しびて則ち碓に詰り給ひき。故に因て其の二はしらの王に名けて、大碓、小碓と曰す。是の小碓尊は、亦の名は日本童男(童男、此をば鳥具奈と云ふ)亦は日本武尊と曰す。幼くして雄略之氣有します。壯に及びて容貌魁偉し。身長一丈、力能く罪を扛げ給ふ焉。

三年(癸酉)の春二月、庚寅の朔の日、紀伊國に幸まして、群の神、祇を祭らむとふるに、不吉。乃ち車駕止みぬ。屋主忍男武雄(心命)云く、武猪(心命)を遣して祭らむとら令む。爰に屋主忍男武雄(心命)詣まして、阿備の柏原に居りて、神祇を祭らむ。仍て住むこと九年あり。則ち紀直が遠祖・菟道彦の女、影媛を娶りて、武内宿禰を生ましむ。

四年(甲戌)の春二月、甲寅の朔の甲子の日(廿二)、天皇、美濃に幸し給ふ。左右奏して言さく、「茲の國に住人有り。弟媛と曰す。客妾端正し。八坂入彦皇子の女なり。」天皇、得給ひて妃に爲むと欲して、弟媛の家に幸す。弟媛、乘輿・車駕すと聞はりて、則ち竹林に隠れぬ。於是、天皇、弟媛をして至らしめむと權りて、泳宮に居ます。(泳宮、是をば區政利能彌押と云ふ)鯉魚を池に浮ちて、朝夕に監視はして戲遊び給ふ。時に弟媛、其の鯉魚の遊びを見むと欲して、密かに來て池に臨めり。天皇、則ち留めて通之、爰に弟媛、以爲く、夫婦の道は古へ今の達へる則なり。然れども吾に於ては不便。則ち天皇に請して曰さく「妾、性・交接の道を欲はず。今、皇命の威きに勝へずして、暫く帷幕の中に納され參れり。然れども意に不快る所なり。亦た形姿穢陋し。久しく掖庭に陪へまつるに堪へじ。唯し妾が姉有り。名を八坂入媛と曰す。容姿麗美、志、亦た貞潔し。宜しく後宮に納れ給へ。」天皇聽し給ふ。

仍て八坂入媛を喚して妃と爲て、七はしらの男、六はしらの女を生ましむ。第一に當り給ふを、稚足彦天皇(成)と曰す。第二を五百城入彦皇子と曰す。第三を忍足別皇子と曰す。第四を稚倭根子皇子と曰す。第五を大酢別皇子と曰す。第

六を淳尉斗皇女と曰す。第七を淳名城皇女と曰す。第八を五百城入彦皇女と曰す。第九を豐依姬皇女と曰す。第十を五十狭城入彦皇女と曰す。第十一を吉備兄彦皇女と曰す。第十二を高城入姫皇女と曰す。第十三を弟姫皇女と曰す。又の妃、三尾氏磐城別の妹・水齒郎媛、五百野皇女を生む。次の妃、五十河媛。神備皇子と、稻背入彦皇子とを生む。其の兄・神備皇子は、是れ讃岐國造の始祖なり。弟・稻背入彦皇子は、是れ播磨別の始祖なり。次の妃、阿倍氏木事之女高田媛。武國瀨別皇子を生む。是は伊豫國御村別の始祖なり。次の妃、日向髮長の大田根媛。日向製津彦皇子を生む。是は阿牟君の始祖なり。次の妃、豐武媛。國乳別皇子と國背別皇子(云く、宮道別皇子)と豐戸別皇子とを生む。其の兄・國乳別皇子は、是れ水沼別の始祖なり。弟・豐戸別皇子は、是れ火國別の始祖なり。夫の天皇の男・女、前後(のち)并せて、八十柱の子まします。然れども日本武尊、稚足彦天皇(豐城入彦皇)五百城入彦皇子を除きての外、七十餘りの子は、皆・國郡に封して、各其の國に如かしむ。故れ今時に當りて、諸國之別と謂ふは、即ち其の別の王の苗裔なり焉。

是月(三)天皇、美濃國造・名は神骨の女、兄の名は兄遠子。弟の名は弟遠子。並に有國色と聞召して、則ち大碓命を遣して、其の婦女の容姿を察せ使め給ふ。時に大碓命、便に密通けて復命言さず。是に由て大碓命を恨み給ふ。冬十一月、庚辰の朔の日、乘・輿、美濃より還りまして、則ち更に繼向に都つくり給ふ。是を日代宮と謂す。十二年(壬午)の秋七月、熊襲反きて朝貢たてまつらす。八月の乙未の朔の己酉の日(十五)筑紫に幸ます。九月の甲子の朔の戊辰の日(五)、周芳の妾磨に到ります。時に天皇、南の方を望はして群・舞に詔りて曰はく「南の方に煙氣多に起つ。必ず賊在らむ」。則ち留りて、先づ多臣の祖・武諸木、國前臣の祖・菟名手、物部臣の祖・夏花を遣して其の状を察せ令め給ふ。爰に女人あり、神夏磯媛と曰ふ。其の徒衆・甚多なり。一國の魁帥なり。天皇の使者至ると

耶はりて、則ち磯津山の賢木を抜にして、以ちて上枝には八握劍を掛け、中枝には八咫鏡を掛け、下枝には八尺瓊を掛けて、亦た素幡を船の船に樹て、參向て啓して曰さく「願はくは、兵をな下はしそ。我が屬類、必ず遠き奉ること有らじ。今將に歸徳ひなむ矣。唯し殘・賊有り。一りを鼻垂と曰す。妄りに名號を假りて山谷に響ひ聚り、菟狹の川上に屯結めり。二を耳垂と曰す。殘・賊・貪・婪きて人民を略む。是れ御木(木、此をば開と云ふ)の川上に居り。三を麻剗と曰す。潛かに徒黨を聚めて高羽の川上に居り。四を土折猪折と曰す。綠野の川上に隠り住みて、獨り山川の險しきを恃みて、以て多に人民を掠む。是の四人、其の據る所、並びに要害の地なり。故、各々眷屬を領ひて、一處の長たり。皆曰さく、皇命に従はじと。願はくは急かに撃ち給へ。勿・失ち給ひそ。於是、武諸木等、先づ麻剗が徒を誘る。仍て赤き衣褌、及び種々の奇物を賜ひて、兼て服はざる三人を搦さ令ひ。乃ち己が衆を率て參來けり。悉に捕へて誅しつ。天皇、遂に筑紫に幸まして、豐前國の長峽の縣に到りて、行宮を興て居します。故れ、其の處を號けて、京と曰ふ。

冬十月、碩田國に到ります。其の地形、廣く大にして赤麗はし。因て碩田と名く(碩田、此をば於保岐陀と云ふ)。速見邑に到ります。女人あり、速津媛と曰ふ。一處の長たり。其(その)天皇・車駕すと聞はりて、自ら迎へ奉りて詣して言さく「茲の山に大きな石窟有り。泉石窟と曰す。二の土蜘蛛有り。其の石窟に住めり。一を青と曰し、二を白と曰す。また直入縣の彌野に三の土蜘蛛有り。一を打獲と曰し、二を八田と曰し、三を國摩侶と曰す。是の五人は、並びに其の人と爲り力強くして、亦た衆類多し。皆曰さく、皇命に従はじと。若し強ちに喚さば、兵を興して距がむ焉」。天皇之を惡み給ひて進行ますことを得ず。即ち來田見邑に留りて、權に宮室を興て居す。仍て群臣と議りて曰はく「今、多に兵衆を動かして以て土蜘蛛を討たば、若其れ我が兵の勢ひに畏りなば、將に山野に隠れて、必ず後の愁を

爲さむ。則ち海石櫛樹を採りて、椎に作りて兵に爲たまふ。因て猛き卒を簡びて、兵の椎を授けて、以て山を穿ち草を搦ひ、石室の土蜘蛛を襲ひて、稻葉の川上に破りて悉くに其の黨を殺しつ。血、流れて蹠に至る。故れ時の人、其の海石櫛の椎を作りし處を海石櫛市と曰ふ。亦た血流れし處を血田と曰ふ。復た打獲を討たむとして、徑に彌彥山を度る時に賊虜の矢、横しまに山より射る。官軍の前に流ること、雨の如し。天皇、更た城原に還りまして水上にととふ。便ち兵を勅へて、先づ八田を彌彥野に撃ちて破りつ。爰に打獲、得勝ちまつるまじと謂ひて服はむと請す。然れども聽し給はず。皆自から洞谷に投りて死ぬ。

天皇、初め將に賊を討むとし給へるとき、柏峽の大野に次り給ふ。其野に石あり。長・六尺、廣さ三尺、厚さ一尺あまり五寸。天皇、祈ひて曰はく、「朕、土蜘蛛を滅し得むとならば、將に其の石を獻まむに、柏の葉の如くにして擧れ」と曰ふ焉。因て之を獻み給ふ。則ち柏の葉の如くにして大虚に上りぬ。故れ其の石を號けて踏石と曰ふ。是時に禰りまつる神は、則ち志我神、直入物部神、直入中臣神、三神ます矣。十一月、日向國に到りまして、行宮を起てて以て居之。是を高屋宮と謂す。

十二月、癸巳の朔、丁酉の日(五)、熊襲を討たむことを謀り給ふ。於是、天皇、群卿に詔して曰はく「朕れ聞きしく、豐國に厚鹿文、迹鹿文と云ふ者有り。是の兩人は熊襲の渠師者なり。衆類・甚多なり。是を熊襲八十渠師と謂ふ。其の鋒(さ)當る可からず。少く師を興さば、則ち賊を滅ぼすに堪へじ。多く兵を動かさば、是れ百姓害はれむ。何にか鋒刃の威ひを假らずして、坐らに其國を平けむ。時に一の臣進みて曰はく「熊襲渠師に二人の女有り。兄を市乾鹿文・乾、此をば賦と云ふ。弟を市鹿文と曰す。容貌・端正し。心・且た雄武し。宜しく重き幣を示せ、以て麾下に擣納る宜し。因て以て其の消息を伺ひ給ひて、不意之處を犯さば、則ち曾て刃を血ぬらさずして、賊必ず自らに敗れむ」

と申す。天皇、詔曰はく「可也。於是、幣を示せて、其の二人の女を歎きて幕下に納る。天皇、則ち市乾鹿文を通して陽りて窺みたまふ。時に市乾鹿文、天皇に奏して曰はく「熊襲の服はぬことを無・愁へ給ひそ。妾、良き謀有り」と。即ち一二の兵を己に従は令めて、家に返りて以て多に醇酒を設けて己が父に飲ましむ。乃ち酔ひて寐ぬ。市乾鹿文・密かに父の弦を斷つ。爰に従へる兵一人進みて熊襲渠師を殺しつ。天皇、其の不・孝の甚たしきことを惡み給ひて、市乾鹿文を誅ひ給ふ。仍て弟・市鹿文を以て、火國造に賜へり。

十三年(七四三)の夏五月、悉に豐國を平つ。因て以て、高屋宮に居すこと己に六年なり。是に其國に佳人あり。御刀媛(御刀、此をば彌波迦志と云ふ)と曰ふ。則ち召して妃と爲たまふ。豐國別皇子を生む。是れ日向國造の始祖なり。

十七年(七四七)の春三月、戊戌の朔の己酉の日(十二)、子湯縣に幸して丹我小野に遊び給ふ。時に、東の方を望はして左右に謂りて曰はく、「是國は、直に日の出づる方に向へり」。故れ其國を號けて日向と曰ふ。是の日、野中の大石に陟りまして、京都を憶ひ給ひて歌之て曰はく、

はしきよし。吾家の方ゆ。雲居起ち來も。大和は。國の塊區。立並づく。青垣山・隠れる。大和し隠はし。命の。全けむ人は。疊菰。平群の山の。白樞が枝を。譽華に挿せ。此の子。是をば思邦歌と謂ふ。

十八年(七四八)の春三月、天皇、京に向まさむとして、以て筑紫國を巡狩そなはす。始て夷守に到ります。是時に石瀨河の邊に入衆聚樂へり。於是、天皇、遙かに望りて、左右に詔して曰はく「其の集へる者は何人ぞ。若し賊ふもの乎」。乃ち兄夷守、弟夷守の二人を遣して觀せ給ふ。乃ち弟夷守、還り來て語して曰はく「諸縣君・泉媛、大御食を獻つらむとするに依りて、其の族會へり」。夏四月、壬戌の朔の甲子の日(三)、熊襲に到ります。其の處に熊津彦と云ふ

者、兄弟二人あり。天皇、先づ兄熊を徴さしむ。則ち使に從ひて請れり。因て弟熊を徴す。而れども來ず。故れ兵を遣して誅之。壬申の日(十二)海路よりして、葦北の小島に泊りまして進食す。時に山部阿弭古の祖・小左を召して冷水を進らしむ。此時に適りて島の中に水無し。所爲を知らず。則ち仰ぎて天神・地祇に祈み申す。忽ちに寒泉・崖の傍より涌出づ。乃ち酌み以て獻る焉。故れ其の島を號けて水島と曰ふ。其の泉、猶ほ今に水島の崖に在り。

五月、壬辰の朝の日、葦北より發船して、火國に到ります。於是、日没れぬ。夜冥くして著岸を知らず。遙かに火光視ゆ。天皇、挾抄者に詔して曰はく「直に火處を指せ」。因りて火を指して往く。即ち岸に著くことを得たり。天皇其の火の光りし處を問ひて曰はく「何と謂ふ邑ぞ」。國人對へて曰はく「是れ八代縣、豐村」と。亦た其の火を尋ひ給はく「是れ誰人の火ぞ」。然れども主を得ず。故に人の火に非すと云ふことを知りぬ。故れ其國を名けて火國と曰ふ。

六月、辛酉の朝の癸亥の日(十三)高來縣より玉杵名邑に渡ります。時に、其の處の土蜘蛛、津頼と云ふ者を殺しつ焉。丙子の日(十六)、阿蘇國に到ります。其の國の郊原、曠く遠くして人の居を見ず。天皇の曰はく「是國に人有りや」。時に二はしらの神有す。阿蘇都彦、阿蘇都媛と曰す。忽ちに人に化りて以て遊詣りて曰はく「吾れ二人在り。何そ人無からめ耶」。故れ其國を號けて阿蘇と曰ふ。

秋七月、辛卯の朝の甲午の日(四)、筑紫後國の御木に到りまして、高田の行宮に居します。時に儼れたる樹あり。長・九百丈あまり七十丈焉。百寮その樹を踏みて往來ふ。時の人歌よみて曰はく、

朝霜の。御木の眞小橋。公卿。い渡らすも。御木の眞小橋。

爰に天皇問ひて曰はく、「是れ何の樹ぞ」。一りの老夫ありて曰はく「是の樹は歷木なり。嘗て未だ儼れざりし先は、朝日の暉に當りては則ち杵島山を隱し。夕日の暉に當りては則ち阿蘇山を覆しき」と。天皇曰はく「是の樹は神木なり

故れ此の國を宜しく御木國と號く宜し」

丁酉の日(七)、八女縣に到ります。則ち藤山を越えて以て南の方・粟神を望りて詔して曰はく「其の山の峯岫・重疊りて、且つ美麗しきこと甚し。若し神・其の山に在るか」。時に水沼縣主・猿大海、奏して言はく「女神まします。名を八女津媛と曰す。常に山の中に居す」。故れ八女國の名、此に由りて起れり。八月、丙辰に到りまして進食す。是日に膳夫等、邊を遺る。故れ時人その邊を忘れし處を號けて浮羽と曰ふ。今、的と謂ふは、訛れる也。昔、筑紫の俗、邊を號けて浮羽と曰へり。

十九年(七四九)の秋九月、甲申の朝の癸卯の日(二十)、天皇、日向より至ります。

二十年(七五〇)の春二月、辛巳の朝の甲申の日(四)、五百野皇女を遣して、天照大神を祭ひまつらしめ給ふ。

二十五年(七五五)の秋七月、庚辰の朝の壬午の日(三)、武内宿禰を遣して、北陸及び東の方の、諸國の地形(なり)の、且た百姓の消息を察せ令め給ふ。

二十七年(七五七)の春二月、辛丑の朝の壬子の日(十二)、武内宿禰、東國より還りまゐきて奏して言はく「東夷の中に、日高見國有り。其の國人、男・女、並びに椎結、身を文けて、人と爲り勇悍し。是をば總て蝦夷と曰す。亦た土地沃壤て曠し。擊ちて取りつ可し」。

秋八月、熊襲亦た反きて、邊境を侵すこと止まず。冬十月、丁酉の朝の己酉の日(十三)、日本武尊を遣して熊襲を擊た令む。時に年十六。於是、日本武尊の曰はく「吾れ善く射む者を得りて、與に行らむと欲ふ。其れ何處にか善く射む者有らむ焉」。或者啓して曰はく「美濃國に善く射る者有り。弟彦公と曰す」。於是、日本武尊、葛城の人・宮戸彦を遣して、弟彦公を喚す。故れ弟彦公、便に石占横立、及び尾張田子之稻置、乳近之稻置を率て來れり。則ち日本武尊に

十二月、熊襲國に到りたまふ。因りて以て其の消息、及び地形の險易(高き低き)を伺ひ給ふ。時に、熊襲に魁帥者あり。名は取石鹿文、亦は川上梟帥と曰ふ。悉くに親族を集へて、宴せむとす。是に日本武尊、髪を解き童女の姿を作り、以て密かに川上梟帥の宴の時を伺ひ給ふ。仍て劍を櫛の裏に佩き給ひて、川上梟帥が宴の室に入りまして、女人の中に居します。川上梟帥、其の童女の容姿に感でて、則ち手を携りて席を同じくして、杯を擧げて飲ませつゝ戯ぶれ弄くる。時に夜更け人闌らざる。川上梟帥、且つ被酒ぬ。於是、日本武尊、櫛の中の劍を抽て、川上梟帥が胸を刺し給ふ。未及之死、川上梟帥、叩頭て曰さく、「且し待ち給へ、吾れ有所言」。日本武尊、劍を留めて待ち給ふ。川上梟帥啓して曰さく、「汝尊は誰人ぞ」。對へて曰はく、「吾は是れ大足彦天皇の子なり。名をば日本童男と曰ふ」。川上梟帥また啓して曰さく、「吾は是れ國中の強力者なり、是を以て當時、諸の人、我が威力に勝たずして、従はずと云ふこと無し。吾、多に武力者に遇ひしかども、未だ皇子の若き者は有らず。是を以て賤しき躬の陋しき口を以て尊號を奉らむ。若し聽し給はむ乎」と申すに、「聽之」と曰ふ。即ち啓して曰さく、「自今以後、皇子を號け奉りて、應に日本武皇子と稱へまつる應し。言し訖りて乃ち胸を通して殺したまふ。故れ今に至るまで、日本武尊と稱め曰す。是れ其の緣なり。然して後、弟彦等を遣して悉くに其の黨類を斬して餘無し。

既にして、海路より倭に還りたまむとして、吉備に到りて以て穴海を渡る。其の處に惡神あり。則ち之を殺しつ。亦た難波に至ります。比に、柏濟の惡神を殺しつ(濟、此をば和多利と云ふ)。

二十八年(庚辰年)の春、二月、乙丑の朔の日、日本武尊、熊襲を平けし狀を奏して曰さく、「臣、天皇の神靈に頼りて、以て兵を一たび擧げて、頓に熊襲の魁帥たる者を誅ひて其の國を平けつ。是を以て西州すでに謫まりて、百

姓・無事なり。唯し吉備の穴濟の神、及び難波の柏濟の神、皆な害心あり。以て毒氣を放ちて路人を苦しめ、並びに禍害の藪を爲す。故れ悉くに其の惡神を殺して、並びに水陸の徑を開けり」と。天皇、於是日本武尊の功を美め給ひて、異に愛み給ひき。

四十年(庚戌年)の夏六月、東夷・多に叛きて、邊境、騒ぎ動む。秋七月、癸未の朔の戊戌の日(十六)、群卿に詔して曰はく、「今、東の國安からずして、暴ぶる神多に起る。亦た蝦夷等悉くに叛きて、屢・人民を略む。誰人を遣はして以て其の亂を平けむ」。群卿、皆な誰を遣し給へと云ふ事を知らず。日本武尊、奏して言さく、「臣は則ち先に西を征らしに勞りき。是の役は必ず大碓皇子の事ならむ矣」。時に大碓皇子、愕然て草の中に逃げ隠る。則ち使者を遣して召し來しむ。爰に天皇、責めて曰はく、「汝、欲からざらむをば、豈に強に遣さむ耶。何ぞ未だ賊にも對はずして、以て豫き懼るゝことの甚だしき焉」。此に因りて遂に美濃國に封す。仍て封地に如けり。是れ身毛津君、守君、二つの族の始祖なり。

於是、日本武尊、雄詰して曰はく、「熊襲既に平けて、未だ幾の年も經ざるに、今更た東夷・叛けり。何日か太平ぐに達らむ。臣、勞しと雖も、頓に其の亂を平けむ」と言す。即ち天皇、斧劍を持ちて以て日本武尊に授けて曰はく、「朕れ聞きし、其の東夷は讒性暴び強くして、凌ぎ犯すことを宗と爲す。村に長なく、邑に首なし。各封塀を食りて並びに相盜略む。亦た山に邪神あり、郊に森鬼あり。衢を遮り徑を塞ぎて多に人を苦しましむ。其の東夷の中に、蝦夷是れ尤れて強し焉。男・女、交り居て父子別なし。冬は則ち穴に宿、夏は則ち權に住む。毛を衣き血を飲みて昆弟相疑ふ。山に登ること飛鳥の如く、草を行くこと走獸の如し。恩を承けては則ち忘れ、怨を見ては必ず報ゆ。是を以て箭を頭鬢に藏め、刀を衣の中に佩けり。或は黨類を集めて邊界を犯し、或は農桑を伺ひて以て人民を略む。擊てば則